

2023年4月1日
以降始期用

船舶保険の約款

船舶保険普通保険約款、
特別約款・特別条項

To Be a Good Company

東京海上日動

(約款集番号第THI-43号)

特にご注意いただきたいこと

お手元にお届けした保険証券の記載内容についてご確認ください。内容に事実と異なる点、お申し込みいただいた契約内容と異なる点等がございましたら、ご契約の代理店または東京海上日動（以下「弊社」といいます。）までお知らせください。保険証券の記載内容と事実が相違している場合、保険金のお支払いができないとなる場合がありますので、ご注意ください。

事故が起こったときの手続き

事故が発生した場合には、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

事故受付センター（東京海上日動安心110番）

○受付時間：24時間365日

○ご連絡先：フリーダイヤル **0120-575-110**

（携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます）

※ご連絡をいただく際には必ず証券番号をお手元にご用意ください。

●事故の受付・ご相談

事故のご連絡・ご相談をフリーダイヤルにて承ります。

いざというとき、全国どこからでもご利用いただけます。

目 次

1. 船舶保険普通保険約款	1
2. 共通して適用される特別約款・条項	11
共同保険特別条項	11
保険料に関する特別条項	11
保険料に関する特別条項（後払期日用）	12
最低保険料に関する特別条項	13
航海保険特別条項	13
係船保険特別条項（地震危険不担保）	14
地震危険不担保特別条項	15
ベーリング海航行特別条項	15
航路定限に関する特別条項（A）	15
航路定限に関する特別条項（B）	15
航路定限に関する特別条項（C）	15
電子機器類の日付認識問題に関する特別条項	16
消費税に関する特別条項	16
制裁等に関する特別条項	17
ロシア産原油等輸送禁止特別条項（上限価格措置対応用）	17
イラン原油等輸送禁止特別条項	17
サイバーリスクの取扱いに関する特別条項（A）	17
サイバーリスクの取扱いに関する特別条項（B）	17
サイバーリスク不担保特別条項	18
感染症免責特別条項	18
休航戻特別条項	19
全損時等の保険料追加払特別条項	20
3. 船舶保険に適用される特別約款・条項	21
船舶保険第2種特別約款	21
船舶保険第2種特別約款（衝突損害賠償金付）	22
船舶保険第5種特別約款	24
船舶保険第6種特別約款	28
水線下の修繕費不担保特別条項	32
修繕費追加担保特別条項（浚渫船用）	32
修繕費追加担保特別条項（杭打船用）	33
修繕費追加担保特別条項（コンクリート・ミキサー船用）	33
修繕費追加担保特別条項（軟弱地盤改良船用）	33
修繕費追加担保特別条項（起重機船用）	34
火災による損傷修繕費追加担保特別条項	34
陸上保管中の火災による損傷修繕費追加担保特別条項	36
小額共同海損担保特別条項	38
免責金額控除特別条項（A）	38
免責金額控除特別条項（B）	38
免責金額控除特別条項（B）（3/4RDC用）	38
免責金額控除特別条項（E）	39
免責金額控除特別条項（F）	39
免責金額控除特別条項（G）	40
免責金額控除特別条項（ジェットフォイル第6種用）	40
漁艇に関する特別条項	40
押航船列特別条項	40
ケーソンとの衝突損害賠償責任不担保特別条項	42
油回収船特別条項	42
消防船・防災船特別条項	42
土砂等運搬禁止特別条項	42
保険の目的物に関する特別条項（ウォーターフロント）	43
修繕費追加担保特別条項（ウォーターフロントA）	43
修繕費追加担保特別条項（ウォーターフロントB）	44
修繕費追加担保特別条項（ウォーターフロントC）	46
衝突損害賠償金に関する特別条項（3/4RDC用）	46
4. 船費保険に適用される特別約款・条項	48
船費保険第1種特別約款（A）	48

船費保険第1種特別約款（A）（3/4RDC用）	48
船費保険第1種特別約款（B）	49
5. 船主責任保険に適用される特別約款・条項	50
船主責任保険特別約款	50
積荷等に関する船主責任追加担保特別条項	52
汚染損害に関する船主責任追加担保特別条項	53
船主責任に関する支払限度額特別条項	53
荷役装置の使用契約責任に関する船主責任追加担保特別条項	54
船舶油濁等損害賠償保障契約特別条項	54
6. 船主責任総合保険に適用される特別約款・条項	56
船主責任総合保険特別約款	56
労働災害に関する保険金額特別条項（A）	60
労働災害に関する保険金額特別条項（D）	61
労働災害の船主責任不担保特別条項	61
救助作業中の船主責任追加担保特別条項	61
曳船または押船に関する特別条項（船主責任総合保険用）	61
押航船列特別条項（船主責任総合保険用）	61
船舶油濁等損害賠償保障契約特別条項（船主責任総合保険用）	62
バンカー条約に関する特別条項	62
海上労働条約に関する特別条項	63
テロリストに関する船主責任追加担保特別条項	64
小型タンカー油濁補償協定（STOPIA）に関する特別条項	64
第三者に対する超過責任追加担保特別条項	64
WHO認定感染症免責特別条項	65
7. 漁船船主責任保険に適用される特別約款・条項	67
漁船船主責任保険特別約款	67
乗組員等に関する漁船船主責任追加担保特別条項	69
船舶油濁等損害賠償保障契約特別条項（漁船船主責任用）	69
8. 曳航者賠償責任保険に適用される特別約款・条項	71
曳航者賠償責任保険特別約款	71
汚染損害に関する曳航者賠償責任追加担保特別条項	72
9. 船舶不稼働損失保険に適用される特別約款・条項	73
船舶不稼働損失保険特別約款（A）	73
船舶不稼働損失保険特別約款（B）	76
10. 新オフハイヤー総合補償保険特別約款	80
11. 船舶戦争保険特別約款	83
12. 船舶不稼働損失戦争保険特別約款	89
13. 船舶水雷保険に適用される特別約款・条項	93
船舶水雷保険特別約款	93
船舶水雷保険特別約款（作業船用）	97
14. 船舶建造戦争保険特別約款	101
15. 船舶建造・修繕・修繕者工事・修繕費保険に適用される特別約款・条項	104
船舶建造保険特別約款	104
船舶建造保険特別約款（高額艦艇用）	105
艦艇の保険価額に関する特別条項	107
地震危険担保特別条項（船舶建造保険用）	107
ストライキ危険担保特別条項	107
船舶建造者責任保険特別約款	108
地震危険担保特別条項（船舶建造者責任保険用）	110
ストライキ危険担保特別条項（船舶建造者責任保険用）	110
船舶修繕保険特別約款	110
地震危険担保特別条項	112
船舶修繕者工事保険特別約款	113
船舶修繕者責任保険特別約款	114
船舶修繕費保険特別約款	116
16. 船舶修繕者賠償責任保険に適用される特別約款・条項	118
船舶修繕者賠償責任保険特別約款（第三者賠償責任担保）	118
船舶修繕者賠償責任保険特別約款（第三者賠償責任不担保）	120
包括契約特別条項（暫定保険料方式）	122
包括契約特別条項（確定保険料方式）	122
超過個別契約特別条項	123

個別契約保険料精算特別条項	123
被保険者提供品担保特別条項	123
17. 航路定限	124
日本全沿岸	124
日本全沿岸および大韓民国	124
近海水域 (A)	124
近海水域 (B)	124
世界水域	125
瀬戸内海	125
東京湾	125
鹿児島湾	125
沖縄本島周辺	125
平水区域第1～10号	126
平水区域第11～19号	127
平水区域第20～28号	128
平水区域第29～40号	129
平水区域第40号の2～49号	130
漁船航路定限 (1)	131
漁船航路定限 (2)	131
漁船航路定限 (3)	131
INSTITUTE WARRANTIES	131
INSTITUTE WARRANTIES WITH CLAUSE 6. DELETED	132
Bering Sea and East Asian Waters Transit Clause	132
18. 承諾書に適用される特別条項	133
保険料精算特別条項（承諾書用）	133
氷による損傷修繕費不担保特別条項（承諾書用）	133
航海の条件に関する特別条項（承諾書用）	133
新旧両証券にまたがる承諾特別条項	133
全損時等の保険料追加払特別条項（承諾書用）	133
航路定限外航行の条件に関する特別条項（承諾書用）	134
19. 保険金の支払先に関する条項	135
保険金の支払先に関する条項 (A)	135
保険金の支払先に関する条項 (B)	135
保険金の支払先に関する条項 (C)	135
保険金の支払先に関する条項（一般用）	135
保険金の支払先に関する条項（裸用船用）	135
保険金の支払先に関する条項（共有船用）	135
保険金の支払先に関する条項（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構との共有船用）	135
保険金の支払先に関する条項（船主責任総合保険用）	135
保険金の支払先に関する条項（船舶不稼働用）	136
保険金の支払先に関する条項（船舶建造用）	136
保険金の支払先に関する条項（船舶修繕用）	136
保険金の支払先に関する条項（船舶建造・船舶修繕用）	136

1. 船舶保険普通保険約款

(2021年4月1日改正)

第1章 当会社の責任

第1条 (保険金をお支払いする場合)

- (1) 当会社は、この保険証券記載の船舶（以下「被保険船舶」といいます。）が沈没、転覆、座礁、座州、火災、衝突その他の海上危険によって、その被保険利益について生じた損害に対して、この約款ならびにこの保険証券記載の特別約款および特別条項の規定に従い、保険金を支払います。また、陸上危険について特別約款または特別条項に規定がある場合も同様とします。
- (2) (1) の被保険利益について生じた損害とは、全損、修繕費、共同海損分担額、衝突損害賠償金、損害防止費用その他の損失、費用および賠償金をいいます。

第2条 (保険の目的物の範囲)

- (1) 船舶を保険の目的物とした場合は、船体および機関のほか、この保険証券記載の特別約款または特別条項に規定があるときを除き、この保険証券記載の被保険者（以下「被保険者」といいます。）または保険契約者が所有もしくは賃借し、かつ、船舶内に存在する次の物は保険の目的物に含まれるものとします。
- ① 属具および備品
 - ② 燃料、食料その他の消耗品等（*）で、船舶の使用目的で使用されるすべての物
- (2) (1) の規定にかかわらず、属具のうち、端艇については、船舶外に取り出された場合であっても、本来の使用目的で使用されているときに限り、保険の目的物に含まれるものとします。
- (*): 船用金を含みます。

第3条 (全損)

- (1) 全損とは、被保険船舶が滅失した場合、または著しい損傷を被り修繕不能となった場合をいいます。
- (2) 次の事実が発生した場合には、被保険者は、全損としての保険金（以下「全損金」といいます。）の支払を請求することができます。
- ① 被保険船舶の修繕費、共同海損分担額もしくは損害防止費用（第7条（損害防止費用）(1) ①の費用に限ります。）のそれぞれの見積額またはこれらの合算額が保険価額を超えたこと。
 - ② 被保険船舶の存否が最後の消息のあった日から起算して60日間不明であったこと。
 - ③ 被保険船舶を占有して使用することが不可能な状態が180日間継続したこと。
- (3) (2) ②または③の事実が発生した場合には、それに規定する期間経過前に保険期間が満了したときであっても、被保険者は、全損金の支払を請求することができます。

第4条 (修繕費)

- (1) 修繕費とは、被保険船舶が被った損傷をその損傷発生直前の状態に復旧するために必要かつ妥当な費用をいいます。
- (2) (1) の費用には、被保険船舶が被った損傷の修繕のために必要な次の費用を含むものとします。ただし、共同海損分担額となるもの、損害防止費用となるものおよび事故の有無にかかわらず必要な費用を除きます。
- ① 被保険船舶が損傷を被った後、直ちに最寄りの修繕地に回航される場合は、その航海のために必要かつ妥当な費用。ただし、修繕費を節約するために当会社の同意を得て最寄りの修繕地以外の修繕地に回航される場合には、その航海のために必要かつ妥当な費用は、それにより節約される額を限度とします。
 - ② 被保険船舶が修繕完了後、直ちに原航路に復帰する場合は、その航海のために必要かつ妥当な費用
 - ③ 損傷の修繕が行われた後、被保険船舶の試運転をする場合は、その航海のために必要かつ妥当な費用
- (3) 次の場合には、仮修繕費を(1)の費用に含めます。ただし、共同海損分担額となるものを除きます。
- ① 本修繕に必要な材料または部品の調達に長期間を要し、本修繕が著しく遅延する場合
 - ② 仮修繕が行われることにより本修繕に必要な修繕費が節約される場合。ただし、その仮修繕により節約される額を限度とします。
- (4) 被保険船舶が被った損傷の仮修繕が行われていた場合に、次のときは、その仮修繕費を(1)の費用に含めます。ただし、共同海損分担額となるものおよび損害防止費用となるものを除きます。
- ① 被保険者が本修繕の費用または第38条（被保険船舶の修繕）(3)の修繕費を当会社に請求しないとき。
 - ② 本修繕が行われる時までに、被保険船舶が全損となったとき。
- (5) 被保険船舶が、当会社がこの保険契約において保険金を支払うべき事故（以下「保険事故」といいます。）によって被った損傷の修繕工事（以下「保険工事」といいます。）のために、上架または入渠を必要とする場合に、船底塗料の代金および塗装費（船底清掃費を含みます。）の取扱いは、この保険証券記載の特別約款および特別条項の規定に従います。
- (6) 保険工事とそれ以外の工事または検査（以下「船主工事等」といいます。）が同時に行われる場合に、そのいずれもが上下架、入出渠、滯架または滯渠の費用を必要とするときは、それについて次の割合により算出した費用を(1)の費用に含めます。
- ① 上下架または入出渠の費用はその2分の1
 - ② 滞架または滯渠の費用は、保険工事と船主工事等が併行して行われた日数に対してはその2分の1
- (7) 被保険船舶が座礁、座州または他物（水を除きます。）と衝突した後、保険契約者または被保険者が直ちに、当会社の同意を得て船底損傷検査のみを目的として検査を行った場合に、必要かつ妥当な次の費用は、損傷が発見されなかったときであっても、(1)に規定する修繕費とみなします。
- ① 潜水士を使用したときの潜水士使用料

② 被保険船舶を上架または入渠させたときの上下架または入出渠費用

第5条（共同海損分担額）

(1) 共同海損分担額とは、保険契約者または被保険者が選任した精算人 (*) により、次の法令または規則に従って作成された共同海損精算書によって、被保険船舶が分担すべき額をいいます。ただし、当会社が支払った第4条(修繕費)に規定する修繕費のうち、共同海損として認容される額がある場合には、共同海損分担額からその額を差し引きます。

① 運送契約に定められた法令または規則

② 運送契約に別段の規定がない場合は、日本国の法令または1994年ヨーク・アントワープ規則

(2) 被保険船舶が空船で航行する場合に、船舶以外に共同海損を分担する利益があれば共同海損行為となる行為によって保険契約者または被保険者が費用を支出したときは、1994年ヨーク・アントワープ規則（同規則第20条および第21条を除きます。）を準用します。この場合の航海は、発航港から次の港（避難港または燃料の補給のためにのみ寄航する港を除きます。）に到着するまでとします。ただし、避難港または寄航港において航海が打ち切られたときは、その航海はその時に終了したものとします。

(*) 保険契約者または被保険者が遅滞なく精算人を選任しない場合には、当会社は、自ら精算人を選任することができます。

第6条（衝突損害賠償金）

(1) 衝突損害賠償金とは、被保険船舶が他の船舶と衝突（被保険船舶が他の船舶と衝突した直接の結果として、その他船がさらに他の船舶と衝突した場合を含みます。）したことによって生じた次の損害に対して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に、確定判決によりまたは当会社の書面による同意を得て確定した額をいいます。

① 他船に与えた損害（その他船の損傷による使用利益の喪失を含みます。）

② 他船上の積荷その他の財物に与えた損害

(2) (1) に規定する衝突損害賠償金の額は、次のとおりとします。

① 衝突が被保険船舶のみの過失によって生じた場合は、被保険者が (1) ①および②の損害に対して賠償すべき額

② 衝突が被保険船舶および他船の過失によって生じた場合は、それぞれの船舶の過失の割合 (*1) に応じ、かつ、相殺をしないで被保険者が (1) ①および②の損害に対して賠償すべき額

③ ①および②の規定にかかわらず、日本国もしくは外国の法令または条約に基づいて被保険者の責任が制限される場合は、その法令または条約に基づいて被保険者が提供した基金の確定額または提供した財産の提供時の価額のうち、(1) ①および②の損害に対する賠償として割り当てられる額

(3) 被保険船舶が被保険者の所有または賃借する他の船舶（被保険船舶の端艇を除きます。）と衝突した場合も、第三者の所有または賃借する他の船舶と衝突した場合に準じて (1) および (2) の規定を適用するものとします。この場合において、それぞれの船舶の過失の有無およびその割合ならびにそれぞれの船舶の損害額については、被保険者と当会社との間で協定します (*1) (*2)。

(*1) それぞれの船舶の過失の軽重を判定することができないときは、それぞれの船舶の過失の割合は同等とみなします。

(*2) 協定が成立しないときは、被保険者と当会社は、協議して1人の仲裁人を選任しその判断に任せます。この選任ができないときには、被保険者と当会社は、協議してそれぞれ1人の仲裁人を選任し、その2人が選任する第三の仲裁人1人を加えた3人の仲裁人の多数決による判断に従います。

第7条（損害防止費用）

(1) 損害防止費用とは、次の費用をいいます。

① 保険契約者または被保険者が第36条（損害防止義務）(1) に規定する損害防止義務を履行するために必要または有益な費用 (*)

② 保険契約者または被保険者が第36条(3) に規定する第三者に対する請求権の保全または行使の義務を履行するために必要または有益な費用。ただし、この保険契約に関する損害と、その他の損害とを合わせて第三者に対する請求権を保全または行使した場合の費用は、それぞれの損害額の割合によって比例案分される額に限ります。

③ この保険契約に関する損害について、賠償請求の訴えが被保険者に対して提起された場合の次の費用。ただし、この保険契約に関する損害に対する賠償と、その他の損害に対する賠償とを合わせて請求された場合の訴訟費用または仲裁費用は、それぞれに請求された額の割合によって比例案分される額に限ります。

ア. 被保険者が当会社の書面による同意を得て応訴するために必要または有益な訴訟費用

イ. 被保険者が当会社と協議のうえ争いを仲裁に付すために必要または有益な仲裁費用

(2) 保険契約者または被保険者が、被保険船舶と被保険船舶上の積荷その他の財物の損害をともに防止軽減する場合において、損害防止費用は、(1) の費用のうち、被保険船舶が分担すべき額とします。ただし、共同海損分担額となるものを除きます。

(3) 損害の防止軽減に際して生じた次のいずれかに該当するものは、損害防止費用には含まないものとします。

① 被保険船舶が被った損傷の修繕費

② 被保険船舶の積荷または運送貨に生じた損害

③ 被保険船舶の乗客、船長または乗組員その他の人員に生じた損害

(*) 被保険船舶に保険事故が発生した場合に、救助契約に基づかずして被保険船舶を救助した者に対して保険契約者または被保険者が支払うべき報酬を含みます。

第8条（火災・汚染防止損害）

当会社は、被保険船舶に保険事故が発生し、その結果日本国または外国の公権力により講じられた次の緊急措置によって被保険利益について生じた損害を、その緊急措置の原因となった保険事故によって生じたものとみなし、そ

の損害に対して、この約款ならびにこの保険証券記載の特別約款および特別条項の規定に従い、保険金を支払います。ただし、当会社は、その緊急措置を講じるために必要とした費用に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険船舶に火災が発生した場合、またはまさに発生しようとしている場合に、その火災の消火、延焼の防止もしくは火災の発生の防止、または人命を救助するために講じられた緊急措置

② 被保険船舶から流出し、または排出された油その他の物により、海洋、河川等が汚染された場合、またはそのおそれがある場合に、その汚染を防止軽減するために講じられた緊急措置

第9条（保険価額）

(1) 当会社と保険契約者は、保険契約の締結の際に保険価額を協定します。

(2) 保険期間中に被保険利益の価額が著しく増加または減少した場合は、その時をもって当会社または保険契約者は、書面をもってこの保険証券記載の保険価額または保険金額の変更を申し入れることができます。

第10条（保険金支払額の限度）

(1) 当会社が支払うべき保険金の額（以下「保険金支払額」といいます。）は、1回の保険事故ごとに保険金額を限度とします。

(2) (1) の規定にかかわらず、次の賠償金または費用についての保険金支払額は、1回の保険事故ごとに、かつ、他の保険金とは別に、それぞれ保険金額を限度とします。

① 第6条（衝突損害賠償金）に規定する衝突損害賠償金

② 保険契約者または被保険者が支出した第7条（損害防止費用）(1) ①および②に規定する損害防止費用。ただし、第7条(1) ①の費用については、被保険船舶が全損になるおそれがある場合に、保険契約者または被保険者があらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用に限ります。

③ 第7条(1) ③に規定する費用のうち、第6条(1) ①または②の損害について賠償請求の訴えが被保険者に対して提起された場合の必要または有益な訴訟費用または仲裁費用

第11条（一部保険の場合の保険金支払額）

保険金額が保険価額より低い場合の保険金支払額は、保険金額の保険価額に対する割合を損害額に乘じた額とします。

第12条（他の保険契約がある場合の保険金支払額）

(1) 第1条（保険金をお支払いする場合）に規定する損害および保険期間の全部または一部がこの保険契約と重複する保険契約（以下「他の保険契約」といいます。）が締結されている場合に、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した保険金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計が損害額を超えるときの保険金支払額は、この保険契約の支払責任額のそれぞれの保険契約の支払責任額の合計に対する割合を損害額に乘じた額とします。

(2) それぞれの保険契約の保険価額が異なるときは、それらのうち最も高い保険価額の保険契約のもとで算出した損害額を(1) の損害額とします。

第13条（当会社の責任の始期および終期）

(1) 一定の期間についての保険（以下「期間保険」といいます。）における当会社の責任は、この保険証券に異なる時刻の記載がある場合を除き、この保険証券記載の保険期間の開始日の正午に始まり、終了日の正午に終わります(*.)。

(2) 一定の航海についての保険（以下「航海保険」といいます。）における当会社の責任は、この保険証券記載の特別約款または特別条項に規定がある場合を除き、次のとおりとします。

① 被保険船舶がこの保険証券記載の発航港において発航のため係留索を解き始めた時、またはいかりを揚げ始めた時のいざれか早い時に始まります。

② 被保険船舶がこの保険証券記載の到達港においていかりを降ろし終わった時、または係留索をつなぎ終わった時のいざれか早い時から24時間を経過した時に終わります。

③ ②の規定にかかわらず、24時間以内であっても、被保険船舶が他の航海のために積荷の積込みその他発航の準備に着手した時、または他の航海のために係留索を解き始めた時もしくはいかりを揚げ始めた時は、そのいざれか早い時に終わります。

(3) 期間保険において、被保険船舶が航海している間、または被保険船舶に生じた損害について当会社の保険金支払の有無が確定しない間に、(1) に規定する保険期間が満了する場合において、保険契約者または被保険者は、保険期間の満了前に書面をもって保険期間の延長を当会社に請求し、かつ、30日間に応する保険料を支払うことによって、保険期間を30日間延長することができます。さらにその保険期間を延長しようとするときも同様とし、30日を1期として保険期間を延長することができます。ただし、保険期間が延長された場合であっても、次の時をもってこの保険契約は終了します。

① 航海中であった被保険船舶が安全に停泊できる水域においていかりを降ろし終わった時、または係留索をつなぎ終わった時のいざれか早い時

② 被保険船舶に生じた損害について当会社の保険金支払の有無が確定した時、または被保険船舶の損傷の修繕が完了した時のいざれか早い時

(4) 保険期間中に被保険船舶が全損となった場合は、その時をもってこの保険契約は終了します。

(*.) この保険証券に異なる記載がある場合を除き、(1) における時刻は、日本国の標準時によるものとします。

第2章 保険金をお支払いしない損害

第14条 (保険金をお支払いしない損害ーその1)

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、内乱その他の変乱
- ② 水雷、爆弾その他爆発物として使用される兵器の爆発またはこれらの物との接触
- ③ 公権力によるものであると否とを問わず、拿捕、捕獲、抑留、押収または没収
- ④ 海賊行為
- ⑤ ストライキ、ロックアウトその他の争議行為または争議行為参加者のそれに付随する行為
- ⑥ テロリストその他政治的動機または害意をもって行動する者の行為
- ⑦ 暴動、政治的または社会的騒擾その他類似の事態
- ⑧ 差押え、仮差押え、担保権の実行その他訴訟手続に基づく処分

第15条 (保険金をお支払いしない損害ーその2)

(1) 当会社は、直接または間接であることを問わず、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 核燃料、核廃棄物もしくは核燃料の燃焼から生じる電離放射線または放射能汚染
- ② 原子力施設、原子炉、その他の原子力機器もしくはこれらの構成部品の放射性、有毒性、爆発性その他の有害な特性または放射能汚染を生じさせる特性
- ③ 原子核の分裂、融合もしくはこれらと同種の反応または放射能もしくは放射性物質を使用した兵器または装置
- ④ 放射性物質の放射性、有毒性、爆発性その他の有害な特性または放射能汚染を生じさせる特性。ただし、商業用、農業用、医療用、科学用もしくはその他の同様な平和的目的のために製造、運送、保管または使用されるラジオアイソトープ (*) を除きます。
- ⑤ 化学兵器、生物兵器、生化学兵器または電磁兵器

(2) (1) の規定は、この約款の他のすべての規定またはこの保険証券記載の特別約款もしくは特別条項のすべての規定に優先して適用します。
(*) 核燃料を含みません。

第16条 (保険金をお支払いしない損害ーその3)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人 (*) の故意または重大な過失
- ② ①に規定する者以外の者で、保険金を受け取るべき者またはその代理人の故意または重大な過失。ただし、この場合に当会社が支払わない保険金は、これらの者が受け取るべき額に限ります。
- ③ 船長または乗組員が①または②に規定する者に保険金を取得させることを目的としていた場合のこれらの者の故意

(2) 次の損害については、(1) の規定を適用しません。

- ① (1) ①または②に規定する者が船長または乗組員である場合には、これらの者の船長または乗組員としての職務上の重大な過失によって生じた損害
- ② (1) ①または②の事由のうち、重大な過失により損害が生じた場合において、被保険者が損害賠償責任を負担したことによって被る損害（以下「賠償責任による損害」といいます。）
- (*) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関をいいます。

第17条 (保険金をお支払いしない損害ーその4)

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害（①または②の事由によって損害が生じた場合は、その事由が存在する部分の損害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険契約者または被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず、②の事由を発見することができなかったとき、または③もしくは④の事由が生じたときは、この規定を適用しません。

- ① 被保険船舶に生じた摩滅、腐食、さび、劣化その他の自然の消耗
- ② 被保険船舶に存在する欠陥
- ③ 被保険船舶が発航（寄航港からの発航を含みます。）の当時、安全に航海を行うのに適した状態になかったこと。
- ④ 被保険船舶が係留され、または停泊する場合に、安全に係留され、または停泊するのに適した状態になかったこと。

第18条 (保険金をお支払いしない損害ーその5)

(1) 次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、当会社は、その事実が発生した時以後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、その事実がなくなった後において、当会社が書面により承諾したときは、その承諾後に生じた保険事故による損害に対して保険金を支払います。

- ① 被保険船舶が安全に航海を行うために必要な官庁もしくは船級協会の検査または当会社の指定する検査を受けなかったこと。
- ② 被保険船舶の船級に次の変更等があったこと。
 - ア. 国際船級協会連合に加盟する船級協会（国際船級協会連合に正会員または準会員として加盟している船級協会をいいます。）の船級以外の船級への変更
 - イ. 登録の抹消

- ウ. 登録の一時停止または不継続
 - エ. 船級協会が指定する期日における、船級協会が行った被保険船舶の堪航性にかかるすべての勧告、要求または制限の不充足
 - (3) 被保険船舶が日本国もしくは外国の法令または条約に違反する目的で使用されたこと。
 - (2) (1) のいずれかに該当する事実が発生した場合に、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、当会社が解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合、またはその事実が発生した時から5年を経過した場合は、この規定を適用しません。
- 第19条（保険金をお支払いしない損害—その6）**
- 当会社は、次のいずれかに該当する賠償責任による損害に対して、第6条（衝突損害賠償金）に規定する衝突損害賠償金としては、保険金を支払いません。
- ① 賠償責任に関して特別な約定がある場合に、その約定によって加重された賠償責任
 - ② 他船および他船上の積荷その他の財物以外の物に与えた損害に対する賠償責任
 - ③ 他船の使用利益以外の利益に与えた損害に対する賠償責任
 - ④ 人の死傷または疾病について生じた賠償責任
 - ⑤ 他船、他船上の積荷その他の財物およびその他の物の引揚げまたは除去を命じられた場合に必要とした費用に対する賠償責任
 - ⑥ 海洋、河川等の汚染を防止軽減する措置を講じるために必要とした費用に対する賠償責任
 - ⑦ 被保険船舶が他船に曳航もしくは押航され、または他船を曳航もしくは押航している場合に、その船列内の他船と船列外の船舶との衝突によって生じた損害に対する賠償責任。ただし、被保険船舶が船列内の他船と衝突した直接の結果として、その他船がさらに船列外の船舶と衝突した場合には、この規定を適用しません。

第3章 保険料の支払

第20条（保険料の支払）

- (1) 保険契約者は、この保険証券記載の保険料をこの保険証券記載の支払期日（以下「支払期日」といいます。）までに当会社に支払わなければなりません。
- (2) 支払期日までに、支払われるべき保険料の支払がない場合には、当会社は、その支払期日以後保険料の支払がある時までに生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第4章 告知義務・通知義務

第21条（告知義務）

- (1) 保険契約の締結の際、保険契約者または被保険者になる者は、次の事項（以下「告知事項」といいます。）について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
 - ① 他の保険契約の有無
 - ② 保険申込書の記載事項
 - ③ ①および②の事項のほか、当会社の保険引受の諾否または保険契約内容の決定に影響を及ぼすべき重要な事項
- (2) 保険契約の締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項のうち保険事故により損害が生じる可能性のある危険に関する重要な事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は、(2)の規定を適用しません。
 - ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約の締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合、または過失によってこれを知らなかつた場合
 - ③ 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合、または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合
 - ④ 保険契約者または被保険者が、保険事故による損害が生じる前に、告知事項について、書面をもって訂正を当会社に申し出、当会社がこれを承諾した場合。なお、当会社が訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約の締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承諾するものとします。
 - ⑤ 当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合、または保険契約の締結の時から5年を経過した場合
- (4) 第29条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(2)の規定による解除が保険事故による損害が生じた後になされた場合であっても、当会社は、その損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (2)に規定する事実に基づかずして発生した保険事故による損害については、(4)の規定を適用しません。

第22条（通知義務—その1）

- (1) 保険契約の締結の後、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者または被保険者は、あらかじめその旨を当会社に通知して、その事実についての承諾を請求しなければなりません。

- ① 期間保険において、被保険船舶が次の航行をする場合
 - ア. この保険証券記載の航路定限外への航行
 - イ. 通常の航路でない場所の航行
 - ② 航海保険において、被保険船舶が次の航行をする場合
 - ア. この保険証券記載の期間以後の発航
 - イ. 通常の航路でない場所の航行
 - ウ. この保険証券記載の順路の逸脱
 - エ. この保険証券記載の到達港の変更
 - ③ 被保険船舶が戦地その他の変乱地に航行する場合、または戦争その他の変乱に関連する目的で使用される場合
 - ④ 被保険船舶の所有者または賃借人が変更される場合
 - ⑤ 被保険船舶の構造または用途が著しく変更される場合
 - ⑥ 被保険船舶が商慣習で想定される以外の方法で荷役に使用される場合
 - ⑦ 保険事故により損害が生じる可能性のある危険が保険契約者または被保険者の責めに帰すべき事由によって著しく変更または増加する場合 (*1)
- (2) (1) ①または②に該当する場合が、切迫した危険の回避、人命救助または船上にある者の医療のためであるときは、(1) の規定を適用しません。
- (3) (1) のいずれかの事実が発生する場合に、当会社の対応は、次のとおりとします。
- ① 当会社が書面によりその事実について承諾する場合は、その承諾後に生じた保険事故による損害に対して保険金を支払います (*2)。
 - ② 当会社がその事実について承諾しない場合は、その事実が発生した時以後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、その事実がなくなった後において、当会社が書面により承諾したときは、その承諾後に生じた保険事故による損害に対して保険金を支払います。
 - ③ 保険契約者または被保険者が (1) に規定する手続きを履行しない場合には、当会社は、その事実が発生した時以後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ④ 当会社は、その事実についての承諾を請求する通知を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、当会社が解除の原因があることを知った時から 1 ヶ月を経過した場合、またはその事実が発生した時から 5 年を経過した場合は、この規定を適用しません。
- (*1) 第18条（保険金をお支払いしない損害—その 5）(1) および第22条 (1) ①から⑥までの場合を除きます。
- (*2) その事実がなくなった後に生じた保険事故による損害を含みます。

第23条（通知義務—その 2）

- (1) 保険契約の締結の後、保険事故により損害が生じる可能性のある危険が保険契約者または被保険者の責めに帰すことのできない事由によって著しく変更または増加した場合 (*1) には、保険契約者または被保険者は、その事實を知った後遅滞なくその旨を当会社に通知しなければなりません。
- (2) (1) の事実が発生した場合に、当会社の対応は、次のとおりとします。
- ① 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって (1) に規定する手続きを遅滞なく履行しない場合（手続きを履行しない場合を含みます。）には、当会社は、その事実が発生した時以後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ② 当会社は、①以外の場合には、その事実が発生した時以後に生じた保険事故による損害に対して保険金を支払います (*2)。
 - ③ ①および②の規定にかかわらず、当会社は、その事実についての通知を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による10日前の予告をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、当会社が解除の原因があることを知った時から 1 ヶ月を経過した場合、またはその事実が発生した時から 5 年を経過した場合は、この規定を適用しません。
- (*1) 第18条（保険金をお支払いしない損害—その 5）(1) および第22条（通知義務—その 1）(1) ①から⑥までの場合を除きます。
- (*2) その事実がなくなった後に生じた保険事故による損害を含みます。

第 5 章 保険契約の無効、取消し、解除等

第24条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的、または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合には、この保険契約は無効とします。

第25条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第26条（保険契約者による保険契約の解除）

- (1) 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1) の規定にかかわらず、この保険契約に基づく保険金請求権について、質権もしくは譲渡担保権の設定または譲渡が行われている場合には、保険契約者は、質権者、譲渡担保権者、またはその請求権の譲受人の書面による同意を得た後でなければ、解除権行使することができません。

第27条（重大事由による保険契約の解除）

- (1) 次のいずれかに該当する事由がある場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力 (*) に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力 (*) に対して資金等を提供する、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力 (*) を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力 (*) がその法人の経営を支配している、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力 (*) と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ ①から③までのほか、保険契約者または被保険者が①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 第29条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1) の規定による解除が保険事故による損害が生じた後になされた場合であっても、当会社は、(1) のいずれかの事由が発生した時以後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が (1) ③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより、(1) の規定による解除がなされた場合であっても、次の損害については (2) の規定を適用しません。
- ① (1) ③ア. からオ. までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - ② (1) ③ア. からオ. までのいずれかに該当する被保険者が賠償責任を負担したことによって被る損害
- (4) (1) ③および (3) の規定は、この保険証券記載の航路定限または航路が日本国内である場合に適用します。
- (*) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

第28条（被保険船舶の調査）

- (1) 当会社は、必要と認めた場合には、保険期間中いつでも被保険船舶またはその積荷および底荷の積付状態について調査を行い、かつ、保険契約者、被保険者または船長に対して必要な報告を求めるることができます。
- (2) 保険契約者、被保険者または船長が、正当な理由がなく (1) の調査または報告の求めに応じない場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、応じない事実があった時から 1 ヶ月を経過した場合は、この規定を適用しません。

第29条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第6章 保険料の返還および請求

第30条（保険料の返還または請求－保険価額または保険金額の増減の場合）

第9条（保険価額）(2) の規定により、保険価額または保険金額の増額または減額の変更について合意が成立した場合には、当会社は、増額または減額された部分に対し、増額または減額の日の翌日から日割をもって計算した未経過期間に対応する保険料を請求または返還します。

第31条（保険料の返還または請求－保険契約の終了の場合）

- (1) 第13条（当会社の責任の始期および終期）(3) ①または②の規定により保険期間を延長している保険契約が終了する場合には、当会社は、保険契約が終了した日の翌日から日割をもって計算した未経過期間に対応する保険料を返還します。
- (2) 第13条(4) の規定によりこの保険契約が終了する場合に、この保険契約において全損金を支払うときは、当会社は、保険料の全額を請求することができます。また、既に支払われた保険料は返還しません。
- (3) 第13条(4) の規定によりこの保険契約が終了する場合に、この保険契約において全損金を支払わないときは、当会社は、保険契約が終了した日の翌日から日割をもって計算した未経過期間に対応する保険料を返還します。

第32条（保険料の返還－無効の場合）

第24条（保険契約の無効）の規定により、保険契約が無効となる場合には、当会社は、既に支払われた保険料を返還しません。

第33条（保険料の返還－取消しの場合）

第25条（保険契約の取消し）の規定により、この保険契約を取り消した場合には、当会社は、既に支払われた保険料を返還しません。

第34条（保険料の返還または請求－解除の場合）

- (1) 第18条（保険金をお支払いしない損害－その 5）(2)、第21条（告知義務）(2)、第22条（通知義務－その 1）(3) ④、第23条（通知義務－その 2）(2) ③、第27条（重大事由による保険契約の解除）(1)、第28条（被保険船舶の調査）(2) のいずれかの規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、解除した日の翌日から日割をもって計算した未経過期間に対応する保険料を返還します。

(2) 第26条（保険契約者による保険契約の解除）(1) の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、既に支払われた保険料と、年料率に既経過期間に対応する次の短期率表の割合を乗じて計算した保険料の差額を返還または追加請求します。

短期率表

既経過期間	1ヶ月以下	2ヶ月以下	3ヶ月以下	4ヶ月以下	5ヶ月以下	6ヶ月以下	7ヶ月以下	8ヶ月以下	8ヶ月超
割合 (%)	20	30	40	50	60	70	80	90	100

第7章 保険事故の発生

第35条（保険事故の通知）

(1) 保険契約者または被保険者は、被保険船舶に保険事故が発生したこと、または発生した疑いがあることを知った場合には、遅滞なくその旨を当会社に通知し、かつ、管海官庁が認証した海難報告書その他当会社が求める書類を提出しなければなりません。

(2) 次の事実があった場合に、当会社は、その保険事故による損害額から、それによって当会社が被った損害の額を差し引いた残額を基礎として、保険金支払額を決定します。

① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)に規定する義務を履行しなかったこと。

② 保険契約者、被保険者または船長が、(1)の通知または提出書類において故意に事実と異なることを述べたこと、または事実を隠したこと。

第36条（損害防止義務）

(1) 保険事故が発生した場合に、保険契約者または被保険者は、これによる損害の防止軽減に努めるとともに、船長に対してもこれに努めさせなければなりません。

(2) 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって(1)に規定する損害の防止軽減の義務を履行しなかった場合には、当会社は、その保険事故による損害額から、損害の防止軽減をすることができたと認められる額を差し引いた残額を基礎として、保険金支払額を決定します。

(3) 保険契約者または被保険者は、第三者(*)に対して、損害について賠償、補償その他の給付を請求することができる場合には、その請求権の保全または行使に努めなければなりません。

(4) 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって(3)に規定する請求権の保全または行使に必要な手続きの義務を履行しなかった場合には、当会社は、その保険事故による損害額から、その請求権の行使によって第三者(*)から給付を受けることができたと認められる額を差し引いた残額を基礎として、保険金支払額を決定します。

(*) 他人のためにする保険契約の場合の保険契約者ならびにその代理人および使用人を含みます。

第37条（保険事故発生の場合の損害調査）

(1) 当会社は、第35条（保険事故の通知）(1)に規定する保険事故の通知を受けた場合には、被保険船舶について必要な調査を行い、かつ、保険契約者、被保険者または船長に対して必要な報告を求めることができます。

(2) 保険契約者、被保険者または船長が正当な理由がなく(1)の調査または報告の求めに応じない場合には、当会社は、その保険事故による損害額から、それによって当会社が被った損害の額を差し引いた残額を基礎として、保険金支払額を決定します。この場合において、保険契約者、被保険者または船長が(1)の調査または報告の求めに応じるまでの期間については、第42条（保険金の支払時期）(1)から(3)までに規定する期間に算入しないものとします。

第38条（被保険船舶の修繕）

(1) 被保険船舶が保険事故によって損傷を被った場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく修繕を行うものとし、当会社は、その修繕が完了した後に修繕費としての保険金を支払います。保険契約者または被保険者が修繕を遅滞なく行わずに後日行った場合には、当会社の支払う修繕費としての保険金は、遅滞なく修繕を行ったならば必要と認められる修繕費の見積額を限度とします。

(2) 保険契約者または被保険者は、(1)の修繕を行うにあたり、修繕費の見積りを取り付ける場合は、あらかじめ当会社と協議することを必要とし、かつ、当会社が求めたときには、修繕費の見積りについて当会社の指定する者を参加させなければなりません。

(3) (1)の規定にかかわらず、保険事故によって被った損傷を未修繕のまま被保険船舶が売却または解撤された場合には、当会社は、その損傷によって減価した額を限度として、修繕を行ったならば必要と認められる修繕費の見積額を保険金として支払います。

(4) 保険事故によって被った損傷の修繕完了前に被保険船舶が全損(*)となった場合には、当会社は、未修繕の損傷の修繕費を保険金としては支払いません。

(*) 保険事故によって生じたものであると否とを問いません。

第39条（全損となった被保険船舶の所有権の帰属）

(1) 被保険船舶が全損となった場合に、当会社が全損金を支払うときは、当会社は、被保険船舶の所有権を取得するか否かを選択することができます。

(2) (1)の規定により、当会社が被保険船舶の所有権を取得しない場合には、当会社は、その旨を全損金を支払う時までに被保険者に通知します。

(3) (1)の規定により、当会社が被保険船舶の所有権を取得する場合には、当会社は、全損金を支払うことにより、

保険金額の保険価額に対する割合でその所有権を取得します。

第40条（全損となった被保険船舶に存在する負担の帰属）

- (1) 被保険船舶が全損となった場合には、被保険者または保険金を受け取るべき者は、全損金の支払を請求する時までに、次の事実を当会社に通知しなければなりません。
- ① 先取特権、質権、抵当権、賃借権、留置権その他被保険船舶の所有権を制限する権利の存否およびこれらの権利が存在する場合はその内容
- ② 被保険船舶に付随する公法上の義務もしくは私法上の債務の存否またはこれらの存在の可能性のある事実
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者から (1) の通知を受ける時までの期間については、第42条（保険金の支払時期）(1) から (3) までに規定する期間に算入しないものとします。
- (3) 第39条（全損となった被保険船舶の所有権の帰属）の規定に基づいて、当会社が被保険船舶の所有権を取得した場合であっても、次の費用は被保険者または保険金を受け取るべき者の負担とします。
- ① (1) ①に規定する権利を消滅させるために必要な費用
- ② (1) ②に規定する義務または債務を履行するために必要な費用

第8章 保険金の請求および支払

第41条（保険金の請求および支払）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、保険事故による損害が生じた時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- ① 保険金の請求書
- ② 損害見積書
- ③ その他当会社が第42条（保険金の支払時期）(1) に規定する必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として、保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、事故の内容または損害額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2) に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、保険契約者または被保険者は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 当会社は、次の場合には、その保険事故による損害額から、それによって当会社が被った損害の額を差し引いた残額を基礎として、保険金支払額を決定します。
- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく (3) の規定に違反した場合
- ② 保険契約者または被保険者が、(2) もしくは (3) の書類に事実と異なる記載をした場合、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合

第42条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、被保険者が第41条（保険金の請求および支払）(2) の手続を完了した日（以下「請求完了日」といいます。）から起算して30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害額および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効または取消の事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までの事項のほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、保険金支払額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1) の確認をするために次の特別な照会または調査を欠くことのできない場合には、(1) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日から起算して次の①から⑥までの日数（複数に該当するときは、そのうち最長の日数とします。）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ① 災害救助法が適用された災害の被災地域における (1) ①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 120日
- ④ (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日
- ⑤ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- ⑥ 次の場合に (1) ①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 180日
ア. 損害を受けた保険の目的物が特殊である場合

- イ. 損害発生事由または損害発生形態が特殊である場合
 - ウ. 修繕方法が特殊である場合
- エ. 同一事故により多数の保険の目的物（損害賠償の対象を含みます。）が損害を受けた場合
- (3) (2) ①から⑥までの照会または調査を開始した後、(2) ①から⑥までに規定する期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当会社は、(2) ①から⑥までに規定する期間内に被保険者との協議による合意に基づき、その期間を延長することができます。
- (4) (1) から (3) までに規定する必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げた場合、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、(1) から (3) までに規定する期間に算入しないものとします。

第43条（時効）

保険金請求権は、第41条（保険金の請求および支払）(1) に規定する時の翌日から起算して3年を経過した場合には、時効によって消滅します。

第44条（未払保険料の保険金からの控除）

当会社は、保険金を支払う時に、この保険証券記載の保険料のうちに支払のない保険料がある場合には、保険金から次の額を差し引きます。

- ① 全損金を支払うときは、支払期日が到来していると否とを問わず支払のない保険料の全額
- ② 全損金以外の保険金を支払うときは、支払期日が既に到来しているにもかかわらず支払のない保険料

第45条（第三者に対する権利の取得）

- (1) 保険事故によって損害が生じたことにより、被保険者が第三者に対する損害賠償請求権等の債権を取得した場合に、当会社が被保険者にその損害に対する保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転する額は、次の額を限度とします。
- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合は、被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合は、被保険者がこの保険契約に関する損害について取得した債権の額から、その損害について保険金が支払われない額を差し引いた額
- (2) (1) (2)の場合に、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有するこの保険契約に関する損害にかかる債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

第46条（被保険者一賠償責任）

この保険証券記載の特別約款または特別条項の賠償責任による損害に関する規定については、当会社は、保険契約者も被保険者とみなし、これらの規定を適用するものとします。

第47条（先取特権一賠償責任）

この保険証券記載の特別約款または特別条項の規定に従い、当会社が賠償責任による損害に対して保険金を支払う場合に、被保険者に損害賠償請求権を有する者（以下「損害賠償請求権者」といいます。）が先取特権等を有するときは、当会社は、次のとおり保険金（以下この条においては、賠償責任による損害にかかる保険金に限ります。）を支払います。

- ① 損害賠償請求権者が、日本国の保険法に基づき、被保険者の当会社に対する保険金請求権（以下この条においては、賠償責任による損害にかかる保険金請求権に限ります。）に先取特権を有する場合には、当会社は、次のいずれかに該当するときに、保険金を支払います。
 - ア. 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払うとき。ただし、被保険者が賠償した額を限度とします。
 - イ. 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払うとき。
 - ウ. 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払うとき。
 - エ. 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払うとき。ただし、損害賠償請求権者が承諾した額を限度とします。
- ② 損害賠償請求権者が、外国の法令または条約に基づき、被保険者の当会社に対する保険金請求権を制限する先取特権その他特別な権利を有する場合には、当会社は、その法令または条約に従い保険金を支払います。

第9章 その他

第48条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟は、当会社の本店所在地を管轄する裁判所に提起するものとします。

第49条（準拠法）

この約款ならびにこの保険証券記載の特別約款および特別条項に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

2. 共通して適用される特別約款・条項

共同保險特別條項

(2021年4月1日改正)

第1条（独立責任）

この保険契約は、この保険証券記載の保険会社（以下「引受保険会社」といいます。）による共同保険契約であって、引受保険会社は、この保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帶することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条 (幹事保険会社の行う事項)

保険契約者が保険契約の締結に際してこの保険契約の幹事保険会社として指名し、かつ、この保険証券に幹事として記載された保険会社は、すべての引受保険会社のために次の事項を行います。

- 記載された保険会社は、アリーナ引受保険会社のため次の事務を行います。

 - ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
 - ② 保険料の収納および受領または返戻
 - ③ 保険契約の内容の変更の承諾または保険契約の解除
 - ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知にかかる書類等の受領およびその告知または通知の承諾
 - ⑤ 保険金請求権等に関する次の事務
 - ア. 保険金請求権等の譲渡の通知にかかる書類等の受領およびその譲渡の承諾
 - イ. 保険金請求権等について、質権もしくは譲渡担保権の設定、譲渡または消滅の通知にかかる書類およびその設定、譲渡または消滅の承諾
 - ⑥ 保険契約にかかる異動承諾書の発行および交付、または保険証券に対する裏書等
 - ⑦ 保険の目的物その他の保険契約にかかる事項の調査
 - ⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知にかかる書類等の受領、または保険金請求に関する書類等の受領
 - ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
 - ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関する幹事保険会社が行った第2条（幹事保険会社の行う事項）①から⑩までの事項は、すべての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条 (保険契約者等の行為の効果)

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、すべての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

Digitized by srujanika@gmail.com

保険料に関する特別条項

(2021年4月1日改正)

第1条 (保険料の支払方法)

保険契約者は、この保険証券およびこの保険証券と一体をなす承諾書（以下「承諾書」といいます。）の「保険料、支払方法および支払期日」の記載に従って、保険料を当会社に支払わなければなりません。

第2条 (保険料支払前の損害)

- 第2条（保険料支払前の損害）

(1) 当会社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第20条（保険料の支払）(2) の規定にかかわらず、次の保険料について、支払期日までに支払がない場合には、その支払期日以後保険料の支払がある時までに生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、特別な事情が存在し、当会社が別段の意思表示をしたときは、この規定を適用しません。

 - ① 保険証券記載の1回払保険料
 - ② 保険証券記載の第1回回払保険料
 - ③ 承諾書記載の保険料

(2) 当会社は、普通約款第20条(2)の規定にかかわらず、保険証券記載の第2回以降の回払保険料について、支払期日の属する月の翌々月の応当日^(*)までに支払がない場合には、その支払期日以後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(*) 翌々月に応当日がない場合は、その月の末日をもって応当日とします。

第3条（保険料不払による保険契約の解除）

- (1) 次の保険料について、支払期日の属する月の翌月の応当日 (*1) までに、その支払期日に支払われるべき保険料の支払がない場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。その解除は、①および②の保険料については支払期日から、③の保険料については承諾事由発生時から将来に向かってその効力を生じます。

 - ① 保険証券記載の1回払保険料
 - ② 保険証券記載の第1回回払保険料
 - ③ 承諾書記載の保険料

(2) 保険証券記載の第2回以降の回払保険料について、支払期日の属する月の翌々月の応当日 (*2) までにその支払期日に支払われるべき保険料の支払がない場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。その解除は、その回払保険料の支払期日から将来に向かってその効力を生じます。

じます。

(*1) 翌月に応当日がない場合は、その月の末日をもって応当日とします。

(*2) 翌々月に応当日がない場合は、その月の末日をもって応当日とします。

第4条（保険料不払による保険契約の解除の場合の保険料）

当会社が第3条（保険料不払による保険契約の解除）の規定によりこの保険契約を解除した場合において、既に支払われた保険料は返還しません。また、解除の効力が生じる時までに当会社が保険金を支払うべき損害が生じていたときには、当会社は、支払期日が到来していると否とを問わず、未払保険料の全額を一時に請求することができます。

第5条（未払保険料の一部支払の場合の收受の順序）

保険証券記載の保険料および承諾書記載の保険料、または支払期日の異なる回払保険料がともに支払のない場合において、保険契約者が未払保険料の一部を支払ったときには、当会社は、次の順序で収受したものとします。

- ① 先に支払期日の到来している保険料
 - ② 支払期日が同一日の場合は、保険証券記載の保険料

第6条（保険料の返還または請求）

- (1) 保険契約締結後に、保険契約者が保険契約の内容の変更を当会社に通知し承諾の請求を行い、当会社がこれを承諾する場合の手続きにおいて、この保険契約を一旦解除したときには、当会社は、既経過期間に対して計算した保険料と既に支払われた保険料の差額を返還または追加請求するものとします。
 - (2) 被保険船舶の所有者または賃借人に変更があり、普通約款第26条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、普通約款第34条（保険料の返還または請求－解除の場合）(2)の規定にかかわらず、当会社は、解除した日の翌日から日割をもって計算した未経過期間に対応する保険料を返還します。
 - (3) 航海保険において、普通約款第26条の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、普通約款第34条（2）の規定にかかわらず、当会社は、既に支払われた保険料を返還しません。

保険料に関する特別条項（後払期日用）

(2021年4月1日改正)

第1条（保険料の支払方法）

- (1) 保険契約者は、この保険証券およびこの保険証券と一体をなす承諾書（以下「承諾書」といいます。）の「保険料、支払方法および支払期日」の記載に従って保険料を当会社に支払わなければなりません。

(2) (1) の規定にかかわらず、当会社は、保険契約者が (1) に規定する保険料を支払うにあたり、支払期日の属する月の翌月末日（以下「後払期日」といいます。）までの後払いを認めるものとします。

(3) (2) の規定にかかわらず、支払期日以後最初に到来する後払期日までに生じた損害について、その後払期日までに被保険者が当会社から保険金の支払を受ける場合には、保険契約者は、その損害が生じた時点で支払期日が既に到来しているにもかかわらず支払のない保険料を当会社に支払わなければなりません。

第2条（保険料不払の場合の損害）

当会社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第20条（保険料の支払）(2) の規定にかかわらず、後払期日までに支払われるべき保険料について、後払期日の属する月の翌月末日までに支払がない場合には、その支払期日以後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険料不払による保険契約の解除）

後払期日までに支払われるべき保険料について、後払期日の属する月の翌月末日までに支払がない場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。その解除は、支払期日から将来に向かってその効力を生じます。

第4条 (保険料不払による保険契約の解除の場合の保険料)

当会社が第3条（保険料不払による保険契約の解除）の規定によりこの保険契約を解除した場合において、既に支払われた保険料は返還しません。また、解除の効力が生じる時までに当会社が保険金を支払うべき損害が生じていたときには、当会社は、支払期日が到来していると否とを問わず、未払保険料の全額を一時に請求することができます。

第5条（未払保険料の保険金からの控除）

普通約款第44条（未払保険料の保険金からの控除）②の規定については、「保険料支払期日」を「後払期日」と読み替えて、この規定を適用するものとします。

第6条（未払保険料の一部支払の場合の収受の順序）

保険証券記載の保険料および承諾書記載の保険料、または後払期日の異なる回払保険料がともに支払のない場合において、保険契約者が未払保険料の一部を支払ったときには、当会社は、次の順序で收受したものとします。

- ① 先に後払期日の到来している保険料
 - ② 後払期日が同一日の場合は、保険証券記載の保険料

第7条（保険料の返還または請求）

- (1) 保険契約締結後に、保険契約者が保険契約の内容の変更を当会社に通知し承諾の請求を行い、当会社がこれを承諾する場合の手続きにおいて、この保険契約を一旦解除したときには、当会社は、既経過期間に対して計算した保

保険料と既に支払われた保険料の差額を返還または追加請求するものとします。

- (2) 被保険船舶の所有者または賃借人に変更があり、普通約款第26条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、普通約款第34条（保険料の返還または請求一解除の場合）(2)の規定にかかわらず、当会社は、解除した日の翌日から日割をもって計算した未経過期間に対応する保険料を返還します。

(3) 航海保険において、普通約款第26条の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、普通約款第34条（2)の規定にかかわらず、当会社は、既に支払われた保険料を返還しません。

第8条（保険料の確定精算）

保険料の確定精算にかかる規定により、当会社が返還または追加請求する保険料については、第1条（保険料の支払方法）から第7条（保険料の返還または請求）までの規定を適用しません。

最低保険料に関する特別条項

(2023年4月1日改正)

第一条

- (1) 当会社は、この保険証券に適用する最低保険料を5,000円もしくは保険証券記載の保険料が5,000円に満たない場合はその保険料の額とします。(*)
(*) この保険証券の保険料が外貨建の場合、次の換算率で除した額を適用します。

米ドル	US\$1	=	¥132
スイスフラン	S.Fr.1	=	¥143
シンガポールドル	S.\$1	=	¥98
英ポンド	£ 1	=	¥156
豪ドル	A.\$1	=	¥88
ユーロ	€1	=	¥140
香港ドル	HK\$1	=	¥17
インドルピー	₹1	=	¥1.50
フィリピンペソ	P1	=	¥2.26
その他の通貨		当会社の定める換算率	

第2条

- (1) 船舶保険普通保険約款ならびにこの保険証券記載の特別約款および特別条項の規定にかかわらず、この保険契約が解除された場合において、既に支払われた保険料から未経過期間に対応する保険料を差引いた残額が第1条に規定する最低保険料を下回るときには、当会社は、この下回る部分に相当する保険料を返還しないことができます。

(2) 既に支払われた保険料が、第1条に規定する最低保険料に満たない場合、当会社は既に支払われた保険料と最低保険料の差額に相当する額を追加請求することができます。

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

航海保險特別項

(2021年4月1日制定)

第1条

この保険契約においては、適用される船舶保険特別約款の規定のうち、下表に記載する規定を適用します。

船舶保険第2種特別約款	第3条	通知義務への追加
	第4条	航路定限外航行
	第6条	ガット装置の装備の禁止
	第7条	解撤回航時の全損金の支払制限
船舶保険第2種特別約款 (衝突損害賠償金付)	第4条	通知義務への追加
	第5条	航路定限外航行
	第7条	ガット装置の装備の禁止
	第8条	解撤回航時の全損金の支払制限
船舶保険第5種特別約款	第7条	通知義務への追加
	第8条	航路定限外航行
	第10条	ガット装置の装備の禁止
	第11条	解撤回航時の全損金の支払制限

船舶保険第6種特別約款	第7条	通知義務への追加
	第8条	航路定限外航行
	第10条	ガット装置の装備の禁止
	第11条	解撤回航時の全損金の支払制限
船舶戦争保険特別約款	第12条	航路定限外航行
	第14条	解撤回航時の全損金の支払制限

第2条

- (1) この保険証券に航海の条件が記載されている場合には、その条件に従うことを条件とします。

(2) 当会社は、その条件の全部または一部に反する事実が発生した場合、その事実が発生した時以後に生じた損害に
対しては、保険金を支払いません。ただし、当会社が書面により承諾したときは、この規定を適用しません。

係船保險特別條項（地震危險不担保）

(2021年4月1日制定)

第1条（船舶保険特別約款の適用）

この保険契約においては、適用される船舶保険特別約款の規定のうち、下表に記載する規定を適用しません。

船舶保険第2種特別約款	第3条	通知義務への追加
	第4条	航路定限外航行
	第6条	ガット装置の装備の禁止
船舶保険第2種特別約款 (衝突損害賠償金付)	第4条	通知義務への追加
	第5条	航路定限外航行
	第7条	ガット装置の装備の禁止
船舶保険第5種特別約款	第5条	被保険船舶外に 一時的に搬出されたハッチ・カバー
	第7条	通知義務への追加
	第8条	航路定限外航行
	第10条	ガット装置の装備の禁止
船舶保険第6種特別約款	第5条	被保険船舶外に 一時的に搬出されたハッチ・カバー
	第7条	通知義務への追加
	第8条	航路定限外航行
	第10条	ガット装置の装備の禁止
船舶戦争保険特別約款	第12条	航路定限外航行

第2条（係船の条件）

- (1) この保険契約においては、次の①から③までの事項を条件とします。

 - ① この保険証券記載の船舶（以下「被保険船舶」といいます。）が、この保険証券記載の場所に適切な方法で係船されていること。
 - ② この保険証券に係船の条件が記載されている場合には、被保険船舶が、その条件に従い係船されていること。
 - ③ 営利の目的であると否とを問わず、被保険船舶が、海上倉庫、宿泊施設その他いかなる用途にも使用されること。

(2) 当会社は、(1) に規定する条件の全部または一部に反する事実が発生した場合には、その事実が発生した時以後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、当会社が書面により承諾したときは、この規定を適用しません。

第3条（保険契約の終了）

保険期間中にあっても、被保険船舶が稼働を目的として積荷の積込みその他発航の準備に着手した場合には、その時をもってこの保険契約は終了します。

第4条（保険金をお支払いしない損害）

当会社は、地噴または噴火（これらによって生じた津波および火災を含みます）によって生じた損害に対しては、

保険金を支払いません。

地震危険不担保特別条項

(2021年4月1日改正)

当会社は、地震または噴火（これらによって生じた津波および火災を含みます。）によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

ベーリング海航行特別条項

(2022年4月1日改正)

第1条

この保険証券記載の航路定限の規定にかかわらず、被保険船舶は、航路定限内の諸港間航行のためにベーリング海を通過することができます。ただし、ベーリング海の通過にあたり、次の①から③までの事項を条件とします。

- ① ベーリング海の最新の水路図を装備していること。
- ② ベーリング海出入に際しては、次のいずれかの水域を航行すること。
 - ア. ウニマック・パス
 - イ. アムクタ・パス
 - ウ. アムチトカ・パス
 - エ. バルダー島／アガツ島間
 - オ. アガツ島／アツ島間
 - カ. アツ島以西
- ③ 次に掲げる装置を装備し、かつ、正規の資格を有する乗組員がその装置を操作すること。
 - ア. 1つ以上の全地球航法衛星システム(米国のGPS、ロシアのGLONASS、欧州のGalileo、中国のCompassなど)
 - イ. 無線トランシーバーおよびGMDSS
 - ウ. 天候図ファックス記録装置、または、これに代わる気象情報および航路情報を受信するための装置
 - エ. ジャイロコンパス

第2条

当会社は、第1条に規定する条件の全部または一部に反する事実が発生した場合には、その事実が発生した時以後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、当会社が書面により承諾したときは、この規定を適用しません。

航路定限に関する特別条項（A）

(2021年4月1日改正)

この保険証券記載の航路定限にかかわらず、次の航路および水域が航路定限に含まれるものとします。

- ① この保険証券記載の航路定限に記載された港津（以下「記載港津」といいます。）のいずれからも航程50浬未満の水域内の港津と記載港津とを結ぶ航路
- ② 記載港津から航程25浬以内の水域

航路定限に関する特別条項（B）

(2021年4月1日改正)

この保険証券記載の航路定限にかかわらず、次の航路および水域が航路定限に含まれるものとします。

- ① この保険証券記載の航路定限に記載された港津（以下「記載港津」といいます。）のいずれからも航程200浬未満の水域内の港津と記載港津とを結ぶ航路
- ② 記載港津から航程25浬以内の水域

航路定限に関する特別条項（C）

(2021年4月1日改正)

この保険証券記載の航路定限にかかわらず、この保険証券記載の航路定限に記載された港津から航程25浬以内の水域が航路定限に含まれるものとします。

電子機器類の日付認識問題に関する特別条項

(2021年4月1日改正)

第1条（電子機器類の日付認識問題）

この特別条項において電子機器類の日付認識問題とは、電子機器類（ハードウエア、集積回路、チップ、ソフトウェア、オペレーティング・システム、プログラム、データ等を含み、被保険船舶内に存在すると否とを問いません。）が、年月日、時刻の認識に関して正常に対応できないために機能不全または作動不良を起こす現象をいいます。

第2条（保険金をお支払いしない損害）

- (1) 当会社は、直接または間接であることを問わず、保険契約者、被保険者もしくは被保険船舶の船舶管理者が所有、賃借または管理する電子機器類（*）の日付認識問題にかかる欠陥によって生じたいかなる損害に対しても、保険金を支払いません。
- (2) 当会社は、直接または間接であることを問わず、保険契約者、被保険者もしくは被保険船舶の船舶管理者が所有、賃借または管理する電子機器類（*）の日付認識問題にかかる欠陥（現実に存在すると否とを問いません。）を是正または確認するために措置を講じている際に、その措置によって生じたいかなる損害に対しても、保険金を支払いません。

（*）船舶修繕者賠償責任保険契約においては、対象船舶または積荷に該当する電子機器類を除きます。

第3条（欠陥の是正措置）

- (1) 当会社は、第2条（保険金をお支払いしない損害）の規定にかかるらず、損害が次の①または②のいずれかに該当することを保険契約者または被保険者が証明した場合には、この保険契約に適用される特別約款および特別条項の規定に従い、その損害に対して保険金を支払います。
- ① 保険契約者または被保険者が、第2条に規定する電子機器類の日付認識問題にかかる欠陥を是正するために、相当の注意を払い、その電子機器類の製造者もしくはそれに準ずる専門家の指定した方法または手順に従って、あらかじめ必要または有益な措置（*）を講じていたにもかかわらず生じたものであること。
- ② 保険契約者または被保険者が、第2条に規定する電子機器類の日付認識問題にかかる欠陥を是正または確認するために、相当の注意を払い、その電子機器類の製造者もしくはそれに準ずる専門家の指定した方法または手順に従って、必要または有益な措置（*）を講じている際に、その措置によって生じたものであること。
- (2) 当会社は、(1)の規定にかかるらず、次の事由を是正もしくは確認するための費用または逸失利益については、いかなる損害に対しても、保険金を支払いません。ただし、船舶修繕者賠償責任保険契約においては、この規定を適用しません。
- ① 電子機器類の日付認識問題にかかる欠陥自体
- ② 直接または間接であることを問わず、電子機器類の日付認識問題にかかる欠陥によって生じた電子機器類の機能不全または作動不良
- ③ 直接または間接であることを問わず、電子機器類の日付認識問題にかかる欠陥によって生じたソフトウェア、オペレーティング・システム、プログラムおよびデータの電子的滅失または損傷
- （*）その電子機器類の製造者またはそれに準ずる専門家自身によってなされた措置を含みます。

第4条（船舶修繕者賠償責任保険における対象船舶・積荷等の電子機器類）

船舶修繕者賠償責任保険契約においては、当会社は、対象船舶もしくは積荷の電子機器類、または第三者が所有、賃借もしくは管理する電子機器類について、被保険者が被った次の損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 電子機器類の日付認識問題にかかる欠陥自体に対する賠償責任およびその修繕費
- ② 直接または間接であることを問わず、電子機器類の日付認識問題にかかる欠陥によって生じた電子機器類の機能不全または作動不良に対する賠償責任およびその修繕費
- ③ 直接または間接であることを問わず、電子機器類の日付認識問題にかかる欠陥によって生じたソフトウェア、オペレーティング・システム、プログラムおよびデータの電子的滅失または損傷に対する賠償責任およびその修繕費

消費税に関する特別条項

(2021年4月1日改正)

第1条

当会社は、この保険契約において保険金を支払う場合であっても、消費税相当分に対しては、保険金を支払いません。ただし、被保険者（この保険契約に基づき保険金請求権を有する者を含みます。以下同様とします。）に次のいずれかの事実が存在し、被保険者がその事実を証明する書類を提出したときは、この規定を適用しません。

- ① 免税事業者または簡易課税制度を適用している事業者であること。
- ② 個人であり、課税事業者でないこと。
- ③ 何らかの事情で仕入税の全額またはその一部を控除できないこと。
- ④ 消費税相当分について損害賠償義務を負担すること。

第2条

当会社は、第1条の規定にかかるらず、次の費用について消費税が生じる場合には、その消費税相当分に対して保険金を支払います。

- ① この保険契約における損害にかかる第三者に対する請求権の行使または保全の義務を、保険契約者または被保険者が履行するために必要または有益な費用
 - ② この保険契約における損害にかかる第三者からの請求権に対して、保険契約者または被保険者が当会社の書面による同意を得て防衛を行うために必要または有益な費用
-

制裁等に関する特別条項

(2021年4月1日改正)

当会社は、この保険契約において保険の引受け、保険金の支払またはその他の利益の提供を行うことにより、当会社が国際連合の決議にもとづく制裁、禁止もしくは制限を受けるおそれがある場合、または欧州連合、日本国、英國もしくはアメリカ合衆国の貿易もしくは経済に関する制裁、法律もしくは規則における制裁、禁止、制限を受けるおそれがある場合には、いかなるときも、保険の引受け、保険金の支払またはその他の利益の提供を行いません。

.....

ロシア産原油等輸送禁止特別条項（上限価格措置対応用）

(2023年4月1日制定)

当会社は、被保険船舶がロシア連邦を原産地とする原油（＊1）または石油製品（＊2）を輸送する目的で使用されたときは、その時以降に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険契約者または被保険者が当会社の指定する宣誓書を提出したとき、もしくは当会社の書面による承諾を得たときを除きます。

（＊1）HS Code 2709.00に該当するものをいいます。

（＊2）HS Code 2710に該当するものをいいます。

.....

イラン原油等輸送禁止特別条項

(2021年4月1日改正)

当会社は、被保険船舶がイランから原油、石油製品、石油化学製品または天然ガスその他のガス状炭化水素を輸送する目的で使用された場合には、その時以降に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

.....

サイバーリスクの取扱いに関する特別条項（A）

(2021年4月1日制定)

第1条（保険金をお支払いしない損害—サイバー攻撃）

当会社は、直接または間接であることを問わず、コンピュータ、コンピュータシステム、コンピュータソフトウェアプログラム、悪意のあるコード、コンピュータウイルス、プロセスその他の電子システムが、危害を加える手段として使用または操作された場合、その使用または操作によって生じたいかなる損害に対しても保険金を支払いません。

第2条（保険金をお支払いしない損害の適用除外—サイバー攻撃以外）

当会社は、コンピュータ、コンピュータシステム、コンピュータソフトウェアプログラム、コンピュータプロセスその他の電子システムが、危害を加える手段として使用または操作されないかぎり、その使用または操作によって生じた損害に対して、船舶保険普通保険約款、この保険証券記載の特別約款および他の特別条項に従って保険金を支払います。

第3条（保険金をお支払いしない損害の適用除外—戦争危険）

第1条の規定にかかわらず、この特別条項が戦争、水雷その他の爆発物、拿捕、捕獲、ストライキまたは社会的騒擾等の危険を担保する保険契約に付帯される場合、兵器もしくはミサイルの発射・誘導システムおよび発射メカニズムにおけるコンピュータ、コンピュータシステム、コンピュータソフトウェアプログラムその他の電子システムの使用に起因する損害に対しては、保険金を支払います。ただし、第1条がなければ支払われる保険金に限ります。

.....

サイバーリスクの取扱いに関する特別条項（B）

(2021年4月1日制定)

第1条（保険金をお支払いしない損害—サイバー攻撃）

当会社は、直接または間接であることを問わず、コンピュータ、コンピュータシステム、コンピュータソフトウェアプログラム、悪意のあるコード、コンピュータウイルス、プロセスその他の電子システムが、危害を加える手段として使用または操作された場合、その使用または操作によって生じたいかなる損害に対しても保険金を支払いません。

第2条（保険金をお支払いしない損害の適用除外－戦争危険）

第1条の規定にかかわらず、この特別条項が戦争、水雷その他の爆発物、拿捕、捕獲、ストライキまたは社会的騒擾等の危険を担保する保険契約に付帯される場合、兵器もしくはミサイルの発射・誘導システムおよび発射メカニズムにおけるコンピュータ、コンピュータシステム、コンピュータソフトウェアプログラムその他の電子システムの使用に起因する損害に対しては、保険金を支払います。ただし、第1条がなければ支払われる保険金に限ります。

サイバーリスク不担保特別条項

(2021年4月1日制定)

第1条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、直接または間接であることを問わず、次に規定する事由によって生じたいかなる損害に対しても保険金を支払いません。

- (1) コンピュータ、コンピュータシステム、コンピュータソフトウェアプログラム、コード、プロセスその他の電子システムの障害、エラー、または誤作動
- (2) コンピュータ、コンピュータシステム、コンピュータソフトウェアプログラム、悪意のあるコード、コンピュータウイルス、プロセスその他の電子システムの危害を加える手段としての使用または操作

第2条（普通約款等との関係）

第1条の規定は、船舶保険普通保険約款のすべての規定またはこの保険証券記載の特別約款もしくは特別条項のすべての規定に優先して適用します。

感染症免責特別条項

(2021年4月1日制定)

第1条

当会社は、いかなる感染症の損害に対しても、保険金を支払いません。ただし、第4条の「感染した個人に関する例外」が適用される場合を除きます。

第2条

- (1) 「感染症の損害」とは、その原因もしくは事由の重要な部分を構成するか否か、直接的であるか間接的であるかを問わず、またその他の原因もしくは事由が同時にまたは並行して発生しているか否かにかかわらず、以下に掲げる「免責となる事由」に該当する事由によって生じたあらゆる性質の滅失、損傷、責任もしくは費用（以下、滅失等）をいいます。
 - ① 感染症
 - ② 感染症のおそれ（現実であると否とを問いません。）
 - ③ 公的機関によると民間の機関によるとを問わず、感染症の感染の広がりを制限、防止、減少もしくは減速させたためまたはその感染症にかかる法的責任を防止軽減するためになされた勧告、決定または措置（以下「勧告等」といいます。）
 - ④ 公的機関によると民間の機関によるとを問わず、③に規定する事由を変更、破棄または取り下げるためになされた勧告等
- (2) (1) ③に規定された理由のためになされたか否かを問わず、航行、運航、稼働、貨物の積込みもしくは荷卸しその他通常の使用を再開するまでの間、船舶、輸送用具、掘削装置もしくはプラットフォーム（以下「船舶等」といいます。）を、港内またはその他の場所において係留、休航または錨泊させるためになされた勧告等（誰によってなされたかを問いません。）は免責となる事由とはみなしません。この規定は、(1) ①、②および④の適用を妨げるものではありません。
- (3) 当初の荷積地、荷揚地または他の目的地から本船を離路させる勧告等（誰によってなされたかを問いません。）は(1) ③に規定された理由のためになされた事実のみをもって免責となる事由とはみなしません。この規定は、当該離路の結果として行われた航行の間に、船舶等に最初に影響を与えた事故について(1) ①、②および④の適用を妨げるものではありません。
- (4) 滅失、損傷または責任が(1) ①から④に規定する免責事由以外によって生じた場合、(1) ③に規定された理由のために増加したか否かを問わず、増加した費用または費用の支出について増加した責任は免責となりません。この規定は、(1) ①、②および④の適用を妨げるものではありません。

第3条

「感染症」とは、既知のものであるか否かを問わず、何らかの物質または媒介物（以下「物質等」といいます。）を通じて生物から生物へ感染する疾患のことをいいます。

- ① その物質等には、ウイルス、細菌、寄生虫、その他の生物またはそれらの変異種を含むものとし、生きているか否かは問いません。
- ② 感染の経路は、直接であると間接であるとを問わず、人と人との接触、空気感染、体液による感染、固体、固体の表面、液体または気体を経由した感染を含みます。ただし、これらに限定されるものではありません。
- ③ その疾患または物質等は、単独で作用するか他の併存症、症状、遺伝的感染性もしくは免疫系と複合して作用

するかを問わず、死亡、疾病、傷害、一時的もしくは恒久的身体もしくは精神障害の原因となる可能性、または何らかの資産の価値もしくは安全な使用に悪影響を与える可能性があるものをいいます。

第4条

- (1) 「感染した個人に関する例外」は、以下のいずれにも該当する場合に適用されます。
- ① 感染症に感染したもしくは感染が疑われる個人の行動もしくは判断（以下「行動等」といいます。）が損害発生の事由を引き起こすまたはそれに寄与する場合
 - ② その行動等または損害の原因と疑われる事象そのものがいずれも第2条（1）③または④に規定された勧告等ではない場合。
- (2) (1) の条件が満たされた場合、その個人の行動等が、その個人の感染の疑いもしくは実際の感染によって害され、影響を受け、または引き起こされたという事実またはその可能性は、それ以外の点において保険金が支払われるべき損害に対する保険金の支払いを妨げません。ただし、感染症の拡散、発生率、深刻度もしくは再発の増加、またはその個人の行動等の結果として第2条（1）③または④に規定される状況から生じる滅失等に対しては保険金を支払いません。
- (3) (1) の適用にあたり、感染した個人は事故によって影響を受ける目的（物）の場所に居合わせる必要はありません。ただし、直接であると間接であると問わず、損害発生の事由を引き起こし、またはそれに寄与し、かつ、その目的（物）に影響を及ぼすその個人の行動等は、感染症の影響を受けていなかった場合において通常の職務上の行動等の範疇となるものである必要があります。

第5条

滅失等が、この特別条項によって免責とならず、かつ、この保険契約に適用されるその他の条件によって保険金支払の対象となる損害発生の事由のみをもって発生した場合、その他の条件に従って保険金を支払います。

・・・・・

休航戻特別条項

(2021年4月1日制定)

第1条（休航する場合の保険料の返還）

保険期間を1年とする保険契約で、保険期間中に被保険船舶が継続して30日以上休航した場合において、当会社は、保険期間中に被保険船舶が全損（*）とならなかったときに限り、第2条（返還する保険料）の規定による保険料を保険期間満了後に返還します。

（*）その原因がいかなる場合であるかを問いません。

第2条（返還する保険料）

返還する保険料は、1回の休航ごとに、その休航した期間について30日ごとを1期（30日未満は1期とみなしません。以下同様とします。）として、休航承諾書記載の1期当たり返還保険料にその期数を乗じた額とします。ただし、30日ごとを1期とする休航期間に返還対象外期間が含まれている場合には、その返還対象外期間に対応する日割計算による返還保険料を差し引いた残額とします。

第3条（休航前の通知）

保険契約者または被保険者は、第1条（休航する場合の保険料の返還）および第2条（返還する保険料）の規定によって保険料の返還を請求する場合には、休航の事実を書面により遅滞なく通知し、当会社の承諾を得なければなりません。

第4条（休航終了後の通知）

休航が終了した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なくその旨を当会社に通知し、かつ、管海官庁の証明書その他当会社が求める書類を提出しなければなりません。

第5条（条件に反する場合）

休航承諾書に記載された休航の条件の全部または一部に反する事実が生じた場合には、第1条（休航する場合の保険料の返還）および第2条（返還する保険料）の規定による保険料の返還は行いません。ただし、当会社が承諾したときは、この規定を適用しません。

第6条（定義）

この特別条項において、

- ① 「休航」とは、修繕（*1）、改造もしくは検査のための上架または入渠、または係船、係留もしくは停泊等、被保険船舶が航行の目的で使用されない状態に置かれていることをいいます（*2）。
 - ② 「休航承諾書」とは、第3条（休航前の通知）に規定する保険契約者または被保険者の通知に対して当会社が承諾する場合に発行する承諾書（*3）をいいます。
 - ③ 「返還対象外期間」とは、次の期間をいいます。
 - ア. 修繕（*1）または改造期間。ただし、摩滅、腐食、さび、劣化その他の自然の消耗が生じたこと、または船舶協会の勧告による修繕（*1）を目的とする修繕期間を除きます。
 - イ. 特別休航水域（*4）において休航した期間
- （*1）その原因がいかなる場合であるかを問いません。
- （*2）この保険契約に船主責任総合保険特別約款が適用される場合には、被保険船舶が積荷を積載していない状態に置かれていることとします。
- （*3）その後の休航場所の変更承諾等の承諾書を含みます。

(* 4) 外海にさらされている等の事情があるにもかかわらず、当会社が特に休航場所として認めた水域であって、
休航承諾書に記載されたものをいいます。

・・・・・

全損時等の保険料追加払特別条項

(2021年4月1日制定)

第1条

当会社が次の保険金を支払う場合には、保険契約者は、保険期間1年に対応する保険料からこの保険証券記載の保険料を差し引いた残額（以下「追加払額」といいます。）を当会社に支払わなければなりません。

① この保険契約に次のいずれかの特別約款が適用されるときには、その特別約款による全損としての保険金

船舶保険第2種特別約款

船舶保険第2種特別約款（衝突損害賠償金付）

船舶保険第5種特別約款

船舶保険第6種特別約款

船舶戦争保険特別約款

船舶水雷保険特別約款

船舶水雷保険特別約款（作業船用）

② この保険契約に船費保険第1種特別約款（A）または船費保険第1種特別約款（A）（3/4RDC用）のいずれかの特別約款が適用されるときには、その特別約款第1条の規定による保険金

③ この保険契約に次のいずれかの特別約款が適用されるときには、その特別約款の規定によるこの保険証券記載の支払限度額に達する保険金

船主責任保険特別約款

船主責任総合保険特別約款

漁船船主責任保険特別約款

曳航者賠償責任保険特別約款

新オフハイヤー総合補償保険特別約款

④ この保険契約に次のいずれかの特別約款が適用されるときには、その特別約款の規定による通算してこの保険証券記載の通算支払限度日数に相当する保険金

船舶不稼働損失保険特別約款（A）

船舶不稼働損失保険特別約款（B）

船舶不稼働損失戦争保険特別約款

第2条

当会社は、第1条に規定する保険金を支払う時までに、追加払額の支払がない場合には、その保険金から追加払額を差し引きります。

3. 船舶保険に適用される特別約款・条項

船舶保険第2種特別約款

(2021年4月1日改正)

第1条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金をお支払いする場合）に規定する損害のうち、次の損害に限り、保険金を支払います。

- ① 全損（普通約款第3条（全損）の規定によります。）
- ② 損害防止費用（普通約款第7条（損害防止費用）の規定によりますが、同条（2）ただし書きを適用しません。）。ただし、①の損害を防止軽減するために支出された費用に限ります。

第2条（漁具および漁艇の保険の目的物からの除外）

この保険証券記載の約款タイプ（以下「約款タイプ」といいます。）が小型漁船の場合にのみ、この条を適用します。普通約款第2条（保険の目的物の範囲）（1）の規定にかかわらず、漁具（漁労にのみ使用され、かつ、この保険証券記載の船舶（以下「被保険船舶」といいます。）に固着されていないものをいいます。）および漁艇は、保険の目的物に含まれないものとします。

第3条（通知義務への追加）

普通約款第22条（通知義務一その1）（1）に次の①および②の場合を追加して、同条の規定を適用します。

- ① 約款タイプが小型・特殊船の契約において、被保険船舶が次の航海を行う場合
 - ア. 日本国もしくは大韓民国の相互間または両国間の航海に従事し、他船またはその他の財物とともに3隻以上で同一の船舶によって曳航される場合。ただし、その航海が次の航程または水域内に限られる場合には、この規定を適用しません。
 - （ア）航程100浬以内
 - （イ）船舶安全法施行規則第1条第6項に定める平水区域
 - （ウ）瀬戸内海（八幡岬／八幡岬から359度30分2,000メートルの地点／馬島西端／村崎鼻線以東、日の御崎／蒲生田崎線以北、由良崎／鶴見崎線以北の水域）
 - イ. ア. に規定する以外の航海に従事し、他船またはその他の財物とともに2隻以上で同一の船舶によって曳航される場合
- ② 被保険船舶が押航または被押航の形態で運航に使用される場合

第4条（航路定限外航行）

約款タイプが外航船の場合にのみ、この条を適用します。

普通約款第22条（通知義務一その1）（1）①ア. の規定にかかわらず、被保険船舶がこの保険証券記載の航路定限の外に出る場合（以下「航路定限外航行」といいます。）において、次のすべての条件が満たされたときには、当会社は、航路定限外航行以後にこの特別約款において保険金を支払うべき事故（以下「保険事故」といいます。）によって生じた損害に対して保険金を支払います。

- ① 保険契約者またはこの保険証券記載の被保険者（以下「被保険者」といいます。）が、航路定限外航行を知った後遅滞なくこれを当会社に通知すること。
- ② 保険契約者が、当会社の定める割増保険料を支払うこと。
- ③ 保険契約者が、当会社の定める条件に従うこと。

第5条（船費保険契約等の禁止）

（1）この保険契約は、船費、利益金、増価額その他名称にかかわらず、被保険船舶について、その所有者または賃借人の被保険利益を保険の目的物とする保険契約（以下「船費保険契約等」といいます。）が存在しないことを条件とします。

（2）運送賃または用船料に対する1航海ごとの保険契約については、（1）に規定する条件を適用しません。

（3）当会社は、（1）に規定する条件に反する事実がある場合には、その事実が発生した時以後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条（ガット装置の装備の禁止）

約款タイプが内航船で、かつ、この保険証券に「ガット装置あり」との記載がない場合にのみ、この条を適用します。

- （1）この保険契約は、被保険船舶が土砂、砂、砂利、碎石、礫、石材、テトラポッド等の消波ブロック、岩石もしくは原石等の採取または荷役のためのガット装置（ポンプ装置を含みます。以下「ガット装置」といいます。）を装備していないことを条件とします。
- （2）当会社は、（1）に規定する条件に反する事実がある場合には、その事実が発生した時以後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- （3）保険契約の締結の後、被保険船舶がガット装置を装備する場合には、普通約款第22条（通知義務一その1）の規定を適用します。

第7条（解撤回航時の全損金の支払制限）

（1）被保険船舶が解撤または解撤を目的とした売却のために回航される場合において、被保険船舶がその回航のための出帆地を発航した後に全損（普通約款第3条（全損）（1）の規定によります。）となったときの、この特別約款において当会社が支払うべき保険金の額は、次のとおりとします。

- ① 被保険船舶の売却価格（*1）またはこの保険証券記載の保険金額のいずれか低い額
- ② 被保険船舶について、他の船舶保険契約または船費保険契約等（以下「他の保険契約」といいます。）がある場合は、次の算式によって算出した額とこの保険証券記載の保険金額のいずれか低い額

- この保険証券記載の保険金額
- ①の売却価格 (*1) × この保険証券記載の保険金額 + 他の保険契約の保険金額
- (2) (1) の場合において、次の①から③までの損害のそれぞれの見積額もしくはその合算額が被保険船舶の売却価格 (*1) またはこの保険証券記載の保険価額のいずれか低い額を超えたときは、被保険船舶が全損となったものとみなします。
- ① 修繕費。ただし、被保険船舶がその回航を遂行するために必要な修繕費に限ります。
 - ② 共同海損分担額
 - ③ 損害防止費用。ただし、普通約款第7条（損害防止費用）(1) ①の費用で、全損または①もしくは②の損害を防止軽減するために支出された費用に限ります。
- (3) この特別約款において保険金支払の対象となる普通約款第7条(1) ①および②の損害防止費用については、(1)の規定を適用しません。ただし、普通約款第7条(1) ①の費用については、被保険船舶が全損になるおそれがある場合に、保険契約者または被保険者があらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用に限ります。
- (4) 保険契約者または被保険者から、当会社に対してその回航についてあらかじめ通知がなされ、かつ、当会社の責任が軽減したと認められる場合には、当会社は、保険期間終了時に保険料を返還します (*2)。ただし、被保険船舶がその回航のための出帆地を発航した後に、保険事故による損害が生じなかったときに限ります。
- (*1) その回航に先だち当会社の承諾を得たときには、保険契約者または被保険者は、売却価格にその回航に必要な費用を含めることができます。
- (*2) 返還する保険料については、別途決定します。

第8条（普通約款との関係）

普通約款のそれぞれの条項の全部または一部がこの特別約款に抵触する場合は、この特別約款を普通約款に優先して適用します。

・・・・・

船舶保険第2種特別約款（衝突損害賠償金付）

(2021年4月1日改正)

第1条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金をお支払いする場合）に規定する損害のうち、次の損害に限り、保険金を支払います。

- ① 全損（普通約款第3条（全損）の規定によります。）
- ② 衝突損害賠償金（普通約款第6条（衝突損害賠償金）の規定によります。）
- ③ 損害防止費用（普通約款第7条（損害防止費用）の規定によりますが、同条(2) ただし書きを適用しません。）。ただし、①および②の損害を防止軽減するために支出された費用に限ります。

第2条（超過衝突損害賠償金）

- (1) 当会社は、この特別約款において保険金支払の対象となる次の賠償金または費用が、この保険証券記載の保険価額（以下「保険価額」といいます。）を超える場合には、それぞれの超過額に対して保険金を支払います。
 - ① 衝突損害賠償金
 - ② 損害防止費用。ただし、普通約款第7条（損害防止費用）(1)③に規定する費用のうち、同第6条（衝突損害賠償金）(1) ①または②の損害について、賠償請求の訴えがこの保険証券記載の被保険者（以下「被保険者」といいます。）に対して提起された場合の必要または有益な訴訟費用または仲裁費用に限ります。
- (2) (1) の規定により保険金支払の対象となる超過額は、それぞれ1976年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する1996年議定書（以下「制限条約」といいます。）(*) 第3条1(b) に定める責任の限度額と保険価額の差額を限度とします。ただし、「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律」が適用される場合には、同法に定める責任の限度額と保険価額の差額を限度とします。
- (3) 被保険者が法律のもとで認められる責任制限手続を行わない場合であっても、(1) の規定により保険金支払の対象となる超過額は、その法律に定める責任の限度額と保険価額 (*) の差額を限度とします。
- (4) (2) に規定する責任の限度額は、制限条約の適用対象船に該当しない船舶についても、制限条約の規定を準用して算出するものとします。

(*) Protocol of 1996 to Amend the Convention on Limitation of Liability for Maritime Claims, 1976

第3条（漁具および漁艇の保険の目的物からの除外）

この保険証券記載の約款タイプ（以下「約款タイプ」といいます。）が小型漁船の場合にのみ、この条を適用します。普通約款第2条（保険の目的物の範囲）(1) の規定にかかわらず、漁具（漁労にのみ使用され、かつ、この保険証券記載の船舶（以下「被保険船舶」といいます。）に固着されていないものをいいます。）および漁艇は、保険の目的物に含まれないものとします。

第4条（通知義務への追加）

普通約款第22条（通知義務—その1）(1) に次の①および②の場合を追加して、同条の規定を適用します。

- ① 約款タイプが小型・特殊船の契約において、被保険船舶が次の航海を行う場合

ア. 日本国もしくは大韓民国の相互間または両国間の航海に従事し、他船またはその他の財物とともに3隻以上で同一の船舶によって曳航される場合。ただし、その航海が次の航程または水域内に限られる場合には、この規定を適用しません。

- (ア) 航程100浬以内
- (イ) 船舶安全法施行規則第1条第6項に定める平水区域
- (ウ)瀬戸内海（八幡岬／八幡岬から359度30分2,000メートルの地点／馬島西端／村崎鼻線以東、日の御埼／蒲生田崎線以北、由良崎／鶴見崎線以北の水域）
 - イ. ア. に規定する以外の航海に従事し、他船またはその他の財物とともに2隻以上で同一の船舶によって曳航される場合
- ② 被保険船舶が押航または被押航の形態で運航に使用される場合

第5条 (航路定限外航行)

約款タイプが外航船の場合にのみ、この条を適用します。

普通約款第22条（通知義務一その1）(1) ①ア. の規定にかかわらず、被保険船舶がこの保険証券記載の航路定限の外に出る場合（以下「航路定限外航行」といいます。）において、次のすべての条件が満たされたときには、当会社は、航路定限外航行以後にこの特別約款において保険金を支払うべき事故（以下「保険事故」といいます。）によって生じた損害に対して保険金を支払います。

- ① 保険契約者または被保険者が、航路定限外航行を知った後遅滞なくこれを当会社に通知すること。
- ② 保険契約者が、当会社の定める割増保険料を支払うこと。
- ③ 保険契約者が、当会社の定める条件に従うこと。

第6条 (船費保険契約等の禁止)

- (1) この保険契約は、船費、利益金、増価額その他名称にかかわらず、被保険船舶について、その所有者または賃借人の被保険利益を保険の目的物とする保険契約（以下「船費保険契約等」といいます。）が存在しないことを条件とします。
- (2) 運送賃または用船料に対する1航海ごとの保険契約については、(1) に規定する条件を適用しません。
- (3) 当会社は、(1) に規定する条件に反する事実がある場合には、その事実が発生した時以後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第7条 (ガット装置の装備の禁止)

約款タイプが内航船で、かつ、この保険証券に「ガット装置あり」との記載がない場合にのみ、この条を適用します。

- (1) この保険契約は、被保険船舶が土砂、砂、砂利、碎石、礫、石材、テトラポッド等の消波ブロック、岩石もしくは原石等の採取または荷役のためのガット装置（ポンプ装置を含みます。以下「ガット装置」といいます。）を装備していないことを条件とします。
- (2) 当会社は、(1) に規定する条件に反する事実がある場合には、その事実が発生した時以後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 保険契約の締結の後、被保険船舶がガット装置を装備する場合には、普通約款第22条（通知義務一その1）の規定を適用します。

第8条 (解撤回航時の全損金の支払制限)

- (1) 被保険船舶が解撤または解撤を目的とした売却のために回航される場合において、被保険船舶がその回航のための出帆地を発航した後に全損（普通約款第3条（全損）(1) の規定によります。）となったときの、この特別約款において当会社が支払うべき保険金の額は、次のとおりとします。
 - ① 被保険船舶の売却価格（*1）またはこの保険証券記載の保険金額のいずれか低い額
 - ② 被保険船舶について、他の船舶保険契約または船費保険契約等（以下「他の保険契約」といいます。）がある場合は、次の算式によって算出した額とこの保険証券記載の保険金額のいずれか低い額
$$\text{①の売却価格} \times \frac{\text{この保険証券記載の保険金額}}{\text{この保険証券記載の保険金額} + \text{他の保険契約の保険金額}}$$
- (2) (1) の場合において、次の①から③までの損害のそれぞれの見積額もしくはその合算額が被保険船舶の売却価格（*1）または保険価額のいずれか低い額を超えたときは、被保険船舶が全損となったものとみなします。
 - ① 修繕費。ただし、被保険船舶がその回航を遂行するために必要な修繕費に限ります。
 - ② 共同海損分担額
 - ③ 損害防止費用。ただし、普通約款第7条（損害防止費用）(1) ①の費用で、全損または①もしくは②の損害を防止軽減するために支出された費用に限ります。
- (3) この特別約款において保険金支払の対象となる次の賠償金または費用については、(1) の規定を適用しません。
 - ① 衝突損害賠償金
 - ② 損害防止費用
 - ア. 普通約款第7条(1) ①および②の費用。ただし、普通約款第7条(1) ①の費用については、被保険船舶が全損になるおそれがある場合に、保険契約者または被保険者があらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用に限ります。
 - イ. 普通約款第7条(1) ③の費用のうち、同第6条（衝突損害賠償金）(1) ①または②の損害について、賠償請求の訴えが被保険者に対して提起された場合の必要または有益な訴訟費用または仲裁費用
- (4) 保険契約者または被保険者から、当会社に対してその回航についてあらかじめ通知がなされ、かつ、当会社の責任が軽減したと認められる場合には、当会社は、保険期間終了時に保険料を返還します（*2）。ただし、被保険船舶がその回航のための出帆地を発航した後に、保険事故による損害が生じなかったときに限ります。
- (*1) その回航に先立ち当会社の承諾を得たときには、保険契約者または被保険者は、売却価格にその回航に必要な費用を含めることができます。

(* 2) 返還する保険料については、別途決定します。

第9条（普通約款との関係）

普通約款のそれぞれの条項の全部または一部がこの特別約款に抵触する場合は、この特別約款を普通約款に優先して適用します。

・・・・・

船舶保険第5種特別約款

(2021年4月1日改正)

第1条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金をお支払いする場合）に規定する損害のうち、次の損害に限り、保険金を支払います。

- ① 全損（普通約款第3条（全損）の規定によります。）
- ② 修繕費（普通約款第4条（修繕費）の規定によります。）
- ③ 共同海損分担額（普通約款第5条（共同海損分担額）の規定によります。）
- ④ 衝突損害賠償金（普通約款第6条（衝突損害賠償金）の規定によります。）
- ⑤ 損害防止費用（普通約款第7条（損害防止費用）の規定によります。）。ただし、①から④までの損害を防止軽減するために支出された費用に限ります。

第2条（修繕費）

(1) 当会社が第1条（保険金をお支払いする場合）②の規定によって保険金を支払う修繕費は、次の事由によってこの保険証券記載の船舶（以下「被保険船舶」といいます。）が被った損傷の修繕費に限ります。

- ① 沈没、転覆、座礁、座州、火災、他物（水を除きます。）との衝突または共同海損行為
- ② 爆発（被保険船舶内で生じたものであると否とを問いません。）。ただし、水雷、爆弾その他爆発物として使用される兵器の爆発を除きます。

(2) 被保険船舶が空船で航行する場合に、船舶以外に共同海損を分担する利益があれば共同海損行為となる行為によって被保険船舶が被った損傷の修繕費は、共同海損行為によって生じた損傷の修繕費とみなします。

(3) 被保険船舶が、当会社がこの特別約款において保険金を支払うべき事故（以下「保険事故」といいます。）によって被った損傷の修繕工事（以下「保険工事」といいます。）のために、上架または入渠を必要とした場合に、船底の塗装が行われたときは、それに要した代金および費用について、当会社の対応は、次のとおりとします。

- ① この保険証券記載の約款タイプ（以下「約款タイプ」といいます。）が外航船または大型漁船の場合に、被保険船舶の船底外板の清掃、サンドブラストその他の下地処理および塗装（船底防腐塗装および船底防汚塗装を含みます。）にかかる費用は、修繕費に含めません。ただし、次の代金および費用は、修繕費に含めます。

ア. 新替えられた船底外板部分の陸上での下地処理に必要とした費用およびそのショッププライマーの代金ならびに塗装費

イ. 新替えまたは取り外し復旧された船底外板の溶接継手部分およびその溶接により損傷した隣接船底外板部分の下地処理に必要とした費用

ウ. 曲がり直し工事により損傷した船底外板部分の下地処理に必要とした費用

エ. ア. からウ. までに規定する部分に対する一層目のプライマーまたは防腐塗料の代金および塗装費

オ. ア. からウ. までに規定する部分に対する水線塗料の代金および塗装費

- ② 約款タイプが内航船、小型・特殊船または小型漁船の場合に、次の代金および費用は、修繕費に含めます。

ア. 船底防汚塗料の代金および塗装費（船底清掃費を含みます。）(*)。ただし、保険工事とそれ以外の工事または検査が同時に行われた場合は、船底の損傷のあった部分についてのみ防汚塗装が行われたときを除き、その2分の1を修繕費に含めます。

イ. 船底防腐塗料の代金および塗装費。ただし、損傷のあった部分に対するものに限ります。

ウ. 水線塗料の代金および塗装費。ただし、損傷のあった部分に対するものに限ります。

(*) 約款タイプが内航船の場合は別表1の額、約款タイプが小型・特殊船または小型漁船の場合は別表2の額を限度とします。

別表1

単位：円

被保険船舶の種類 料率算出に用いられたトン数	A	B	C	D
	右記BからDのいずれにも該当しない船舶	コンテナ船、自動車専用船または自動車航送船	L.N.G. 船	双胴型の船舶
100トン未満	400,000	500,000		800,000
100トン以上	200トン未満	700,000	900,000	1,400,000
200トン以上	500トン未満	1,000,000	1,200,000	1,800,000
500トン以上	700トン未満	1,200,000	1,500,000	2,300,000
700トン以上	1,000トン未満	1,500,000	1,800,000	2,700,000
1,000トン以上	2,000トン未満	1,600,000	1,920,000	2,880,000
2,000トン以上	3,000トン未満	2,000,000	2,400,000	3,600,000

被保険船舶の種類 料率算出に用いられたトン数	A	B	C	D
	右記BからDのいずれにも該当しない船舶	コンテナ船、自動車専用船または自動車航送船	L.N.G. 船	双胴型の船舶
3,000トン以上	4,000トン未満	2,400,000	2,880,000	1,700,000
4,000トン以上	5,000トン未満	2,800,000	3,520,000	2,000,000
5,000トン以上	6,000トン未満	3,040,000	3,680,000	2,150,000
6,000トン以上	7,000トン未満	3,360,000	4,080,000	2,400,000
7,000トン以上	8,000トン未満	3,600,000	4,320,000	2,600,000
8,000トン以上	9,000トン未満	3,920,000	4,720,000	2,820,000
9,000トン以上	10,000トン未満	4,400,000	5,200,000	3,170,000
10,000トン以上	20,000トン未満	5,600,000	6,800,000	4,030,000
20,000トン以上	30,000トン未満	7,200,000	8,800,000	5,180,000
30,000トン以上	40,000トン未満	8,800,000	10,400,000	6,340,000
40,000トン以上	50,000トン未満	10,000,000	12,400,000	7,200,000
50,000トン以上	60,000トン未満	11,200,000	13,600,000	8,000,000
60,000トン以上	70,000トン未満	12,400,000	14,800,000	8,800,000
70,000トン以上	80,000トン未満	13,600,000	16,000,000	9,600,000
80,000トン以上	90,000トン未満	14,800,000	17,600,000	10,400,000
90,000トン以上	100,000トン未満	15,600,000	18,800,000	11,200,000
100,000トン以上	110,000トン未満	16,800,000		12,000,000
110,000トン以上	120,000トン未満	18,000,000		12,800,000
120,000トン以上	130,000トン未満	19,200,000		13,600,000
130,000トン以上	140,000トン未満	20,000,000		14,400,000
140,000トン以上	150,000トン未満	21,200,000		14,800,000
150,000トン以上	160,000トン未満	22,400,000		
160,000トン以上	170,000トン未満	23,200,000		
170,000トン以上	180,000トン未満	24,400,000		
180,000トン以上	190,000トン未満	25,600,000		
190,000トン以上	200,000トン未満	26,800,000		

別表2

単位：円

被保険船舶の種類 料率算出に用いられたトン数（注）	A	B	C	D	E
	右記BからEのいずれにも該当しない船舶	コンテナ船、自動車専用船または自動車航送船	L.N.G. 船	自航装置を有しない船舶	双胴型の船舶
100トン未満	400,000	500,000		300,000	800,000
100トン以上	200トン未満	700,000	900,000	600,000	1,400,000
200トン以上	500トン未満	1,000,000	1,200,000	800,000	1,800,000
500トン以上	700トン未満	1,200,000	1,500,000	900,000	2,300,000
700トン以上	1,000トン未満	1,500,000	1,800,000	1,200,000	2,700,000
1,000トン以上	2,000トン未満	2,000,000	2,400,000	1,500,000	3,600,000
2,000トン以上	3,000トン未満	2,500,000	3,000,000	1,900,000	4,500,000
3,000トン以上	4,000トン未満	3,000,000	3,600,000	2,300,000	5,400,000
4,000トン以上	5,000トン未満	3,500,000	4,400,000	2,700,000	6,600,000
5,000トン以上	6,000トン未満	3,800,000	4,600,000	2,900,000	6,900,000
6,000トン以上	7,000トン未満	4,200,000	5,100,000	3,200,000	7,700,000
7,000トン以上	8,000トン未満	4,500,000	5,400,000	3,400,000	8,100,000
8,000トン以上	9,000トン未満	4,900,000	5,900,000	3,700,000	8,900,000
9,000トン以上	10,000トン未満	5,500,000	6,500,000	4,000,000	9,500,000
10,000トン以上	20,000トン未満	7,000,000	8,500,000	5,500,000	12,500,000
20,000トン以上	30,000トン未満	9,000,000	11,000,000	7,000,000	
30,000トン以上	40,000トン未満	11,000,000	13,000,000	8,000,000	
40,000トン以上	50,000トン未満	12,500,000	15,500,000	9,000,000	9,500,000
50,000トン以上	60,000トン未満	14,000,000	17,000,000	10,000,000	10,500,000

被保険船舶の種類 料率算出に用いられたトン数(注)	A	B	C	D	E
	右記BからEのいずれにも該当しない船舶	コンテナ船、自動車専用船または自動車航送船	L.N.G.船	自航装置を有しない船舶	双胴型の船舶
60,000トン以上	70,000トン未満	15,500,000	18,500,000	11,000,000	11,500,000
70,000トン以上	80,000トン未満	17,000,000	20,000,000	12,000,000	12,500,000
80,000トン以上	90,000トン未満	18,500,000	22,000,000	13,000,000	13,500,000
90,000トン以上	100,000トン未満	19,500,000	23,500,000	14,000,000	14,500,000
100,000トン以上	110,000トン未満	21,000,000		15,000,000	
110,000トン以上	120,000トン未満	22,500,000		16,000,000	
120,000トン以上	130,000トン未満	24,000,000		17,000,000	
130,000トン以上	140,000トン未満	25,000,000		18,000,000	
140,000トン以上	150,000トン未満	26,500,000		18,500,000	
150,000トン以上	160,000トン未満	28,000,000			
160,000トン以上	170,000トン未満	29,000,000			
170,000トン以上	180,000トン未満	30,500,000			
180,000トン以上	190,000トン未満	32,000,000			
190,000トン以上	200,000トン未満	33,500,000			

(注) 浮船渠、ケーソン用フローティングドックについては、次の算式によって算出した数値をもって料率算出に用いられたトン数とします。

$$\text{全長(m)} \times \text{巾(m)} \times \text{外側壁の高さ(m)} \div 2.832 \times 0.24$$

第3条 (保険金のお支払の対象とならない修繕費)

当会社は、第1条(保険金をお支払いする場合)②および第2条(修繕費)(1)①の規定にかかわらず、次の事由によって被保険船舶が被った損傷の修繕費に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険船舶の浚渫作業中における浚渫機と土砂もしくは土砂中の他物との衝突または接触

② 被保険船舶の地盤改良作業中における攪拌軸もしくは攪拌翼と土砂もしくは土砂中の他物との衝突または接触

第4条 (超過衝突損害賠償金)

(1) 当会社は、この特別約款において保険金支払の対象となる次の賠償金または費用が、この保険証券記載の保険価額(以下「保険価額」といいます。)(*1)を超える場合には、それぞれの超過額に対して保険金を支払います。

① 衝突損害賠償金

② 損害防止費用。ただし、普通約款第7条(損害防止費用)(1)③に規定する費用のうち、同第6条(衝突損害賠償金)(1)①または②の損害について、賠償請求の訴えがこの保険証券記載の被保険者(以下「被保険者」といいます。)に対して提起された場合の必要または有益な訴訟費用または仲裁費用に限ります。

(2) (1)の規定により保険金支払の対象となる超過額は、それぞれ1976年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する1996年議定書(以下「制限条約」といいます。)(*2) 第3条1(b)に定める責任の限度額と保険価額(*1)の差額を限度とします。ただし、「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律」が適用される場合には、同法に定める責任の限度額と保険価額(*1)の差額を限度とします。

(3) 被保険者が法律のもとで認められる責任制限手続を行わない場合であっても、(1)の規定により保険金支払の対象となる超過額は、その法律に定める責任の限度額と保険価額(*1)の差額を限度とします。

(4) (2)に規定する責任の限度額は、制限条約の適用対象船に該当しない船舶についても、制限条約の規定を準用して算出するものとします。

(*1) 船費保険がある保険契約の場合は、船舶保険価額と船費保険価額の合算額とします。

(*2) Protocol of 1996 to Amend the Convention on Limitation of Liability for Maritime Claims, 1976

第5条 (被保険船舶外に一時的に搬出されたハッチ・カバー)

(1) 被保険船舶がコンテナ船(セミコンテナ船を含みます。)の場合に、普通約款第2条(保険の目的物の範囲)(1)の規定にかかわらず、積荷の積込み、荷卸しまたは積替えのために、被保険船舶のハッチ・カバーが岸壁に一時的に取り外されたときにも、そのハッチ・カバーは、保険の目的物に含まれるものとします。

(2) 当会社は、(1)に規定するハッチ・カバーが被保険船舶外に搬出、または被保険船舶外から搬入される場合に、荷役装置からの落下によってハッチ・カバーに生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(3) 被保険船舶外に取り外されたハッチ・カバーと被保険船舶との衝突によって被保険船舶に生じた損害は、他物との衝突による損害とみなします。

第6条 (漁具および漁艇の保険の目的物からの除外)

約款タイプが小型漁船の場合にのみ、この条を適用します。

普通約款第2条(保険の目的物の範囲)(1)の規定にかかわらず、漁具(漁労にのみ使用され、かつ、被保険船舶に固着されていないものをいいます。)および漁艇は、保険の目的物に含まれないものとします。

第7条 (通知義務への追加)

普通約款第22条(通知義務一その1)(1)に次の①および②の場合を追加して、同条の規定を適用します。

① 約款タイプが小型・特殊船の契約において、被保険船舶が次の航海を行う場合

ア. 日本国もしくは大韓民国の相互間または両国間の航海に従事し、他船またはその他の財物とともに3隻以上で同一の船舶によって曳航される場合。ただし、その航海が次の航程または水域内に限られる場合には、この規定を適用しません。

(ア) 航程100浬以内

(イ) 船舶安全法施行規則第1条第6項に定める平水区域

(ウ)瀬戸内海（八幡岬／八幡岬から359度30分2,000メートルの地点／馬島西端／村崎鼻線以東、日の御崎／蒲生田崎線以北、由良崎／鶴見崎線以北の水域）

イ. ア. に規定する以外の航海に従事し、他船またはその他の財物とともに2隻以上で同一の船舶によって曳航される場合

② 被保険船舶が押航または被押航の形態で運航に使用される場合

第8条 (航路定限外航行)

約款タイプが外航船の場合にのみ、この条を適用します。

普通約款第22条（通知義務一その1）(1)①ア. の規定にかかわらず、被保険船舶がこの保険証券記載の航路定限の外に出る場合（以下「航路定限外航行」といいます。）において、次のすべての条件が満たされたときには、当会社は、航路定限外航行以後に保険事故によって生じた損害に対して保険金を支払います。

① 保険契約者または被保険者が、航路定限外航行を知った後遅滞なくこれを当会社に通知すること。

② 保険契約者が、当会社の定める割増保険料を支払うこと。

③ 保険契約者が、当会社の定める条件に従うこと。

第9条 (船費保険契約等の禁止または制限)

(1) この保険契約は、船費、利益金、増価額その他名称にかかわらず、被保険船舶について、その所有者または賃借人の被保険利益を保険の目的物とする保険契約（以下「船費保険契約等」といいます。）が存在しないことを条件とします。

(2) (1)の規定にかかわらず、保険契約の締結の際、当会社が船費保険契約等の存在について合意した場合は、その保険契約の保険金額の総額が、保険契約者を問わず、この保険証券記載の船舶保険価額（以下「船舶保険価額」といいます。）の25%を超えないことを条件とします。

(3) 運送賃または用船料に対する1航海ごとの保険契約については、(1)または(2)に規定する条件を適用しません。

(4) 当会社は、(1)または(2)に規定する条件に反する事実がある場合には、その事実が発生した時以後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第10条 (ガット装置の装備の禁止)

約款タイプが内航船で、かつ、この保険証券に「ガット装置あり」との記載がない場合にのみ、この条を適用します。

(1) この保険契約は、被保険船舶が土砂、砂、砂利、碎石、礫、石材、テトラポッド等の消波ブロック、岩石もしくは原石等の採取または荷役のためのガット装置（ポンプ装置を含みます。以下「ガット装置」といいます。）を装備していないことを条件とします。

(2) 当会社は、(1)に規定する条件に反する事実がある場合には、その事実が発生した時以後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(3) 保険契約の締結の後、被保険船舶がガット装置を装備する場合には、普通約款第22条（通知義務一その1）の規定を適用します。

第11条 (解撤回航時の全損金の支払制限)

(1) 被保険船舶が解撤または解撤を目的とした売却のために回航される場合において、被保険船舶がその回航のための出帆地を発航した後に全損（普通約款第3条（全損）(1)の規定によります。）となったときの、この特別約款において当会社が支払うべき保険金の額は、次のとおりとします。

① 被保険船舶の売却価格（*1）またはこの保険証券記載の保険金額（*2）のいずれか低い額

② 被保険船舶について、他の船舶保険契約または船費保険契約等（以下「他の保険契約」といいます。）がある場合は、次の算式によって算出した額とこの保険証券記載の保険金額のいずれか低い額

$$\text{①の売却価格} \text{ (*1)} \times \frac{\text{この保険証券記載の保険金額} \text{ (*2)}}{\text{この保険証券記載の保険金額} \text{ (*2)} + \text{他の保険契約の保険金額}}$$

(2) (1)の場合において、次の①から③までの損害のそれぞれの見積額もしくはその合算額が被保険船舶の売却価格（*1）または船舶保険価額のいずれか低い額を超えたときは、被保険船舶が全損となったものとみなします。

① 修繕費。ただし、被保険船舶がその回航を遂行するために必要な修繕費に限ります。

② 共同海損分担額

③ 損害防止費用。ただし、普通約款第7条（損害防止費用）(1)①の費用で、全損または①もしくは②の損害を防止軽減するために支出された費用に限ります。

(3) この特別約款において保険金支払の対象となる次の賠償金または費用については、(1)の規定を適用しません。

① 衝突損害賠償金

② 損害防止費用

ア. 普通約款第7条(1)①および②の費用。ただし、普通約款第7条(1)①の費用については、被保険船舶が全損になるおそれがある場合に、保険契約者または被保険者があらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用に限ります。

イ. 普通約款第7条(1)③の費用のうち、同第6条（衝突損害賠償金）(1)①または②の損害について、賠償請求の訴えが被保険者に対して提起された場合の必要または有益な訴訟費用または仲裁費用

(4) 保険契約者または被保険者から、当会社に対してその回航についてあらかじめ通知がなされ、かつ、当会社の責任が軽減したと認められる場合には、当会社は、保険期間終了時に保険料を返還します(*3)。ただし、被保険船舶がその回航のための出帆地を発航した後に、保険事故による損害が生じなかったときに限ります。

(*1) その回航に先だち当会社の承諾を得たときには、保険契約者または被保険者は、売却価格にその回航に必要な費用を含めることができます。

(*2) 船費保険がある保険契約の場合は、船舶保険金額と船費保険金額の合算額とします。

(*3) 返還する保険料については、別途決定します。

第12条 (普通約款との関係)

普通約款のそれぞれの条項の全部または一部がこの特別約款に抵触する場合は、この特別約款を普通約款に優先して適用します。

船舶保険第6種特別約款

(2021年4月1日改正)

第1条 (保険金をお支払いする場合)

当会社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金をお支払いする場合）に規定する損害のうち、次の損害に限り、保険金を支払います。

- ① 全損（普通約款第3条（全損）の規定によります。）
- ② 修繕費（普通約款第4条（修繕費）の規定によります。）
- ③ 共同海損分担額（普通約款第5条（共同海損分担額）の規定によります。）
- ④ 衝突損害賠償金（普通約款第6条（衝突損害賠償金）の規定によります。）
- ⑤ 損害防止費用（普通約款第7条（損害防止費用）の規定によります。）。ただし、①から④までの損害を防止軽減するために支出された費用に限ります。

第2条 (修繕費)

(1) 当会社が第1条（保険金をお支払いする場合）②の規定によって保険金を支払う修繕費は、次の事由によってこの保険証券記載の船舶（以下「被保険船舶」といいます。）が被った損傷の修繕費に限ります。

- ① 沈没、転覆、座礁、座州、火災、他物（水を除きます。）との衝突または共同海損行為
- ② 爆発（被保険船舶内で生じたものであると否とを問いません。）。ただし、水雷、爆弾その他爆発物として使用される兵器の爆発を除きます。
- ③ 地震、津波、噴火または落雷
- ④ 荒天
- ⑤ 主機、補機その他の機器の事故

⑥ 船体（属具を含みます。）に存在する欠陥（保険契約者またはこの保険証券記載の被保険者（以下「被保険者」といいます。）が相当の注意を払ったにもかかわらず発見することができなかった欠陥に限ります。）による事故。ただし、塗装にのみ生じた事故（⑨の事由によって生じた場合を含みます。）を除きます。

- ⑦ 積荷、属具または燃料、食料その他の消耗品の積込み、荷卸しまたは積替え中にこれらの作業によって生じた事故。ただし、この保険証券記載の約款タイプ（以下「約款タイプ」といいます。）が小型漁船の場合に、漁具の入れもしくは引揚げ中または洋上における漁獲物の引揚げ中に、これらの作業によって生じた事故を除きます。
- ⑧ 船長、乗組員または水先人の故意または過失。ただし、船長または乗組員が保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人である場合、またはこれらの者に保険金を取得させることを目的としていた場合の船長または乗組員の故意を除きます。

⑨ 修繕者または用船者の過失。ただし、修繕者または用船者が、保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人である場合を除きます。

⑩ L.N.G. 運搬船に搭載される L.N.G. タンクまたはボイルオフガス専用パイプラインの事故

⑪ 原子核の分裂、融合またはこれらと同種の反応によって生じた放射性、爆発性その他有害な特性。ただし、普通約款第15条（保険金をお支払いしない損害—その2）(1) に規定する事由を除きます。

(2) 被保険船舶が空船で航行する場合に、船舶以外に共同海損を分担する利益があれば共同海損行為となる行為によって被保険船舶が被った損傷の修繕費は、共同海損行為によって生じた損傷の修繕費とみなします。

(3) 被保険船舶が、当会社がこの特別約款において保険金を支払うべき事故（以下「保険事故」といいます。）によって被った損傷の修繕工事（以下「保険工事」といいます。）のために、上架または入渠を必要とした場合に、船底の塗装が行われたときは、それに要した代金および費用について、当会社の対応は、次のとおりとします。

① 約款タイプが外航船または大型漁船の場合に、被保険船舶の船底外板の清掃、サンドブラストその他の下地処理および塗装（船底防腐塗装および船底防汚塗装を含みます。）にかかる費用は、修繕費に含めません。ただし、次の代金および費用は、修繕費に含めます。

ア. 新替えられた船底外板部分の陸上での下地処理に必要とした費用およびそのショッププライマーの代金ならびに塗装費

イ. 新替えまたは取り外し復旧された船底外板の溶接継手部分およびその溶接により損傷した隣接船底外板部分の下地処理に必要とした費用

ウ. 曲がり直し工事により損傷した船底外板部分の下地処理に必要とした費用

エ. ア. からウ. までに規定する部分に対する一層目のプライマーまたは防腐塗料の代金および塗装費
オ. ア. からウ. までに規定する部分に対する水線塗料の代金および塗装費

② 約款タイプが内航船、小型・特殊船または小型漁船の場合に、次の代金および費用は、修繕費に含めます。

ア. 船底防汚塗料の代金および塗装費（船底清掃費を含みます。）（*）。ただし、保険工事とそれ以外の工事または検査が同時に行われた場合は、船底の損傷のあった部分についてのみ防汚塗装が行われたときを除き、その2分の1を修繕費に含めます。

イ. 船底防腐塗料の代金および塗装費。ただし、損傷のあった部分に対するものに限ります。

ウ. 水線塗料の代金および塗装費。ただし、損傷のあった部分に対するものに限ります。

（*）約款タイプが内航船の場合は別表1の額、約款タイプが小型・特殊船または小型漁船の場合は別表2の額を限度とします。

別表1

単位：円

被保険船舶の種類 料率算出に用いられたトン数	A	B	C	D	
	右記BからDのいずれにも該当しない船舶	コンテナ船、自動車専用船または自動車航送船	L.N.G. 船	双胴型の船舶	
100トン未満	400,000	500,000		800,000	
100トン以上	200トン未満	700,000	900,000	1,400,000	
200トン以上	500トン未満	1,000,000	1,200,000	1,800,000	
500トン以上	700トン未満	1,200,000	1,500,000	2,300,000	
700トン以上	1,000トン未満	1,500,000	1,800,000	2,700,000	
1,000トン以上	2,000トン未満	1,600,000	1,920,000	1,120,000	2,880,000
2,000トン以上	3,000トン未満	2,000,000	2,400,000	1,400,000	3,600,000
3,000トン以上	4,000トン未満	2,400,000	2,880,000	1,700,000	4,320,000
4,000トン以上	5,000トン未満	2,800,000	3,520,000	2,000,000	5,280,000
5,000トン以上	6,000トン未満	3,040,000	3,680,000	2,150,000	5,520,000
6,000トン以上	7,000トン未満	3,360,000	4,080,000	2,400,000	6,160,000
7,000トン以上	8,000トン未満	3,600,000	4,320,000	2,600,000	6,480,000
8,000トン以上	9,000トン未満	3,920,000	4,720,000	2,820,000	7,120,000
9,000トン以上	10,000トン未満	4,400,000	5,200,000	3,170,000	7,600,000
10,000トン以上	20,000トン未満	5,600,000	6,800,000	4,030,000	10,000,000
20,000トン以上	30,000トン未満	7,200,000	8,800,000	5,180,000	
30,000トン以上	40,000トン未満	8,800,000	10,400,000	6,340,000	
40,000トン以上	50,000トン未満	10,000,000	12,400,000	7,200,000	
50,000トン以上	60,000トン未満	11,200,000	13,600,000	8,000,000	
60,000トン以上	70,000トン未満	12,400,000	14,800,000	8,800,000	
70,000トン以上	80,000トン未満	13,600,000	16,000,000	9,600,000	
80,000トン以上	90,000トン未満	14,800,000	17,600,000	10,400,000	
90,000トン以上	100,000トン未満	15,600,000	18,800,000	11,200,000	
100,000トン以上	110,000トン未満	16,800,000		12,000,000	
110,000トン以上	120,000トン未満	18,000,000		12,800,000	
120,000トン以上	130,000トン未満	19,200,000		13,600,000	
130,000トン以上	140,000トン未満	20,000,000		14,400,000	
140,000トン以上	150,000トン未満	21,200,000		14,800,000	
150,000トン以上	160,000トン未満	22,400,000			
160,000トン以上	170,000トン未満	23,200,000			
170,000トン以上	180,000トン未満	24,400,000			
180,000トン以上	190,000トン未満	25,600,000			
190,000トン以上	200,000トン未満	26,800,000			

別表 2

単位：円

被保険船舶の種類 料率算出に用いられたトン数(注)	A	B	C	D	E
	右記BからEのいずれにも該当しない船舶	コンテナ船、自動車専用船または自動車航送船	L.N.G. 船	自航装置を有しない船舶	双胴型の船舶
100トン未満	400,000	500,000		300,000	800,000
100トン以上 200トン未満	700,000	900,000		600,000	1,400,000
200トン以上 500トン未満	1,000,000	1,200,000		800,000	1,800,000
500トン以上 700トン未満	1,200,000	1,500,000		900,000	2,300,000
700トン以上 1,000トン未満	1,500,000	1,800,000		1,200,000	2,700,000
1,000トン以上 2,000トン未満	2,000,000	2,400,000		1,500,000	3,600,000
2,000トン以上 3,000トン未満	2,500,000	3,000,000		1,900,000	4,500,000
3,000トン以上 4,000トン未満	3,000,000	3,600,000		2,300,000	5,400,000
4,000トン以上 5,000トン未満	3,500,000	4,400,000		2,700,000	6,600,000
5,000トン以上 6,000トン未満	3,800,000	4,600,000		2,900,000	6,900,000
6,000トン以上 7,000トン未満	4,200,000	5,100,000		3,200,000	7,700,000
7,000トン以上 8,000トン未満	4,500,000	5,400,000		3,400,000	8,100,000
8,000トン以上 9,000トン未満	4,900,000	5,900,000		3,700,000	8,900,000
9,000トン以上 10,000トン未満	5,500,000	6,500,000		4,000,000	9,500,000
10,000トン以上 20,000トン未満	7,000,000	8,500,000		5,500,000	12,500,000
20,000トン以上 30,000トン未満	9,000,000	11,000,000		7,000,000	
30,000トン以上 40,000トン未満	11,000,000	13,000,000		8,000,000	
40,000トン以上 50,000トン未満	12,500,000	15,500,000	9,000,000	9,500,000	
50,000トン以上 60,000トン未満	14,000,000	17,000,000	10,000,000	10,500,000	
60,000トン以上 70,000トン未満	15,500,000	18,500,000	11,000,000	11,500,000	
70,000トン以上 80,000トン未満	17,000,000	20,000,000	12,000,000	12,500,000	
80,000トン以上 90,000トン未満	18,500,000	22,000,000	13,000,000	13,500,000	
90,000トン以上 100,000トン未満	19,500,000	23,500,000	14,000,000	14,500,000	
100,000トン以上 110,000トン未満	21,000,000		15,000,000		
110,000トン以上 120,000トン未満	22,500,000		16,000,000		
120,000トン以上 130,000トン未満	24,000,000		17,000,000		
130,000トン以上 140,000トン未満	25,000,000		18,000,000		
140,000トン以上 150,000トン未満	26,500,000		18,500,000		
150,000トン以上 160,000トン未満	28,000,000				
160,000トン以上 170,000トン未満	29,000,000				
170,000トン以上 180,000トン未満	30,500,000				
180,000トン以上 190,000トン未満	32,000,000				
190,000トン以上 200,000トン未満	33,500,000				

(注) 浮船渠、ケーソン用フローティングドックについては、次の算式によって算出した数値をもって料率算出に用いられたトン数とします。

全長(m) × 巾(m) × 外側壁の高さ(m) ÷ 2.832 × 0.24

第3条 (修繕費における免責金額の適用)

- 当会社は、第2条(修繕費)(1)④から⑪までの事由によって生じた修繕費については、1回の保険事故ごとにこの保険証券記載の免責金額を差し引きます。
- 第2条(1)④の事由については、発航港から次の到達港までの航海中に荒天によって被保険船舶が被った損傷(以下「荒天による損傷」といいます。)を、1回の保険事故によるものとみなします。航海中に保険期間が開始または満了した場合において、この保険契約の保険期間中に生じた荒天による損傷とこの保険契約の保険期間開始前または満了後に生じた荒天による損傷との判別ができるときには、この特別約款において当会社が支払うべき保険金の額(以下「保険金支払額」といいます。)は、(1)の免責金額を修繕費から差し引いた残額に、その航海中の全荒天日数に対するこの保険契約の保険期間に属する荒天日数の割合を乗じた額とします。

第4条 (超過衝突損害賠償金)

- 当会社は、この特別約款において保険金支払の対象となる次の賠償金または費用が、この保険証券記載の保険金額(以下「保険金額」といいます。)(*1)を超える場合には、それぞれの超過額に対して保険金を支払います。
 - 衝突損害賠償金
 - 損害防止費用。ただし、普通約款第7条(損害防止費用)(1)③に規定する費用のうち、同第6条(衝突損害賠償金)
 - ①または②の損害について、賠償請求の訴えが被保険者に対して提起された場合の必要または有益な訴訟費

用または仲裁費用に限ります。

- (2) (1) の規定により保険金支払の対象となる超過額は、それぞれ1976年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する1996年議定書（以下「制限条約」といいます。）（*2）第3条1(b)に定める責任の限度額と保険価額（*1）の差額を限度とします。ただし、「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律」が適用される場合には、同法に定める責任の限度額と保険価額（*1）の差額を限度とします。
- (3) 被保険者が法律のもとで認められる責任制限手続を行わない場合であっても、(1) の規定により保険金支払の対象となる超過額は、その法律に定める責任の限度額と保険価額（*1）の差額を限度とします。
- (4) (2) に規定する責任の限度額は、制限条約の適用対象船に該当しない船舶についても、制限条約の規定を準用して算出するものとします。

(*1) 船費保険がある保険契約の場合は、船舶保険価額と船費保険価額の合算額とします。

(*2) Protocol of 1996 to Amend the Convention on Limitation of Liability for Maritime Claims, 1976

第5条（被保険船舶外に一時的に搬出されたハッチ・カバー）

- (1) 被保険船舶がコンテナ船（セミコンテナ船を含みます。）の場合に、普通約款第2条（保険の目的物の範囲）(1)の規定にかかわらず、積荷の積込み、荷卸しまたは積替えのために、被保険船舶のハッチ・カバーが岸壁に一時的に取り外されたときにも、そのハッチ・カバーは、保険の目的物に含まれるものとします。
- (2) 当会社は、(1) に規定するハッチ・カバーが被保険船舶外に搬出、または被保険船舶外から搬入される場合に、荷役装置からの落下によってハッチ・カバーに生じた損害は、第2条（修繕費）(1)⑦の事故とみなします。
- (3) 被保険船舶外に取り外されたハッチ・カバーと被保険船舶との衝突によって被保険船舶に生じた損害は、他物との衝突による損害とみなします。

第6条（漁具および漁艇の保険の目的物からの除外）

約款タイプが小型漁船の場合にのみ、この条を適用します。

普通約款第2条（保険の目的物の範囲）(1)の規定にかかわらず、漁具（漁労にのみ使用され、かつ、被保険船舶に固着されていないものをいいます。）および漁艇は、保険の目的物に含まれないものとします。

第7条（通知義務への追加）

普通約款第22条（通知義務－その1）(1) に、被保険船舶が押航または被押航の形態で運航に使用される場合を追加して、同条の規定を適用します。

第8条（航路定限外航行）

約款タイプが外航船の場合にのみ、この条を適用します。

普通約款第22条（通知義務－その1）(1)①ア. の規定にかかわらず、被保険船舶がこの保険証券記載の航路定限の外に出る場合（以下「航路定限外航行」といいます。）において、次のすべての条件が満たされたときには、当会社は、航路定限外航行以後に保険事故によって生じた損害に対して保険金を支払います。

- ① 保険契約者または被保険者が、航路定限外航行を知った後遅滞なくこれを当会社に通知すること。
- ② 保険契約者が、当会社の定める割増保険料を支払うこと。
- ③ 保険契約者が、当会社の定める条件に従うこと。

第9条（船費保険契約等の禁止または制限）

- (1) この保険契約は、船費、利益金、増価額その他名称にかかわらず、被保険船舶について、その所有者または賃借人の被保険利益を保険の目的物とする保険契約（以下「船費保険契約等」といいます。）が存在しないことを条件とします。
- (2) (1) の規定にかかわらず、保険契約の締結の際、当会社が船費保険契約等の存在について合意した場合は、その保険契約の保険金額の総額が、保険契約者を問わず、この保険証券記載の船舶保険価額（以下「船舶保険価額」といいます。）の25%を超えないことを条件とします。
- (3) 運送賃または用船料に対する1航海ごとの保険契約については、(1) または(2) に規定する条件を適用しません。
- (4) 当会社は、(1) または(2) に規定する条件に反する事実がある場合には、その事実が発生した時以後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第10条（ガット装置の装備の禁止）

約款タイプが内航船で、かつ、この保険証券に「ガット装置あり」との記載がない場合にのみ、この条を適用します。

- (1) この保険契約は、被保険船舶が土砂、砂、砂利、碎石、礫、石材、テトラポッド等の消波ブロック、岩石もしくは原石等の採取または荷役のためのガット装置（ポンプ装置を含みます。以下「ガット装置」といいます。）を装備していないことを条件とします。
- (2) 当会社は、(1) に規定する条件に反する事実がある場合には、その事実が発生した時以後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 保険契約の締結の後、被保険船舶がガット装置を装備する場合には、普通約款第22条（通知義務－その1）の規定を適用します。

第11条（解撤回航時の全損金の支払制限）

- (1) 被保険船舶が解撤または解撤を目的とした売却のために回航される場合において、被保険船舶がその回航のための出帆地を発航した後に全損（普通約款第3条（全損）(1)の規定によります。）となったときの保険金支払額は、次のとおりとします。
- ① 被保険船舶の売却価格（*1）またはこの保険証券記載の保険金額（*2）のいずれか低い額
 - ② 被保険船舶について、他の船舶保険契約または船費保険契約等（以下「他の保険契約」といいます。）がある場合は、次の算式によって算出した額とこの保険証券記載の保険金額のいずれか低い額

- この保険証券記載の保険金額 (*2)
- $$\frac{\text{①の売却価格 (*1)} \times \text{この保険証券記載の保険金額 (*2)}}{\text{この保険証券記載の保険金額 (*2) + 他の保険契約の保険金額}}$$
- (2) (1) の場合において、次の①から③までの損害のそれぞれの見積額もしくはその合算額が被保険船舶の売却価格 (*1) または船舶保険価額のいずれか低い額を超えたときは、被保険船舶が全損となったものとみなします。
- ① 修繕費。ただし、被保険船舶がその回航を遂行するために必要な修繕費に限ります。
 - ② 共同海損分担額
 - ③ 損害防止費用。ただし、普通約款第7条（損害防止費用）(1) ①の費用で、全損または①もしくは②の損害を防止軽減するために支出された費用に限ります。
- (3) この特別約款において保険金支払の対象となる次の賠償金または費用については、(1) の規定を適用しません。
- ① 衝突損害賠償金
 - ② 損害防止費用
 - ア. 普通約款第7条 (1) ①および②の費用。ただし、普通約款第7条 (1) ①の費用については、被保険船舶が全損になるおそれがある場合に、保険契約者または被保険者があらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用に限ります。
 - イ. 普通約款第7条 (1) ③の費用のうち、同第6条（衝突損害賠償金）(1) ①または②の損害について、賠償請求の訴えが被保険者に対して提起された場合の必要または有益な訴訟費用または仲裁費用
- (4) 保険契約者または被保険者から、当会社に対してその回航についてあらかじめ通知がなされ、かつ、当会社の責任が軽減したと認められる場合には、当会社は、保険期間終了時に保険料を返還します (*3)。ただし、被保険船舶がその回航のための出帆地を発航した後に、保険事故による損害が生じなかったときに限ります。
- (*1) その回航に先立ち当会社の承諾を得たときには、保険契約者または被保険者は、売却価格にその回航に必要な費用を含めることができます。
- (*2) 船費保険がある保険契約の場合は、船舶保険金額と船費保険金額の合算額とします。
- (*3) 返還する保険料については、別途決定します。

第12条（普通約款との関係）

普通約款のそれぞれの条項の全部または一部がこの特別約款に抵触する場合は、この特別約款を普通約款に優先して適用します。

・・・・・

水線下の修繕費不担保特別条項

(2021年4月1日制定)

当会社は、被保険船舶の上架または入渠時の船底損傷検査が実施される時までに、水線下に生じた損傷の修繕費に對しては、保険金を支払いません。ただし、その損傷がこの保険証券記載の保険期間開始後に発生した保険事故によるものであることが明らかな場合は、この規定を適用しません。

・・・・・

修繕費追加担保特別条項（浚渫船用）

(2021年4月1日改正)

第1条（保険金をお支払いする場合）

- (1) 当会社は、次の事由によって被保険船舶が被った損傷の修繕費を船舶保険第5種特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（修繕費）(1) に規定する修繕費に追加し、特別約款の規定に従い保険金を支払います。ただし、船舶保険普通保険約款第17条（保険金をお支払いしない損害—その4）の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が相当の注意を払っても発見することができなかった被保険船舶に存在する欠陥によって事故が発生した場合は、その欠陥が存在する部分の損傷の修繕費を除きます。
- 被保険船舶の原動機、電動機、発電機、蓄電池（器）、変圧器、開閉装置、電線、ボイラー、一般補機器、配管、ワインチまたは浚渫機の事故
- (2) この特別条項において、当会社が修繕費として支払うべき保険金の額は、1回の保険事故ごとに、その修繕費（特別約款第2条(1)に規定する修繕費 (*) と合算して、この保険証券記載の保険価額を限度とします。）からこの保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とします。
- (*) 共同海損行為によって生じた損傷の修繕費を除きます。

第2条（保険金をお支払いしない損害）

当会社は、被保険船舶のボイラーの煙道および煙突、フィルター・エレメント、ワイヤー、排（吸）送ポンプ、排（吸）送管、浚渫機のカッターナイフ、グラブ、ディッパーまたはバケット、スパッドおよびビルジ管に生じた損傷の修繕費に對しては、保険金を支払いません。

第3条（浚渫機と土砂等との衝突または接触）

被保険船舶の浚渫作業中における浚渫機と土砂もしくは土砂中の他物との衝突または接触は、特別約款第2条（修繕費）(1) ②に規定する他物との衝突とはみなしません。

第4条（特別約款との関係）

第1条（保険金をお支払いする場合）に規定する事由によって生じた損傷の修繕費のうち、この保険契約に適用さ

れる他の特別約款において保険金支払の対象となる修繕費については、この特別条項を適用しません。

修繕費追加担保特別条項（杭打船用）

(2021年4月1日改正)

第1条（保険金をお支払いする場合）

(1) 当会社は、次の事由によって被保険船舶が被った損傷の修繕費を船舶保険第5種特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（修繕費）(1)に規定する修繕費に追加し、特別約款の規定に従い保険金を支払います。ただし、船舶保険普通保険約款第17条（保険金をお支払いしない損害ーその4）の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が相当の注意を払っても発見することができなかった被保険船舶に存在する欠陥によって事故が発生した場合は、その欠陥が存在する部分の損傷の修繕費を除きます。

被保険船舶の原動機、電動機、発電機、蓄電池（器）、変圧器、開閉装置、電線、ボイラー、一般補機器、配管、ウインチまたは杭打機（櫓を除きます。）の事故

(2) この特別条項において、当会社が修繕費として支払うべき保険金の額は、1回の保険事故ごとに、その修繕費（特別約款第2条(1)に規定する修繕費^(*)と合算して、この保険証券記載の保険価額を限度とします。）からこの保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とします。

(*) 共同海損行為によって生じた損傷の修繕費を除きます。

第2条（保険金をお支払いしない損害）

当会社は、被保険船舶のボイラーの煙道および煙突、フィルター・エレメント、ワイヤー、フレキシブル・ホースおよびビルジ管に生じた損傷の修繕費に対しては、保険金を支払いません。

第3条（特別約款との関係）

第1条（保険金をお支払いする場合）に規定する事由によって生じた損傷の修繕費のうち、この保険契約に適用される他の特別約款において保険金支払の対象となる修繕費については、この特別条項を適用しません。

修繕費追加担保特別条項（コンクリート・ミキサー船用）

(2021年4月1日改正)

第1条（保険金をお支払いする場合）

(1) 当会社は、次の事由によって被保険船舶が被った損傷の修繕費を船舶保険第5種特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（修繕費）(1)に規定する修繕費に追加し、特別約款の規定に従い保険金を支払います。ただし、船舶保険普通保険約款第17条（保険金をお支払いしない損害ーその4）の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が相当の注意を払っても発見することができなかった被保険船舶に存在する欠陥によって事故が発生した場合は、その欠陥が存在する部分の損傷の修繕費を除きます。

被保険船舶の原動機、電動機、発電機、蓄電池（器）、変圧器、開閉装置、電線、ボイラー、一般補機器、配管、ウインチ、コンクリート・ミキシング・プラントまたはコンクリート輸送装置の事故

(2) この特別条項において、当会社が修繕費として支払うべき保険金の額は、1回の保険事故ごとに、その修繕費（特別約款第2条(1)に規定する修繕費^(*)と合算して、この保険証券記載の保険価額を限度とします。）からこの保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とします。

(*) 共同海損行為によって生じた損傷の修繕費を除きます。

第2条（保険金をお支払いしない損害）

当会社は、被保険船舶のボイラーの煙道および煙突、フィルター・エレメント、ワイヤーおよびビルジ管に生じた損傷の修繕費に対しては、保険金を支払いません。

第3条（特別約款との関係）

第1条（保険金をお支払いする場合）に規定する事由によって生じた損傷の修繕費のうち、この保険契約に適用される他の特別約款において保険金支払の対象となる修繕費については、この特別条項を適用しません。

修繕費追加担保特別条項（軟弱地盤改良船用）

(2021年4月1日改正)

第1条（保険金をお支払いする場合）

(1) 当会社は、次の事由によって被保険船舶が被った損傷の修繕費を船舶保険第5種特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（修繕費）(1)に規定する修繕費に追加し、特別約款の規定に従い保険金を支払います。ただし、船舶保険普通保険約款第17条（保険金をお支払いしない損害ーその4）の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が相当の注意を払っても発見することができなかった被保険船舶に存在する欠陥によって事故が発生した場合は、その欠陥が存在する部分の損傷の修繕費を除きます。

被保険船舶の原動機、電動機、発電機、蓄電池（器）、変圧器、開閉装置、電線、ボイラー、一般補機器、配管、ウインチ、攪拌軸、攪拌軸駆動機器またはスラリー・プラント機器の事故

(2) この特別条項において、当会社が修繕費として支払うべき保険金の額は、1回の保険事故ごとに、その修繕費（特別約款第2条（1）に規定する修繕費（*）と合算して、この保険証券記載の保険価額を限度とします。）からこの保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とします。

（*）共同海損行為によって生じた損傷の修繕費を除きます。

第2条（保険金をお支払いしない損害）

当会社は、被保険船舶のボイラーの煙道および煙突、フィルター・エレメント、ワイヤー、搅拌軸端、搅拌翼、掘削翼およびビルジ管に生じた損傷の修繕費に対しては、保険金を支払いません。

第3条（搅拌軸等と土砂等との衝突または接触）

被保険船舶の地盤改良作業中における搅拌軸もしくは搅拌翼と土砂もしくは土砂中の他物との衝突または接触は、特別約款第2条（修繕費）（1）（2）に規定する他物との衝突とはみなしません。

第4条（特別約款との関係）

第1条（保険金をお支払いする場合）に規定する事由によって生じた損傷の修繕費のうち、この保険契約に適用される他の特別約款において保険金支払の対象となる修繕費については、この特別条項を適用しません。

修繕費追加担保特別条項（起重機船用）

（2021年4月1日改正）

第1条（保険金をお支払いする場合）

(1) 当会社は、次の事由によって被保険船舶が被った損傷の修繕費を船舶保険第5種特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（修繕費）（1）に規定する修繕費に追加し、特別約款の規定に従い保険金を支払います。ただし、船舶保険普通保険約款第17条（保険金をお支払いしない損害—その4）の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が相当の注意を払っても発見することができなかった被保険船舶に存在する欠陥によって事故が発生した場合は、その欠陥が存在する部分の損傷の修繕費を除きます。

被保険船舶の原動機、電動機、発電機、蓄電池（器）、変圧器、開閉装置、電線、ボイラー、一般補機器、配管、またはワインチの事故

(2) この特別条項において、当会社が修繕費として支払うべき保険金の額は、1回の保険事故ごとに、その修繕費（特別約款第2条（1）に規定する修繕費（*）と合算して、この保険証券記載の保険価額を限度とします。）からこの保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とします。

（*）共同海損行為によって生じた損傷の修繕費を除きます。

第2条（保険金をお支払いしない損害）

当会社は、被保険船舶のボイラーの煙道および煙突、フィルター・エレメント、ワイヤーおよびビルジ管に生じた損傷の修繕費に対しては、保険金を支払いません。

第3条（特別約款との関係）

第1条（保険金をお支払いする場合）に規定する事由によって生じた損傷の修繕費のうち、この保険契約に適用される他の特別約款において保険金支払の対象となる修繕費については、この特別条項を適用しません。

火災による損傷修繕費追加担保特別条項

（2021年4月1日制定）

第1条

当会社は、この保険契約に適用される船舶保険第2種特別約款第1条（保険金をお支払いする場合）または船舶保険第2種特別約款（衝突損害賠償金付）第1条（保険金をお支払いする場合）に規定する損害に追加して、火災によって被保険船舶が被った損傷の修繕費（船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（修繕費）の規定によります。）およびその損害を防止軽減するために支出された損害防止費用（普通約款第7条（損害防止費用）の規定によります。）（*）に対して保険金を支払います。

（*）普通約款第7条（2）ただし書きを適用しません。

第2条

被保険船舶が、当会社がこの特別条項において保険金を支払うべき事故によって被った損傷の修繕工事（以下「保険工事」といいます。）のために、上架または入渠を必要とした場合に、船底の塗装が行われたときは、それに要した代金および費用について、当会社の対応は、次のとおりとします。

① この保険証券記載の約款タイプ（以下「約款タイプ」といいます。）が外航船または大型漁船の場合に、被保険船舶の船底外板の清掃、サンドブラストその他の下地処理および塗装（船底防腐塗装および船底防汚塗装を含みます。）にかかる費用は、修繕費に含めません。ただし、次の代金および費用は、修繕費に含めます。

ア. 新替えられた船底外板部分の陸上での下地処理に要した費用およびそのショッププライマーの代金ならびに塗装費

イ. 新替えまたは取り外し復旧された船底外板の溶接継手部分およびその溶接により損傷した隣接船底外板部分の下地処理に要した費用

ウ. 曲がり直し工事により損傷した船底外板部分の下地処理に要した費用

エ. ア. からウ. までに規定する部分に対する一層目のプライマーまたは防腐塗料の代金および塗装費

オ. ア. からウ. までに規定する部分に対する水線塗料の代金および塗装費

② 約款タイプが内航船、小型・特殊船または小型漁船の場合に、次の代金および費用は、修繕費に含めます。

ア. 船底防汚塗料の代金および塗装費（船底清掃費を含みます。）（*）。ただし、保険工事とそれ以外の工事または検査が同時に行われた場合は、船底の損傷のあった部分についてのみ防汚塗装が行われたときを除き、その2分の1を修繕費に含めます。

イ. 船底防腐塗料の代金および塗装費。ただし、損傷のあった部分に対するものに限ります。

ウ. 水線塗料の代金および塗装費。ただし、損傷のあった部分に対するものに限ります。

（*）約款タイプが内航船の場合は別表1の額、約款タイプが小型・特殊船または小型漁船の場合は別表2の額を限度とします。

別表1

単位：円

被保険船舶の種類 料率算出に用いられたトン数	A	B	C	D
	右記BからDのいずれにも該当しない船舶	コンテナ船、自動車専用船または自動車航送船	L.N.G. 船	双胴型の船舶
100トン未満	400,000	500,000		800,000
100トン以上	200トン未満	700,000	900,000	1,400,000
200トン以上	500トン未満	1,000,000	1,200,000	1,800,000
500トン以上	700トン未満	1,200,000	1,500,000	2,300,000
700トン以上	1,000トン未満	1,500,000	1,800,000	2,700,000
1,000トン以上	2,000トン未満	1,600,000	1,920,000	1,120,000 2,880,000
2,000トン以上	3,000トン未満	2,000,000	2,400,000	1,400,000 3,600,000
3,000トン以上	4,000トン未満	2,400,000	2,880,000	1,700,000 4,320,000
4,000トン以上	5,000トン未満	2,800,000	3,520,000	2,000,000 5,280,000
5,000トン以上	6,000トン未満	3,040,000	3,680,000	2,150,000 5,520,000
6,000トン以上	7,000トン未満	3,360,000	4,080,000	2,400,000 6,160,000
7,000トン以上	8,000トン未満	3,600,000	4,320,000	2,600,000 6,480,000
8,000トン以上	9,000トン未満	3,920,000	4,720,000	2,820,000 7,120,000
9,000トン以上	10,000トン未満	4,400,000	5,200,000	3,170,000 7,600,000
10,000トン以上	20,000トン未満	5,600,000	6,800,000	4,030,000 10,000,000
20,000トン以上	30,000トン未満	7,200,000	8,800,000	5,180,000
30,000トン以上	40,000トン未満	8,800,000	10,400,000	6,340,000
40,000トン以上	50,000トン未満	10,000,000	12,400,000	7,200,000
50,000トン以上	60,000トン未満	11,200,000	13,600,000	8,000,000
60,000トン以上	70,000トン未満	12,400,000	14,800,000	8,800,000
70,000トン以上	80,000トン未満	13,600,000	16,000,000	9,600,000
80,000トン以上	90,000トン未満	14,800,000	17,600,000	10,400,000
90,000トン以上	100,000トン未満	15,600,000	18,800,000	11,200,000
100,000トン以上	110,000トン未満	16,800,000		12,000,000
110,000トン以上	120,000トン未満	18,000,000		12,800,000
120,000トン以上	130,000トン未満	19,200,000		13,600,000
130,000トン以上	140,000トン未満	20,000,000		14,400,000
140,000トン以上	150,000トン未満	21,200,000		14,800,000
150,000トン以上	160,000トン未満	22,400,000		
160,000トン以上	170,000トン未満	23,200,000		
170,000トン以上	180,000トン未満	24,400,000		
180,000トン以上	190,000トン未満	25,600,000		
190,000トン以上	200,000トン未満	26,800,000		

別表 2

単位：円

料率算出に 用いられたトン数（注）	被保険船舶の 種類	A	B	C	D	E
		右記Bから Eのいずれに も該当しない 船舶	コンテナ船、 自動車専用船 または自動車 航送船	L.N.G. 船	自航装置を有 しない船舶	双胴型の船舶
100トン未満	400,000	500,000			300,000	800,000
100トン以上	200トン未満	700,000	900,000		600,000	1,400,000
200トン以上	500トン未満	1,000,000	1,200,000		800,000	1,800,000
500トン以上	700トン未満	1,200,000	1,500,000		900,000	2,300,000
700トン以上	1,000トン未満	1,500,000	1,800,000		1,200,000	2,700,000
1,000トン以上	2,000トン未満	2,000,000	2,400,000		1,500,000	3,600,000
2,000トン以上	3,000トン未満	2,500,000	3,000,000		1,900,000	4,500,000
3,000トン以上	4,000トン未満	3,000,000	3,600,000		2,300,000	5,400,000
4,000トン以上	5,000トン未満	3,500,000	4,400,000		2,700,000	6,600,000
5,000トン以上	6,000トン未満	3,800,000	4,600,000		2,900,000	6,900,000
6,000トン以上	7,000トン未満	4,200,000	5,100,000		3,200,000	7,700,000
7,000トン以上	8,000トン未満	4,500,000	5,400,000		3,400,000	8,100,000
8,000トン以上	9,000トン未満	4,900,000	5,900,000		3,700,000	8,900,000
9,000トン以上	10,000トン未満	5,500,000	6,500,000		4,000,000	9,500,000
10,000トン以上	20,000トン未満	7,000,000	8,500,000		5,500,000	12,500,000
20,000トン以上	30,000トン未満	9,000,000	11,000,000		7,000,000	
30,000トン以上	40,000トン未満	11,000,000	13,000,000		8,000,000	
40,000トン以上	50,000トン未満	12,500,000	15,500,000	9,000,000	9,500,000	
50,000トン以上	60,000トン未満	14,000,000	17,000,000	10,000,000	10,500,000	
60,000トン以上	70,000トン未満	15,500,000	18,500,000	11,000,000	11,500,000	
70,000トン以上	80,000トン未満	17,000,000	20,000,000	12,000,000	12,500,000	
80,000トン以上	90,000トン未満	18,500,000	22,000,000	13,000,000	13,500,000	
90,000トン以上	100,000トン未満	19,500,000	23,500,000	14,000,000	14,500,000	
100,000トン以上	110,000トン未満	21,000,000		15,000,000		
110,000トン以上	120,000トン未満	22,500,000		16,000,000		
120,000トン以上	130,000トン未満	24,000,000		17,000,000		
130,000トン以上	140,000トン未満	25,000,000		18,000,000		
140,000トン以上	150,000トン未満	26,500,000		18,500,000		
150,000トン以上	160,000トン未満	28,000,000				
160,000トン以上	170,000トン未満	29,000,000				
170,000トン以上	180,000トン未満	30,500,000				
180,000トン以上	190,000トン未満	32,000,000				
190,000トン以上	200,000トン未満	33,500,000				

(注) 浮船渠、ケーソン用フローティングドックについては、次の算式によって算出した数値をもって料率算出に用いられたトン数とします。

$$\text{全長(m)} \times \text{巾(m)} \times \text{外側壁の高さ(m)} \div 2.832 \times 0.24$$

陸上保管中の火災による損傷修繕費追加担保特別条項

(2021年4月1日制定)

第1条

- (1) 当会社は、この保険契約に適用される船舶保険第2種特別約款第1条（保険金をお支払いする場合）、船舶保険第2種特別約款（衝突損害賠償金付）第1条（保険金をお支払いする場合）または船舶保険第5種特別約款第1条（保険金をお支払いする場合）に規定する損害に追加して、この保険証券記載の陸上保管場所（以下「陸上保管場所」といいます。）において、火災によって被保険船舶が被った損傷の修繕費（船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（修繕費）の規定によります。）およびその損害を防止軽減するために支出された損害防止費用（普通約款第7条（損害防止費用）の規定によります。）（＊）に対して保険金を支払います。
- (2) 被保険船舶が、当会社がこの特別条項において保険金を支払うべき事故によって被った損傷の修繕工事（以下「保険工事」といいます。）のために、上架または入渠を必要とした場合に、船底の塗装が行われたときは、それに要した代金および費用は、修繕費に含めます。

- ① 船底防汚塗料の代金および塗装費（船底清掃費を含み、別表の額を限度とします。）。ただし、保険工事とそれ以外の工事または検査が同時に行われた場合は、船底の損傷のあった部分についてのみ防汚塗装が行われたときを除き、その2分の1を修繕費に含めます。
- ② 船底防腐塗料の代金および塗装費。ただし、損傷のあった部分に対するものに限ります。
- ③ 水線塗料の代金および塗装費。ただし、損傷のあった部分に対するものに限ります。
- (*) 普通約款第7条(2) ただし書きを適用しません。

別表

単位：円

被保険船舶の種類 料率算出に用いられたトン数（注）	A	B	C	D	E
	右記BからEのいずれにも該当しない船舶	コンテナ船、自動車専用船または自動車航送船	L.N.G.船	自航装置を有しない船舶	双胴型の船舶
100トン未満	400,000	500,000		300,000	800,000
100トン以上	200トン未満	700,000	900,000	600,000	1,400,000
200トン以上	500トン未満	1,000,000	1,200,000	800,000	1,800,000
500トン以上	700トン未満	1,200,000	1,500,000	900,000	2,300,000
700トン以上	1,000トン未満	1,500,000	1,800,000	1,200,000	2,700,000
1,000トン以上	2,000トン未満	2,000,000	2,400,000	1,500,000	3,600,000
2,000トン以上	3,000トン未満	2,500,000	3,000,000	1,900,000	4,500,000
3,000トン以上	4,000トン未満	3,000,000	3,600,000	2,300,000	5,400,000
4,000トン以上	5,000トン未満	3,500,000	4,400,000	2,700,000	6,600,000
5,000トン以上	6,000トン未満	3,800,000	4,600,000	2,900,000	6,900,000
6,000トン以上	7,000トン未満	4,200,000	5,100,000	3,200,000	7,700,000
7,000トン以上	8,000トン未満	4,500,000	5,400,000	3,400,000	8,100,000
8,000トン以上	9,000トン未満	4,900,000	5,900,000	3,700,000	8,900,000
9,000トン以上	10,000トン未満	5,500,000	6,500,000	4,000,000	9,500,000
10,000トン以上	20,000トン未満	7,000,000	8,500,000	5,500,000	12,500,000
20,000トン以上	30,000トン未満	9,000,000	11,000,000	7,000,000	
30,000トン以上	40,000トン未満	11,000,000	13,000,000	8,000,000	
40,000トン以上	50,000トン未満	12,500,000	15,500,000	9,000,000	9,500,000
50,000トン以上	60,000トン未満	14,000,000	17,000,000	10,000,000	10,500,000
60,000トン以上	70,000トン未満	15,500,000	18,500,000	11,000,000	11,500,000
70,000トン以上	80,000トン未満	17,000,000	20,000,000	12,000,000	12,500,000
80,000トン以上	90,000トン未満	18,500,000	22,000,000	13,000,000	13,500,000
90,000トン以上	100,000トン未満	19,500,000	23,500,000	14,000,000	14,500,000
100,000トン以上	110,000トン未満	21,000,000		15,000,000	
110,000トン以上	120,000トン未満	22,500,000		16,000,000	
120,000トン以上	130,000トン未満	24,000,000		17,000,000	
130,000トン以上	140,000トン未満	25,000,000		18,000,000	
140,000トン以上	150,000トン未満	26,500,000		18,500,000	
150,000トン以上	160,000トン未満	28,000,000			
160,000トン以上	170,000トン未満	29,000,000			
170,000トン以上	180,000トン未満	30,500,000			
180,000トン以上	190,000トン未満	32,000,000			
190,000トン以上	200,000トン未満	33,500,000			

(注) 浮船渠、ケーソン用フローティングドックについては、次の算式によって算出した数値をもって料率算出に用いられたトン数とします。

$$\text{全長(m)} \times \text{巾(m)} \times \text{外側壁の高さ(m)} \div 2.832 \times 0.24$$

第2条

- (1) 当会社は、陸上保管場所において、地震または噴火（これらによって生じた津波および火災を含みます。）によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当会社は、第2種特別約款（衝突損害賠償金付）第1条（保険金をお支払いする場合）②衝突損害賠償金ならびに第5種特別約款第1条（保険金をお支払いする場合）③共同海損分担額および④衝突損害賠償金については、この保険証券記載の航路定限内で生じた損害に限り、保険金を支払います。

小額共同海損担保特別条項

(2021年4月1日改正)

第1条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、船舶保険第5種特別約款（以下「第5種特別約款」といいます。）第1条（保険金をお支払いする場合）③または船舶保険第6種特別約款（以下「第6種特別約款」といいます。）第1条（保険金をお支払いする場合）③の規定にかかわらず、共同海損（*）となる損害について、保険契約者または被保険者が他の利害関係者に共同海損の分担を請求しない場合には、共同海損となる損害の総額（立替手数料および利息を除きます。）に対して保険金をお支払いします。ただし、小額共同海損特約担保金額を限度とします。

（*）運送契約に定められた法令もしくは規則または運送契約に別段の定めがない場合は、日本国の法令もしくは1994年ヨーク・アントワープ規則によります。

第2条（2004年ヨーク・アントワープ規則が適用される場合）

共同海損について、運送契約に基づいて2004年ヨーク・アントワープ規則が適用される場合において、この規則の第VI条（救助報酬）第1項のただし書きにもかかわらず、保険契約者または被保険者が、他の利害関係者が負担すべき救助料を支払い、かつその額を他の利害関係者に対する請求しないときは、分担した救助料の全額（被保険船舶が分担すべき救助料を含みます。）を、第1条（保険金をお支払いする場合）に規定する共同海損となる損害とみなして、この特別条項を適用するものとします。

第3条（共同海損として取り扱われる修繕費）

この特別条項において支払われる保険金がある場合には、被保険船舶が被った損傷の修繕費のうち、共同海損として認容される額については、第5種特別約款第1条（保険金をお支払いする場合）②または第6種特別約款第1条（保険金をお支払いする場合）②の規定を適用しません。

免責金額控除特別条項（A）

(2021年4月1日改正)

第1条

当会社がこの保険契約において修繕費（*）として支払うべき保険金の額は、1回の保険事故ごとに、その修繕費（この保険証券記載の保険価額を限度とします。）からこの保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とします。

（*）共同海損行為によって生じた損傷の修繕費を除きます。

第2条

船舶保険普通保険約款第4条（修繕費）(7)に規定する船底損傷検査のための費用については、第1条の規定を適用しません。

免責金額控除特別条項（B）

(2021年4月1日改正)

第1条

- (1) 当会社がこの保険契約において支払うべき保険金の額は、1回の保険事故ごとに、保険金支払の対象となる損害の合算額（以下「保険金支払対象額」といいます。）からこの保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とします。
- (2) 保険金支払対象額は、この保険証券記載の保険価額を限度とします。ただし、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第10条（保険金支払額の限度）(2)①から③までの賠償金または費用については、他の保険金支払の対象となる損害とは別に、それぞれこの保険証券記載の保険価額を限度とします。

第2条

次の損害については、第1条の規定を適用しません。

- ① 普通約款第3条（全損）に規定する全損
- ② 普通約款第4条（修繕費）(7)に規定する船底損傷検査のための費用
- ③ 被保険船舶が全損となった場合の普通約款第7条（損害防止費用）(1)①および②の損害防止費用
- ④ 船主責任保険特別約款において保険金支払の対象となる損害
- ⑤ 倉航者賠償責任保険特別約款において保険金支払の対象となる損害

免責金額控除特別条項（B）（3/4RDC用）

(2021年4月1日改正)

第1条

- (1) 当会社がこの保険契約において支払うべき保険金の額は、1回の保険事故ごとに、保険金支払の対象となる損害の合算額（以下「保険金支払対象額」といいます。）からこの保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とします。
- (2) 保険金支払対象額は、この保険証券記載の保険価額を限度とします。ただし、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第10条（保険金支払額の限度）(2)①から③までの賠償金または費用については、他の保険

金支払の対象となる損害とは別に、それぞれ次の額を限度とします。

- ① 普通約款第10条 (2) ①の衝突損害賠償金については、この保険証券記載の保険価額の4分の3相当額
- ② 普通約款第10条 (2) ②の損害防止費用については、この保険証券記載の保険価額
- ③ 普通約款第10条 (2) ③の訴訟費用または仲裁費用については、この保険証券記載の保険価額の4分の3相当額

第2条

次の損害については、第1条の規定を適用しません。

- ① 普通約款第3条 (全損) に規定する全損
 - ② 普通約款第4条 (修繕費) (7) に規定する船底損傷検査のための費用
 - ③ 被保険船舶が全損となった場合の普通約款第7条 (損害防止費用) (1) ①および②の損害防止費用
 - ④ 船主責任保険特別約款において保険金支払の対象となる損害
 - ⑤ 曙航者賠償責任保険特別約款において保険金支払の対象となる損害
-

免責金額控除特別条項 (E)

(2021年4月1日改正)

第1条 (免責金額 (A) を適用する場合)

当会社がこの保険契約において支払うべき保険金の額(以下「保険金支払額」といいます。)は、1回の保険事故ごとに、保険金支払の対象となる損害の合算額(以下「保険金支払対象額」といいます。)からこの保険証券記載の免責金額(A)を差し引いた残額とします。ただし、保険金支払対象額に船舶保険第6種特別約款第2条(1)④から⑩までの事由によって被保険船舶が被った損傷の修繕費(以下「第6種固有の修繕費」といいます。)が含まれている場合には、第2条(免責金額(A)および(B)を適用する場合)の規定を適用します。

第2条 (免責金額 (A) および (B) を適用する場合)

保険金支払対象額に第6種固有の修繕費が含まれている場合の保険金支払額は、1回の保険事故ごとに、次の①および②の合算額からこの保険証券記載の免責金額(A)を差し引いた残額とします。

- ① 第6種固有の修繕費からこの保険証券記載の免責金額(B)を差し引いた残額
- ② 第6種固有の修繕費以外の損害

第3条 (保険金支払対象額の限度)

保険金支払対象額は、この保険証券記載の保険価額を限度とします。ただし、船舶保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第10条(保険金支払額の限度)(2)①から③までの賠償金または費用については、他の保険金支払の対象となる損害とは別に、それぞれこの保険証券記載の保険価額を限度とします。

第4条 (免責金額を適用しない場合)

次の損害については、第1条(免責金額(A)を適用する場合)から第3条(保険金支払対象額の限度)までの規定を適用しません。

- ① 普通約款第3条 (全損) に規定する全損
 - ② 普通約款第4条 (修繕費) (7) に規定する船底損傷検査のための費用
 - ③ 被保険船舶が全損となった場合の普通約款第7条 (損害防止費用) (1) ①および②の損害防止費用
-

免責金額控除特別条項 (F)

(2021年4月1日改正)

第1条 (免責金額 (A) を適用する場合)

当会社がこの保険契約において修繕費(*)として支払うべき保険金の額(以下「保険金支払額」といいます。)は、1回の保険事故ごとに、保険金支払の対象となる修繕費の合算額(以下「保険金支払対象額」といいます。)からこの保険証券記載の免責金額(A)を差し引いた残額とします。ただし、保険金支払対象額に船舶保険第6種特別約款(修繕費)第2条(1)④から⑩までの事由によって被保険船舶が被った損傷の修繕費(以下「第6種固有の修繕費」といいます。)が含まれている場合には、第2条(免責金額(A)および(B)を適用する場合)の規定を適用します。

(*) 共同海損行為によって生じた損傷の修繕費を除きます。

第2条 (免責金額 (A) および (B) を適用する場合)

保険金支払対象額に第6種固有の修繕費が含まれている場合の保険金支払額は、1回の保険事故ごとに、次の①および②の合算額からこの保険証券記載の免責金額(A)を差し引いた残額とします。

- ① 第6種固有の修繕費からこの保険証券記載の免責金額(B)を差し引いた残額
- ② 第6種固有の修繕費以外の修繕費

第3条 (保険金支払対象額の限度)

保険金支払対象額は、この保険証券記載の保険価額を限度とします。

第4条 (免責金額を適用しない場合)

船舶保険普通保険約款第4条(修繕費)(7)に規定する船底損傷検査のための費用については、第1条(免責金額(A)を適用する場合)および第2条(免責金額(A)および(B)を適用する場合)の規定を適用しません。

免責金額控除特別条項 (G)

(2021年4月1日改正)

第1条

船舶保険第6種特別約款第3条（修繕費における免責金額の適用）(1)の規定にかかわらず、当会社がこの保険契約において修繕費（*）として支払うべき保険金の額は、1回の保険事故ごとに、その修繕費（この保険証券記載の保険価額を限度とします。）からこの保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とします。

（*）共同海損行為によって生じた損傷の修繕費を除きます。

第2条

船舶保険普通保険約款第4条（修繕費）(7)に規定する船底損傷検査のための費用については、第1条の規定を適用しません。

免責金額控除特別条項（ジェットフォイル第6種用）

(2021年4月1日改正)

第1条（免責金額（A）を適用する場合）

この保険契約において、船舶保険第6種特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（修繕費）(1)①から③までの事由によって水中翼部分に生じた損傷の直接修繕費（この保険証券記載の保険価額を限度とします。）として、当会社が支払うべき保険金の額（以下「保険金支払額」といいます。）は、1回の保険事故ごとに、その修繕費からこの保険証券記載の免責金額（A）を差し引いた残額とします。

第2条（免責金額（A）および（B）を適用する場合）

- (1) 特別約款第2条(1)④から⑩までの事由によって生じた損傷の修繕費（この保険証券記載の保険価額を限度とします。）についての保険金支払額は、1回の保険事故ごとに、次の①および②の合算額とします。
- ① 水中翼部分の直接修繕費からこの保険証券記載の免責金額（A）を差し引いた残額
 - ② 修繕費（水中翼部分の直接修繕費を除きます。）からこの保険証券記載の免責金額（B）を差し引いた残額
- (2) 船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（修繕費）(7)に規定する船底損傷検査のための費用については、(1)の規定を適用しません。

第3条（定義）

この特別条項において、

- ① 「水中翼部分」とは、被保険船舶のストラット（名称を問いません。）およびその付属装置（衝撃緩衝装置を含みます。）
- ② 「直接修繕費」とは、普通約款第4条（修繕費）に規定する修繕費のうち、次の費用を除いた費用をいいます。
 - ア. 普通約款第4条(2)および(5)から(7)までの費用
 - イ. 上下架または出入渠の費用および滯架または滯渠の費用

漁艇に関する特別条項

(2021年4月1日制定)

第1条

船舶保険普通保険約款第2条（保険の目的物の範囲）の規定にかかわらず、漁具（漁労にのみ使用され、かつ、被保険船舶に固着されていないものをいいます。）は、保険の目的物に含まれないものとします。

第2条

当会社は、被保険者が被った次の損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険船舶の盗難によって被った損害
- ② 被保険船舶が被曳航行中に被った損害。ただし、漁場内の操業地間移動中については、この規定を適用しません。

押航船列特別条項

(2021年4月1日制定)

第1条（この特別条項の適用）

- (1) 被保険船舶が押船または押船と一体となって被押航の形態で運航される船舶（以下「被押航船」といいます。）であり、押航のために他の船舶に連結されている場合に、この保険契約に適用される特別約款の規定にかかわらず、この特別条項を適用します。
- (2) この特別条項のそれぞれの条は、下表に記載する保険契約に適用します。

第1条（この特別条項の適用）	すべての保険契約
第2条（押航船列内の船舶との衝突による修繕費）	船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条に規定する修繕費を保険金支払の対象とする保険契約
第3条（押航船列内の船舶との衝突による衝突損害賠償金）	普通約款第6条に規定する衝突損害賠償金を保険金支払の対象とする保険契約
第4条（押航船列外の船舶との衝突による衝突損害賠償金）	普通約款第6条に規定する衝突損害賠償金および同第7条に規定する損害防止費用を保険金支払の対象とする保険契約
第5条（押航船列外の船舶との衝突による超過衝突損害賠償金）	普通約款第6条に規定する衝突損害賠償金および同第7条に規定する損害防止費用を保険金支払の対象とする保険契約
第6条（船主責任損害）	船主責任保険特別約款が適用される保険契約
第7条（被保険船舶と連結船の保険契約者または被保険者が異なる場合）	第4条から第6条までのいずれかの条が適用される保険契約

(3) (1) の場合においては、この保険契約に適用される次の船舶保険特別約款の規定を適用しません。

- ① 船舶保険第2種特別約款第3条（通知義務への追加）②
- ② 船舶保険第2種特別約款（衝突損害賠償金付）第4条（通知義務への追加）②
- ③ 船舶保険第5種特別約款第7条（通知義務への追加）②
- ④ 船舶保険第6種特別約款第7条（通知義務への追加）

第2条（押航船列内の船舶との衝突による修繕費）

当会社は、被保険船舶と押航のためにそれに連結されている船舶（被保険船舶が被押航船の場合は、それとともに押航される他の被押航船を含みます。以下「連結船」といいます。）との衝突によって生じた損傷の修繕費に対しては、保険金を支払いません。ただし、被保険船舶または連結船のいずれかに沈没、転覆、座礁、座州、火災、他物（連結船および水を除きます。）との衝突または共同海損行為が生じ、これによって被保険船舶と連結船が衝突した場合には、この規定を適用しません。

第3条（押航船列内の船舶との衝突による衝突損害賠償金）

当会社は、被保険船舶と連結船との衝突によって生じた衝突損害賠償金に対しては、保険金を支払いません。

第4条（押航船列外の船舶との衝突による衝突損害賠償金）

当会社は、被保険船舶と連結船またはそのいずれかが船列外の他の船舶（以下「他船」といいます。）と衝突し、他船または他船上の積荷その他の財物に与えた損害に対する法律上の損害賠償責任が発生した場合には、下表の(1)および(2)の規定に従い、保険金を支払います。

(1) 被保険船舶が押船の場合	当会社は、被保険船舶の衝突によって被保険者がこの損害賠償責任を負担したものとみなしそう、この保険契約に適用される船舶保険特別約款の規定に従い、衝突損害賠償金および損害防止費用に対して保険金を支払います。
(2) 被保険船舶が被押航船の場合	当会社は、押船の衝突によって押船の船舶保険契約(*1)の被保険者がこの損害賠償責任を負担したものとみなします。押船の船舶保険契約(*1)において保険金が支払われるべき衝突損害賠償金または損害防止費用(*2)がそれぞれ押船の保険証券記載の保険額を超える場合には、当会社は、被保険者がそれぞれの超過額についての損害賠償責任を負担したものとみなしそう、この保険契約に適用される船舶保険特別約款の規定に従い、それぞれの超過額に対して保険金を支払います。ただし、押船に船舶保険契約(*1)が締結されていないとき、または押船の船舶保険契約(*1)が衝突損害賠償金を保険金支払の対象としないときには、当会社は、それぞれの超過額に対しては、保険金を支払いません。

(*1) 船舶を保険の目的物とする保険契約をいいます。

(*2) 衝突損害賠償金を防止軽減するために支出された費用に限ります。

第5条（押航船列外の船舶との衝突による超過衝突損害賠償金）

(1) 被保険船舶が押船の場合において、当会社は、第4条（押航船列外の船舶との衝突による衝突損害賠償金）の規定により保険金支払の対象となる次の賠償金または費用が被保険船舶および連結船のそれぞれの保険証券記載の保険額の合計額（以下「合計保険額」といいます。）を超えるときには、この保険契約に適用される船舶保険特別約款の規定に従い、その賠償金または費用のそれぞれの超過額に対して保険金を支払います。ただし、連結船の船舶保険契約に第4条(2)に該当する規定が存在しないときには、この規定を適用しません。

- ① 衝突損害賠償金
- ② 損害防止費用。ただし、普通約款第7条（損害防止費用）(1)(3)に規定する費用のうち、同第6条（衝突損害賠償金）(1)または(2)の損害について、賠償請求の訴えが被保険者に対して提起された場合の必要または有益な訴訟費用または仲裁費用に限ります。

(2) (1)の規定により保険金支払の対象となる超過額は、それぞれ1976年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する1996年議定書（以下「制限条約」といいます。）(*) 第3条1(b)に定める責任の限度額と合計保険額の差額を限度とします。ただし、「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律」が適用される場合には、同法に

規定する責任の限度額と合計保険価額の差額を限度とします。

(3) 被保険者が法律のもとで認められる責任制限手続を行わない場合であっても、(1)の規定により保険金の支払対象となる超過額は、その法律に定める責任の限度額と合計保険価額の差額を限度とします。

(4) (2)に規定する責任の限度額は、制限条約の適用対象船に該当しない船舶についても、制限条約の規定を準用して算出するものとします。

(*) Protocol of 1996 to Amend the Convention on Limitation of Liability for Maritime Claims, 1976

第6条（船主責任損害）

当会社は、被保険船舶と連結船の運航、使用または管理により、船主責任保険特別約款第1条（保険金をお支払いする場合—その1）に規定する法律上の損害賠償責任が発生した場合には、下表の(1)および(2)の規定に従い、保険金を支払います。

(1) 被保険船舶が押船の場合	当会社は、いずれの船舶による損害賠償責任であるかを問わず、被保険者がこの損害賠償責任を負担したものとみなし、船主責任保険特別約款の規定に従い、保険金を支払います。
(2) 被保険船舶が被押航船の場合	<p>① 当会社は、いずれの船舶による損害賠償責任であるかを問わず、押船の船主責任保険契約の被保険者がこの損害賠償責任を負担したものとみなします。押船の船主責任保険契約において支払対象となる保険金が押船の保険証券記載の支払限度額を超える場合には、当会社は、被保険者がその超過額についての損害賠償責任を負担したものとみなし、船主責任保険特別約款の規定に従い、保険金を支払います。</p> <p>② 押船が船主責任相互保険組合に加入している場合も、①の規定を適用します。</p> <p>③ 押船に船主責任保険契約が締結されていない場合、または押船の船主責任保険契約において支払われる保険金がない場合には、①の規定を適用しません。</p>

第7条（被保険船舶と連結船の保険契約者または被保険者が異なる場合）

被保険船舶の保険契約者または被保険者と、連結船の保険契約者または被保険者が異なる場合には、双方の間に合意がない限り、第4条（押航船列外の船舶との衝突による衝突損害賠償金）から第6条（船主責任損害）までの規定を適用しません。

.....

ケーソンとの衝突損害賠償責任不担保特別条項

(2021年4月1日改正)

当会社は、次の衝突によって生じたケーソンまたはその積荷の損害（使用利益の喪失を含みます。）に対する賠償金または費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険船舶と被保険船舶への入出渠中のケーソンの衝突
 - ② 被保険船舶と被保険船舶に滞渠中のケーソンの衝突
-

油回収船特別条項

(2021年4月1日改正)

当会社は、被保険船舶が油回収作業またはこれに関連する作業以外の目的で使用された場合には、その時以後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、当会社が書面により承諾したときは、この規定を適用しません。

.....

消防船・防災船特別条項

(2021年4月1日改正)

当会社は、被保険船舶が消防作業または防災作業以外の目的で、押航の形態で運航に使用された場合には、その時以後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、当会社が書面により承諾したときは、この規定を適用しません。

.....

土砂等運搬禁止特別条項

(2021年4月1日改正)

当会社は、被保険船舶が土砂、砂、砂利、碎石、礫、石材、テトラポッド等の消波ブロック、岩石もしくは原石等の採取または運搬の目的で使用された場合には、その時以後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、当会社が書面により承諾したときは、この規定を適用しません。

.....

保険の目的物に関する特別条項（ウォーターフロント）

(2021年4月1日改正)

船舶保険普通保険約款第2条（保険の目的物の範囲）を次のように読み替えます。

「第2条（保険の目的物の範囲）

- (1) 保険の目的物には、船体および機関のほか、この保険証券記載の被保険者（以下「被保険者」といいます。）または保険契約者が所有もしくは賃借し、かつ、船舶内に存在する次の物が含まれるものとします。

- ① 属具および備品
 - ② 燃料、食料その他の消耗品等 (*) で、船舶の使用目的で使用されるすべての物
 - ③ 料理飲食店、映画館、劇場、展示場、宿泊施設、百貨店等の施設
 - ④ ③の施設内における動産

- (2) (1) の規定にかかわらず、属具のうち、端艇については、船舶外に取り出された場合であっても、本来の使用目的で使用されているときに限り、保険の目的物に含まれるものとします。

- (3) (1) の規定にかかわらず、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品（以下「貴金属、美術品等」といいます。）については、1個または1組の価額が1000万円以下のものに限るものとし、かつ、1個または1組の価額が100万円を超える貴金属、美術品等は、この保険証券に記載されたものに限り、保険の目的物に含まれるものとします。

(*) 船用金を含みます。|

修繕費追加担保特別条項（ウォーターフロントA）

(2021年4月1日制定)

第1条

- (1) 当会社は、この保険契約に適用される船舶保険第2種特別約款第1条（保険金をお支払いする場合）または船舶保険第2種特別約款（衝突損害賠償金付）第1条（保険金をお支払いする場合）に規定する損害に追加して、次の事由によって被保険船舶が被った損傷の修繕費（船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（修繕費）の規定によります。）およびその損害を防止・軽減するために支出された損害防止費用（普通約款第7条（損害防止費用）の規定によります。）（*）に対して保険金を支払います。

- ① 火災
 - ② 爆発（被保険船舶内で生じたものであると否とを問いません。）。ただし、水雷、爆弾その他爆発物として使用される兵器の爆発を除きます。
 - ③ 台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災、雹災、豪雪、雪崩等の雪災、または台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪、高潮、土砂崩れ等の水災
 - ④ 電気的または機械的事故

(*) 普通約款第7条(2) ただし書きを適用しません。

- (2) 当会社は、(1) (2)から④までの事由によって生じた修繕費については、1回の保険事故ごとに、この保険証券記載の免責金額を差し引きます。

第2条

被保険船舶が、当会社がこの特別条項において保険金を支払うべき事故によって被った損傷の修繕工事（以下「保険工事」といいます。）のために、上架または入渠を必要とした場合に、船底の塗装が行われたときは、それに要した次の代金および費用は、修繕費に含めます。

- ① 船底防汚塗料の代金および塗装費（船底清掃費を含み、別表の額を限度とします。）。ただし、保険工事とそれ以外の工事または検査が同時に行われた場合は、船底の損傷のあった部分についてのみ防汚塗装が行われたときを除き、その2分の1を修繕費に含めます。
 - ② 船底防腐塗料の代金および塗装費。ただし、損傷のあった部分に対するものに限ります。
 - ③ 水線塗料の代金および塗装費。ただし、損傷のあった部分に対するものに限ります。

別表

单位：吋

料率算出に 用いられたトン数 (注)	被保険船舶の 種類	A	B	C	D	E
		右記BからE のいずれにも 該当しない船 舶	コンテナ船、 自動車専用船 または自動車 航送船	L.N.G.船	自航装置を有 しない船舶	双胴型の船舶
100トン未満	400,000	500,000			300,000	800,000
100トン以上	200トン未満	700,000	900,000		600,000	1,400,000
200トン以上	500トン未満	1,000,000	1,200,000		800,000	1,800,000
500トン以上	700トン未満	1,200,000	1,500,000		900,000	2,300,000
700トン以上	1,000トン未満	1,500,000	1,800,000		1,200,000	2,700,000
1,000トン以上	2,000トン未満	2,000,000	2,400,000		1,500,000	3,600,000
2,000トン以上	3,000トン未満	2,500,000	3,000,000		1,900,000	4,500,000

被保険船舶の種類 料率算出に用いられたトン数(注)	A	B	C	D	E
	右記BからEのいずれにも該当しない船舶	コンテナ船、自動車専用船または自動車航送船	L.N.G.船	自航装置を有しない船舶	双胴型の船舶
3,000トン以上	4,000トン未満	3,000,000	3,600,000	2,300,000	5,400,000
4,000トン以上	5,000トン未満	3,500,000	4,400,000	2,700,000	6,600,000
5,000トン以上	6,000トン未満	3,800,000	4,600,000	2,900,000	6,900,000
6,000トン以上	7,000トン未満	4,200,000	5,100,000	3,200,000	7,700,000
7,000トン以上	8,000トン未満	4,500,000	5,400,000	3,400,000	8,100,000
8,000トン以上	9,000トン未満	4,900,000	5,900,000	3,700,000	8,900,000
9,000トン以上	10,000トン未満	5,500,000	6,500,000	4,000,000	9,500,000
10,000トン以上	20,000トン未満	7,000,000	8,500,000	5,500,000	12,500,000
20,000トン以上	30,000トン未満	9,000,000	11,000,000	7,000,000	
30,000トン以上	40,000トン未満	11,000,000	13,000,000	8,000,000	
40,000トン以上	50,000トン未満	12,500,000	15,500,000	9,000,000	9,500,000
50,000トン以上	60,000トン未満	14,000,000	17,000,000	10,000,000	10,500,000
60,000トン以上	70,000トン未満	15,500,000	18,500,000	11,000,000	11,500,000
70,000トン以上	80,000トン未満	17,000,000	20,000,000	12,000,000	12,500,000
80,000トン以上	90,000トン未満	18,500,000	22,000,000	13,000,000	13,500,000
90,000トン以上	100,000トン未満	19,500,000	23,500,000	14,000,000	14,500,000
100,000トン以上	110,000トン未満	21,000,000		15,000,000	
110,000トン以上	120,000トン未満	22,500,000		16,000,000	
120,000トン以上	130,000トン未満	24,000,000		17,000,000	
130,000トン以上	140,000トン未満	25,000,000		18,000,000	
140,000トン以上	150,000トン未満	26,500,000		18,500,000	
150,000トン以上	160,000トン未満	28,000,000			
160,000トン以上	170,000トン未満	29,000,000			
170,000トン以上	180,000トン未満	30,500,000			
180,000トン以上	190,000トン未満	32,000,000			
190,000トン以上	200,000トン未満	33,500,000			

(注) 浮船渠、ケーソン用フローティングドックについては、次の算式によって算出した数値をもって料率算出に用いられたトン数とします。

全長(m) × 巾(m) × 外側壁の高さ(m) ÷ 2.832 × 0.24

修繕費追加担保特別条項（ウォーターフロントB）

(2021年4月1日制定)

第1条

(1) 当会社は、この保険契約に適用される船舶保険第2種特別約款第1条（保険金をお支払いする場合）または船舶保険第2種特別約款（衝突損害賠償金付）第1条（保険金をお支払いする場合）に規定する損害に追加して、次の事由によって被保険船舶が被った損傷の修繕費（船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（修繕費）の規定によります。）およびその損害を防止軽減するために支出された損害防止費用（普通約款第7条（損害防止費用）の規定によります。）(*)に対して保険金を支払います。

- ① 火災
- ② 爆発（被保険船舶内で生じたものであると否とを問いません。）。ただし、水雷、爆弾その他爆発物として使用される兵器の爆発を除きます。
- ③ 台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災、雹災、豪雪、雪崩等の雪災、または台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪、高潮、土砂崩れ等の水災
- ④ 電気的または機械的事故
- ⑤ 盗難
- ⑥ 雨、雪またはその他の水（海水を除きます。）
- ⑦ 破損、曲がり損、へこみ損または汚損。ただし、船体または機関に生じた破損、曲がり損、へこみ損または汚損を除きます。
- ⑧ 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人以外の者（以下「第三者」といいます。）の故意または過失。ただし、次の修繕費を除きます。
 - ア. 第三者の故意または過失によって生じた船体または機関の損傷の修繕費

イ. 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人に保険金を取得させることを目的としていた場合の第三者の故意によって生じた損傷の修繕費。ただし、この場合に当会社が支払わない保険金は、それらの者が受け取るべき額に限ります。

(2) 当会社は、(1) (2)から(8)までの事由によって生じた修繕費については、1回の保険事故ごとに、この保険証券記載の免責金額を差し引きます。

(*) 普通約款第7条 (2) ただし書きを適用しません。

第2条

被保険船舶が、この特別条項において保険金を支払うべき事故によって被った損傷の修繕工事（以下「保険工事」といいます。）のために、上架または入渠を必要とした場合に、船底の塗装が行われたときは、それに要した次の代金および費用は、修繕費に含めます。

① 船底防汚塗料の代金および塗装費（船底清掃費を含み、別表の額を限度とします。）。ただし、保険工事とそれ以外の工事または検査が同時に行われた場合は、船底の損傷のあった部分についてのみ防汚塗装が行われたときを除き、その2分の1を修繕費に含めます。

② 船底防腐塗料の代金および塗装費。ただし、損傷のあった部分に対するものに限ります。

③ 水線塗料の代金および塗装費。ただし、損傷のあった部分に対するものに限ります。

別表

単位：円

被保険船舶の種類 料率算出に用いられたトン数（注）	A	B	C	D	E
	右記BからEのいずれにも該当しない船舶	コンテナ船、自動車専用船または自動車航送船	L.N.G.船	自航装置を有しない船舶	双胴型の船舶
100トン未満	400,000	500,000		300,000	800,000
100トン以上	200トン未満	700,000	900,000	600,000	1,400,000
200トン以上	500トン未満	1,000,000	1,200,000	800,000	1,800,000
500トン以上	700トン未満	1,200,000	1,500,000	900,000	2,300,000
700トン以上	1,000トン未満	1,500,000	1,800,000	1,200,000	2,700,000
1,000トン以上	2,000トン未満	2,000,000	2,400,000	1,500,000	3,600,000
2,000トン以上	3,000トン未満	2,500,000	3,000,000	1,900,000	4,500,000
3,000トン以上	4,000トン未満	3,000,000	3,600,000	2,300,000	5,400,000
4,000トン以上	5,000トン未満	3,500,000	4,400,000	2,700,000	6,600,000
5,000トン以上	6,000トン未満	3,800,000	4,600,000	2,900,000	6,900,000
6,000トン以上	7,000トン未満	4,200,000	5,100,000	3,200,000	7,700,000
7,000トン以上	8,000トン未満	4,500,000	5,400,000	3,400,000	8,100,000
8,000トン以上	9,000トン未満	4,900,000	5,900,000	3,700,000	8,900,000
9,000トン以上	10,000トン未満	5,500,000	6,500,000	4,000,000	9,500,000
10,000トン以上	20,000トン未満	7,000,000	8,500,000	5,500,000	12,500,000
20,000トン以上	30,000トン未満	9,000,000	11,000,000	7,000,000	
30,000トン以上	40,000トン未満	11,000,000	13,000,000	8,000,000	
40,000トン以上	50,000トン未満	12,500,000	15,500,000	9,000,000	9,500,000
50,000トン以上	60,000トン未満	14,000,000	17,000,000	10,000,000	10,500,000
60,000トン以上	70,000トン未満	15,500,000	18,500,000	11,000,000	11,500,000
70,000トン以上	80,000トン未満	17,000,000	20,000,000	12,000,000	12,500,000
80,000トン以上	90,000トン未満	18,500,000	22,000,000	13,000,000	13,500,000
90,000トン以上	100,000トン未満	19,500,000	23,500,000	14,000,000	14,500,000
100,000トン以上	110,000トン未満	21,000,000		15,000,000	
110,000トン以上	120,000トン未満	22,500,000		16,000,000	
120,000トン以上	130,000トン未満	24,000,000		17,000,000	
130,000トン以上	140,000トン未満	25,000,000		18,000,000	
140,000トン以上	150,000トン未満	26,500,000		18,500,000	
150,000トン以上	160,000トン未満	28,000,000			
160,000トン以上	170,000トン未満	29,000,000			
170,000トン以上	180,000トン未満	30,500,000			
180,000トン以上	190,000トン未満	32,000,000			
190,000トン以上	200,000トン未満	33,500,000			

(注) 浮船渠、ケーラン用フローティングドックについては、次の算式によって算出した数値をもって料率算出に用いられたトン数とします。

$$\text{全長(m)} \times \text{巾(m)} \times \text{外側壁の高さ(m)} \div 2.832 \times 0.24$$

修繕費追加担保特別条項（ウォーターフロント C）

(2021年4月1日改正)

第1条

この保険契約に適用される船舶保険第6種特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（修繕費）(1)を次のように読み替えます。

「第2条（修繕費）

- (1) 当会社が第1条（保険金をお支払いする場合）②の規定によって保険金を支払う修繕費は、次の事由によってこの保険証券記載の船舶（以下「被保険船舶」といいます。）が被った損傷の修繕費に限ります。
- ① 沈没、転覆、座礁、座州、火災、他物（水を除きます。）との衝突または共同海損行為。
 - ② 爆発（被保険船舶内で生じたものであると否とを問いません。）。ただし、水雷、爆弾その他爆発物として使用される兵器の爆発を除きます。
 - ③ 落雷
 - ④ 台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災、^{ひょう}雹災、豪雪、雪崩等の雪災、または台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪、高潮、土砂崩れ等の水災
 - ⑤ 電気的または機械的事故
 - ⑥ 盗難
 - ⑦ 雨、雪またはその他の水（海水を除きます。）
 - ⑧ 破損、曲がり損、へこみ損または汚損。ただし、船体または機関に生じた破損、曲がり損、へこみ損または汚損を除きます。
 - ⑨ 船体（属具を含みます。）に存在する欠陥（保険契約者またはこの保険証券記載の被保険者（以下「被保険者」といいます。）が相当の注意を払ったにもかかわらず発見することができなかった欠陥に限ります。）による事故。ただし、塗装のみに生じた事故（⑫の事由によって生じた場合を含みます。）を除きます。
 - ⑩ 積荷、属具または燃料、食料その他の消耗品の積込み、荷卸しまたは積替え中にこれらの作業によって生じた事故。
 - ⑪ 被保険者の使用人の故意または過失。ただし、被保険者の使用人が保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人である場合、またはこれらの者に保険金を取得させることを目的としていた場合の被保険者の使用人の故意を除きます。
 - ⑫ 修繕者または用船者の過失。ただし、修繕者または用船者が、保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人である場合を除きます。
 - ⑬ 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人以外の者（以下「第三者」といいます。）の故意または過失。ただし、次の修繕費を除きます。
 - ア. 第三者の故意または過失によって生じた船体または機関の損傷の修繕費
 - イ. 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人に保険金を取得させることを目的としていた場合の第三者の故意によって生じた損傷の修繕費。ただし、この場合に当会社が支払わない保険金は、それらの者が受け取るべき額に限ります。」

第2条

特別約款第3条（修繕費における免責金額の適用）(1)を次のように読み替え、かつ、(2)の規定を適用しません。

「第3条（修繕費における免責金額の適用）

- (1) 当会社は、第2条（修繕費）(1)④から⑯までの事由によって生じた修繕費については、1回の保険事故ごとにこの保険証券記載の免責金額を差し引きます。」

衝突損害賠償金に関する特別条項（3/4RDC用）

(2021年4月1日改正)

第1条（衝突損害賠償金）

(1) 当会社は、この保険契約において保険金支払の対象となる次の賠償金または費用について、それぞれの4分の3相当額に対して、この保険契約に適用される特別約款の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6条（衝突損害賠償金）に規定する衝突損害賠償金
- ② 普通約款第7条（損害防止費用）(1)③の費用のうち、同第6条(1)①または②の損害について、賠償請求の訴えが被保険者に提起されたときの必要または有益な訴訟費用または仲裁費用

(2) 普通約款第10条（保険金支払額の限度）(2)の規定にかかわらず、(1)に規定する賠償金または費用について、当会社が支払うべき保険金の額は、1回の保険事故ごとに、かつ、他の保険金とは別に、それぞれこの保険証券記載の保険金額の4分の3相当額を限度とします。

第2条（超過衝突損害賠償金）

(1) 当会社は、第1条（衝突損害賠償金）(1)に規定する賠償金または費用が、この保険証券記載の保険価額（以下「保険価額」といいます。）(*1)を超える場合には、それぞれの超過額の4分の3相当額に対して、この保険契約に適用される特別約款の規定に従い、保険金を支払います。

- (2) (1) の規定により保険金支払の対象となる超過額は、それぞれ1976年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する1996年議定書（以下「制限条約」といいます。）(*2) 第3条1(b) に定める責任の限度額と保険価額 (*1) の差額の4分の3相当額を限度とします。ただし、「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律」が適用される場合には、同法に定める責任の限度額と保険価額 (*1) の差額の4分の3相当額を限度とします。
- (3) 被保険者が法律のもとで認められる責任制限手続を行わない場合であっても、(1) の規定により保険金支払の対象となる超過額は、その法律に定める責任の限度額と保険価額 (*1) の差額の4分の3相当額を限度とします。
- (4) (2) に規定する責任の限度額は、制限条約の適用対象船に該当しない船舶についても、制限条約の規定を準用して算出するものとします。

(*1) 船費保険がある保険契約の場合は、船舶保険価額と船費保険価額の合算額とします。

(*2) Protocol of 1996 to Amend the Convention on Limitation of Liability for Maritime Claims, 1976

4. 船費保険に適用される特別約款・条項

船費保険第1種特別約款（A）

(2021年4月1日改正)

第1条（保険金をお支払いする場合ーその1）

当会社は、この保険証券記載の船舶（以下「被保険船舶」といいます。）を保険の目的物とする保険契約（*）（以下「船舶保険契約」といいます。）において、被保険船舶が船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3条（全損）に規定する全損となった場合に、この保険証券記載の船費保険金額を支払います。

(*）この保険証券または他の保険証券のいずれで締結されているかを問いません。

第2条（保険金をお支払いする場合ーその2）

(1) 当会社は、船舶保険契約において、保険金支払の対象となる次の賠償金または費用が、船舶保険価額（*）を超える場合には、それぞれの超過額に対して保険金を支払います。

① 普通約款第6条（衝突損害賠償金）に規定する衝突損害賠償金

② 普通約款第7条（損害防止費用）(1) (3)に規定する費用のうち、同第6条(1) ①または②の損害について、賠償請求の訴えがこの保険証券記載の被保険者に対して提起されたときの必要または有益な訴訟費用または仲裁費用

(2) (1)の規定により保険金支払の対象となる超過額は、(1) ①および②それぞれについて、この保険証券記載の船費保険価額を限度とします。

(*）船舶保険契約がこの保険証券で締結されている場合はこの保険証券記載の船舶保険価額、他の保険証券で締結されている場合はその保険証券記載の保険価額をいいます。

第3条（船舶保険特別約款の適用）

この保険契約においては、船舶保険第5種特別約款の次の規定を適用します。

① 第7条（通知義務への追加）②

② 第8条（航路定限外航行）

③ 第10条（ガット装置の装備の禁止）

④ 第11条（解撤回航時の全損金の支払制限）

第4条（普通約款との関係）

普通約款のそれぞれの条項の全部または一部がこの特別約款に抵触する場合は、この特別約款を普通約款に優先して適用します。

.....

船費保険第1種特別約款（A）（3/4RDC用）

(2021年4月1日改正)

第1条（保険金をお支払いする場合ーその1）

当会社は、この保険証券記載の船舶（以下「被保険船舶」といいます。）を保険の目的物とする保険契約（*）（以下「船舶保険契約」といいます。）において、被保険船舶が船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3条（全損）に規定する全損となった場合に、この保険証券記載の船費保険金額を支払います。

(*）この保険証券または他の保険証券のいずれで締結されているかを問いません。

第2条（保険金をお支払いする場合ーその2）

(1) 当会社は、船舶保険契約において、保険金支払の対象となる次の賠償金または費用が、船舶保険価額（*）を超える場合には、それぞれの超過額の4分の3相当額に対して保険金を支払います。

① 普通約款第6条（衝突損害賠償金）に規定する衝突損害賠償金

② 普通約款第7条（損害防止費用）(1) (3)に規定する費用のうち、同第6条(1) ①または②の損害について、賠償請求の訴えがこの保険証券記載の被保険者に対して提起されたときの必要または有益な訴訟費用または仲裁費用

(2) (1)の規定により保険金支払の対象となる超過額は、(1) ①および②それぞれについて、この保険証券記載の船費保険価額の4分の3相当額を限度とします。

(*）船舶保険契約がこの保険証券で締結されている場合はこの保険証券記載の保険価額、他の保険証券で締結されている場合はその保険証券記載の保険価額をいいます。

第3条（船舶保険特別約款の適用）

この保険契約においては、船舶保険第5種特別約款の次の規定を適用します。

① 第7条（通知義務への追加）②

② 第8条（航路定限外航行）

③ 第10条（ガット装置の装備の禁止）

④ 第11条（解撤回航時の全損金の支払制限）

第4条（普通約款との関係）

普通約款のそれぞれの条項の全部または一部がこの特別約款に抵触する場合は、この特別約款を普通約款に優先して適用します。

.....

第1条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、この保険証券記載の船舶（以下「被保険船舶」といいます。）を保険の目的物とし、この保険証券に記載された保険契約（以下「他の船舶保険契約」といいます。）において、被保険船舶が船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3条（全損）に規定する全損となった場合に、この保険証券記載の保険金額を支払います。

第2条（契約の制限）

(1) この保険契約においては、次の①および②の事項を条件とします。

① 他の船舶保険契約が有効に存続していること。

② この保険契約の保険金額（*）は、いかなる場合においても、他の船舶保険契約の保険価額の25%を超えないこと。

(2) 当会社は、(1)に規定する条件の全部または一部に反する事実がある場合には、その事実が発生した時以後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(*）この保険契約のほかに、船費、利益金、増価額その他名称にかかわらず、被保険船舶についてその所有者または賃借人の被保険利益を保険の目的物とする保険契約が存在する場合には、その保険金額の総額とこの保険契約の保険金額との合計額とします。

第3条（船舶保険特別約款の適用）

この保険契約においては、船舶保険第5種特別約款の次の規定を適用します。

① 第7条（通知義務への追加）②

② 第8条（航路定限外航行）

③ 第10条（ガット装置の装備の禁止）

④ 第11条（解撤回航時の全損金の支払制限）

第4条（普通約款との関係）

普通約款のそれぞれの条項の全部または一部がこの特別約款に抵触する場合は、この特別約款を普通約款に優先して適用します。

5. 船主責任保険に適用される特別約款・条項

船主責任保険特別約款

(2021年4月1日改正)

第1条（保険金をお支払いする場合ーその1）

- (1) 当会社は、この保険証券記載の船舶（以下「被保険船舶」といいます。）の運航、使用または管理により、この保険証券記載の被保険者（以下「被保険者」といいます。）が、(2) に規定する法律上の損害賠償責任（以下「賠償責任」といいます。特段の規定がある場合には、契約上の責任を含みます。）を負担したことによって被る損害に限り、保険金を支払います。ただし、次の①および②の条件に該当する場合に限るものとし、かつ、被保険者は、②に規定する賠償金の支払にあたり、あらかじめ当会社の書面による同意を得なければなりません。
- ① 被保険者がその賠償責任を負担する原因となった事由が、この保険証券記載の保険期間中に発生したものであること。
- ② 被保険者が負担する賠償債務の弁済としての支出（以下「賠償金」といいます。）であること。
- (2) (1) の規定により当会社が保険金を支払う損害は、被保険者が次の賠償責任を負担したことによって被る損害とします。
- ① 人の死傷または疾病に対する賠償責任。ただし、被保険者の使用人および下請負人（その使用人を含みます。）については、労働者災害補償保険法、船員保険法、その他日本国または外国の災害補償法令に基づく保険契約加入の有無にかかわらず、その保険契約において補償の対象となる額を差し引きます。
- ② 他船等に与えた次の損害に対する賠償責任。ただし、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6条（衝突損害賠償金）に規定する衝突損害賠償金（以下「衝突損害賠償金」といいます。）を除きます。
- ア. 他船に与えた損害（その他船の損傷によるその他船の使用利益の喪失を含みます。）
- イ. 他船上の積荷その他の財物に与えた損害
- ③ 港湾設備その他の固定物、移動物または海産物等の被保険船舶外に存在する財物（②に記載する他船等を除きます。）に与えた損害（それらの財物の損傷によるそれらの財物の使用利益の喪失を含みます。）に対する賠償責任
- ④ 被保険船舶内に存在する被保険者の使用人等の所持品に与えた損害に対する賠償責任
- ⑤ ②および③に記載する次の財物の船骸もしくは残骸の引揚げまたは除去を必要とした場合に、その引揚げまたは除去に要した費用に対する賠償責任。ただし、引揚げまたは除去されたそれらの財物に残存価額があるときは、その賠償責任にかかる賠償金からその額を差し引きます。
- ア. 他船
- イ. 他船上の積荷その他の財物
- ウ. 港湾設備その他の固定物、移動物または海産物等の被保険船舶外に存在する財物
- ⑥ 被保険船舶が他船によって曳航される場合に、曳航作業が開始された時から終了する時までに生じた損害に対して、書面による曳航契約によって被保険者が負担した賠償責任。ただし、被保険者が次の賠償責任を負担したことによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ア. 発航（寄航港からの発航を含みます。）の当時、曳航の方法が適切でなかったことにより生じた損害についての賠償責任
- イ. 曳航契約に定める被保険者の責任が社団法人日本海運集会所制定（1995年7月改定）の曳航契約書式（和文契約書）の条件に比べ著しく過重であることにより生じた賠償責任
- ⑦ ②に記載する他船または他船上の積荷その他の財物に損害を与えた場合の、海難救助に関する次の費用に対する賠償責任
- ア. 1989年海難救助条約第14条もしくは商法第805条（特別補償料）、またはこれらと同等の内容を定める救助契約に基づき、環境損害を防止または軽減するために講じられた措置に要した特別補償
- イ. 社団法人日本海運集会所救助契約書式に定める特別補償に関する特約条項もしくはロイズ海難救助契約標準書式に定めるSCOPIC条項、またはこれらと同等の内容を定める救助契約に基づく救助者に対する報酬
- (3) (2) ②の規定にかかわらず、衝突損害賠償金について、この保険契約において保険金支払の対象となる損害があり、かつ、被保険者の負担する衝突損害賠償金が、この保険証券記載の船舶保険価額と超過衝突損害賠償金に関する規定（*）により保険金支払の対象となる衝突損害賠償金の合算額を超える場合には、当会社は、その超過額に対して保険金を支払います。
- （*）船舶保険第2種特別約款（衝突損害賠償金付）第2条（超過衝突損害賠償金）、船舶保険第5種特別約款第4条（超過衝突損害賠償金）、船舶保険第6種特別約款第4条（超過衝突損害賠償金）および押航船列特別条項第5条（押航船列外の船舶との衝突による超過衝突損害賠償金）をいいます。

第2条（保険金をお支払いする場合ーその2）

- (1) 当会社は、被保険船舶の運航、使用または管理により、被保険者が(2) に規定する費用を支出することによって被る損害に対して保険金を支払います。ただし、当会社が保険金を支払う損害は、その費用の支出の原因となった事由がこの保険証券記載の保険期間中に発生した場合に限るものとし、かつ、被保険者は、その費用の支出にあたり、あらかじめ当会社の書面による同意を得なければなりません。
- (2) (1) の規定により当会社が保険金を支払う損害は、被保険者が次の費用を支出することによって被る損害とします。
- ① 被保険者が負担した人命救助費、遺骸捜索費、遺骸・遺骨・遺品引渡費および弔祭費。ただし、第1条（保険金をお支払いする場合ーその1）(2) ①によって保険金支払の対象となる費用を除きます。
- ② 次の場合に、被保険者が被保険船舶の船長または乗組員の送還について負担した運賃、宿泊費および食費

- ア. 被保険船舶が普通約款第1条（保険金をお支払いする場合）に規定する海上危険によって全損となった場合
 - イ. 船長または乗組員が傷病のために職務に堪えられなくなった場合
- ③ 次の場合に、被保険者が被保険船舶の船長または乗組員の代人の派遣について負担した運賃、宿泊費および食費
 - ア. 船長もしくは乗組員が死亡または行方不明となった場合
 - イ. 船長または乗組員が傷病のために職務に堪えられなくなった場合
- ④ 被保険船舶の次の離路に関し、被保険者が特に負担した費用（被保険船舶の使用利益の喪失は、費用とみなしません。）
 - ア. 被保険船舶の船長または乗組員の傷病にのみ起因した離路
 - イ. 密航者または難民の下船のみを目的とした離路
- ⑤ 被保険船舶が伝染病の病原体に汚染され、または汚染のおそれがあるために、検疫または伝染病予防に関する法令に基づき、被保険船舶もしくはその積荷または被保険者の使用人等について特別の防疫措置がなされた場合に、被保険者がこれに要した費用（被保険船舶の使用利益の喪失は、費用とみなしません。）
- ⑥ 被保険船舶の船骸または被保険船舶の積荷その他の財物の残骸について、次の場合にその引揚げまたは除去に要した費用。ただし、引揚げまたは除去されたそれらの財物に残存価額があるときは、その引揚げまたは除去に要した費用からその額を差し引きます。
 - ア. 被保険者が引揚げまたは除去を行うべき法律上の責任を負担した場合
 - イ. 被保険者の所有、賃借もしくは占有している場所からの引揚げまたは除去を必要とした場合
- ⑦ 海難救助に関して、被保険者が負担した第1条（2）⑦に規定する費用

第3条（保険金をお支払いする場合—その3）

当会社は、この特別約款において保険金を支払うべき事故（以下「保険事故」といいます。）が発生した場合に、保険契約者または被保険者が第1条（保険金をお支払いする場合—その1）または第2条（保険金をお支払いする場合—その2）に規定する損害を防止軽減するために、普通約款第7条（損害防止費用）に規定する損害防止費用を支出することによって被る損害に対して保険金を支払います。

第4条（被保険者の所有または賃借する他船等に与えた損害）

被保険船舶が被保険者の所有もしくは賃借する他の船舶（被保険船舶の端艇を除きます。）またはその他船上の積荷その他の財物に損害を与えた場合も、第三者の所有もしくは賃借する他の船舶またはその他船上の積荷その他の財物に損害を与えたものとみなして、この特別約款を適用するものとします。この場合において、過失の有無およびその割合ならびに損害額については、被保険者と当会社との間で協定します（*）。

（*）協定が成立しないときは、被保険者と当会社は、協議して1人の仲裁人を選任しその判断に任せます。この選任ができないときには、被保険者と当会社は、協議してそれぞれ1人の仲裁人を選任し、その2人が選任する第三の仲裁人1人を加えた3人の仲裁人の多数決による判断に従います。

第5条（保険金支払額の限度）

普通約款第10条（保険金支払額の限度）および第11条（一部保険の場合の保険金支払額）の規定にかかわらず、この特別約款において当会社が支払うべき保険金の額は、この特別約款によらない保険金とは別に、1回の保険事故ごとに、その損害の合算額からこの保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とし、この保険証券記載の支払限度額を限度とします。

第6条（保険金をお支払いしない損害）

当会社は、被保険者が次の賠償責任を負担し、または費用を支出することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の使用人および下請負人（その使用人を含みます。）の死傷、疾病または所持品について、労働協約、就業規則、災害補償規程、雇用契約その他同種の規程もしくは契約により生じた賠償責任
- ② 船客（運賃または料金を支払って被保険船舶に乗船中および乗降中の者に限ります。）について生じた賠償責任または費用
- ③ 原因がいかなる場合でも、油、有害液体物質、廃棄物その他の汚濁物質の流出もしくは排出によって生じた賠償責任または費用。ただし、第1条（保険金をお支払いする場合—その1）（2）⑦または第2条（保険金をお支払いする場合—その2）（2）⑦の賠償責任または費用には、この規定を適用しません。
- ④ 被保険船舶の積荷（積込み前および荷卸し後を含みます。）その他被保険船舶が管理もししくは作業の対象としている財物（被保険船舶が他船に曳航もしくは押航され、または他船を曳航もしくは押航している場合に、その船列内の他船および他船上の積荷その他の財物を含みます。）に与えた損害について生じた賠償責任または費用。ただし、第2条（2）⑥の費用には、この規定を適用しません。
- ⑤ 正貨、地金銀、貴金属、宝石、銀行券、債券その他の流通証券およびその他類似の財物に与えた損害について生じた賠償責任または費用
- ⑥ 被保険船舶が被保険者の所有に属さない場合に、被保険船舶に与えた損害について生じた賠償責任
- ⑦ 被保険船舶が他船またはその他の財物を曳航する場合に、曳航作業が開始された時から終了する時までに、その他船またはその他の財物が船列外の第三者に与えた損害について生じた賠償責任または費用。ただし、被保険者の使用人および下請負人（その使用人を含みます。）について生じた賠償責任または費用には、この規定を適用しません。
- ⑧ 賠償責任に関して特別な約定がある場合に、その約定によって加重された賠償責任。ただし、第1条（2）⑥の賠償責任には、この規定を適用しません。

第7条（普通約款との関係）

普通約款のそれぞれの条項の全部または一部がこの特別約款に抵触する場合は、この特別約款を普通約款に優先して適用します。

積荷等に関する船主責任追加担保特別条項

(2021年4月1日改正)

第1条（保険金をお支払いする場合ーその1）

当会社は、船主責任保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第6条（保険金をお支払いしない損害）④および⑧の規定にかかわらず、被保険者が次の賠償責任を負担し、または費用を支出したことによって被る損害に対して、特別約款およびこの特別条項の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 被保険船舶の積荷その他の財物（*1）（以下「積荷等の財物」といいます。）の積込み、荷扱い、積付け、運送、保管、荷卸しまたは引渡しつき、運送契約上の義務違反によりその積荷等の財物に与えた損害について生じた賠償責任
- ② 被保険船舶が荷役その他の作業の用具として使用される場合に、作業の対象としている積荷その他の財物（被保険船舶内またはその付近にあるものに限ります。）に与えた損害について生じた賠償責任
- ③ ①または②の賠償責任を負担した場合に、損害を生じた積荷等の財物または作業の対象としている積荷その他の財物を荷卸しし、もしくは処分するために余分に必要とした費用（*2）。ただし、その費用のうち荷直し費用については、その2分の1を差し引きます。

(*1) 被保険船舶に積み込む予定の、または被保険船舶から荷卸しされた積荷その他の財物で、被保険船舶の付近にあるものを含みます。

(*2) 損害が生じなかった場合でも、被保険者が通常支出したとみなされる費用を超えたときの超過額をいいます。

第2条（保険金をお支払いする場合ーその2）

当会社は、特別約款第6条（保険金をお支払いしない損害）④および⑧の規定にかかわらず、被保険者が次の賠償責任または分担額を負担することによって被る損害に対して、特別約款およびこの特別条項の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 被保険船舶が積込み、荷卸しもしくは積替え作業に使用するクレーンその他の荷役装置・用具の使用によって生じた積荷等の財物の損害に対し、クレーンその他の荷役装置・用具の所有者または運用者との使用契約によって被保険者が負担した賠償責任。ただし、その使用契約に定める被保険者の責任が、一般に行われている使用契約の条件に比べ著しく過重であることにより生じた賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ② 共同海損等の積荷分担額のうち、もっぱら運送契約上の義務違反を理由として積荷主その他の利害関係者から法律上回収できないために被保険者の負担となった額。ただし、次の場合には、その分担額に対しては、保険金を支払いません。
 - ア. その運送契約にヘーゲ・ルールズの免責規定またはこれと同じ内容の免責規定がない場合
 - イ. 被保険船舶の離路を事由とする運送契約上の義務違反である場合

第3条（保険金支払額の限度）

(1) 特別約款第5条（保険金支払額の限度）の規定にかかわらず、この特別条項において当会社が支払うべき保険金の額（以下「保険金支払額」といいます。）は、この特別条項によらない保険金とは別に、1回の保険事故ごとに、その損害の合算額からこの保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とし、この保険証券記載の支払限度額を限度とします。

(2) 特別約款第5条および(1)の規定にかかわらず、特別約款において保険金支払の対象となる損害と、この特別条項において保険金支払の対象となる損害が1回の保険事故によって生じた場合の保険金支払額は、特別約款およびこの特別条項によらない保険金とは別に、1回の保険事故ごとに、その損害の合算額から次の免責金額のうちいずれか大きい額を差し引いた残額とし、特別約款第5条に規定する支払限度額を限度とします。

- ① 特別約款第5条に規定する免責金額
- ② (1)に規定する免責金額

第4条（保険金をお支払いしない損害ーその1）

当会社は、被保険者が次の賠償責任を負担したことによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険船舶が通し運送の一部の遂行のために使用される場合に、被保険船舶以外の輸送手段によって輸送中の積荷等の財物に与えた損害について生じた賠償責任
- ② 運送契約にヘーゲ・ルールズの免責規定またはこれと同じ内容の免責規定があるならば免責となるべき賠償責任
- ③ 積荷の安全な運送を目的とする法令が遵守されなかった結果生じた賠償責任
- ④ 冷蔵品が被保険船舶に積み込まれる時および荷卸しされる時に、当会社の承認した検査人の検査を受けなかつた場合において、その冷蔵品に与えた損害について生じた賠償責任

第5条（保険金をお支払いしない損害ーその2）

当会社は、被保険者が次の賠償責任を負担したことによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、当会社があらかじめ書面により承諾した場合は、この規定を適用しません。

- ① 正貨、地金銀、貴金属、宝石、銀行券、債券その他の流通証券およびその他類似の財物に与えた損害について生じた賠償責任
- ② 甲板下に積むべき積荷等の財物を、甲板その他運送に不適当な場所に積み込むことによって生じた損害に対する賠償責任
- ③ 被保険船舶の船積み港到着不能もしくは遅延、または積荷の被保険船舶への積込み不能によって生じた賠償責任。ただし、既に発行された船荷証券に基づく賠償責任を除きます。
- ④ 運送契約に定められた以外の港もしくは場所における積荷の全部または一部の荷卸しによって生じた賠償責任
- ⑤ 運送契約上の離路によって積荷等の財物に与えた損害について生じた賠償責任

第6条（その他）

この特別条項においては、特別約款第4条（被保険者の所有または賃借する他船等に与えた損害）および第6条（保険金をお支払いしない損害）③の規定を適用しません。

・・・・・

汚染損害に関する船主責任追加担保特別条項

(2021年4月1日改正)

第1条（保険金をお支払いする場合ーその1）

当会社は、船主責任保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第6条（保険金をお支払いしない損害）③の規定にかかわらず、油、有害液体物質、廃棄物その他の汚濁物質の流出もしくは排出によって、被保険者が特別約款第1条（保険金をお支払いする場合ーその1）に規定する賠償責任を負担し、または特別約款第2条（保険金をお支払いする場合ーその2）に規定する費用を支出することによって被る損害に対して、特別約款の規定に従い、保険金を支払います。ただし、放射能汚染にかかる損害に対しては、いかなる場合も保険金を支払いません。

第2条（保険金をお支払いする場合ーその2）

当会社は、特別約款第6条（保険金をお支払いしない損害）③の規定にかかわらず、被保険者が次の賠償責任を負担し、または費用を支出することによって被る損害に対して、特別約款の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 他船またはその他の財物から流出しもしくは排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の汚濁物質により、海洋、河川等が汚染され、またはそのおそれがある場合において、その他船またはその他の財物の所有者または賃借人がその汚染（放射能汚染を除きます。）を防止軽減するために必要な措置を講じるべき法律上の責任を負担したときに、その措置に要した費用について、被保険者がその他船またはその他の財物の所有者または賃借人に對して負担した賠償責任
- ② 被保険船舶から流出しもしくは排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の汚濁物質により、海洋、河川等が汚染され、またはそのおそれがある場合において、被保険者がその汚染（放射能汚染を除きます。）を防止軽減するために必要な措置を講じるべき法律上の責任を負担したときに、その措置に要した費用

第3条（保険金支払額の限度）

- (1) 特別約款第5条（保険金支払額の限度）の規定にかかわらず、この特別条項において当会社が支払うべき保険金の額（以下「保険金支払額」といいます。）は、この特別条項によらない保険金とは別に、1回の保険事故ごとに、その損害の合算額からこの保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とし、この保険証券記載の支払限度額を限度とします。
- (2) 特別約款第5条および(1)の規定にかかわらず、特別約款において保険金支払の対象となる損害と、この特別条項において保険金支払の対象となる損害が1回の保険事故によって生じた場合の保険金支払額は、特別約款およびこの特別条項によらない保険金とは別に、1回の保険事故ごとに、その損害の合算額から次の免責金額のうちいずれか大きい額を差し引いた残額とし、特別約款第5条に規定する支払限度額を限度とします。

- ① 特別約款第5条に規定する免責金額
- ② (1)に規定する免責金額

第4条（保険金をお支払いしない損害）

当会社は、被保険船舶が契約に基づき行う次の作業に起因して、被保険者が賠償責任を負担し、または費用を支出することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 救助作業
 - ② 船骸もしくは残骸の引揚げまたは除去作業
- ・・・・・

船主責任に関する支払限度額特別条項

(2021年4月1日改正)

第1条

汚染損害に関する船主責任追加担保特別条項（以下「汚染責任追加担保条項」といいます。）において保険金支払の対象となる損害と、積荷等に関する船主責任追加担保特別条項（以下「積荷等責任追加担保条項」といいます。）において保険金支払の対象となる損害が、1回の保険事故によって生じた場合の保険金支払額は、汚染責任追加担保条項および積荷等責任追加担保条項によらない保険金とは別に、1回の保険事故ごとに、その損害の合算額から次の免責金額のうちいずれか大きい額を差し引いた残額とし、汚染責任追加担保条項第3条（保険金支払額の限度）(1)

に規定する支払限度額と積荷等責任追加担保条項第3条（保険金支払額の限度）(1)に規定する支払限度額のうちいずれか大きい額を限度とします。

- ① 汚染責任追加担保条項第3条(1)に規定する免責金額
- ② 積荷等責任追加担保条項第3条(1)に規定する免責金額

第2条

船主責任保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）において保険金支払の対象となる損害、汚染責任追加担保条項において保険金支払の対象となる損害および積荷等責任追加担保条項において保険金支払の対象となる損害が1回の保険事故によって生じた場合の保険金支払額は、特別約款、汚染責任追加担保条項および積荷等責任追加担保条項によらない保険金とは別に、1回の保険事故ごとに、その損害の合算額から次の免責金額のうちいずれか大きい額を差し引いた残額とし、特別約款第5条（保険金支払額の限度）に規定する支払限度額を限度とします。

- ① 特別約款第5条に規定する免責金額
 - ② 汚染責任追加担保条項第3条（保険金支払額の限度）(1)に規定する免責金額
 - ③ 積荷等責任追加担保条項第3条（保険金支払額の限度）(1)に規定する免責金額
-

荷役装置の使用契約責任に関する船主責任追加担保特別条項

(2021年4月1日改正)

第1条

当会社は、船主責任保険特別約款第6条（保険金をお支払いしない損害）④および⑧の規定にかかわらず、被保険船舶が積込み、荷卸しまたは積替え作業に使用するクレーンその他の荷役装置・用具の使用について、その所有者または運用者との使用契約によって被保険者が賠償責任を負担したことによって被る損害に対して、船主責任保険特別約款の規定に従い、保険金を支払います。

第2条

当会社は、第1条の規定にかかわらず、被保険者が次の賠償責任を負担したことによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険船舶より荷卸しされ、または被保険船舶に積み込まれる積荷その他の財物に与えた損害についての賠償責任
 - ② 第1条に規定する使用契約に定める被保険者の責任が、一般に行われている使用契約の条件に比べ著しく過重であることにより生じた賠償責任
-

船舶油濁等損害賠償保障契約特別条項

(2021年4月1日改正)

第1条（保険金をお支払いする場合）

- (1) 当会社は、被保険者が「船舶油濁等損害賠償保障法」（以下「改正油賠法」といいます。）に基づき油濁損害および難破物除去損害に対する賠償責任を負担したことによって被る損害に対して、船主責任保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）およびこの特別条項の規定に従い、保険金を支払います。
- (2) この特別条項は、被保険船舶の所有者が、この保険契約を改正油賠法第13条第1項に規定するタンカー油濁損害賠償保障契約、第41条第1項に定める一般船舶等油濁損害賠償保障契約または第49条第1項に定める難破物除去損害賠償保障契約として使用する場合にのみ、適用されます。

第2条（保険金支払額の限度）

- (1) 特別約款第5条（保険金支払額の限度）および積荷等に関する船主責任追加担保特別条項（以下「積荷等責任追加担保条項」といいます。）第3条（保険金支払額の限度）の規定にかかわらず、この特別条項において当会社が支払うべき保険金の額は、特別約款、積荷等責任追加担保条項およびこの特別条項によらない保険金とは別に、1回の保険事故ごとに、特別約款および積荷等責任追加担保条項において保険金支払の対象となる損害額とこの特別条項において保険金支払の対象となる損害の合算額から、この保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とし、この保険証券記載の支払限度額を限度とします。
- (2) 当会社は、特別約款または積荷等責任追加担保条項において保険金支払の対象となる損害とこの特別条項において保険金支払の対象となる損害が、1回の保険事故によって生じた場合には、この特別条項において保険金支払の対象となる損害を優先して、保険金を支払うものとします。

第3条（被害者への直接支払）

- (1) 当会社は、改正油賠法第15条、第43条および第51条に基づき被害者より損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、その損害賠償額について、この保険証券記載の支払限度額を限度として、被保険者に代わり被害者に直接支払うものとします。
- (2) (1)の場合において、当会社は、被保険者が被害者に対して主張することができる抗弁をもって被害者に対抗することとします。
- (3) 当会社が(1)の規定に基づき被害者に直接支払を行った場合には、被保険者に保険金を支払ったものとみなします。
- (4) 被保険者が被害者に対し賠償債務の全部または一部を弁済した場合、当会社は、(1)の被害者に直接支払う額か

らその額を差し引きます。

第4条（被保険者への請求）

当会社は、第3条（被害者への直接支払）に規定する被害者への直接支払を行った場合には、次の額を被保険者に対して請求することができます。

- ① 船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）およびこの保険契約に付帯されるすべての特別約款ならびに特別条項等の規定により、保険金支払の対象とならない損害について、第3条（被害者への直接支払）(2)の規定を適用し、当会社が被害者に対して支払った額
- ② 普通約款第35条（保険事故の通知）(2)または第37条（保険事故発生の場合の損害調査）(2)の規定により、当会社が損害額から差し引くべき額
- ③ 第2条（保険金支払額の限度）(1)の規定に基づき、損害額からこの保険証券記載の免責金額を差し引くことによって、その支払を免れたであろう額

第5条（保険契約の解除）

- (1) この特別条項において、普通約款第24条（保険契約の無効）および第25条（保険契約の取消し）の規定は適用しません。ただし、これらの規定に該当する場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) 普通約款およびこの保険契約に付帯された特別約款ならびに特別条項等の規定に基づく解除は、改正油賠法第14条第4項、第42条第4項または第50条第4項に基づき当会社が国土交通大臣にその解除を通知した日から起算して3ヶ月経過した日の翌日から将来に向かってその効力を生じるものとします。
- (3) 当会社は、(2)に規定する解除の事由が発生した時からその解除の効力が生じる時までに発生した保険事故による損害に対して保険金を支払った場合は、被保険者にその支払額を請求することができます。ただし、普通約款第23条（通知義務—その2）(2)に基づく解除のときには、当会社が保険契約者または被保険者にその解除の予告をした時から10日を経過した時以前に発生した保険事故による損害については、この規定を適用しません。

6. 船主責任総合保険に適用される特別約款・条項

船主責任総合保険特別約款

(2021年4月1日改正)

第1条（保険金をお支払いする場合－その1）

- (1) 当会社は、この保険証券記載の船舶（以下「被保険船舶」といいます。）の運航、使用または管理により、この保険証券記載の被保険者（以下「被保険者」といいます。）が、(2) に規定する法律上の損害賠償責任（以下「賠償責任」といいます。特段の規定がある場合には、契約上の責任を含みます。）を負担したことによって被る損害に限り、保険金を支払います。ただし、次の①および②の条件に該当する場合に限るものとし、かつ、被保険者は、②に規定する賠償金の支払にあたり、あらかじめ当会社の書面による同意を得なければなりません。
- ① 被保険者がその賠償責任を負担する原因となった事由が、この保険証券記載の保険期間中に発生したものであること。
- ② 被保険者が負担する賠償債務の弁済としての支出（以下「賠償金」といいます。）であること。
- (2) (1) の規定により当会社が保険金を支払う損害は、被保険者が次の賠償責任を負担したことによって被る損害とします。
- ① 人の死傷、疾病または行方不明に対する賠償責任。ただし、被保険者の使用人および下請負人（その使用人を含みます。）については、労働者災害補償保険法、船員保険法、その他日本国または外国の災害補償法令により保険契約加入が義務付けられている場合には、その保険契約加入の有無にかかわらず、その保険契約において補償の対象となる額を差し引きます。
- ② 被用者等の死傷、疾病または行方不明について、労働協約等により生じた契約上の賠償責任。ただし、いかなる場合も船主団体全内航と全日本海員組合間の労働協約の災害補償規定に定められた補償内容を限度とし、また、労働者災害補償保険法、船員保険法、その他日本国または外国の災害補償法令により保険契約加入が義務づけられている場合には、その保険契約加入の有無にかかわらず、その保険契約において補償の対象となる額を差し引きます。
- ③ 他船等に与えた次の損害に対する賠償責任。ただし、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6条（衝突損害賠償金）に規定する衝突損害賠償金（以下「衝突損害賠償金」といいます。）を除きます。
- ア. 他船に与えた損害（その他船の損傷によるその他船の使用利益の喪失を含みます。）
- イ. 他船上の積荷その他の財物に与えた損害
- ④ 港湾設備その他の固定物、移動物または海産物等の被保険船舶外に存在する財物（③に記載する他船等を除きます。）に与えた損害（それらの財物の損傷によるそれらの財物の使用利益の喪失を含みます。）に対する賠償責任
- ⑤ 被保険船舶内に存在する財物に与えた損害に対する賠償責任。ただし、コンテナまたは燃料油に与えた損害については⑥、海難により被保険者の使用人および下請負人（その使用人を含みます。）の所持品に与えた損害については、⑦の規定を適用します。
- ⑥ 被保険船舶内に存在するコンテナ（被保険者およびその子会社等が賃借するものを除きます。）または定期用船者の所有する燃料油に与えた損害に対する賠償責任
- ⑦ 海難による被保険者の使用人および下請負人（その使用人を含みます。）の所持品の損害について、法令または労働協約等により生じた賠償責任。ただし、労働協約等により生じた賠償責任については、いかなる場合も船主団体全内航と全日本海員組合間の労働協約の災害補償規定に定められた補償内容を限度とし、また、労働者災害補償保険法、船員保険法、その他日本国または外国の災害補償法令により保険契約加入が義務づけられている場合には、その保険契約加入の有無にかかわらず、その保険契約において補償の対象となる額を差し引きます。
- ⑧ ③および④に記載する次の財物の船骸もしくは残骸の引揚げまたは除去を必要とした場合に、その引揚げまたは除去に要した費用に対する賠償責任。ただし、引揚げまたは除去されたそれらの財物に残存価額があるときは、その賠償責任にかかる賠償金からその額を差し引きます。
- ア. 他船
- イ. 他船上の積荷その他の財物
- ウ. 港湾設備その他の固定物、移動物または海産物等の被保険船舶外に存在する財物
- ⑨ 被保険船舶が他船もしくはその他の財物を曳航し、または他船によって曳航される場合に、曳航作業が開始された時から終了する時までに生じた損害に対して、曳航契約によって被保険者が負担した賠償責任。ただし、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。また、被保険船舶が他船の出入港または港内での移動のための補助作業を行う場合は、⑩の規定を適用します。
- ア. 発航（寄航港からの発航を含みます。）の当時、曳航の方法が適切でなかったことにより生じた損害についての賠償責任
- イ. 曳航契約に定める被保険者の責任が標準的な曳航条件に比べ著しく過重であることにより生じた賠償責任
- ⑩ 被保険船舶が他船の出入港または港内での移動のための補助作業を行う場合に、その作業が開始された時から終了する時までに生じた損害に対して、契約によって被保険者が負担した賠償責任。ただし、契約に定める被保険者の責任が日本港湾タグ事業協会制定の曳船約款の条件に比べ過重であることにより、被保険者が負担した賠償責任によって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ⑪ 他船またはその他の財物から流出しもしくは排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の汚濁物質により、海洋、河川等が汚染され、またはそのおそれがある場合において、その他船またはその他の財物の所有者または賃借人がその汚染（放射能汚染を除きます。）を防止軽減するために必要な措置を講じるべき法律上の責任を負担

したときに、その措置に要した費用について、被保険者がその他他の財物の所有者または貸借人に
対して負担した賠償責任

- (12) 被保険船舶の船骸または被保険船舶の積荷その他の財物の残骸に起因して、被保険者が負担した賠償責任
- (13) 被保険船舶が積込み、荷卸しまたは積替え作業に使用するクレーンその他の荷役装置・用具の使用について、
その所有者または運用者との使用契約によって被保険者が負担した賠償責任。ただし、被保険者が次の賠償責任
を負担したことによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

ア. 被保険船舶より荷卸しされ、または被保険船舶に積み込まれる積荷その他の財物に与えた損害についての賠
償責任

イ. その使用契約に定める被保険者の責任が、一般に行われている使用契約の条件に比べ著しく過重であること
により生じた賠償責任

- (14) (3)に記載する他船または他船上の積荷その他の財物に損害を与えた場合の、海難救助に関する次の費用に対する賠償責任

ア. 1989年海難救助条約第14条もしくは商法第805条（特別補償料）、またはこれらと同等の内容を定める救助契
約に基づき、環境損害を防止または軽減するために講じられた措置に要した特別補償

イ. 社団法人日本海運集会所救助契約書式に定める特別補償に関する特約条項もしくはロイズ海難救助契約標準
書式に定める SCOPIC 条項、またはこれらと同等の内容を定める救助契約に基づく救助者に対する報酬

- (3) (2) (3)の規定にかかわらず、衝突損害賠償金について、船舶を保険の目的物とする保険契約において保険金支払
の対象となる損害があり、かつ、被保険者の負担する衝突損害賠償金が、その保険契約の保険証券記載の船舶保険
価額と超過衝突損害賠償金に関する規定 (*) により保険金支払の対象となる衝突損害賠償金の合算額を超える場合
には、当会社は、その超過額に対して保険金を支払います。

(*) 船舶保険第2種特別約款（衝突損害賠償金付き）第2条（超過衝突損害賠償金）、船舶保険第5種特別約款第4条（超
過衝突損害賠償金）、船舶保険第6種特別約款第4条（超過衝突損害賠償金）および押航船列特別条項第5条（押
航船列外の船舶との衝突による超過衝突損害賠償金）をいいます。

第2条（保険金をお支払いする場合－その2）

- (1) 当会社は、被保険船舶の運航、使用または管理により、被保険者が (2) に規定する費用を支出することによって
被る損害に対して保険金を支払います。ただし、当会社が保険金を支払う損害は、その費用の支出の原因となった
事由がこの保険証券記載の保険期間中に発生した場合に限るものとし、かつ、被保険者は、その費用の支出にあたり、
あらかじめ当会社の書面による同意を得なければなりません。

- (2) (1) の規定により当会社が保険金を支払う損害は、被保険者が次の費用を支出したことによって被る損害とします。

① 被保険者が負担した人命救助費、遺骸搜索費、遺骸・遺骨・遺品引渡費および社葬等葬儀を行うために要した費用。
ただし、第1条（保険金をお支払いする場合－その1）(2) ①によって保険金支払の対象となる費用を除きます。

② 次の場合に、被保険者が被保険船舶の船長または乗組員の送還について負担した運賃、宿泊費および食費その
他の費用

ア. 被保険船舶が海難に遭遇したことにより、船長または乗組員が乗船できなくなった場合

イ. 船長または乗組員が傷病のために職務に堪えられなくなった場合

③ 次の場合に、被保険者が被保険船舶の船長または乗組員の代人の派遣について負担した運賃、宿泊費および食
費その他の費用

ア. 船長もしくは乗組員が死亡または行方不明となった場合

イ. 船長または乗組員が傷病のために職務に堪えられなくなった場合

④ 被保険船舶の次の事由による離路に関し、被保険者が特に負担した費用（被保険船舶の使用利益の喪失は、費
用とみなしません。）

ア. 被保険船舶の船長、乗組員もしくは被保険者が被保険船舶に乗船することを認めた造船技師等の死傷または
疾病

イ. 乗組員のストライキ

ウ. 人命救助

⑤ 被保険船舶が伝染病の病原体に汚染され、または汚染のおそれがあるために、検疫または伝染病予防に関する
法令に基づき、被保険船舶もしくはその積荷または被保険者の使用者等について特別の防疫措置がなされた場合
に、被保険者がこれに要した費用（被保険船舶の使用利益の喪失は、費用とみなしません。）

⑥ 被保険船舶の船骸または被保険船舶の積荷その他の財物の残骸について、次の場合にその引揚げまたは除去に
要した費用。ただし、引揚げまたは除去されたそれらの財物に残存価額があるときは、その引揚げまたは除去に
要した費用からその額を差し引きます。

ア. 被保険者が引揚げまたは除去を行うべき法律上の責任を負担した場合

イ. 被保険者の所有、賃借もしくは占有している場所からの引揚げまたは除去を必要とした場合

⑦ 被保険船舶から流出しもしくは排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の汚濁物質により、海洋、河川等
が汚染され、またはそのおそれがある場合において、被保険者がその汚染（放射能汚染を除きます。）を防止軽減
するために必要な措置を講じるべき法律上の責任を負担したときに、その措置に要した費用

⑧ 被保険船舶が普通約款第1条（保険金をお支払いする場合）に規定する海上危険によって全損となったために、
被保険者が、法令または労働協約等により被保険者の使用者および下請負人（その使用者を含みます。）に支払った
賃金または手当。ただし、労働協約等により生じた賠償責任については、いかなる場合も船主団体全内航と全
日本海員組合間の労働協約の災害補償規定に定められた補償内容を限度とし、また、労働者災害補償保険法、船
員保険法、その他日本国または外国の災害補償法令により保険契約加入が義務づけられている場合には、その保

險契約加入の有無にかかわらず、その保険契約において補償の対象となる額を差し引きます。

- ⑨ 乗組員の脱船、ストライキ等の事由により、その乗組員が被保険船舶に乗船せず陸上に留まった場合において、その乗組員に関し生じた費用のうち、被保険者が法令に基づき負担した費用で、その乗組員より回収できない部分
- ⑩ 密航者または難民を被保険船舶から下船および送還させるために要した離路等の余分の費用。ただし、被保険者は、負担した余分の費用を回収するために、適切な手段を講じなければなりません。
- ⑪ 政府またはその他の公の機関により、被保険者または被保険船舶の船長もしくは乗組員に対し課せられた次の事由による過怠金（過積載または不法漁労に対する過怠金および被保険船舶の没収を除きます。）。ただし、被保険船舶の船長もしくは乗組員に対して課せられた過怠金については、被保険者が法律上の責任を負担した場合に限ります。また、被保険者もしくは保険契約者またはそれらの代理人が、その違反行為を事前に知っていたかもしくは当然知りうべきであった場合、または違反行為防止のために適切な手段を講じることを怠っていた場合を除きます。
- ア. 安全作業基準の維持に関する規則の違反
- イ. 積荷に関するものを除き、密輸または闇税に関する規則の違反
- ウ. 出入国管理に関する規則の違反
- エ. 汚濁に関する規則の違反
- オ. 船長、乗組員、または被保険者の使用人もしくは代理人の業務上の過失により生じた違反
- ⑫ 海難救助に関して、被保険者が負担した第1条(2)⑭に規定する費用

第3条（保険金をお支払いする場合ーその3）

- (1) 当会社は、被用者等の死傷、疾病、行方不明または所持品喪失について、労働協約等が定められていない場合に、被保険者がこの保険契約に付帯される労働災害に関する保険金額特別条項の規定に従い、被用者等またはその遺族に補償金を支払うことによって被る損害に対して保険金を支払います。ただし、いかなる場合も船主団体全内航と全日本海員組合間の労働協約の災害補償規定に定められた補償内容を限度とし、職務上・職務外の認定、後遺障害等級の認定、補償金の支給要件・給付期間の認定、標準報酬日額の算定については、労働者災害補償保険法、船員保険法、船員法およびその運用基準に従うものとします。
- (2) 当会社が(1)の規定に従い職務外の事由により死亡給付を行う場合は、被用者等が次のいずれかの期間中に死亡した場合に限るものとします。ただし、被用者等が次のいずれかの期間中に死亡した場合であっても、死亡の原因が自殺または本人の重大な過失によるときには、当会社は一切の損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 船舶雇入れ期間中であって船内（岸壁を含みます。）にある間
- ② 船舶雇入れ期間中であって船務旅行中
- ③ 社命による乗下船旅行中（有給休暇のための下船旅行中を含みます。）

第4条（保険金をお支払いする場合ーその4）

当会社は、この特別約款において保険金を支払うべき事故（以下「保険事故」といいます。）が発生した場合に、保険契約者または被保険者が第1条（保険金をお支払いする場合ーその1）から第3条（保険金をお支払いする場合ーその3）までに規定する損害を防止軽減するために、普通約款第7条（損害防止費用）に規定する損害防止費用を支出することによって被る損害に対して保険金を支払います。

第5条（保険金をお支払いする場合ーその5）

当会社は、普通約款第14条（保険金をお支払いしない損害ーその1）③および④の規定にかかわらず、海賊行為および船員の悪行による拿捕、捕獲、抑留、押収または没収またはこれらを目的とした行為およびこれらの結果によって被る第1条（保険金をお支払いする場合ーその1）から第4条（保険金をお支払いする場合ーその4）までに規定する損害に対して保険金を支払います。

第6条（定義）

この特別約款において、

- ① 「被用者等」とは、次の者をいいます。
- ア. 被保険者の使用人および下請負人（その使用人を含みます。）
- イ. 被保険者の役員（船員保険に加入している者に限ります。）
- ウ. 被保険者の指揮・命令を受けて、被保険者の業務に従事する派遣船員
- ② 「労働協約等」とは、労働協約、就業規則、災害補償規定、雇用契約その他同種の規定をいいます。

第7条（被保険者の所有または貸借する財物に与えた損害）

- (1) 被保険者の所有または貸借する財物について、第1条（保険金をお支払いする場合ーその1）(2)③、④もしくは⑤に規定する損害、または⑥に規定する費用が生じた場合も、第三者の所有または貸借する財物について、損害を与えたまたは費用が生じたものとみなして、この特別約款を適用するものとします。ただし、他のいかなる保険によってもその損害または費用を回収できないときに限り、この規定を適用します。
- (2) (1)の場合において、過失の有無およびその割合ならびに損害額については、被保険者と当会社との間で協定します(*.)。

(*.) 協定が成立しないときは、被保険者と当会社は、協議して1人の仲裁人を選任しその判断に任せます。この選任ができないときには、被保険者と当会社は、協議してそれぞれ1人の仲裁人を選任し、その2人が選任する第三の仲裁人1人を加えた3人の仲裁人の多数決による判断に従います。

第8条（保険金支払額の限度）

- (1) 普通約款第10条（保険金支払額の限度）の規定にかかわらず、この特別約款において当会社が支払うべき保険金の額は、1回の保険事故ごとに、次の①から③までの合算額とし、この保険証券記載の支払限度額を限度とします。

- ① 第2条（保険金をお支払いする場合－その2）(2) ⑥の船骸等撤去費用については、その損害額からこの保険証券記載の免責金額（A）を差し引いた残額
 - ② 次の賠償責任または費用のうち、被用者等に関するものについては、その損害の合算額からこの保険証券記載の免責金額（B）を差し引いた残額
 - ア. 第1条（保険金をお支払いする場合－その1）(2) ①、②または⑦の賠償責任
 - イ. 第2条(2) ①から④までの費用
 - ウ. 第3条（保険金をお支払いする場合－その3）の労働災害
 - ③ ①および②以外の賠償責任または費用については、その損害の合算額からこの保険証券記載の免責金額（C）を差し引いた残額
- (2) 普通約款第12条（他の保険契約がある場合の保険金支払額）の規定にかかわらず、この保険契約において保険金が支払われるべき損害および保険期間の全部または一部がこの保険契約と重複する他の保険契約がある場合には、当会社は、(1) の規定によって算出した額から他の保険契約により保険金が支払われる額を差し引きます。

第9条（保険金をお支払いしない損害－その1）

当会社は、被保険者が次の賠償責任を負担し、または費用を支出することによって被る損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- ① 船客（運賃または料金を支払って被保険船舶に乗船中および乗降中の者に限ります。以下同様とします。）および船客の所持品について生じた賠償責任または費用
- ② 被保険船舶の積荷（積込み前および荷卸し後を含みます。）その他被保険船舶が管理しもしくは作業の対象としている財物（被保険船舶が他船に曳航もしくは押航され、または他船を曳航もしくは押航している場合に、その船列内の他船および他船上の積荷その他の財物を含みます。）に与えた損害について生じた賠償責任または費用。ただし、次の賠償責任または費用には、この規定を適用しません。
 - ア. 第1条（保険金をお支払いする場合－その1）(2) ⑥および⑬の賠償責任
 - イ. 被保険船舶と他船が双方の過失により衝突し、被保険船舶の積荷に損害が生じた場合に、その損害に対する責任は連帶であり、かつ、「双方過失衝突約款」は無効であるとの管轄権のある裁判所の判決が確定したことによって被保険者が負担した賠償責任
 - ウ. 第2条（保険金をお支払いする場合－その2）(2) ⑥の費用
- ③ 正貨、地金銀、貴金属、宝石、銀行券、債券その他の流通証券およびその他類似の財物に与えた損害について生じた賠償責任または費用
- ④ 被保険船舶が被保険者の所有に属さない場合に、被保険船舶に与えた損害について生じた賠償責任
- ⑤ 被保険船舶が他船を曳航し、または他船によって曳航される場合において、曳航船列内の次の財物の船骸もしくは残骸の引揚げまたは除去を必要としたときに、その引揚げまたは除去に要した費用に対する賠償責任
 - ア. 他船
 - イ. 他船上の積荷その他の財物
- ⑥ 賠償責任に関して特別な約定がある場合に、その約定によって加重された賠償責任。ただし、第1条(2) ②、⑦、⑨、⑩および⑪の賠償責任には、この規定を適用しません。
- ⑦ 被保険船舶が契約に基づき行う次の作業に起因して生じた賠償責任または費用
 - ア. 救助作業
 - イ. 船骸もしくは残骸の引揚げまたは除去作業
- ⑧ 被保険者の責任が、損害賠償責任を制限する法律によって制限することのできる場合であるにもかかわらず、被保険者が法律の下で認められる責任制限の手続きを行わないときに、その責任制限額を超過する部分の賠償責任

第10条（保険金をお支払いしない損害－その2）

普通約款第16条（保険金をお支払いしない損害－その3）(1) および(2) の規定にかかわらず、当会社が保険金をお支払わない損害は、同条に規定する事由のうち、次の事由によって生じた損害に限ります。

- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人（*）の故意
 - ② ①に規定する者以外の者で保険金を受け取るべき者またはその代理人の故意。ただし、この場合に当会社が支払わない保険金は、これらの者の受け取るべき額に限ります。
 - ③ 船長または乗組員が①または②に規定する者に保険金を取得させることを目的としていた場合のこれらの者の故意
- (*): 保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第11条（通知義務への追加）

普通約款第22条（通知義務－その1）(1) に、被保険船舶が曳航または押航の形態で運航される場合を追加して、同条の規定を適用します。ただし、被保険船舶が出入港または港内での移動のための補助作業を行う目的で他船またはその他の財物を曳航または押航する場合には、この規定を適用しません。

第12条（被用者等への支払を証する書類）

- (1) 当会社が第1条（保険金をお支払いする場合－その1）(2) ②または第3条（保険金をお支払いする場合－その3）の規定に基づき保険金を支払った場合には、被保険者は、被用者等もしくはその遺族の賠償金受領書または補償金受領書を、保険金を受領した日からその日を含めて30日以内または当会社が書面で承諾した猶予期間内に当会社に提出しなければなりません。
- (2) 次のいずれかの場合には、被保険者は、既に受領した保険金を当会社に返還しなければなりません。

- ① 被保険者が(1)に規定する書類に故意に事実と異なる記載をした、または事実を記載しなかった場合
- ② 被保険者が(1)に規定する書類を偽造または変造した場合
- ③ 被保険者が(1)の規定に違反した場合

第13条 (代位求償)

普通約款第45条(第三者に対する権利の取得)の規定により、当会社が第三者に対し求償権を取得した場合において、当会社がその第三者に対して求償権を行使しようとするときには、保険契約者または被保険者は、当会社の要求に応じて権利の移転に必要なすべての書類を当会社に提出し、当会社の求償に協力しなければなりません。

第14条 (質権設定等)

この保険契約およびこの保険契約に基づく保険金請求権は、質権もしくは譲渡担保権の設定または譲渡を行うことができないものとします。

第15条 (普通約款との関係)

普通約款のそれぞれの条項の全部または一部がこの特別約款に抵触する場合は、この特別約款を普通約款に優先して適用します。

労働災害に関する保険金額特別条項 (A)

(2021年4月1日改正)

船主責任総合保険特別約款第1条(保険金をお支払いする場合—その1)(2)②、⑦、第2条(保険金をお支払いする場合—その2)(2)⑧または第3条(保険金をお支払いする場合—その3)に規定する損害に関する保険金額を下表のとおりとします。

補償金の種類	補償金の額（1名当たり）																															
死亡給付	(職務上の事由による場合) 1. 労働者災害補償保険法に定める遺族年金の受給対象遺族のある者： 2. 上記1.以外の者：	33,000,000円 26,400,000円																														
	(職務外の事由による場合) 1. 労働者災害補償保険法に定める遺族年金の受給対象遺族のある者： 2. 上記1.以外の者：	26,400,000円 21,120,000円																														
障害手当	(職務上の事由による場合) 1. 労働者災害補償保険法施行規則別表第1該当者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>障害の程度</th><th>補償額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1級</td><td>33,000,000円</td></tr> <tr><td>2級</td><td>30,250,000円</td></tr> <tr><td>3級</td><td>27,500,000円</td></tr> <tr><td>4級</td><td>24,750,000円</td></tr> <tr><td>5級</td><td>22,000,000円</td></tr> <tr><td>6級</td><td>19,250,000円</td></tr> <tr><td>7級</td><td>16,500,000円</td></tr> <tr><td>8級</td><td>3,300,000円</td></tr> <tr><td>9級</td><td>2,750,000円</td></tr> <tr><td>10級</td><td>2,200,000円</td></tr> <tr><td>11級</td><td>1,650,000円</td></tr> <tr><td>12級</td><td>1,320,000円</td></tr> <tr><td>13級</td><td>990,000円</td></tr> <tr><td>14級</td><td>660,000円</td></tr> </tbody> </table>	障害の程度	補償額	1級	33,000,000円	2級	30,250,000円	3級	27,500,000円	4級	24,750,000円	5級	22,000,000円	6級	19,250,000円	7級	16,500,000円	8級	3,300,000円	9級	2,750,000円	10級	2,200,000円	11級	1,650,000円	12級	1,320,000円	13級	990,000円	14級	660,000円
障害の程度	補償額																															
1級	33,000,000円																															
2級	30,250,000円																															
3級	27,500,000円																															
4級	24,750,000円																															
5級	22,000,000円																															
6級	19,250,000円																															
7級	16,500,000円																															
8級	3,300,000円																															
9級	2,750,000円																															
10級	2,200,000円																															
11級	1,650,000円																															
12級	1,320,000円																															
13級	990,000円																															
14級	660,000円																															
療養補償	(職務上の事由による場合) 船員保険法あるいは労働者災害補償保険法に基づく給付と実際に必要とした費用との差額																															

傷病手当・予後手当	(職務上の事由による場合) 船員保険法あるいは労働者災害補償保険法に基づく給付と標準報酬日額との差額
行方不明手当	(職務上の事由による場合) 行方不明期間が1ヶ月未満の場合に限り、1日につき行方不明となった時点の船員保険法第94条に定める標準報酬日額に相当する額
所持品喪失手当	(海難による所持品の喪失) 1. 所持品の全部を喪失した場合は25万円に乗船本給の3ヶ月相当額を加算した額 2. 所持品の一部を喪失した場合は実損害額（上記1. の額を限度とします。）

・・・・・

労働災害に関する保険金額特別条項 (D)

(2021年4月1日改正)

船主責任総合保険特別約款第1条（保険金をお支払いする場合—その1）(2)②、⑦、第2条（保険金をお支払いする場合—その2）(2)⑧または第3条（保険金をお支払いする場合—その3）に規定する損害に関する保険金額を別表のとおりとします。

・・・・・

労働災害の船主責任不担保特別条項

(2021年4月1日改正)

当会社は、船主責任総合保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金をお支払いする場合—その1）(2)②、⑦、第2条（保険金をお支払いする場合—その2）(2)⑧または第3条（保険金をお支払いする場合—その3）の規定にかかわらず、次の損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が、被用者等の死傷、疾病もしくは行方不明または所持品喪失について、労働協約等により生じた契約上の賠償責任を負担したことによって被る損害
 - ② 被保険者が特別約款第3条に規定する補償金を支払うことによって被る損害
- ・・・・・

救助作業中の船主責任追加担保特別条項

(2021年4月1日改正)

当会社は、船主責任総合保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第9条（保険金をお支払いしない損害—その1）⑥および⑦の規定にかかわらず、被保険船舶が契約に基づき行う次の作業に起因して、被保険者が特別約款第1条（保険金をお支払いする場合—その1）に規定する賠償責任を負担し、または特別約款第2条（保険金をお支払いする場合—その2）に規定する費用を支出することによって被る損害に対して、特別約款の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 救助作業
 - ② 船骸もしくは残骸の引揚げまたは除去作業
- ・・・・・

曳船または押船に関する特別条項（船主責任総合保険用）

(2021年4月1日制定)

この保険契約においては、被保険船舶が他船もしくはその他の財物を曳航、または押航する形態で運航に使用される場合であっても、船主責任総合保険特別約款第11条（通知義務へ追加）の規定を適用しません。

・・・・・

押航船列特別条項（船主責任総合保険用）

(2021年4月1日制定)

第1条（この特別条項の適用）

被保険船舶が押船または押船と一体となって被押航の形態で運航される船舶（以下「被押航船」といいます。）であり、押航のために他の船舶に連結されている場合に、船主責任総合保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）の規定にかかわらず、この特別条項を適用します。

第2条（保険金をお支払いする場合）

被保険船舶と押航のためにそれに連結されている船舶（被保険船舶が被押航船の場合は、それとともに押航される他の被押航船を含みます。以下「連結船」といいます。）の運航、使用または管理により、特別約款第1条（保険金をお支払いする場合—その1）に規定する法律上の損害賠償責任が発生した場合には、当会社は、下表の（1）およ

び(2)の規定に従い、保険金を支払います。

(1) 被保険船舶が押船の場合	当会社は、いずれの船舶による損害賠償責任であるかを問わず、被保険者がこの損害賠償責任を負担したものとみなし、特別約款の規定に従い、保険金を支払います。
(2) 被保険船舶が被押航船の場合	<p>① 当会社は、いずれの船舶による損害賠償責任であるかを問わず、押船の船主責任保険契約の被保険者がこの損害賠償責任を負担したものとみなします。押船の船主責任保険契約において支払対象となる保険金が押船の保険証券記載の支払限度額を超える場合には、当会社は、被保険者がその超過額についての損害賠償責任を負担したものとみなし、特別約款の規定に従い、保険金を支払います。</p> <p>② 押船に船主責任総合保険以外の船主責任保険契約が締結されている場合も、①の規定を適用します。</p> <p>③ 押船に船主責任保険契約が締結されていない場合、または押船の船主責任保険契約において支払われる保険金がない場合には、①の規定を適用しません。</p>

第3条（被保険船舶と連結船の保険契約者または被保険者が異なる場合）

被保険船舶の保険契約者または被保険者と連結船の保険契約者または被保険者が異なる場合には、双方の間に合意がない限り、第2条（保険金をお支払いする場合）の規定を適用しません。

.....

船舶油濁等損害賠償保障契約特別条項（船主責任総合保険用）

(2021年4月1日改正)

第1条（被害者への直接支払）

- (1) 当会社は、船舶保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第41条(保険金の請求および支払)および第43条(時効)ならびに船主責任総合保険特別約款(以下「特別約款」といいます。)第1条(保険金をお支払いする場合ーその1)の規定にかかわらず、船舶油濁等損害賠償保障法(以下「改正油賠法」といいます。)第15条第1項、第43条第1項および第51条第1項に基づいて、被害者より直接損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、その損害賠償額について、この保険証券記載の支払限度額を限度として、被保険者に代わり被害者に直接支払うものとします。
- (2) (1)の規定に基づき被害者に直接支払われた額については、特別約款第8条(保険金支払額の限度)(1)に規定する合算額に算入するものとします。
- (3) (1)の場合において、当会社は、被保険者が被害者に対して主張することができる抗弁をもって被害者に対抗することとします。
- (4) この特別条項は、被保険船舶の所有者が、この保険契約を改正油賠法第13条第1項に規定するタンカー油濁損害賠償保障契約、第41条第1項に定める一般船舶等油濁損害賠償保障契約または第49条第1項に定める難破物除去損害賠償保障契約として使用する場合にのみ、適用されます。

第2条（被保険者への請求等）

- (1) 当会社は、この保険契約において保険金支払の対象とならない損害について、第1条（被害者への直接支払）に規定する被害者への直接支払を行った場合には、その支払額につき被保険者に請求することができます。
- (2) (1)の規定に基づき被保険者から当会社に返還された額については、特別約款第8条(保険金支払額の限度)(1)に規定する合算額に算入しません。
- (3) (1)の場合に、この保険契約において別に支払うべき保険金があるときには、当会社は、その発生時期にかかわらず、その保険金の額と、当会社の請求に基づき被保険者が当会社に返還すべき額を相殺することができます。

第3条（保険契約の失効または内容の変更）

- (1) 普通約款、特別約款およびこの保険証券記載の特別条項（ただし、この特別条項を除きます。）の規定にかかわらず、当会社がこの保険契約の効力を失効させる、またはその内容を変更する場合には、その失効および内容の変更が国土交通大臣に通知された日より起算して3ヶ月を経過した日の翌月から失効および内容の変更の効力を生じます。ただし、その期間内において証明書が国土交通大臣に返納され、または新しい証明書が発行されたことを条件として失効および内容の変更の効力を生じるときは、この規定を適用しません。
 - (2) (1)に規定する国土交通大臣への通知は、保険契約者または被保険者が行います。ただし、保険契約者または被保険者がこの通知を行わない場合は、当会社が行います。
-

バンカーライセンスに関する特別条項

(2021年4月1日改正)

第1条（被害者への直接支払）

- (1) 当会社は、船舶保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第41条(保険金の請求および支払)および第43条(時効)ならびに船主責任総合保険特別約款(以下「特別約款」といいます。)第1条(保険金をお支払いする場合ーその1)の規定にかかわらず、the International Convention on Civil Liability for Bunker Oil Pollution2001(以下「バンカーライセンス」といいます。)第7条に基づいて、被害者より直接損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、妥当な損害賠償額について、この保険証券記載の支払限度額を限度として、被保険者に代わり被害者に直接支払うものとします。

- (2) (1) の規定に基づき被災者に直接支払われた額については、特別約款第8条（保険金支払額の限度）(1) に規定する合算額に算入するものとします。
- (3) (1) の場合において、当会社は、次の事項に従うこととします。
- ① 被災者が被災者に対して主張することができる抗弁をもって被用者等に対抗すること。
 - ② 制裁等に関する特別条項の規定に従うこと。
- (4) この特別条項は、この保険契約がバンカーライフ上の要件を満たす保険契約であることを当局宛てに証明する書類を当会社が発行した場合にのみ、適用されます。

第2条（被災者への請求等）

- (1) 当会社は、この保険契約において保険金支払の対象とならない損害について、第1条（被災者への直接支払）に規定する被災者への直接支払を行った場合には、その支払額につき被災者に請求することができます。
- (2) (1) の規定に基づき被災者から当会社に返還された額については、特別約款第8条（保険金支払額の限度）(1) に規定する合算額に算入しません。
- (3) (1) の場合において、この保険契約において別に支払うべき保険金があるときには、当会社は、その発生時期にかかわらず、その保険金の額と、当会社の請求に基づき被災者が当会社に返還すべき額を相殺することができます。

第3条（保険契約の失効または内容の変更）

- (1) 普通約款、特別約款およびこの保険証券記載の特別条項（ただし、この特別条項を除きます。）の規定にかかわらず、当会社がこの保険契約の効力を失効させる、またはその内容を変更する場合には、その失効および内容の変更が被災船舶に関して有効なバンカーライフ証書を発行する締約国（以下「当局」といいます。）に通知された日より起算して3ヶ月を経過した日の翌月から失効および内容の変更の効力を生じます。ただし、その期間内においてバンカーライフ証書（*）が当局に返納され、または新しいバンカーライフ証書（*）が発行されたことを条件として失効および内容の変更の効力を生じるときは、この規定を適用しません。
- (2) (1) に規定する当局への通知は、保険契約者または被災者が行います。ただし、保険契約者または被災者がこの通知を行わない場合は、当会社が行います。
- (*）保険その他の金銭上の保証がバンカーライフ第7条に基づき効力を有していることをバンカーライフ締約国が証明する書類をいいます。
- ・・・・・

海上労働条約に関する特別条項

（2021年4月1日改正）

第1条（被用者等への直接支払）

- (1) 当会社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第41条（保険金の請求および支払）(1)、(4) および第43条（時効）ならびに船主責任総合保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金をお支払いする場合—その1）の規定にかかわらず、2006Maritime Labour Convention as amended第2.5規則、A2.5基準、B2.5指針および第4.2規則、A4.2基準、B4.2指針または海上労働条約批准国の国内法（以下「海上労働条約」といいます。）に基づいて、被用者等より直接損害賠償金の支払の請求を受けた場合には、妥当な損害賠償金について、この保険証券記載の支払限度額を限度として、被災者が代わり被用者等に直接支払うものとします。
- (2) (1) の規定に基づき被用者等に直接支払われた額については、特別約款第8条（保険金支払額の限度）(1) に規定する合算額に算入するものとします。
- (3) (1) の場合において、当会社は、次の事項に従うこととします。
- ① 被災者が被用者等に対して主張することができる抗弁をもって被用者等に対抗すること。
 - ② 制裁等に関する特別条項の規定に従うこと。

- (4) この特別条項は、当会社が、この保険契約が海上労働条約上の要件を満たす保険契約であることを旗国の権限ある機関宛てに証明する書類（以下「MLC証書」といいます。）を発行した場合にのみ、適用されます。

第2条（直接支払からの控除等）

- (1) 当会社は、第1条（被用者等への直接支払）の規定による被用者等に直接支払う損害賠償金から、日本国または外国の社会保障制度・基金または他の保険契約、類似の契約もしくは協定において補償の対象となる額を差し引きます。
- (2) 被用者等より第1条に規定する損害賠償金の直接支払の請求を受けた場合であっても、当会社は、次の損害賠償金に対しては、保険金を支払いません。
- ① 次の事由によって生じた損害賠償金
 - ア. 普通約款第15条（保険金をお支払いしない損害—その2）(1) に規定する事由
 - イ. 普通約款第17条（保険金をお支払いしない損害—その4）③または④の事由
 - ウ. 英国、アメリカ合衆国、フランス共和国、ロシア連邦および中華人民共和国のうちいずれかの間の戦争（宣戦の前後、有無を問いません。）の発生
 - エ. 日本国または外国の公権力による被災船舶の強制使用
 - ② 次の事由が生じた時、または事実が発生した時以後に生じた賠償金
 - ア. 普通約款第18条（保険金をお支払いしない損害—その5）(1) ③の事由
 - イ. 普通約款第22条（通知義務—その1）(1) ③の事由。ただし、当会社の書面による承諾を得た場合には、この規定を適用しません。

ウ. イラン原油等輸送禁止特別条項に規定する事実

第3条（被保険者への請求等）

- (1) 当会社は、この保険契約において保険金支払の対象とならない損害について、第1条（被害者への直接支払）に規定する被害者への直接支払を行った場合には、その支払額につき被保険者に請求することができます。
- (2) (1) の規定に基づき被保険者から当会社に返還された額については、特別約款第8条（保険金支払額の限度）(1) に規定する合算額に算入しません。
- (3) (1) の場合において、この保険契約において別に支払うべき保険金があるときには、当会社は、その発生時期にかかわらず、その保険金の額と、当会社の請求に基づき被保険者が当会社に返還すべき額を相殺することができます。

第4条（MLC 証書の失効）

普通約款、特別約款およびこの保険証券記載の特別条項（ただし、この特別条項を除きます。）の規定にかかわらず、当会社がこの特別条項に基づく MLC 証書を失効させる場合には、当会社が旗国の権限ある機関に通知した日より起算して30日を経過した日の翌日から将来に向かってその効力を生じます。ただし、次の事由が生じたときは、その時をもって、MLC 証書は失効するものとします。

- ① MLC 証書記載の有効期間の満了
- ② 新しい MLC 証書の発行
- ③ 英国、アメリカ合衆国、フランス共和国、ロシア連邦および中華人民共和国のうちいずれかの間の戦争（宣戦の前後、有無を問いません。）の発生

第5条（定義）

この特別条項において、

- ① 「被用者等」とは、特別約款第6条（定義）①に規定する者をいいます。
- ② 「旗国の権限ある機関」とは、海上労働条約の対象となる事項に関して法的効力を有する規則、命令その他の指示を発する、または失効する権限を有する閣僚、官庁その他機関をいいます。

テロリストに関する船主責任追加担保特別条項

（2021年4月1日改正）

当会社は、船舶保険普通保険約款第14条（保険金をお支払いしない損害—その1)②、③および⑤の規定にかかわらず、次の事由に起因して、被保険者が船舶油濁等損害賠償保障法に基づく賠償責任を負担し、または費用を支出することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- ① 水雷、爆弾その他爆発物として使用される兵器の爆発またはこれらの物との接触
- ② 公権力によるものであると否とを問わず、拿捕、捕獲、抑留、押収または没収
- ③ テロリストその他政治的動機または害意をもって行動する者の行為

小型タンカー油濁補償協定（STOPIA）に関する特別条項

（2021年4月1日改正）

第1条

船主責任総合保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第9条（保険金をお支払いしない損害—その1)⑧の規定にかかわらず、当会社は、小型タンカー油濁補償協定（以下「STOPIA」といいます。）の対象となる船舶に関し、被保険者から申し出があった場合に限り、国際油濁補償基金（以下「国際基金」といいます。）に対して STOPIA の定めに従い、保険金を支払います。

第2条

特別約款およびこの特別条項において当会社が支払うべき保険金の額は、船舶油濁等損害賠償保障法上の責任限度額と第1条に規定する国際基金に対する補償額の合算額から、この保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とし、次の額のうちいずれか小さい額を限度とします。

- ① STOPIA の自主協定額からこの保険証券記載の免責金額を差し引いた残額
- ② この保険証券記載の支払限度額

第三者に対する超過責任追加担保特別条項

（2021年4月1日改正）

第1条（保険金をお支払いする場合）

- (1) 当会社は、船主責任総合保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金をお支払いする場合—その1) (2) ④に規定する港湾設備に与えた損害（港湾設備の使用利益の喪失を含みます。）に関し、社会的責任に基づき被保険者が補償を余儀なくされることによって被る損害（船舶の所有者等の責任の制限に関する法律により、責任制限できる場合にその責任制限額を超える額を含みます。）に対して、特別約款の規定に従い、保険金を支払います。ただし、当会社が保険金を支払う損害は、日本国の慣習・実務・判例に照らして妥当と認められるものに限ります。

(2) (1) で規定する損害には、特別約款第8条（保険金支払額の限度）(1) ①から③までの規定により免責金額として差し引かれる額を含みません。

第2条（保険金支払額の限度）

この特別条項において当会社が支払うべき保険金の額は、1回の保険事故ごとに2億円を限度とします。

第3条（保険金をお支払いしない損害）

当会社は、第1条（保険金をお支払いする場合）の規定にかかわらず、被保険者が油、有害液体物質、廃棄物その他の汚濁物質の流出もしくは排出によって賠償責任を負担し、または費用を支出することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

.....

WHO認定感染症免責特別条項

(2023年4月1日制定)

第1条

当会社は、いかなる感染症の損害に対しても、保険金を支払いません。ただし、第4条の「感染した個人に関する例外」が適用される場合を除きます。

第2条

本約款における「感染症」とは、既知のものであるか否かを問わず、何らかの物質または媒介物（以下「物質等」といいます。）を通じて生物から生物へ感染する疾病のうち、世界保健機関（WHO）が発生状況を国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態であると認定した疾病のことをいいます。

① その物質等には、ウイルス、細菌、寄生虫、その他の生物またはそれらの変異種を含むものとし、生きているか否かは問いません。

② 感染の経路は、直接であると間接であるとを問わず、人と人との接触、空気感染、体液による感染、固体、固体の表面、液体または気体を経由した感染を含みます。ただし、これらに限定されるものではありません。

③ その疾病または物質等は、単独で作用するか他の併存症、症状、遺伝的感受性もしくは免疫系と複合して作用するかを問わず、死亡、疾病、傷害、一時的もしくは恒久的身体もしくは精神障害の原因となる可能性、または何らかの資産の価値もしくは安全な使用に悪影響を与える可能性があるものをいいます。

第3条

(1) 「感染症の損害」とは、その原因もしくは事由の重要な部分を構成するか否か、直接的であるか間接的であるかを問わず、またその他の原因もしくは事由が同時にまたは並行して発生しているか否かにかかわらず、以下に掲げる「免責となる事由」に該当する事由によって生じたあらゆる性質の滅失、損傷、責任もしくは費用（以下、滅失等）をいいます。

① 感染症

② 感染症のおそれ（現実であると否とを問いません。）

③ 公的機関によると民間の機関によるとを問わず、感染症の感染の広がりを制限、防止、減少もしくは減速させるためまたはその感染症にかかる法的責任を防止軽減するためになされた勧告、決定または措置（以下「勧告等」といいます。）

④ 公的機関によると民間の機関によるとを問わず、③に規定する事由を変更、破棄または取り下げるためになされた勧告等

(2) (1) ③に規定された理由のためになされたか否かを問わず、航行、運航、稼働、貨物の積込みもしくは荷卸しその他通常の使用を再開するまでの間、船舶、輸送用具、掘削装置もしくはプラットフォーム（以下「船舶等」といいます。）を、港内またはその他の場所において係留、休航または錨泊させるためになされた勧告等（誰によってなされたかを問いません。）は免責となる事由とはみなしません。この規定は、(1) ①、②および④の適用を妨げるものではありません。

(3) 当初の荷積地、荷揚地または他の目的地から本船を離路させる勧告等（誰によってなされたかを問いません。）は(1) ③に規定された理由のためになされた事実のみをもって免責となる事由とはみなしません。この規定は、当該離路の結果として行われた航行の間に、船舶等に最初に影響を与えた事故について(1) ①、②および④の適用を妨げるものではありません。

(4) 災害、損傷または責任が(1) ①から④に規定する免責事由以外によって生じた場合、(1) ③に規定された理由のために増加したか否かを問わず、増加した費用または費用の支出について増加した責任は免責となりません。この規定は、(1) ①、②および④の適用を妨げるものではありません。

第4条

(1) 「感染した個人に関する例外」は、以下のすべてに該当する場合に適用されます。

① 感染症に感染したもしくは感染が疑われる個人の行動もしくは判断（以下「行動等」といいます。）が損害発生の事由を引き起こす、または、それに寄与する場合

② その行動等または損害の原因と疑われる事象そのものがいずれも第3条(1) ③または④に規定された勧告等ではない場合。

(2) (1) の条件が満たされた場合、その個人の行動等が、その個人の感染の疑いもしくは実際の感染によって害され、影響を受け、または引き起こされたという事実またはその可能性は、それ以外の点において保険金が支払われるべき損害に対する保険金の支払いを妨げません。ただし、感染症の拡散、発生率、深刻度もしくは再発の増加、ま

たはその個人の行動等の結果として第3条(1)③または④に規定される状況から生じる滅失等に対しては保険金を支払いません。

(3)(1)の適用にあたり、感染した個人は事故によって影響を受ける目的(物)の場所に居合わせる必要はありません。ただし、直接であると間接であるとを問わず、損害発生の事由を引き起こし、またはそれに寄与し、かつ、その目的(物)に影響を及ぼすその個人の行動等は、感染症の影響を受けていなかった場合において通常の職務上の行動等の範疇となるものである必要があります。

第5条

滅失等が、この特別条項によって免責とならず、かつ、この保険契約に適用されるその他の条件によって保険金支払の対象となる損害発生の事由のみをもって発生した場合、その他の条件に従って保険金を支払います。

7. 漁船船主責任保険に適用される特別約款・条項

漁船船主責任保険特別約款

(2021年4月1日改正)

第1条（保険金をお支払いする場合－その1）

- (1) 当会社は、この保険証券記載の船舶（以下「被保険船舶」といいます。）の運航、使用または管理により、この保険証券記載の被保険者（以下「被保険者」といいます。）が、(2)に規定する法律上の損害賠償責任（以下「賠償責任」といいます。特段の規定がある場合には、契約上の責任を含みます。）を負担したことによって被る損害に限り、保険金を支払います。ただし、次の①および②の条件に該当する場合に限るものとし、かつ、被保険者は、②に規定する賠償金の支払にあたり、あらかじめ当会社の書面による同意を得なければなりません。
- ① 被保険者がその賠償責任を負担する原因となった事由が、この保険証券記載の保険期間中に発生したものであること。
- ② 被保険者が負担する賠償債務の弁済としての支出（以下「賠償金」といいます。）であること。
- (2) (1)の規定により当会社が保険金を支払う損害は、被保険者が次の賠償責任を負担したことによって被る損害とします。
- ① 被保険船舶の船長、乗組員および作業員を除く人の死傷または疾病に対する賠償責任。ただし、被保険者の使用人については、労働者災害補償保険法、船員保険法、その他日本国または外国の災害補償法令に基づく保険契約加入の有無にかかわらず、その保険契約において補償の対象となる額を差し引きます。
- ② 他船等に与えた次の損害に対する賠償責任。ただし、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6条（衝突損害賠償金）に規定する衝突損害賠償金（以下「衝突損害賠償金」といいます。）を除きます。
- ア. 他船に与えた損害（その他船の損傷によるその他船の使用利益の喪失を含みます。）
- イ. 他船上の積荷その他の財物に与えた損害
- ③ 港湾設備その他の固定物、移動物または海産物等の被保険船舶外に存在する財物（②に記載する他船等を除きます。）に与えた損害（それらの財物の損傷によるそれらの財物の使用利益の喪失を含みます。）に対する賠償責任。ただし、水上または水中にある漁具に与えた損害に対する賠償責任については、定置網漁業の漁具に与えた損害に対する賠償責任に限ります。
- ④ 被保険船舶内に存在する被保険者の使用人を除く人の所持品に与えた損害に対する賠償責任
- ⑤ ②および③に記載する次の財物の船骸もしくは残骸の引揚げまたは除去を必要とした場合に、その引揚げまたは除去に要した費用に対する賠償責任。ただし、引揚げまたは除去されたそれらの財物に残存価額があるときは、その賠償責任にかかる賠償金からその額を差し引きます。
- ア. 他船
- イ. 他船上の積荷その他の財物
- ウ. 港湾設備その他の固定物、移動物または海産物等の被保険船舶外に存在する財物
- ⑥ 他船またはその他の財物から流出しもしくは排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の汚濁物質により、海洋、河川等が汚染され、またはそのおそれがある場合において、その他船またはその他の財物の所有者または貸借人がその汚染（放射能汚染を除きます。）を防止軽減するために必要な措置を講じるべき法律上の責任を負担したときに、その措置に要した費用について、被保険者がその他船またはその他の財物の所有者または貸借人に對して負担した賠償責任
- ⑦ 被保険船舶が他船によって曳航される場合に、曳航作業が開始された時から終了する時までに生じた損害に対して、書面による曳航契約によって被保険者が負担した賠償責任。ただし、被保険者が次の賠償責任を負担したことによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ア. 発航（寄航港からの発航を含みます。）の当時、曳航の方法が適切でなかったことにより生じた損害についての賠償責任
- イ. 曳航契約に定める被保険者の責任が社団法人日本海運集会所制定（1995年7月改定）の曳航契約書式（和文契約書）の条件に比べ著しく過重であることにより生じた賠償責任
- ⑧ 被保険船舶が積込み、荷卸しまたは積替え作業に使用するクレーンその他の荷役装置・用具の使用について、その所有者または運用者との使用契約によって被保険者が負担した賠償責任。ただし、被保険者が次の賠償責任を負担したことによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ア. 被保険船舶より荷卸しされ、または被保険船舶に積み込まれる積荷その他の財物に与えた損害についての賠償責任
- イ. その使用契約に定める被保険者の責任が、一般に行われている使用契約の条件に比べ著しく過重であることにより生じた賠償責任
- ⑨ ②に記載する他船または他船上の積荷その他の財物に損害を与えた場合の、海難救助に関する次の費用に対する賠償責任
- ア. 1989年海難救助条約第14条もしくは商法第805条（特別補償料）、またはこれらと同等の内容を定める救助契約に基づき、環境損害を防止または軽減するために講じられた措置に必要とした特別補償
- イ. 社団法人日本海運集会所救助契約書式に定める特別補償に関する特約条項もしくはロイズ海難救助契約標準書式に定めるSCOPIC条項、またはこれらと同等の内容を定める救助契約に基づく救助者に対する報酬
- (3) (2)の規定にかかわらず、衝突損害賠償金について、この保険契約において保険金支払の対象となる損害があり、かつ、被保険者の負担する衝突損害賠償金が、この保険証券記載の船舶保険価額と超過衝突損害賠償金に関する規定（*）により保険金支払の対象となる衝突損害賠償金の合算額を超える場合には、当会社は、その超過額に対して

保険金を支払います。

(*) 船舶保険第2種特別約款(衝突損害賠償金付)第2条(超過衝突損害賠償金)、船舶保険第5種特別約款第4条(超過衝突損害賠償金)および船舶保険第6種特別約款第4条(超過衝突損害賠償金)をいいます。

第2条(保険金をお支払いする場合ーその2)

- (1) 当会社は、被保険船舶の運航、使用または管理により、被保険者が(2)に規定する費用を支出することによって被る損害に対して保険金を支払います。ただし、当会社が保険金を支払う損害は、その費用の支出の原因となった事由がこの保険証券記載の保険期間中に発生した場合に限るものとし、かつ、被保険者は、その費用の支出にあたり、あらかじめ当会社の書面による同意を得なければなりません。
- (2) (1)の規定により当会社が保険金を支払う損害は、被保険者が次の費用を支出することによって被る損害とします。
- ① 被保険者が負担した次の費用
 - ア. 被保険船舶の船長、乗組員および作業員についての人命救助費および遭骸搜索のために必要とした燃料費
 - イ. 被保険船舶と他船との衝突によって生じたその他船の船長、乗組員および作業員についての人命救助費および遭骸搜索費。ただし、第1条(保険金をお支払いする場合ーその1)(2)①によって保険金支払の対象となる費用を除きます。
 - ウ. 他船の人についての人命救助のために要した燃料費。ただし、第1条(2)①または第2条(2)①イ. によって保険金支払の対象となる費用を除きます。
 - ② 被保険船舶が普通約款第1条(保険金をお支払いする場合)に規定する海上危険によって全損となった場合に、被保険者が被保険船舶の船長または乗組員の送還について負担した運賃、宿泊費および食費
 - ③ 次の場合に、被保険者が被保険船舶の船長または乗組員(この号においては船舶職員および小型船舶操縦者法に定める者に限ります。)の代人の派遣について負担した運賃、宿泊費および食費
 - ア. 船長もしくは乗組員が死亡または行方不明となった場合
 - イ. 船長または乗組員が傷病のために職務に堪えられなくなった場合
 - ④ 密航者または難民の下船のみを目的とする被保険船舶の離路に関し、被保険者が特に負担した費用(被保険船舶の使用利益の喪失は、費用とみなしません。)
 - ⑤ 被保険船舶が伝染病の病原体に汚染され、または汚染のおそれがあるために、検疫または伝染病予防に関する法令に基づき、被保険船舶もしくはその積荷または被保険者の使用人等について特別の防疫措置がなされた場合に、被保険者がこれに要した費用(被保険船舶の使用利益の喪失は、費用とみなしません。)
 - ⑥ 被保険船舶の船骸または被保険船舶の積荷その他の財物の残骸について、次の場合にその引揚げまたは除去に要した費用。ただし、引揚げまたは除去されたそれらの財物に残存価額があるときは、その引揚げまたは除去に要した費用からその額を差し引きます。
 - ア. 被保険者が引揚げまたは除去を行うべき法律上の責任を負担した場合
 - イ. 被保険者の所有、貯蔵もしくは占有している場所からの引揚げまたは除去を必要とした場合
 - ⑦ 被保険船舶から流出もししくは排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の汚濁物質により、海洋、河川等が汚染され、またはそのおそれがある場合において、被保険者がその汚染(放射能汚染を除きます。)を防止軽減するために必要な措置を講じるべき法律上の責任を負担したときにその措置に要した費用
 - ⑧ 被保険船舶が海難に遭遇したことによって生じた被保険者の使用人の所持品の損害に対して、被保険者がその使用人との間に締結した労働協約または雇用契約に基づき負担した費用
 - ⑨ 水質汚染に関し、被保険者に課せられた過怠金
 - ⑩ 海難救助に関して、被保険者が負担した第1条(2)⑨に規定する費用

第3条(保険金をお支払いする場合ーその3)

当会社は、この特別約款において保険金を支払うべき事故(以下「保険事故」といいます。)が発生した場合に、保険契約者または被保険者が第1条(保険金をお支払いする場合ーその1)または第2条(保険金をお支払いする場合ーその2)に規定する損害を防止軽減するために、普通約款第7条(損害防止費用)に規定する損害防止費用を支出することによって被る損害に対して保険金を支払います。

第4条(被保険者の所有または貸借する他船等に与えた損害)

被保険船舶が被保険者の所有もしくは貸借する他の船舶(被保険船舶の端艇を除きます。)またはその他船上の積荷その他の財物に損害を与えた場合も、第三者の所有もしくは貸借する他の船舶またはその他船上の積荷その他の財物に損害を与えたものとみなして、この特別約款を適用するものとします。この場合において、過失の有無およびその割合ならびに損害額については、被保険者と当会社との間で協定します(*)。

(*) 協定が成立しないときは、被保険者と当会社は、協議して1人の仲裁人を選任しその判断に任せます。この選任ができないときには、被保険者と当会社は、協議してそれぞれ1人の仲裁人を選任し、その2人が選任する第三の仲裁人1人を加えた3人の仲裁人の多数決による判断に従います。

第5条(保険金支払額の限度)

普通約款第10条(保険金支払額の限度)および第11条(一部保険の場合の保険金支払額)の規定にかかわらず、この特別約款において当会社が支払うべき保険金の額は、この特別約款によらない保険金とは別に、1回の保険事故ごとに、その損害の合算額からこの保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とし、この保険証券記載の支払限度額を限度とします。

第6条(保険金をお支払いしない損害)

当会社は、被保険者が次の賠償責任を負担し、または費用を支出することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の使用人の死傷、疾病または所持品について、労働協約、就業規則、災害補償規程、雇用契約その他同種の規程もしくは契約により生じた賠償責任
- ② 被保険船舶の積荷（積込み前および荷卸し後を含みます。）その他被保険船舶が管理しもしくは作業の対象としている財物（被保険船舶が他船に曳航され、または他船を曳航している場合に、その船列内の他船および他船上の積荷その他の財物を含みます。）に与えた損害について生じた賠償責任または費用。ただし、第1条(2)④および⑧の賠償責任、ならびに第2条(2)⑥および⑧の費用には、この規定を適用しません。
- ③ 正貨、地金銀、貴金属、宝石、銀行券、債券その他の流通証券およびその他類似の財物に与えた損害について生じた賠償責任または費用
- ④ 被保険船舶が被保険者の所有に属さない場合に、被保険船舶に与えた損害について生じた賠償責任
- ⑤ 賠償責任に関して特別な約定がある場合に、その約定によって加重された賠償責任。ただし、第1条(2)⑦および⑧の賠償責任には、この規定を適用しません。

第7条（普通約款との関係）

普通約款のそれぞれの条項の全部または一部がこの特別約款に抵触する場合は、この特別約款を普通約款に優先して適用します。

・・・・・

乗組員等に関する漁船船主責任追加担保特別条項

(2021年4月1日改正)

第1条

漁船船主責任保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金をお支払いする場合—その1）(2)①を次のように読み替えます。

「① 人の死傷または疾病に対する賠償責任。ただし、被保険者の使用人については、労働者災害補償保険法、船員保険法その他日本国または外国の災害補償法令に基づく保険加入の有無にかかわらず、その保険において補償の対象となる額を差し引きます。」

第2条

特別約款第2条（保険金をお支払いする場合—その2）(2)①ア.を次のように読み替えます。

「① 被保険者が負担した次の費用
ア. 被保険船舶の船長、乗組員および作業員についての人命救助費および遺骸捜索のために要した燃料費。ただし、第1条（保険金を支払いする場合—その1）(2)①によって保険金支払の対象となる費用を除きます。」

第3条

特別約款第2条（保険金をお支払いする場合—その2）(2)に⑪として次の規定を追加します。

「⑪ 被保険者が負担した被保険船舶の船長および乗組員の遺骸・遺骨・遺品引渡費および弔祭費。ただし、第1条（保険金を支払いする場合—その1）(2)①によって保険金支払の対象となる費用を除きます。」

・・・・・

船舶油濁等損害賠償保障契約特別条項（漁船船主責任用）

(2021年4月1日改正)

第1条（保険金をお支払いする場合）

- (1) 当会社は、被保険者が「船舶油濁等損害賠償保障法」（以下「改正油賠法」といいます。）に基づき油濁損害および難破物除去損害に対する賠償責任を負担したことによって被る損害に対して、漁船船主責任保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）およびこの特別条項の規定に従い、保険金を支払います。
- (2) この特別条項は、被保険船舶の所有者が、この保険契約を油賠法第13条第1項に規定するタンカー油濁損害賠償保障契約、第41条第1項に定める一般船舶等油濁損害賠償保障契約または第49条第1項に定める難破物除去損害賠償保障契約として使用する場合にのみ、適用されます。

第2条（保険金支払額の限度）

- (1) 特別約款第5条（保険金支払額の限度）の規定にかかわらず、この特別条項において当会社が支払うべき保険金の額は、特別約款およびこの特別条項によらない保険金とは別に、1回の保険事故ごとに、特別約款において保険金支払の対象となる損害額とこの特別条項において保険金支払の対象となる損害の合算額から、この保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とし、この保険証券記載の支払限度額を限度とします。
- (2) 当会社は、特別約款において保険金支払の対象となる損害とこの特別条項において保険金支払の対象となる損害が、1回の保険事故によって生じた場合には、この特別条項において保険金支払の対象となる損害を優先して、保険金を支払うものとします。

第3条（被害者への直接支払）

- (1) 当会社は、改正油賠法第15条、第43条および第51条に基づき被害者より損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、その損害賠償額について、この保険証券記載の支払限度額を限度として、被保険者に代わり被害者に直接支払うものとします。
- (2) (1)の場合において、当会社は、被保険者が被害者に対して主張することができる抗弁をもって被害者に対抗することとします。

- (3) 当会社が(1)の規定に基づき被害者に直接支払を行った場合には、被保険者に保険金を支払ったものとみなします。
- (4) 被保険者が被害者に対し賠償債務の全部または一部を弁済した場合、当会社は、その額を当会社が支払う被害者に対する損害賠償額から差し引きます。

第4条（被保険者への請求）

当会社は、第3条（被害者への直接支払）に規定する被害者への直接支払を行った場合には、次の額を被保険者に対して請求することができます。

- ① 船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）およびこの保険契約に付帯されるすべての特別約款ならびに特別条項等の規定により、保険金支払の対象とならない損害について、第3条（被害者への直接支払）(2)の規定を適用し、当会社が被害者に対して支払った額
- ② 普通約款第35条（保険事故の通知）(2) または第37条（保険事故発生の場合の損害調査）(2) の規定により、当会社が損害額から差し引くべき額
- ③ 第2条（保険金支払額の限度）(1) の規定に基づき、損害額からこの保険証券記載の免責金額を差し引くことによって、その支払を免れたであろう額

第5条（保険契約の解除）

- (1) この特別条項において、普通約款第24条（保険契約の無効）および第25条（保険契約の取消し）の規定は適用しません。ただし、これらの規定に該当する場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) 普通約款およびこの保険契約に付帯された特別約款ならびに特別条項等の規定に基づく解除は、改正油賠法第14条第4項、第42条第4項または第50条第4項に基づき当会社が国土交通大臣にその解除を通知した日から起算して3ヶ月経過した日の翌日から将来に向かってその効力を生じるものとします。
- (3) 当会社は、(2)に規定する解除の事由が発生した時からその解除の効力が生じる時までに発生した保険事故による損害に対して保険金を支払った場合は、被保険者にその支払額を請求することができます。ただし、普通約款第23条（通知義務—その2）(2)に基づく解除のときには、当会社が保険契約者または被保険者にその解除の予告をした時から10日を経過した時以前に発生した保険事故による損害については、この規定を適用しません。

8. 動航者賠償責任保険に適用される特別約款・条項

動航者賠償責任保険特別約款

(2021年4月1日改正)

第1条（保険金をお支払いする場合ーその1）

- (1) 当会社は、この保険証券記載の船舶（以下「被保険船舶」といいます。）が日本国内相互間において、他船またはその他の財物（以下「被曳航物件」といいます。）を曳航する場合に、曳航作業が開始された時から終了する時までに被曳航物件が船列外の第三者に与えた損害のうち、この保険証券記載の被保険者（以下「被保険者」といいます。）が、(2) に規定する法律上の損害賠償責任（以下「賠償責任」といいます。）を負担し、または費用を支出することによって被る損害に限り、保険金を支払います。ただし、当会社が保険金を支払う損害は、次の①および②の条件に該当する場合に限るものとし、かつ、被保険者は、②に規定する賠償金の支払またはその費用の支出にあたり、あらかじめ当会社の書面による同意を得なければなりません。
- ① 被保険者がその賠償責任を負担する、またはその費用を支出する原因となった事由が、この保険証券記載の保険期間中に発生したものであること。
- ② 賠償責任については、被保険者が負担する賠償債務の弁済としての支出（以下「賠償金」といいます。）であること。
- (2) (1) の規定により当会社が保険金を支払う損害は、被保険者が次の賠償責任を負担し、または費用を支出することによって被る損害とします。
- ① 被曳航物件が起こした船列外の人の死傷または疾病に対する賠償責任。ただし、被保険者の使用人および下請負人（その使用人を含みます。）については、労働者災害補償保険法、船員保険法、その他日本国または外国の災害補償法令に基づく保険契約加入の有無にかかわらず、その保険契約において補償の対象となる額を差し引きます。
- ② 被保険者が負担した①に関する人命救助費、遺骸搜索費、遺骸・遺骨・遺品引渡費および弔祭費。ただし、①の規定により保険金支払の対象となる費用を除きます。
- ③ 被曳航物件が船列外に存在する他船等に与えた次の損害に対する賠償責任
- ア. 他船に与えた損害（その他船の損傷によるその他船の使用利益の喪失を含みます。）
- イ. 他船上の積荷その他の財物に与えた損害
- ④ 被曳航物件が港湾設備その他の固定物、移動物または海産物等の船列外に存在する財物（③に記載する他船等を除きます。）に与えた損害（それらの財物の損傷によるそれらの財物の使用利益の喪失を含みます。）に対する賠償責任
- ⑤ ③および④に記載する次の財物の船骸もしくは残骸の引揚げまたは除去を必要とした場合に、その引揚げまたは除去に要した費用に対する賠償責任。ただし、引揚げまたは除去されたそれらの財物に残存価額があるときは、その賠償責任にかかる賠償金からその額を差し引きます。
- ア. 他船
- イ. 他船上の積荷その他の財物
- ウ. 港湾設備その他の固定物、移動物または海産物等の船列外に存在する財物

第2条（保険金をお支払いする場合ーその2）

当会社は、この特別約款において保険金を支払うべき事故（以下「保険事故」といいます。）が発生した場合に、保険契約者または被保険者が第1条（保険金をお支払いする場合ーその1）に規定する損害を防止軽減するために、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第7条（損害防止費用）に規定する損害防止費用を支出することによって被る損害に対して保険金を支払います。

第3条（船列外にある被保険者の所有または賃借する他船等に与えた損害）

被曳航物件が船列外にある被保険者の所有もしくは賃借する他の船舶（被保険船舶の端艇を除きます。）またはその他船上の積荷その他の財物に損害を与えた場合も、第三者の所有もしくは賃借する他の船舶またはその他船上の積荷その他の財物に損害を与えたものとみなして、この特別約款を適用するものとします。この場合において、過失の有無およびその割合ならびに損害額については、被保険者と当会社との間で協定します（*）。

（*）協定が成立しない場合は、被保険者と当会社は、協議して1人の仲裁人を選任しその判断に任せます。この選任ができないときには、被保険者と当会社は、協議してそれぞれ1人の仲裁人を選任し、その2人が選任する第三の仲裁人1人を加えた3人の仲裁人の多数決による判断に従います。

第4条（保険金支払額の限度）

普通約款第10条（保険金支払額の限度）および第11条（一部保険の場合の保険金支払額）の規定にかかわらず、この特別約款において当会社が支払うべき保険金の額は、この特別約款によらない保険金とは別に、1回の保険事故ごとに、その損害の合算額からこの保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とし、この保険証券記載の支払限度額を限度とします。

第5条（保険金をお支払いしない損害）

当会社は、被保険者が次の賠償責任を負担し、または費用を支出することによって被る損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- ① 被保険者の使用人および下請負人（その使用人を含みます。）の死傷または疾病について、労働協約、就業規則、災害補償規程、雇用契約その他同種の規程もしくは契約により生じた賠償責任
- ② 被曳航物件側の指図に基づき曳航する場合に生じた損害についての賠償責任
- ③ 被曳航物件が発航（寄航港からの発航を含みます。）の当時、安全に航海を行うのに適した状態になかった場合に、または曳航の方法が適切でなかったことにより生じた損害についての賠償責任または費用

- ④ 原因がいかなる場合でも、油、有害液体物質、廃棄物その他の汚濁物質の流出もしくは排出によって生じた賠償責任または費用
 - ⑤ 正貨、地金銀、貴金属、宝石、銀行券、債券その他の流通証券およびその他類似の財物に与えた損害について生じた賠償責任または費用
 - ⑥ 賠償責任に関して特別な約定がある場合に、その約定によって加重された賠償責任

第6条（普通約款との関係）

普通約款のそれぞれの条項の全部または一部がこの特別約款に抵触する場合は、この特別約款を普通約款に優先して適用します。

汚染損害に関する曳航者賠償責任追加担保特別条項

(2021年4月1日改正)

第1条（保険金をお支払いする場合—その1）

当会社は、曳航者賠償責任保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第5条（保険金をお支払いしない損害）④の規定にかかわらず、油、有害液体物質、廃棄物その他の汚濁物質の流出もしくは排出によって、被保険者が特別約款第1条（保険金をお支払いする場合—その1）に規定する賠償責任を負担し、または費用を支出することによって被る損害に対して、特別約款の規定に従い、保険金を支払います。ただし、放射能汚染にかかる損害に対しては、いかなる場合も保険金を支払いません。

第2条（保険金をお支払いする場合—その2）

当会社は、特別約款第5条（保険金をお支払いしない損害）④の規定にかかるわらず、被保険者が次の賠償責任を負担し、または費用を支出することによって被る損害に対して、特別約款の規定に従い、保険金をお支払います。

被曳航物件または船列外の他船もしくはその他の財物から流出しもしくは排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の汚濁物質により、海洋、河川等が汚染され、またはそのおそれがある場合において、その被曳航物件または船列外の他船もしくはその他の財物の所有者または賃借人がその汚染（放射能汚染を除きます。）を防止・軽減するために必要な措置を講じるべき法律上の責任を負担したときに、その措置に要した費用について、被保険者がその他船またはその他の財物の所有者または賃借人にに対して負担した賠償責任

第3条 (保険金支払額の限度)

- 第3条（保険金支払額の限度）**

(1) 特別約款第4条（保険金支払額の限度）の規定にかかわらず、この特別条項において当会社が支払うべき保険金の額（以下「保険金支払額」といいます。）は、この特別条項によらない保険金とは別に、1回の保険事故ごとに、その損害の合算額からこの保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とし、この保険証券記載の支払限度額を限度とします。

(2) 特別約款第4条および(1)の規定にかかわらず、特別約款において保険金支払の対象となる損害と、この特別条項において保険金支払の対象となる損害が1回の保険事故によって生じた場合の保険金支払額は、特別約款およびこの特別条項によらない保険金とは別に、1回の保険事故ごとに、その損害の合算額から次の免責金額のうちいずれか大きい額を差し引いた残額とし、特別約款第4条に規定する支払限度額を限度とします。

① 特別約款第4条に規定する免責金額
② (1)に規定する免責金額

9. 船舶不稼働損失保険に適用される特別約款・条項

船舶不稼働損失保険特別約款（A）

(2021年4月1日改正)

第1条（保険金をお支払いする場合－稼働不能）

当会社は、この保険証券記載の船舶（以下「被保険船舶」といいます。）が次の事由による損傷（以下「損傷」といいます。）を被り、稼働不能となった場合に、第5条（不稼働期間－遅滞なく修繕が行われる場合）もしくは第6条（不稼働期間－繰延修繕の場合）または第8条（不稼働期間－被保険船舶の全損の場合）の規定によって算出する不稼働期間から、この保険証券記載の控除日数を差し引いた日数に対する不稼働損失（以下「損失」といいます。）に限り、保険金を支払います。

- ① 沈没、転覆、座礁、座州、火災、または他物（水を除きます。）との衝突
- ② 被保険船舶が油槽船等の油、液化ガス、化学製品その他の爆発性液体をばら積みで輸送する船舶の場合に、積荷として積載されたこれらの爆発性液体（これらから発生したガスを含みます。）の被保険船舶内における爆発

第2条（保険金をお支払いする場合－港湾施設の事故・運河または水路の閉塞）

当会社は、次の場合に、第7条（不稼働期間－港湾施設の事故・運河または水路の閉塞の場合）または第8条（不稼働期間－被保険船舶の全損の場合）の規定によって算出する不稼働期間から、この保険証券記載の控除日数を差し引いた日数に対する損失に限り、保険金を支払います。

- ① 被保険船舶と荷役クレーン等の荷役施設および岸壁、桟橋等の係留施設（以下「港湾施設」といいます。）との接触事故によって港湾施設に損壊が生じ、その直接の結果として、被保険船舶の積荷または燃料の積込み、荷卸しまたは積替え作業が不能となり、港湾施設が修復されるまでの間、被保険船舶が、その港湾に滞泊を余儀なくされる場合
- ② 被保険船舶がパナマ運河、スエズ運河、セントローレンス水路または五大湖（以下「運河または水路」といいます。）内において航行中もしくは滞泊中に、被保険船舶または他船の事故によって運河または水路が閉塞され、被保険船舶が運河または水路に滞泊を余儀なくされる場合

第3条（保険金をお支払いする場合－不稼働期間短縮のための費用）

(1) 当会社は、この特別約款において保険金を支払うべき事故（以下「保険事故」といいます。）が発生した場合に、保険契約者または被保険者があらかじめ当会社の同意を得て、不稼働期間を短縮するために行った処置により支出した費用（*）に対して保険金を支払います。

(2) (1) の規定において当会社が支払うべき保険金の額（以下「保険金支払額」といいます。）は、この保険証券記載の保険価額および保険金額に基づき、次の算式によって算出する額とします。ただし、その額は、その処置によって当会社が保険金の支払を免れた額を限度とします。

- ① 保険価額が船舶経常費または定期用船料をもって定められた場合

- ア. 保険金額が保険価額の80%以上のとき
不稼働期間短縮のために支出した費用の全額
 - イ. 保険金額が保険価額の80%未満のとき

$$\text{不稼働期間短縮のために支出した費用} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額} \times 80\%}$$

- ② 保険価額が運賃収入をもって定められた場合

- ア. 保険金額が保険価額の60%以上のとき
不稼働期間短縮のために支出した費用の全額
 - イ. 保険金額が保険価額の60%未満のとき

$$\text{不稼働期間短縮のために支出した費用} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額} \times 60\%}$$

(*) 被保険船舶について締結されている他の保険契約において保険金が支払われる費用を除きます。

第4条（定義）

この特別約款において、

① 「稼働不能」とは、被保険船舶が損傷を被り、その損傷を被った場所から直接または次のア. からウ. までのいずれかの場所を経由して修繕地に向かい、遅滞なく修繕が行われる場合（以下「遅滞なく修繕が行われる場合」といいます。）をいいます。また、被保険船舶が損傷を被った後、遅滞なく修繕が行われる場合以外であって、この保険証券記載の繰延限度期間中に行われる修繕（以下「繰延修繕」といいます。）の場合も稼働不能とみなします。

ア. 出帆地

イ. 当初の仕向地

ウ. 当初の仕向地以後の仕向地

② 「修繕」とは、次のものをいいます。

ア. 被保険船舶が被った損傷の本修繕および仮修繕

イ. 被保険船舶に第1条（保険金をお支払いする場合－稼働不能）のいずれかの事由が発生した後に、当会社の同意を得て行われる検査（*）

ウ. ア. の修繕またはイ. の検査が行われるための積荷の積替え、一時荷卸しまたは再積込み

③ 「修繕完了」とは、被保険船舶が被った損傷の本修繕の完了をいいます。仮修繕または検査のみが行われ、本修繕が繰り延べられる場合は、仮修繕または検査の終了時をもって修繕完了とみなします。

④ 「当初の仕向地」とは、被保険船舶が損傷を被った当時、すでに予定されていた次の荷役港をいいます。被保険

船舶が損傷を被った結果、荷卸しを当初の仕向地で行うことができず、他の港で行う場合は、その荷役港を当初の仕向地とみなします。

⑤ 「当初の仕向地以後の仕向地」とは、被保険船舶が損傷を被った当時すでに予定されていた当初の仕向地以後の荷役港で、損傷を被った当時の積荷または当初の仕向地で積載した積荷を荷卸しするためにのみ経由する荷役港をいいます。

⑥ 「新仕向地」とは、当初の仕向地以外の荷役港をいいます。

(*) 遅滞なく修繕が行われる場合において、被保険船舶が、損傷を被ったおそれのあった場所から①の規定に従い修繕地に向かい、検査が行われた結果、損傷が発見されなかったときを含みます。

第5条 (不稼働期間－遅滞なく修繕が行われる場合)

(1) 遅滞なく修繕が行われる場合において、1回の保険事故による不稼働期間の算出は、次のとおりとし、仕向地における荷役のための日数は算入しません。

① 被保険船舶が損傷を被った後、修繕のために航海の途中から離路する場合

ア. 修繕完了後当初の仕向地に航行するために原航路に復帰する場合は、損傷発生日の翌日から修繕完了後原航路に復帰した日までの日数が、損傷発生の場所より原航路復帰点に至るまで損傷がなかったならば必要としたであろう日数 (*) を超える日数

イ. 修繕完了後新仕向地に向かう場合は、損傷発生日の翌日から修繕地を経由して新仕向地に至るまでの日数が、損傷発生の場所より直接新仕向地に至るまで損傷がなかったならば必要としたであろう日数 (*) を超える日数。ただし、損傷発生日の翌日から修繕完了日までの日数を限度とします。

② 被保険船舶が損傷を被った後、当初の仕向地において修繕が行われる場合、または当初の仕向地もしくは当初の仕向地以後の仕向地を経由して修繕地に向かう場合

ア. 当初の仕向地において修繕が行われる場合は、損傷発生日の翌日から修繕完了日までの日数が、損傷発生の場所より修繕地に至るまで損傷がなかったならば必要としたであろう日数 (*) を超える日数

イ. 当初の仕向地または当初の仕向地以後の仕向地を経由して修繕地に向かう場合は、損傷発生日の翌日から修繕地を経由して新仕向地に至るまでの日数が、損傷発生の場所より当初の仕向地または当初の仕向地以後の仕向地を経由して直接新仕向地に至るまで損傷がなかったならば必要としたであろう日数 (*) を超える日数。ただし、損傷発生日の翌日から修繕完了日までの日数を限度とします。

③ 被保険船舶が損傷を被った後、航海の途中から出帆地に引き返す場合

ア. 出帆地において修繕が行われ、修繕完了後再び当初の仕向地に航行する場合、または出帆地を経由して修繕地に向かい、修繕完了後当初の仕向地に航行する場合は、損傷発生日の翌日から損傷発生の場所に復帰した日までの日数

イ. 出帆地において修繕が行われ、修繕完了後新仕向地に向かう場合、または出帆地を経由して修繕地に至り、修繕完了後新仕向地に向かう場合は、損傷発生日の翌日から修繕完了日までの日数

ウ. ア. またはイ. の場合において、損傷発生後引き続き原航路を航行し航海の途中から出帆地に引き返すときには、ア. またはイ. の日数から損傷発生の場所より引き返し地点に至るまで損傷がなかったならば必要としたであろう日数 (*) を差し引きます。

(2) (1)の場合において、稼働不能の間に被保険船舶が、その修繕の原因となった損傷とは別の損傷（以下「他の損傷」といいます。）を被り、不稼働期間が延長されたときは、その延長部分を他の損傷による不稼働期間とみなします。ただし、この場合においては、それぞれの不稼働期間を通算した日数からこの保険証券記載の控除日数を差し引きます。

(*) 損傷がなかったならば必要としたであろう日数については、1日未満を切り捨てます。

第6条 (不稼働期間－繰延修繕の場合)

(1) 繰延修繕の場合において、1回の保険事故による不稼働期間は、次の①および②の日数を合算したものとします。ただし、この保険契約であると否とを問わず、第5条（不稼働期間－遅滞なく修繕が行われる場合）の規定により保険金支払の対象となった不稼働期間は算入しません。

① 繰延修繕のための航海直前の最終仕向地（以下「最終仕向地」といいます。）出帆日の翌日から修繕完了日までの日数が、最終仕向地より修繕地に至るまで損傷がなかったならば必要としたであろう日数 (*1) を超える日数

② 繰延修繕の原因となった損傷の仮修繕の日数

ア. 損傷発生後遅滞なく仮修繕が行われた場合は、第5条（1）の規定によって算出した仮修繕による遅延日数
イ. 損傷発生後遅滞なく仮修繕が行われず、後日行われた場合は、仮修繕地到着日の翌日から仮修繕完了日までの日数（荷役のための日数は算入しません。）

(2) (1)の場合において、他の損傷による修繕が併行して行われるときの不稼働期間の算出は、次のとおりとします。

① 他の損傷がこの保険契約の保険期間内に発生したものであるときは、1回の保険事故とみなして不稼働期間 (*2) を算出します。

② 他の損傷が他の船舶不稼働損失保険契約 (*3) の保険期間内に発生したものであるときは、当会社が保険金を支払う不稼働期間は、それぞれの修繕が別に行われたならば必要としたであろう日数の割合に従い算出します。

(*1) 損傷がなかったならば必要としたであろう日数については、1日未満を切り捨てます。

(*2) 繰延修繕着工日までに他の損傷による仮修繕が行われたときは、この仮修繕による不稼働期間も加算します。

(*3) この保険契約と保険期間が重複しない他の船舶不稼働損失保険契約をいいます。

第7条 (不稼働期間－港湾施設の事故・運河または水路の閉塞の場合)

第2条（保険金をお支払いする場合－港湾施設の事故・運河または水路の閉塞）の場合において、1回の保険事故に

による不稼働期間の算出は、次のとおりとします。ただし、この保険契約であると否とを問わず、第5条（不稼働期間一遅滞なく修繕が行われる場合）または第6条（不稼働期間一繰延修繕の場合）の規定により保険金支払の対象となった不稼働期間は算入しません。

- ① 第2条①の場合においては、被保険船舶と港湾施設との接触事故によって被保険船舶の荷役が不能となった日の翌日から港湾施設が修復され被保険船舶の荷役が可能となった日（*）までの日数が、その接触事故がなかったならば必要としたであろう日数を超える日数
- ② 第2条②の場合においては、被保険船舶または他船の事故によって運河または水路が閉塞された日の翌日から運河または水路の閉塞が解除された日までの日数が、被保険船舶または他船の事故がなかったならば必要としたであろう日数を超える日数

（*）被保険船舶がそれまでの間にその港湾を出帆した場合は、その出帆日とします。

第8条（不稼働期間一被保険船舶の全損の場合）

- (1) 被保険船舶が、稼働不能の間に全損となった場合において、不稼働期間の算出は、次のとおりとします。
 - ① その稼働不能の原因となった事由によって全損となった場合は、その事由発生の翌日から全損となった日（船舶を保険の目的物とする保険契約において、被保険船舶の全損が確定した日をいいます。）までの日数。ただし、保険金支払額は、10日相当額を超えないものとします。
 - ② その稼働不能の原因となった事由以外の事由によって全損となった場合は、全損の原因となった事由発生日までの日数
- (2) 第2条（保険金をお支払いする場合一港湾施設の事故・運河または水路の閉塞）①または②に規定する滞泊を余儀なくされている期間中に、被保険船舶が全損となった場合において、不稼働期間は、全損の原因となった事由発生日までの日数とします。

第9条（1日当たりの損失）

この保険契約においては、この保険証券記載の保険価額をこの保険証券記載の通算支払限度日数で除した額を1日当たりの損失とみなします。

第10条（保険価額が定期用船料または運賃収入をもって定められた場合）

- (1) 保険価額が定期用船料をもって定められた場合には、この保険契約においては、被保険船舶について定期用船契約が存在することを必要とします。
- (2) 保険価額が運賃収入をもって定められた場合には、この保険契約においては、被保険船舶について運賃収入のもととなる運送契約が存在することを必要とします。
- (3) (1) または (2) の規定に反する事実が発生した場合には、その事実が発生した時をもってこの保険契約は終了します。
- (4) (3) の規定により、この保険契約が終了した場合には、当会社は、終了した翌日から日割をもって計算した未経過期間に対応する保険料を返還します。

第11条（保険金支払額の限度）

- (1) この特別約款による保険金支払額は、1回の保険事故について、第8条（不稼働期間一被保険船舶の全損の場合）(1)①の場合を除き、この保険証券記載の1事故支払限度日数に相当する額を超えないものとします。
- (2) 保険事故が2回以上発生した場合であっても、この特別約款による保険金支払額は、通算してこの保険証券記載の通算支払限度日数に相当する額を超えないものとします。

第12条（保険期間の延長）

船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第13条（当会社の責任の始期および終期）(3)の規定にかかるわらず、保険期間満了時に被保険船舶が航海中、または被保険船舶に第1条（保険金をお支払いする場合一稼働不能）に規定する事由が生じている場合に限り、保険契約者または被保険者は、保険期間を延長することができます。ただし、保険期間が延長された場合であっても、次の時をもってこの保険契約は終了します。

- ① 航海中であった被保険船舶が安全に停泊できる水域においていかりを降ろし終わった時、または係留索をつなぎ終わった時のいずれか早い時
- ② 第1条に規定する事由が生じていた被保険船舶が修繕地においていかりを降ろし終わった時、または係留索をつなぎ終わった時のいずれか早い時

第13条（保険金をお支払いしない損害）

- (1) 当会社は、次の損失または費用に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 日本国もしくは外国の法令または条約に違反することにより不稼働期間が延長された場合において、不稼働期間のうち延長された日数に対する損失
 - ② 被保険船舶が稼働不能の間、または第2条（保険金をお支払いする場合一港湾施設の事故・運河または水路の閉塞）①もしくは②に規定する滞泊を余儀なくされている期間中に売却された場合において、保険事故発生の時から売却時までの損失
 - ③ 保険事故に関係のない検査、修繕、荷役、荷待ち、荷役のための滞船等により不稼働期間が延長された場合において、不稼働期間のうち延長された日数に対する損失
 - ④ 接岸・離岸用スラスター、荷役用クレーン、排気ガス洗浄装置（スクラバー本体、付属する各種パイプ類、タンク類、取水ポンプ、水処理装置および排水監視装置等の一連の装置をいいます。）その他の被保険船舶の機器または装置が使用不能となった場合において、被保険船舶の運航を継続するために被保険者が支出した費用
- (2) 当会社は、第2条に規定する損失が、地震または噴火（これらによって生じた津波および火災を含みます。）によって生じた場合、その損失に対しては、保険金を支払いません。

第14条（航路定限外航行）

この保険証券記載の約款タイプが外航船の場合にのみ、この条を適用します。

普通約款第22条（通知義務一その1）(1)①ア. の規定にかかわらず、被保険船舶がこの保険証券記載の航路定限の外に出る場合（以下「航路定限外航行」といいます。）において、次のすべての条件が満たされるときには、当会社は、その航路定限外航行以後に保険事故によって生じた損失または費用に対して保険金を支払います。

- ① 保険契約者または被保険者が、航路定限外航行を知った後遅滞なくこれを当会社に通知すること。
- ② 保険契約者が、当会社の定める割増保険料を支払うこと。
- ③ 保険契約者が、当会社の定める条件に従うこと。

第15条（普通約款との関係）

普通約款のそれぞれの条項の全部または一部がこの特別約款に抵触する場合は、この特別約款を普通約款に優先して適用します。

.....

船舶不稼働損失保険特別約款（B）

(2021年4月1日改正)

第1条（保険金をお支払いする場合－稼働不能）

当会社は、この保険証券記載の船舶（以下「被保険船舶」といいます。）が次の事由による損傷（以下「損傷」といいます。）を被り、稼働不能となった場合に、第5条（不稼働期間－遅滞なく修繕が行われる場合）もしくは第6条（不稼働期間－繰延修繕の場合）または第8条（不稼働期間－被保険船舶の全損の場合）の規定によって算出する不稼働期間から、この保険証券記載の控除日数を差し引いた日数に対する不稼働損失（以下「損失」といいます。）に限り、保険金を支払います。

- ① 沈没、転覆、座礁、座州、火災、または他物（水を除きます。）との衝突
- ② 爆発（被保険船舶内で生じたものであると否とを問いません。）。ただし、水雷、爆弾その他爆発物として使用される兵器の爆発を除きます。
- ③ 地震、津波、噴火または落雷
- ④ 荒天
- ⑤ 主機、補機その他の機器の事故
- ⑥ 船体（属具を含みます。）に存在する欠陥（保険契約者またはこの保険証券記載の被保険者（以下「被保険者」といいます。）が相当の注意を払ったにもかかわらず発見することができなかった欠陥に限ります。）による事故。ただし、塗装にのみ生じた事故（⑨の事由によって生じた場合を含みます。）を除きます。
- ⑦ 積荷、属具または燃料、食料その他の消耗品の積込み、荷卸しまたは積替え中にこれらの作業によって生じた事故
- ⑧ 船長、乗組員または水先人の故意または過失。ただし、船長または乗組員が保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人である場合、またはこれらの者に保険金を取得させることを目的としていた場合の船長または乗組員の故意を除きます。
- ⑨ 修繕者または用船者の過失。ただし、修繕者または用船者が、保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人である場合を除きます。
- ⑩ 冷凍運搬船に搭載される冷凍機器または溶融硫黄運搬船、アスファルトタンカーもしくはカプロラクタム運搬船に搭載される加熱装置の故障
- ⑪ L.N.G. 運搬船に搭載される L.N.G. 専用機器の故障または L.N.G. タンクもしくは L.N.G. ボイルオフガス専用パイプラインの事故
- ⑫ L.P.G. 運搬船に搭載される L.P.G. 専用機器の故障または L.P.G. タンクの損傷
- ⑬ エチレン運搬船に搭載されるエチレン専用機器の故障またはエチレンタンクの損傷

第2条（保険金をお支払いする場合－港湾施設の事故・運河または水路の閉塞）

当会社は、次の場合に、第7条（不稼働期間－港湾施設の事故・運河または水路の閉塞の場合）または第8条（不稼働期間－被保険船舶の全損の場合）の規定によって算出する不稼働期間から、この保険証券記載の控除日数を差し引いた日数に対する損失に限り、保険金を支払います。

- ① 被保険船舶と荷役クレーン等の荷役施設および岸壁、桟橋等の係留施設（以下「港湾施設」といいます。）との接触事故によって港湾施設に損壊が生じ、その直接の結果として、被保険船舶の積荷または燃料の積込み、荷卸しまたは積替え作業が不能となり、港湾施設が修復されるまでの間、被保険船舶が、その港湾に滞泊を余儀なくされる場合
- ② 被保険船舶がパナマ運河、スエズ運河、セントローレンス水路または五大湖（以下「運河または水路」といいます。）内において航行中もしくは滞泊中に、被保険船舶または他船の事故によって運河または水路が閉塞され、被保険船舶が運河または水路に滞泊を余儀なくされる場合

第3条（保険金をお支払いする場合－不稼働期間短縮のための費用）

- (1) 当会社は、この特別約款において保険金を支払うべき事故（以下「保険事故」といいます。）が発生した場合に、保険契約者または被保険者があらかじめ当会社の同意を得て、不稼働期間を短縮するために行った処置により支出した費用（*）に対して保険金を支払います。
- (2) (1)の規定において当会社が支払うべき保険金の額（以下「保険金支払額」といいます。）は、この保険証券記載

の保険価額および保険金額に基づき、次の算式によって算出する額とします。ただし、その額は、その処置によって当会社が保険金の支払を免れた額を限度とします。

① 保険価額が船舶経常費または定期用船料をもって定められた場合

ア. 保険金額が保険価額の80%以上のとき

不稼働期間短縮のために支出した費用の全額

イ. 保険金額が保険価額の80%未満のとき

$$\text{不稼働期間短縮のために支出した費用} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額} \times 80\%}$$

② 保険価額が運賃収入をもって定められた場合

ア. 保険金額が保険価額の60%以上のとき

不稼働期間短縮のために支出した費用の全額

イ. 保険金額が保険価額の60%未満のとき

$$\text{不稼働期間短縮のために支出した費用} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額} \times 60\%}$$

(*) 被保険船舶について締結されている他の保険契約において保険金が支払われる費用を除きます。

第4条 (定義)

この特別約款において、

① 「稼働不能」とは、被保険船舶が損傷を被り、その損傷を被った場所から直接または次のア. からウ. までのいずれかの場所を経由して修繕地に向かい、遅滞なく修繕が行われる場合（以下「遅滞なく修繕が行われる場合」といいます。）をいいます。また、被保険船舶が損傷を被った後、遅滞なく修繕が行われる場合以外であって、この保険証券記載の繰延限度期間中に行われる修繕（以下「繰延修繕」といいます。）の場合も稼働不能とみなします。

ア. 出帆地

イ. 当初の仕向地

ウ. 当初の仕向地以後の仕向地

② 「修繕」とは、次のものをいいます。

ア. 被保険船舶が被った損傷の本修繕および仮修繕

イ. 被保険船舶に第1条（保険金をお支払いする場合－稼働不能）のいずれかの事由が発生した後に、当会社の同意を得て行われる検査（*）

ウ. ア. の修繕またはイ. の検査が行われるための積荷の積替え、一時荷卸しまたは再積込み

③ 「修繕完了」とは、被保険船舶が被った損傷の本修繕の完了をいいます。仮修繕または検査のみが行われ、本修繕が繰り延べられる場合は、仮修繕または検査の終了時をもって修繕完了とみなします。

④ 「当初の仕向地」とは、被保険船舶が損傷を被った当時、すでに予定されていた次の荷役港をいいます。被保険船舶が損傷を被った結果、荷卸しを当初の仕向地で行うことができずに、他の港で行う場合は、その荷役港を当初の仕向地とみなします。

⑤ 「当初の仕向地以後の仕向地」とは、被保険船舶が損傷を被った当時すでに予定されていた当初の仕向地以後の荷役港で、損傷を被った当時の積荷または当初の仕向地で積載した積荷を荷卸しするためにのみ経由する荷役港をいいます。

⑥ 「新仕向地」とは、当初の仕向地以外の荷役港をいいます。

(*) 遅滞なく修繕が行われる場合において、被保険船舶が、損傷を被ったおそれのあった場所から①の規定に従い修繕地に向かい、検査が行われた結果、損傷が発見されなかったときを含みます。

第5条 (不稼働期間－遅滞なく修繕が行われる場合)

(1) 遅滞なく修繕が行われる場合において、1回の保険事故による不稼働期間の算出は、次のとおりとし、仕向地における荷役のための日数は算入しません。

① 被保険船舶が損傷を被った後、修繕のために航海の途中から離路する場合

ア. 修繕完了後当初の仕向地に航行するために原航路に復帰する場合は、損傷発生日の翌日から修繕完了後原航路に復帰した日までの日数が、損傷発生の場所より原航路復帰点に至るまで損傷がなかったならば必要としたであろう日数（*）を超える日数

イ. 修繕完了後新仕向地に向かう場合は、損傷発生日の翌日から修繕地を経由して新仕向地に至るまでの日数が、損傷発生の場所より直接新仕向地に至るまで損傷がなかったならば必要としたであろう日数（*）を超える日数。ただし、損傷発生日の翌日から修繕完了日までの日数を限度とします。

② 被保険船舶が損傷を被った後、当初の仕向地において修繕が行われる場合、または当初の仕向地もしくは当初の仕向地以後の仕向地を経由して修繕地に向かう場合

ア. 当初の仕向地において修繕が行われる場合は、損傷発生日の翌日から修繕完了日までの日数が、損傷発生の場所より修繕地に至るまで損傷がなかったならば必要としたであろう日数（*）を超える日数

イ. 当初の仕向地または当初の仕向地以後の仕向地を経由して修繕地に向かう場合は、損傷発生日の翌日から修繕地を経由して新仕向地に至るまでの日数が、損傷発生の場所より当初の仕向地または当初の仕向地以後の仕向地を経由して直接新仕向地に至るまで損傷がなかったならば必要としたであろう日数（*）を超える日数。ただし、損傷発生日の翌日から修繕完了日までの日数を限度とします。

③ 被保険船舶が損傷を被った後、航海の途中から出帆地に引き返す場合

ア. 出帆地において修繕が行われ、修繕完了後再び当初の仕向地に航行する場合、または出帆地を経由して修繕

地に向かい、修繕完了後当初の仕向地に航行する場合は、損傷発生日の翌日から損傷発生の場所に復帰した日までの日数

イ. 出帆地において修繕が行われ、修繕完了後新仕向地に向かう場合、または出帆地を経由して修繕地に至り、修繕完了後新仕向地に向かう場合は、損傷発生日の翌日から修繕完了日までの日数

ウ. ア. またはイ. の場合において、損傷発生後引き続き原航路を航行し航海の途中から出帆地に引き返すときには、ア. またはイ. の日数から損傷発生の場所より引き返し地点に至るまで損傷がなかったならば必要としたであろう日数 (*) を差し引きます。

(2) (1)の場合において、稼働不能の間に被保険船舶が、その修繕の原因となった損傷とは別の損傷（以下「他の損傷」といいます。）を被り、不稼働期間が延長されたときは、その延長部分を他の損傷による不稼働期間とみなします。ただし、この場合においては、それぞれの不稼働期間を通算した日数からこの保険証券記載の控除日数を差し引きます。

(*) 損傷がなかったならば必要としたであろう日数については、1日未満を切り捨てます。

第6条（不稼働期間一縦延修繕の場合）

(1) 縦延修繕の場合において、1回の保険事故による不稼働期間は、次の①および②の日数を合算したものとします。ただし、この保険契約であると否とを問わず、第5条（不稼働期間一遅滞なく修繕が行われる場合）の規定により保険金支払の対象となった不稼働期間は算入しません。

① 縦延修繕のための航海直前の最終仕向地（以下「最終仕向地」といいます。）出帆日の翌日から修繕完了日までの日数が、最終仕向地より修繕地に至るまで損傷がなかったならば必要としたであろう日数 (*1) を超える日数

② 縦延修繕の原因となった損傷の仮修繕の日数

ア. 損傷発生後遅滞なく仮修繕が行われた場合は、第5条(1)の規定によって算出した仮修繕による遅延日数

イ. 損傷発生後遅滞なく仮修繕が行われず、後日行われた場合は、仮修繕地到着日の翌日から仮修繕完了日までの日数（荷役のための日数は算入しません。）

(2) (1)の場合において、他の損傷による修繕が併行して行われるときの不稼働期間の算出は、次のとおりとします。

① 他の損傷がこの保険契約の保険期間内に発生したものであるときは、1回の保険事故とみなして不稼働期間 (*2) を算出します。

② 他の損傷が他の船舶不稼働損失保険契約 (*3) の保険期間内に発生したものであるときは、当会社が保険金を支払う不稼働期間は、それぞれの修繕が別に行われたならば必要としたであろう日数の割合に従い算出します。

(*) 損傷がなかったならば必要としたであろう日数については、1日未満を切り捨てます。

(*2) 縦延修繕着工日までに他の損傷による仮修繕が行われたときは、この仮修繕による不稼働期間も加算します。

(*3) この保険契約と保険期間が重複しない他の船舶不稼働損失保険契約をいいます。

第7条（不稼働期間一港湾施設の事故・運河または水路の閉塞の場合）

第2条（保険金をお支払いする場合一港湾施設の事故・運河または水路の閉塞）の場合において、1回の保険事故による不稼働期間の算出は、次のとおりとします。ただし、この保険契約であると否とを問わず、第5条（不稼働期間一遅滞なく修繕が行われる場合）または第6条（不稼働期間一縦延修繕の場合）の規定により保険金支払の対象となった不稼働期間は算入しません。

① 第2条①の場合においては、被保険船舶と港湾施設との接触事故によって被保険船舶の荷役が不能となった日の翌日から港湾施設が修復され被保険船舶の荷役が可能となった日 (*)までの日数が、その接触事故がなかったならば必要としたであろう日数を超える日数

② 第2条②の場合においては、被保険船舶または他船の事故によって運河または水路が閉塞された日の翌日から運河または水路の閉塞が解除された日までの日数が、被保険船舶または他船の事故がなかったならば必要としたであろう日数を超える日数

(*) 被保険船舶がそれまでの間にその港湾を出帆した場合は、その出帆日とします。

第8条（不稼働期間一被保険船舶の全損の場合）

(1) 被保険船舶が、稼働不能の間に全損となった場合において、不稼働期間の算出は、次のとおりとします。

① その稼働不能の原因となった事由によって全損となった場合は、その事由発生の翌日から全損となった日（船舶を保険の目的物とする保険契約において、被保険船舶の全損が確定した日をいいます。）までの日数。ただし、保険金支払額は、10日相当額を超えないものとします。

② その稼働不能の原因となった事由以外の事由によって全損となった場合は、全損の原因となった事由発生日までの日数

(2) 第2条（保険金をお支払いする場合一港湾施設の事故・運河または水路の閉塞）①または②に規定する滞泊を余儀なくされている期間中に、被保険船舶が全損となった場合において、不稼働期間は、全損の原因となった事由発生日までの日数とします。

第9条（1日当たりの損失）

この保険契約においては、この保険証券記載の保険価額をこの保険証券記載の通算支払限度日数で除した額を1日当たりの損失とみなします。

第10条（保険価額が定期用船料または運賃収入をもって定められた場合）

(1) 保険価額が定期用船料をもって定められた場合には、この保険契約においては、被保険船舶について定期用船契約が存在することを必要とします。

(2) 保険価額が運賃収入をもって定められた場合には、この保険契約においては、被保険船舶について運賃収入のもととなる運送契約が存在することを必要とします。

- (3) (1) または (2) の規定に反する事実が発生した場合には、その事実が発生した時をもってこの保険契約は終了します。
- (4) (3) の規定により、この保険契約が終了した場合には、当会社は、終了した翌日から日割をもって計算した未経過期間に対応する保険料を返還します。

第11条（保険金支払額の限度）

- (1) この特別約款による保険金支払額は、1回の保険事故について、第8条(不稼働期間—被保険船舶の全損の場合) (1) ①の場合を除き、この保険証券記載の1事故支払限度日数に相当する額を超えないものとします。
- (2) 保険事故が2回以上発生した場合であっても、この特別約款による保険金支払額は、通算してこの保険証券記載の通算支払限度日数に相当する額を超えないものとします。

第12条（保険期間の延長）

船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第13条（当会社の責任の始期および終期）(3)の規定にかかわらず、保険期間満了時に被保険船舶が航海中、または被保険船舶に第1条（保険金をお支払いする場合—稼働不能）に規定する事由が生じている場合に限り、保険契約者または被保険者は、保険期間を延長することができます。ただし、保険期間が延長された場合であっても、次の時をもってこの保険契約は終了します。

- ① 航海中であった被保険船舶が安全に停泊できる水域においていかりを降ろし終わった時、または係留索をつなぎ終わった時のいずれか早い時
- ② 第1条に規定する事由が生じていた被保険船舶が修繕地においていかりを降ろし終わった時、または係留索をつなぎ終わった時のいずれか早い時

第13条（保険金をお支払いしない損害）

- (1) 当会社は、次の損失または費用に対しては、保険金を支払いません。
- ① 日本国もしくは外国の法令または条約に違反することにより不稼働期間が延長された場合において、不稼働期間のうち延長された日数に対する損失
- ② 被保険船舶が稼働不能の間、または第2条（保険金をお支払いする場合—港湾施設の事故・運河または水路の閉塞）①もしくは②に規定する滞泊を余儀なくされている期間中に売却された場合において、保険事故発生の時から売却時までの損失
- ③ 保険事故に関係のない検査、修繕、荷役、荷待ち、荷役のための滯船等により不稼働期間が延長された場合において、不稼働期間のうち延長された日数に対する損失
- ④ 接岸・離岸用スラスター、荷役用クレーン、排気ガス洗浄装置（スクラバー本体、付属する各種パイプ類、タンク類、取水ポンプ、水処理装置および排水監視装置等の一連の装置をいいます。）その他の被保険船舶の機器または装置が使用不能となった場合において、被保険船舶の運航を継続するために被保険者が支出した費用
- (2) 当会社は、第2条に規定する損失が、地震または噴火（これらによって生じた津波および火災を含みます。）によって生じた場合、その損失に対しては、保険金を支払いません。

第14条（航路定限外航行）

この保険証券記載の約款タイプが外航船の場合にのみ、この条を適用します。

普通約款第22条（通知義務—その1）(1) ①ア. の規定にかかわらず、被保険船舶がこの保険証券記載の航路定限の外に出る場合（以下「航路定限外航行」といいます。）において、次のすべての条件が満たされるときには、当会社は、その航路定限外航行以後に保険事故によって生じた損失または費用に対して保険金を支払います。

- ① 保険契約者または被保険者が、航路定限外航行を知った後遅滞なくこれを当会社に通知すること。
- ② 保険契約者が、当会社の定める割増保険料を支払うこと。
- ③ 保険契約者が、当会社の定める条件に従うこと。

第15条（普通約款との関係）

普通約款のそれぞれの条項の全部または一部がこの特別約款に抵触する場合は、この特別約款を普通約款に優先して適用します。

10. 新オフハイヤー総合補償保険特別約款

(2021年4月1日改正)

第1条（保険金をお支払いする場合－その1）

当会社は、この保険証券記載の船舶（以下「被保険船舶」といいます。）が、次の事由により、定期用船契約に基づきオフハイヤー（定期用船料の削減を含みます。以下同様とします。）とされた結果、この保険証券記載の被保険者（以下「被保険者」といいます。）が被る定期用船料に関する損失に対して保険金を支払います。ただし、保険契約者または被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず、オフハイヤーの発生を防止できなかった場合に限ります。

① 次の事由に伴う公権力（日本国であると否とを問いません。）による被保険船舶の抑留または差止行為

ア. 乗組員の違法行為またはその疑い

イ. 禁制品の存在またはその容疑

ウ. 密航者等不法乗船者の存在またはその容疑

エ. 船級保持に関する規則の違反の容疑。ただし、実際に規則に違反していた場合を除きます。

オ. ア. からエ. に該当する場合以外の国際条約、各国の法令、またはそれらに規定されている規則もしくは基準の違反の容疑。ただし、実際に条約、法令、規則または基準に違反していた場合を除きます。

カ. 検疫、燻蒸消毒

キ. 被保険船舶の沈没、転覆、座礁、座州、火災、他物（水を除きます。）との衝突または荒天遭遇

ク. 被保険船舶の運航または被保険船舶上の積荷の荷役作業に起因する、港湾施設または荷役設備の損傷

② 次の事由による被保険船舶の使用不能または使用不全。ただし、被保険船舶の損傷を原因とするものを除きます。

ア. 海賊、強盗、テロリストその他政治的動機もしくは害意をもつてする者の行為、暴動、政治的もしくは社会的騒擾その他類似の事態による拿捕、捕獲、抑留、押収または没収

イ. 乗組員によるストライキまたはロックアウト、または港湾労働者もしくは造船労働者によるボイコット

ウ. 被保険船舶の座礁、座州または他物（水を除きます。）との衝突

エ. 被保険船舶上の積荷の損傷

オ. 被保険船舶の修繕者または造船者の過失

③ 次の事由による被保険船舶の使用不能または使用不全

ア. 被保険船舶が次の事由によって損傷を被った場合において、その損傷発生の時から修繕を行うまでに発生した、その損傷による被保険船舶の輸送能力の低下

（ア）沈没、転覆、座礁、座州、火災、他物（水を除きます。）との衝突または共同海損行為

（イ）爆発（被保険船舶内で生じたものであると否とを問いません。）。ただし、水雷、爆弾その他爆発物として使用される兵器の爆発を除きます。

（ウ）地震、津波、噴火または落雷

（エ）荒天

（オ）主機、補機、その他の機器の事故

（カ）船体（属具を含みます。）に存在する欠陥（保険契約者または被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず発見することができなかった欠陥に限ります。）による事故。ただし、塗装にのみ生じた事故（（ケ）の事由によって生じた場合を含みます。）を除きます。

（キ）積荷、属具または燃料、食料その他の消耗品の積込み、荷卸しまたは積替え中にこれらの作業によって生じた事故

（ク）船長、乗組員または水先人の故意または過失。ただし、船長または乗組員が保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人である場合、またはこれらの者に保険金を取得させることを目的としていた場合の船長または乗組員の故意を除きます。

（ケ）修繕者または用船者の過失。ただし、修繕者または用船者が、保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人である場合を除きます。

イ. 乗組員の死傷、疾病、行方不明、脱船・不帰船または逮捕・勾留による乗組員の定員不足

ウ. 港湾の閉塞

エ. 被保険船舶の行方不明

オ. 人命救助

カ. 密航者等不法乗船者が被保険船舶に乗船していることが発見された場合において、それらの者を被保険船舶から下船させることを目的として行われた離路

キ. 被保険船舶の運航または被保険船舶上の積荷の荷役作業に起因する、港湾施設または荷役設備の損傷

ク. 修繕地または検査受検地において発生した火災、爆発、地震または津波

ケ. 被保険船舶の清掃不良を理由とする荷役拒否

④ 被保険船舶の乗組員の違法行為またはその疑いを原因とし、被保険船舶の乗組員の安全または被保険船舶の適切な運航を目的とした停船。ただし、公権力が介入した場合に限ります。

⑤ 被保険船舶または被保険者が所有もしくは賃借する他の船舶の沈没、転覆、座礁、座州、火災または他物（水を除きます。）との衝突を理由として行われた被保険船舶の差押え、仮差押えその他の民事手続上の処分

⑥ 被保険船舶上の積荷の損傷、不着もしくは不足を理由とする積荷の揚荷役拒否、または荷主からの差押え、仮差押えその他の民事手続上の処分

第2条（保険金をお支払いする場合－その2）

（1）当会社は、この特別約款において保険金を支払うべき事故（以下「保険事故」といいます。）が発生した場合に、

保険契約者または被保険者が負担した次の費用に対して保険金を支払います。ただし、第1条（保険金をお支払いする場合—その1）③ア、またはイ、の事由による保険事故の場合を除きます。

① 保険契約者または被保険者があらかじめ当会社の同意を得てオフハイヤー期間を短縮するために行った処置により支出した費用（罰金その他類似の被保険船舶に対する課徴金を含みません。）（*）。ただし、この規定において当会社が支払うべき保険金の額（以下「保険金支払額」といいます。）は、その処置によって当会社が保険金の支払を免れた金額を限度とします。

② 被保険船舶が滞泊を余儀なくされたことに伴い発生する港費

③ オフハイヤー期間中の被保険船舶の燃料費

④ オフハイヤー期間中の被保険船舶の船舶戦争保険割増保険料

（2）当会社は、第1条③エ、の規定にかかわらず、被保険船舶が行方不明となったことにより、定期用船契約が行方不明時に遡って解除となった場合には、行方不明となった時から定期用船契約の解除が確定した時までの損失から、この保険証券記載の免責金額を差し引いた額に対して保険金を支払います。ただし、この規定による保険金支払額は、行方不明となった時点の用船料の10日分相当額を超えないものとします。

（*）被保険船舶について締結されている他の保険契約において保険金が支払われる費用を除きます。

第3条（定期用船契約の下で運航されていない船舶の取扱い）

（1）被保険船舶が定期用船契約の下で運航されていない場合には、被保険船舶が社団法人日本海運集会所制定の定期用船契約標準書式に基づいて運航されているものとみなし、この特別約款を適用します。

（2）（1）の場合においては、この保険証券記載の支払限度額の1/60を1日当たりの定期用船料とみなします。

第4条（保険金支払額の限度）

（1）船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第10条（保険金支払額の限度）の規定にかかわらず、この特別約款による保険金支払額は、1回の保険事故について、この保険証券記載の支払限度額を超えないものとします。

（2）保険事故が2回以上発生した場合であっても、この特別約款による保険金支払額は、通算してこの保険証券記載の支払限度額を超えないものとします。

第5条（免責金額の適用）

（1）この特別約款による保険金支払額は、1回の保険事故ごとに、保険金支払の対象となる損害の合算額からこの保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とします。

（2）（1）の規定にかかわらず、保険事故によるオフハイヤー期間中に、別の保険事故が発生したことによりオフハイヤー期間が延長された場合は、その延長部分を後の保険事故によるオフハイヤー期間とみなします。ただし、この場合においては、その損害額の合算額からこの保険証券記載の免責金額を差し引きます。

第6条（パンデミックにかかわる保険金支払額の限度および免責金額の適用）

（1）第4条（1）および第5条（1）の規定にかかわらず、第1条または第2条に規定する損失または費用のうち、世界保健機関またはそれに類する国際機関によりパンデミックが宣言もしくは表明された疾病に起因して発生する損失および費用に関しては、1回の保険事故について保険金支払額の限度および免責金額を次のとおりとします。

保険金支払額の限度：（保険証券記載のとおり）

免責金額：（保険証券記載のとおり）

（2）第5条（2）の規定を適用する場合において、いずれかの保険事故が（1）に規定する事由によって生じた保険事故であるときは、その損害額の合算額から次の免責金額のうちいずれか大きい額を差し引きます。

① 第5条（1）に規定する免責金額

② （1）に規定する免責金額

第7条（他保険との関係）

普通約款第12条（他の保険契約がある場合の保険金支払額）の規定にかかわらず、この保険契約により保険金が支払われるべき損害の全部または一部を填補する他の保険契約（船主責任相互保険組合との保険契約を含みます）がある場合には、当会社は、第4条から第6条の規定によって算出された金額から他の保険契約により保険金が支払われる額を差し引きます。

第8条（保険金をお支払いしない損害）

当会社は、次の損失または費用に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者または被保険者が、法令・規則等の遵守に関し相当の注意を払うことを怠ったことにより発生した損失

② 被保険船舶が物理的損傷を被ったことにより全損となった場合において、損傷発生の時から全損時までの損失。ただし、その物理的損傷の原因となった事由以外の事由によって被保険船舶が全損となった場合は、全損の原因となった事由発生日までの間の損失については、この規定を適用しません。

③ 被保険船舶が、物理的損傷を被ったことを原因としてオフハイヤーとされている期間中に売却された場合において、損傷発生の時から売却時までの損失

④ オフハイヤーとされた事由に関係のない検査、修繕、荷役、荷待ち、荷役のための滞船等によりオフハイヤー期間が延長された場合において、オフハイヤーとされた期間のうち延長された期間に対する損失

⑤ 船舶不稼働損失保険契約または船舶不稼働損失戦争保険契約が締結されていると否とを問わず、当会社の船舶不稼働損失保険特別約款または船舶不稼働損失戦争保険特別約款において保険金支払の対象となる損失または費用

⑥ 第1条（保険金をお支払いする場合—その1）③ケ、の規定により保険金を支払うべき損失または費用が生じた場合における、被保険船舶の清掃費用

第9条（保険契約の中止）

当会社は、第1条（保険金をお支払いする場合—その1）または第2条（保険金をお支払いする場合—その2）の規定にかかるわらず、保険契約者または被保険者が当会社との間で BLOCKING AND TRAPPING ETC. WORDING (LOSS OF HIRE / LOSS OF TIME) を適用する保険契約を締結した場合において、その契約の対象となる航海中に生じた第1条②アおよび③ウの損失または費用に対しては、保険金を支払いません。ただし、被保険船舶がその航海を終了した時以降は、この規定を適用しません。

第10条（普通約款との関係）

普通約款のそれぞれの条項の全部または一部がこの特別約款に抵触する場合は、この特別約款を普通約款に優先して適用します。

11. 船舶戦争保険特別約款

(2021年4月1日改正)

第1条（保険金をお支払いする場合）

- (1) 当会社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第14条（保険金をお支払いしない損害—その1）①から⑦までの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によってこの保険証券記載の船舶（以下「被保険船舶」といいます。）に生じた損害に対して保険金を支払います。
- ① 戦争、内乱その他の変乱
 - ② 水雷、爆弾その他爆発物として使用される兵器の爆発またはこれらの物との接触。ただし、核兵器の爆発を除きます。
 - ③ 公権力によるものであると否とを問わず、拿捕、捕獲、抑留、押収または没収
 - ④ 海賊行為または強盗
 - ⑤ ストライキ、ロックアウトその他の争議行為または争議行為参加者のそれに付随する行為
 - ⑥ テロリストその他政治的動機または害意をもって行動する者の行為
 - ⑦ 暴動、政治的または社会的騒擾その他類似の事態
- (2) (1) に規定する被保険船舶に生じた損害とは、次の損害に限ります。
- ① 全損（普通約款第3条（全損）の規定によります。）
 - ② 修繕費（普通約款第4条（修繕費）の規定によります。）
 - ③ 共同海損分担額（普通約款第5条（共同海損分担額）の規定によります。）
 - ④ 衝突損害賠償金（普通約款第6条（衝突損害賠償金）の規定によります。）
 - ⑤ 船主責任損害（第2条（船主責任損害）の規定によります。）
 - ⑥ 損害防止費用（普通約款第7条（損害防止費用）の規定によります。）。ただし、①から⑤までの損害を防止軽減するために支出された費用に限ります。

第2条（船主責任損害）

この特別約款において、船主責任損害とは、次の損害をいいます。

- (1) 被保険船舶の運航、使用または管理により、この保険証券記載の被保険者（以下「被保険者」といいます。）が法律上の賠償責任（特段の規定がある場合には、契約上の責任を含みます。）を負担し、または費用を支出することによって被る損害のうち、次の表に記載する損害。ただし、被保険船舶の船長または乗組員（以下「被保険船舶乗組員」といいます。）に対する損害については、被保険船舶乗組員の送還費用を除き、(2) の規定を適用します。

約款タイプ	船主責任損害
①外航船、内航船、大型漁船	ア. 被保険船舶が加入している船主責任相互保険組合において、戦争、水雷その他の爆発物、拿捕、捕獲、ストライキまたは社会的騒擾等（以下この条においては、「戦争、ストライキ等」といいます。）によるものとして保険金支払の対象とされない損害。ただし、The United Kingdom Mutual Steam Ship Assurance Association (Europe) Limited（以下「U.K. Club」といいます。）が保険金支払の対象としている損害のうち、被保険船舶が加入している船主責任相互保険組合においては、戦争、ストライキ等によるものとして保険金支払の対象とされない損害がある場合には、その損害を除きます。
	イ. 被保険船舶が、いずれの船主責任相互保険組合にも加入していない場合は、U. K. Clubにおいて戦争、ストライキ等によるものとして保険金支払の対象とされない損害
②小型・特殊船、小型漁船	普通約款第14条（保険金をお支払いしない損害—その1）の規定により、船主責任保険特別約款、汚染損害に関する船主責任追加担保特別条項、および積荷等損害の船主責任担保特別条項において保険金支払の対象とされない損害

- (2) 被保険者が法律または労働協約、就業規則、災害補償規程もしくは雇用契約により、被保険船舶乗組員またはその遺族に対して次の責任を負担し、または費用を支出することによって被る損害。ただし、労働者災害補償保険法、船員保険法、その他日本国または外国の災害補償法令に基づく保険契約加入の有無にかかわらず、その保険契約において補償の対象となる額を差し引きます。
- ① 被保険船舶乗組員の死亡（行方不明による死亡推定を含みます。以下同様とします。）に対する責任
 - ② 被保険船舶乗組員の職務上の事由による後遺障害に対する責任
 - ③ 被保険船舶乗組員が職務上の事由により負傷し、または疾病にかかった場合の療養補償（日本国の船員法第89条および第90条によります。）、傷病手当、予後手当および看護のための旅費
 - ④ 被保険船舶乗組員の人命救助費、遺骸搜索費、遺骸・遺骨・遺品引渡費および弔祭費
 - ⑤ 被保険船舶乗組員が職務上の事由により行方不明になった場合の行方不明手当
 - ⑥ 被保険船舶乗組員の所持品に対する責任
 - ⑦ 被保険船舶乗組員の死亡、負傷または疾病により代人の派遣が必要となった場合、これに要した費用
 - ⑧ 被保険船舶が全損となつたために失業した被保険船舶乗組員に被保険者が支払った賃金
- (3) (1) または (2) の規定によりこの特別約款において保険金支払の対象となる損害は、被保険者があらかじめ当会社の書面による同意を得て負担した損害に限ります。

第3条（全損）

- (1) 被保険船舶が拿捕、捕獲、抑留、押収または没収され、継続して12か月間解放されなかった場合には、被保険者は、全損としての保険金（以下「全損金」といいます。）の支払を請求することができます。
- (2) 港、運河、湾、その他の水域が戦争、内乱その他の変乱または国防行為により封鎖された結果、被保険船舶がその水域内に継続して12か月間閉じ込められ（*）、かつ、その間使用および処分の自由が失われた場合も、(1)に規定する「被保険船舶が抑留され継続して12か月間解放されなかった場合」とみなし、被保険者は、全損金の支払を請求することができます。
- (3) (1) および (2) の場合において、普通約款第3条（全損）(2)③の規定を適用しません。
- (*): 閉じ込められた場合とは、その水域内にある被保険船舶と同じ船型または同じ喫水のすべての船舶がその水域内外に航行することができない場合をいいます。

第4条（船底塗装費用）

被保険船舶が、当会社がこの特別約款において保険金を支払うべき事故（以下「保険事故」といいます。）によって被つた損傷の修繕工事（以下「保険工事」といいます。）のために、上架または入渠を必要とした場合に、船底の塗装が行われたときは、それに要した代金および費用について、当会社の対応は、次のとおりとします。

- (1) この保険証券記載の約款タイプ（以下「約款タイプ」といいます。）が外航船または大型漁船の場合に、被保険船舶の船底外板の清掃、サンドブラストその他の下地処理および塗装（船底防腐塗装および船底防汚塗装を含みます。）にかかる費用は、修繕費に含めません。ただし、次の代金および費用は、修繕費に含めます。
- ① 新替えされた船底外板部分の陸上での下地処理に要した費用およびそのショッププライマーの代金ならびに塗装費
 - ② 新替えまたは取り外し復旧された船底外板の溶接継手部分およびその溶接により損傷した隣接船底外板部分の下地処理に要した費用
 - ③ 曲がり直し工事により損傷した船底外板部分の下地処理に要した費用
 - ④ ①から③までに規定する部分に対する一層目のプライマーまたは防腐塗料の代金および塗装費
 - ⑤ ①から③までに規定する部分に対する水線塗料の代金および塗装費
- (2) 約款タイプが内航船、小型・特殊船または小型漁船の場合に、次の代金および費用は、修繕費に含めます。
- ① 船底防汚塗料の代金および塗装費（船底清掃費を含みます。）（*）。ただし、保険工事とそれ以外の工事または検査が同時に行われた場合は、船底の損傷のあった部分についてのみ防汚塗装が行われたときを除き、その2分の1を修繕費に含めます。
 - ② 船底防腐塗料の代金および塗装費。ただし、損傷のあった部分に対するものに限ります。
 - ③ 水線塗料の代金および塗装費。ただし、損傷のあった部分に対するものに限ります。
- (*): 約款タイプが内航船の場合は別表1の額、約款タイプが小型・特殊船または小型漁船の場合は別表2の額を限度とします。

別表1

単位：円

被保険船舶の種類 料率算出に用いられたトン数	A	B	C	D
	右記BからDのいずれにも該当しない船舶	コンテナ船、自動車専用船または自動車航送船	L.N.G. 船	双胴型の船舶
100トン未満	400,000	500,000		800,000
100トン以上 200トン未満	700,000	900,000		1,400,000
200トン以上 500トン未満	1,000,000	1,200,000		1,800,000
500トン以上 700トン未満	1,200,000	1,500,000		2,300,000
700トン以上 1,000トン未満	1,500,000	1,800,000		2,700,000
1,000トン以上 2,000トン未満	1,600,000	1,920,000	1,120,000	2,880,000
2,000トン以上 3,000トン未満	2,000,000	2,400,000	1,400,000	3,600,000
3,000トン以上 4,000トン未満	2,400,000	2,880,000	1,700,000	4,320,000
4,000トン以上 5,000トン未満	2,800,000	3,520,000	2,000,000	5,280,000
5,000トン以上 6,000トン未満	3,040,000	3,680,000	2,150,000	5,520,000
6,000トン以上 7,000トン未満	3,360,000	4,080,000	2,400,000	6,160,000
7,000トン以上 8,000トン未満	3,600,000	4,320,000	2,600,000	6,480,000
8,000トン以上 9,000トン未満	3,920,000	4,720,000	2,820,000	7,120,000
9,000トン以上 10,000トン未満	4,400,000	5,200,000	3,170,000	7,600,000
10,000トン以上 20,000トン未満	5,600,000	6,800,000	4,030,000	10,000,000
20,000トン以上 30,000トン未満	7,200,000	8,800,000	5,180,000	
30,000トン以上 40,000トン未満	8,800,000	10,400,000	6,340,000	
40,000トン以上 50,000トン未満	10,000,000	12,400,000	7,200,000	
50,000トン以上 60,000トン未満	11,200,000	13,600,000	8,000,000	
60,000トン以上 70,000トン未満	12,400,000	14,800,000	8,800,000	

被保険船舶の種類 料率算出に用いられたトン数	A	B	C	D
	右記BからDのいずれにも該当しない船舶	コンテナ船、自動車専用船または自動車航送船	L.N.G. 船	双胴型の船舶
70,000トン以上	80,000トン未満	13,600,000	16,000,000	9,600,000
80,000トン以上	90,000トン未満	14,800,000	17,600,000	10,400,000
90,000トン以上	100,000トン未満	15,600,000	18,800,000	11,200,000
100,000トン以上	110,000トン未満	16,800,000		12,000,000
110,000トン以上	120,000トン未満	18,000,000		12,800,000
120,000トン以上	130,000トン未満	19,200,000		13,600,000
130,000トン以上	140,000トン未満	20,000,000		14,400,000
140,000トン以上	150,000トン未満	21,200,000		14,800,000
150,000トン以上	160,000トン未満	22,400,000		
160,000トン以上	170,000トン未満	23,200,000		
170,000トン以上	180,000トン未満	24,400,000		
180,000トン以上	190,000トン未満	25,600,000		
190,000トン以上	200,000トン未満	26,800,000		

別表2

単位：円

被保険船舶の種類 料率算出に用いられたトン数（注）	A	B	C	D	E
	右記BからEのいずれにも該当しない船舶	コンテナ船、自動車専用船または自動車航送船	L.N.G. 船	自航装置を有しない船舶	双胴型の船舶
100トン未満	400,000	500,000		300,000	800,000
100トン以上	200トン未満	700,000	900,000	600,000	1,400,000
200トン以上	500トン未満	1,000,000	1,200,000	800,000	1,800,000
500トン以上	700トン未満	1,200,000	1,500,000	900,000	2,300,000
700トン以上	1,000トン未満	1,500,000	1,800,000	1,200,000	2,700,000
1,000トン以上	2,000トン未満	2,000,000	2,400,000	1,500,000	3,600,000
2,000トン以上	3,000トン未満	2,500,000	3,000,000	1,900,000	4,500,000
3,000トン以上	4,000トン未満	3,000,000	3,600,000	2,300,000	5,400,000
4,000トン以上	5,000トン未満	3,500,000	4,400,000	2,700,000	6,600,000
5,000トン以上	6,000トン未満	3,800,000	4,600,000	2,900,000	6,900,000
6,000トン以上	7,000トン未満	4,200,000	5,100,000	3,200,000	7,700,000
7,000トン以上	8,000トン未満	4,500,000	5,400,000	3,400,000	8,100,000
8,000トン以上	9,000トン未満	4,900,000	5,900,000	3,700,000	8,900,000
9,000トン以上	10,000トン未満	5,500,000	6,500,000	4,000,000	9,500,000
10,000トン以上	20,000トン未満	7,000,000	8,500,000	5,500,000	12,500,000
20,000トン以上	30,000トン未満	9,000,000	11,000,000	7,000,000	
30,000トン以上	40,000トン未満	11,000,000	13,000,000	8,000,000	
40,000トン以上	50,000トン未満	12,500,000	15,500,000	9,000,000	9,500,000
50,000トン以上	60,000トン未満	14,000,000	17,000,000	10,000,000	10,500,000
60,000トン以上	70,000トン未満	15,500,000	18,500,000	11,000,000	11,500,000
70,000トン以上	80,000トン未満	17,000,000	20,000,000	12,000,000	12,500,000
80,000トン以上	90,000トン未満	18,500,000	22,000,000	13,000,000	13,500,000
90,000トン以上	100,000トン未満	19,500,000	23,500,000	14,000,000	14,500,000
100,000トン以上	110,000トン未満	21,000,000		15,000,000	
110,000トン以上	120,000トン未満	22,500,000		16,000,000	
120,000トン以上	130,000トン未満	24,000,000		17,000,000	
130,000トン以上	140,000トン未満	25,000,000		18,000,000	
140,000トン以上	150,000トン未満	26,500,000		18,500,000	
150,000トン以上	160,000トン未満	28,000,000			
160,000トン以上	170,000トン未満	29,000,000			
170,000トン以上	180,000トン未満	30,500,000			
180,000トン以上	190,000トン未満	32,000,000			

被保険船舶の種類 料率算出に用いられたトン数（注）	A	B	C	D	E
	右記BからEのいずれにも該当しない船舶	コンテナ船、自動車専用船または自動車航送船	L.N.G. 船	自航装置を有しない船舶	双胴型の船舶
190,000トン以上 200,000トン未満	33,500,000				

(注) 浮船渠、ケーソン用フローティングドックについては、次の算式によって算出した数値をもって料率算出に用いられたトン数とします。

全長(m) × 巾(m) × 外側壁の高さ(m) ÷ 2.832 × 0.24

第5条（漁具および漁艇の保険の目的物からの除外）

約款タイプが小型漁船の場合にのみ、この条を適用します。

普通約款第2条（保険の目的物の範囲）(1)の規定にかかわらず、漁具（漁労にのみ使用され、かつ、被保険船舶に固着されていないものをいいます。）および漁艇は、保険の目的物に含まれないものとします。

第6条（船主責任損害の保険金支払額の限度）

普通約款第10条（保険金支払額の限度）の規定にかかわらず、第2条（船主責任損害）に規定する損害について、当会社が支払うべき保険金の額（以下「保険金支払額」といいます。）は、1回の保険事故ごとに次のとおりとします。

(1) 第2条(1)に規定する損害およびそれにかかる損害防止費用に対する保険金支払額は、この特別約款による他の保険金(*1)とは別に、その損害の合算額にこの保険証券記載の保険金額の保険価額に対する割合を乗じた額とし、この保険証券記載の支払限度額（船主責任）を限度とします。

(2) 第2条(2)に規定する損害およびそれにかかる損害防止費用に対する保険金支払額は、この特別約款による他の保険金(*2)とは別に、被保険船舶乗組員1名あたり次の額を限度とし、普通約款第11条（一部保険の場合の保険金支払額）の規定を適用しません。

① 第2条(2)①から③までおよび⑧の責任および費用については、これらを合算してこの保険証券記載の支払限度額（船舶乗組員に対する船主責任）

② 第2条(2)④から⑦までの責任および費用ならびに損害防止費用については、これらを合算して、(2)①による保険金とは別に、この保険証券記載の支払限度額（船舶乗組員に対する船主責任）の20%相当額

(*1) 第1条（保険金をお支払いする場合）(2)①から④までおよび第2条(2)の損害ならびにそれらにかかる損害防止費用をいいます。

(*2) 第1条(2)①から④までおよび第2条(1)の損害ならびにそれらにかかる損害防止費用をいいます。

第7条（保険期間の延長）

この保険契約においては、普通約款第13条（当会社の責任の始期および終期）(3)の規定を適用しません。

第8条（保険金をお支払いしない損害ーその1）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 日本国または被保険船舶の所有者が属している国もしくは被保険船舶が登録されている国の公権力による拿捕、捕獲、抑留、押収または没収

② 日本国または外国の公権力による強制使用、強制買上または検疫、貿易もしくは関税に関する法令に基づく処分

③ 英国、アメリカ合衆国、フランス共和国、ロシア連邦および中華人民共和国のうちいずれかの間の戦争（宣戦の前後、有無を問いません。）の発生

④ 盗難（第1条（保険金をお支払いする場合）(1)①および③から⑦までのいずれかに該当する事由によって生じた盗難を除きます。）

第9条（保険金をお支払いしない損害ーその2）

当会社は、被保険船舶が日本国の公権力の命令に違反して航行した場合には、その時以後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第10条（保険金をお支払いしない損害ーその3）

(1) 当会社は、被保険船舶が日本国もしくは外国の法令または条約に違反する漁業（漁場からの漁獲物またはその製品の運搬を含みます。）に従事し、もしくは従事しようとしたこと、またはその事実がいかなるものであるかにかかわらずそれらの容疑に問われることによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(2) (1)の規定は、普通約款第18条（保険金をお支払いしない損害ーその5）(1)③の規定の適用を妨げるものではありません。

第11条（保険契約の解除・自動終了）

(1) 当会社は、保険契約者に対する書面による7日前の予告をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、英国、アメリカ合衆国、フランス共和国、ロシア連邦および中華人民共和国のうちいずれかが関与する事態を理由とする場合は、保険契約者に対する書面による72時間前の予告をもって、この保険契約を解除することができます。

(2) (1)の規定による解除は、予告を発した日の午後12時（日本国の標準時によるものとします。）から起算して7日を経過した時、または前項のただし書きの規定による解除の場合は、予告を発した日の午後12時から起算して72時間を経過した時（いずれについても以下「予告期間満了時」といいます。）から将来に向かってその効力を生じます。

(3) (1)の規定による解除予告を発した後であっても、予告期間満了時以前に保険料率、航路定限その他の引受条件の変更について、当会社と保険契約者の間に合意が成立した場合には、この保険契約は、予告期間満了時以後も変

更された引受条件により存続するものとします。

- (4) (1) の規定による解除予告の有無にかかわらず、次のいずれかに該当する事由が生じた場合には、その時をもって、この保険契約は自動的に終了します。
- ① 英国、アメリカ合衆国、フランス共和国、ロシア連邦および中華人民共和国のうちいずれかの間の戦争（宣戦の前後、有無を問いません。）の発生
 - ② 日本国または外国の公権力による被保険船舶の強制使用
- (5) (1) から (4) までの規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合、またはこの保険契約が終了した場合には、当会社は、解除または終了した日の翌日から日割をもって計算した未経過期間に対応する保険料を返還します。

第12条 (航路定限外航行)

約款タイプが外航船の場合にのみ、この条を適用します。

- (1) 被保険船舶がこの保険証券記載の航路定限の外に出る場合（以下「航路定限外航行」といいます。）においては、普通約款第22条（通知義務—その1）(1) ①ア. の規定を適用しません。
- (2) 当会社は、(1) の規定にかかわらず、次のすべての条件が満たされない場合には、航路定限外航行中に保険事故によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者または被保険者が、遅滞なく次の事項を当会社に通知すること。
 - ア. 航路定限外航行を知った後、航路定限外航行の内容
 - イ. 航路定限外航行中、通知内容に変更があるときはその変更内容
 - ウ. 航路定限外航行終了後、確定した内容
 - ② 保険契約者が、当会社の定める割増保険料を支払うこと。
- (3) (2) に規定する割増保険料の支払については、次のとおりとし、この保険契約に適用される保険料に関する特別条項（後払期日用）または保険料に関する特別条項の全部または一部がこの規定に抵触する場合は、この規定をこれらの特別条項に優先して適用します。
- ① 当会社は、この保険契約に保険料に関する特別条項（後払期日用）が適用される場合には、承諾書記載の支払期日にかかわらず、(2) ①ウ. の通知を当会社が受けた日の属する月の翌月末までの後払いを認めるものとします。
 - ② この保険契約に保険料に関する特別条項が適用される場合には、承諾書記載の支払期日にかかわらず、(2) ①ウ. の通知に基づいて当会社が請求を行った日の翌日から起算して5営業日（当会社の営業日とします。）後を支払期日とみなします。

第13条 (船費保険契約等の禁止)

- (1) この保険契約は、船費、利益金、増価額その他名称にかかわらず、被保険船舶について、その所有者または賃借人の被保険利益を保険の目的物とする保険契約が存在しないことを条件とします。
- (2) 運送貨または用船料に対する1航海ごとの保険契約については、(1) に規定する条件を適用しません。
- (3) 当会社は、(1) に規定する条件に反する事実がある場合には、その事実が発生した時以後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第14条 (解撤回航時の全損金の支払制限)

- (1) 被保険船舶が解撤または解撤を目的とした売却のために回航される場合において、被保険船舶がその回航のための出帆地を発航した後に全損（普通約款第3条（全損）(1) の規定によります。）となったときのこの特別約款による保険金支払額は、次のとおりとします。
- ① 被保険船舶の売却価格（*1）またはこの保険証券記載の保険金額のいずれか低い額
 - ② 被保険船舶について、他の船舶保険契約がある場合は、次の算式によって算出した額とこの保険証券記載の保険金額のいずれか低い額
 - ①の売却価格（*1）×
この保険証券記載の保険金額
この保険証券記載の保険金額 + 他の船舶保険契約の保険金額
- (2) (1) の場合において、次の①から③までの損害のそれぞれの見積額もしくはその合算額が被保険船舶の売却価格（*1）または保険金額のいずれか低い額を超えたときは、被保険船舶が全損となったものとみなします。
- ① 修繕費。ただし、被保険船舶がその回航を遂行するために必要な修繕費に限ります。
 - ② 共同海損分担額
 - ③ 損害防止費用。ただし、普通約款第7条（損害防止費用）(1) ①の費用で、全損または①もしくは②の損害を防止軽減するために支出された費用に限ります。
- (3) この特別約款において保険金支払の対象となる次の賠償金または費用については、(1) の規定を適用しません。
- ① 衝突損害賠償金
 - ② 損害防止費用
 - ア. 普通約款第7条(1) ①および②の費用。ただし、普通約款第7条(1) ①の費用については、被保険船舶が全損になるおそれがある場合に、保険契約者または被保険者があらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用に限ります。
 - イ. 普通約款第7条(1) ③の費用のうち、同第6条（衝突損害賠償金）(1) ①または②の損害について、賠償請求の訴えが被保険者に対して提起された場合の必要または有益な訴訟費用または仲裁費用
- (4) 保険契約者または被保険者から、当会社に対してその回航についてあらかじめ通知がなされ、かつ、当会社の責任が軽減したと認められる場合には、当会社は、保険期間終了時に保険料を返還します（*2）。ただし、被保険船

舶がその回航のための出帆地を発航した後に、保険事故による損害が生じなかったときに限ります。

(*1) その回航に先だち当会社の承諾を得たときには、保険契約者または被保険者は、売却価格にその回航に必要な費用を含めることができます。

(*2) 返還する保険料については、別途決定します。

第15条（普通約款との関係）

普通約款のそれぞれの条項の全部または一部がこの特別約款に抵触する場合は、この特別約款を普通約款に優先して適用します。

12. 船舶不稼働損失戦争保険特別約款

(2021年4月1日改正)

第1条（保険金をお支払いする場合－稼働不能）

当会社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第14条（保険金をお支払いしない損害－その1）①から⑦までの規定にかかわらず、この保険証券記載の船舶（以下「被保険船舶」といいます。）が次のいずれかに該当する事由による損傷（以下「損傷」といいます。）を被り、稼働不能となった場合に、第4条（不稼働期間－遅滞なく修繕が行われる場合）または第5条（不稼働期間－繰延修繕の場合）の規定によって算出する不稼働期間から、この保険証券記載の控除日数を差し引いた日数に対する不稼働損失（以下「損失」といいます。）に限り、保険金をお支払います。

- ① 戦争、内乱その他の変乱
- ② 水雷、爆弾その他爆発物として使用される兵器の爆発またはこれらの物との接触。ただし、核兵器の爆発を除きます。
- ③ 公権力によるものであると否とを問わず、拿捕、捕獲、抑留、押収または没収
- ④ 海賊行為または強盗
- ⑤ ストライキ、ロックアウトその他の争議行為または争議行為参加者のそれに付随する行為
- ⑥ テロリストその他政治的動機または害意をもって行動する者の行為
- ⑦ 暴動、政治的または社会的騒擾その他類似の事態

第2条（保険金をお支払いする場合－不稼働期間短縮のための費用）

(1) 当会社は、この特別約款において保険金を支払うべき事故（以下「保険事故」といいます。）が発生した場合に、保険契約者またはこの保険証券記載の被保険者（以下「被保険者」といいます。）があらかじめ当会社の同意を得て、不稼働期間を短縮するために行なった処置により支出した費用（*）に対して保険金を支払います。

(2) (1) の規定において当会社が支払うべき保険金の額（以下「保険金支払額」といいます。）は、この保険証券記載の保険価額および保険金額に基づき、次の算式によって算出する額とします。ただし、その額は、その処置によって当会社が保険金の支払を免れた額を限度とします。

- ① 保険価額が船舶経常費または定期用船料をもって定められた場合

- ア. 保険金額が保険価額の80%以上のとき
不稼働期間短縮のために支出した費用の全額
 - イ. 保険金額が保険価額の80%未満のとき

$$\text{不稼働期間短縮のために支出した費用} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額} \times 80\%}$$

- ② 保険価額が運賃収入をもって定められた場合

- ア. 保険金額が保険価額の60%以上のとき
不稼働期間短縮のために支出した費用の全額
 - イ. 保険金額が保険価額の60%未満のとき

$$\text{不稼働期間短縮のために支出した費用} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額} \times 60\%}$$

(*) 被保険船舶について締結されている他の保険契約において保険金が支払われる費用を除きます。

第3条（定義）

この特別約款において、

① 「稼働不能」とは、被保険船舶が損傷を被り、その損傷を被った場所から直接または次のア. からウ. までのいずれかの場所を経由して修繕地に向かい、遅滞なく修繕が行われる場合（以下「遅滞なく修繕が行われる場合」といいます。）をいいます。また、被保険船舶が損傷を被った後、遅滞なく修繕が行われる場合以外であって、この保険証券記載の繰延限度期間中に行われる修繕（以下「繰延修繕」といいます。）の場合も稼働不能とみなします。

ア. 出帆地

イ. 当初の仕向地

ウ. 当初の仕向地以後の仕向地

② 「修繕」とは、次のものをいいます。

ア. 被保険船舶が被った損傷の本修繕および仮修繕

イ. 被保険船舶に第1条（保険金をお支払いする場合－稼働不能）のいずれかの事由が発生した後に、当会社の同意を得て行われる検査（*）

ウ. ア. の修繕またはイ. の検査が行われるための積荷の積替え、一時荷卸しまたは再積込み

③ 「修繕完了」とは、被保険船舶が被った損傷の本修繕の完了をいいます。仮修繕または検査のみが行われ、本修繕が繰り延べられる場合は、仮修繕または検査の終了時をもって修繕完了とみなします。

④ 「当初の仕向地」とは、被保険船舶が損傷を被った当時、すでに予定されていた次の荷役港をいいます。被保険船舶が損傷を被った結果、荷卸しを当初の仕向地で行うことができずに、他の港で行う場合は、その荷役港を当初の仕向地とみなします。

⑤ 「当初の仕向地以後の仕向地」とは、被保険船舶が損傷を被った当時すでに予定されていた当初の仕向地以後の荷役港で、損傷を被った当時の積荷または当初の仕向地で積載した積荷を荷卸しするためにのみ経由する荷役港をいいます。

⑥ 「新仕向地」とは、当初の仕向地以外の荷役港をいいます。

(*) 遅滞なく修繕が行われる場合において、被保険船舶が、損傷を被ったおそれのあった場所から①の規定に従い修繕地に向かい、検査が行われた結果、損傷が発見されなかったときを含みます。

第4条（不稼働期間－遅滞なく修繕が行われる場合）

(1) 遅滞なく修繕が行われる場合において、1回の保険事故による不稼働期間の算出は、次のとおりとし、仕向地における荷役のための日数ならびに第1条（保険金をお支払いする場合－稼働不能）③から⑤までおよび⑦の事由により修繕を行うことが妨げられた日数は算入しません。

① 被保険船舶が損傷を被った後、修繕のために航海の途中から離路する場合

ア. 修繕完了後当初の仕向地に航行するために原航路に復帰する場合は、損傷発生日の翌日から修繕完了後原航路に復帰した日までの日数が、損傷発生の場所より原航路復帰点に至るまで損傷がなかったならば必要としたであろう日数（*）を超える日数

イ. 修繕完了後新仕向地に向かう場合は、損傷発生日の翌日から修繕地を経由して新仕向地に至るまでの日数が、損傷発生の場所より直接新仕向地に至るまで損傷がなかったならば必要としたであろう日数（*）を超える日数。ただし、損傷発生日の翌日から修繕完了日までの日数を限度とします。

② 被保険船舶が損傷を被った後、当初の仕向地において修繕が行われる場合、または当初の仕向地もしくは当初の仕向地以後の仕向地を経由して修繕地に向かう場合

ア. 当初の仕向地において修繕が行われる場合は、損傷発生日の翌日から修繕完了日までの日数が、損傷発生の場所より修繕地に至るまで損傷がなかったならば必要としたであろう日数（*）を超える日数

イ. 当初の仕向地または当初の仕向地以後の仕向地を経由して修繕地に向かう場合は、損傷発生日の翌日から修繕地を経由して新仕向地に至るまでの日数が、損傷発生の場所より当初の仕向地または当初の仕向地以後の仕向地を経由して直接新仕向地に至るまで損傷がなかったならば必要としたであろう日数（*）を超える日数。ただし、損傷発生日の翌日から修繕完了日までの日数を限度とします。

③ 被保険船舶が損傷を被った後、航海の途中から出帆地に引き返す場合

ア. 出帆地において修繕が行われ、修繕完了後再び当初の仕向地に航行する場合、または出帆地を経由して修繕地に向かい、修繕完了後当初の仕向地に航行する場合は、損傷発生日の翌日から損傷発生の場所に復帰した日までの日数

イ. 出帆地において修繕が行われ、修繕完了後新仕向地に向かう場合、または出帆地を経由して修繕地に至り、修繕完了後新仕向地に向かう場合は、損傷発生日の翌日から修繕完了日までの日数

ウ. ア. またはイ. の場合において、損傷発生後引き続き原航路を航行し航海の途中から出帆地に引き返すときには、ア. またはイ. の日数から損傷発生の場所より引き返し地点に至るまで損傷がなかったならば必要としたであろう日数（*）を差し引きます。

(2) (1)の場合において、稼働不能の間に被保険船舶が、その修繕の原因となった損傷とは別の損傷（以下「他の損傷」といいます。）を被り、不稼働期間が延長されたときは、その延長部分を他の損傷による不稼働期間とみなします。ただし、この場合においては、それぞれの不稼働期間を通算した日数からこの保険証券記載の控除日数を差し引きます。

(*) 損傷がなかったならば必要としたであろう日数については、1日未満を切り捨てます。

第5条（不稼働期間－繰延修繕の場合）

(1) 繰延修繕の場合において、1回の保険事故による不稼働期間は、次の①および②の日数を合算したものとします。ただし、この保険契約であると否とを問わず、第4条（不稼働期間－遅滞なく修繕が行われる場合）の規定により保険金支払の対象となった不稼働期間は算入しません。

① 繰延修繕のための航海直前の最終仕向地（以下「最終仕向地」といいます。）出帆日の翌日から修繕完了日までの日数が、最終仕向地から修繕地に至るまで損傷がなかったならば必要としたであろう日数（*1）を超える日数

② 繰延修繕の原因となった損傷の仮修繕の日数

ア. 損傷発生後遅滞なく仮修繕が行われた場合は、第4条（1）の規定によって算出した仮修繕による遅延日数

イ. 損傷発生後遅滞なく仮修繕が行われず、後日行われた場合は、仮修繕地到着日の翌日から仮修繕完了日までの日数（荷役のための日数は算入しません。）

(2) (1)の場合において、他の損傷による修繕が併行して行われるときの不稼働期間の算出は、次のとおりとします。

① 他の損傷がこの保険契約の保険期間内に発生したものであるときは、1回の保険事故とみなして不稼働期間（*2）を算出します。

② 他の損傷が他の船舶不稼働損失保険契約（*3）の保険期間内に発生したものであるときは、当会社が保険金を支払う不稼働期間は、それぞれの修繕が別に行われたならば必要としたであろう日数の割合に従い算出します。

(*1) 損傷がなかったならば必要としたであろう日数については、1日未満を切り捨てます。

(*2) 繰延修繕着工日までに他の損傷による仮修繕が行われたときは、この仮修繕による不稼働期間も加算します。

(*3) この保険契約と保険期間が重複しない他の船舶不稼働損失戦争保険契約をいいます。

第6条（1日当たりの損失）

この保険契約においては、この保険証券記載の保険価額をこの保険証券記載の通算支払限度日数で除した額を1日当たりの損失とみなします。

第7条（保険価額が定期用船料または運賃収入をもって定められた場合）

(1) 保険価額が定期用船料をもって定められた場合には、この保険契約においては、被保険船舶について定期用船契約が存在することを必要とします。

(2) 保険価額が運賃収入をもって定められた場合には、この保険契約においては、被保険船舶について運賃収入のも

となる運送契約が存在することを必要とします。

- (3) (1) または (2) の規定に反する事実が発生した場合には、その事実が発生した時をもってこの保険契約は終了します。
- (4) (3) の規定により、この保険契約が終了した場合には、当会社は、終了した翌日から日割をもって計算した未経過期間に対応する保険料を返還します。

第8条 (保険金支払額の限度)

- (1) この特別約款による保険金支払額は、1回の保険事故について、この保険証券記載の1事故支払限度日数に相当する額を超えないものとします。
- (2) 保険事故が2回以上発生した場合であっても、この特別約款による保険金支払額は、通算してこの保険証券記載の通算支払限度日数に相当する額を超えないものとします。

第9条 (保険期間の延長)

普通約款第13条（当会社の責任の始期および終期）(3)の規定にかかわらず、保険期間満了時に被保険船舶が航海中、または被保険船舶に第1条（保険金をお支払いする場合—稼働不能）に規定する事由が生じている場合において、保険料率、航路定限その他の引受条件の変更について、当会社と保険契約者の間に合意が成立したときに限り、保険契約者または被保険者は、保険期間を延長することができます。ただし、保険期間が延長された場合であっても、次の時をもってこの保険契約は終了します。

- ① 航海中であった被保険船舶が安全に停泊できる水域においていかりを降ろし終わった時、または係留索をつなぎ終わった時のいずれか早い時
- ② 第1条に規定する事由が生じていた被保険船舶が修繕地においていかりを降ろし終わった時、または係留索をつなぎ終わった時のいずれか早い時

第10条 (保険金をお支払いしない損害—その1)

当会社は、次の損失または費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 日本国または被保険船舶の所有者が属している国もしくは被保険船舶が登録されている国の公権力による拿捕、捕獲、抑留、押収または没収による損失
- ② 日本国または外国の公権力による強制使用、強制買上または検疫、貿易もしくは関税に関する法令に基づく処分による損失
- ③ 日本国もしくは外国の法令または条約に違反することにより不稼働期間が延長された場合において、不稼働期間のうち延長された日数に対する損失
- ④ 英国、アメリカ合衆国、フランス共和国、ロシア連邦および中華人民共和国のうちいずれかの間の戦争（宣戦の前後、有無を問いません。）の発生による損失
- ⑤ 盗難（第1条（保険金をお支払いする場合—稼働不能）①および③から⑦までのいずれかに該当する事由によって生じた盗難を除きます。）による損失
- ⑥ 被保険船舶が稼働不能の間に全損となった場合において、保険事故発生の時から全損時までの損失。ただし、その稼働不能の原因となった事由以外の事由によって被保険船舶が全損となったときは、全損の原因となった事由発生日までの間の損失については、この規定を適用しません。
- ⑦ 被保険船舶が稼働不能の間に売却された場合において、保険事故発生の時から売却時までの損失
- ⑧ 保険事故に關係のない検査、修繕、荷役、荷待ち、荷役のための滞船等により不稼働期間が延長された場合において、不稼働期間のうち延長された日数に対する損失
- ⑨ 接岸・離岸用スラスター、荷役用クレーン、排気ガス洗浄装置（スクラバー本体、付属する各種パイプ類、タンク類、取水ポンプ、水処理装置および排水監視装置等の一連の装置をいいます。）その他の被保険船舶の機器または装置が使用不能となった場合において、被保険船舶の運航を継続するために被保険者が支出した費用

第11条 (保険金をお支払いしない損害—その2)

当会社は、被保険船舶が日本国の公権力の命令に違反して航行した場合には、その時以後に生じた損失または費用に対しては、保険金を支払いません。

第12条 (保険金をお支払いしない損害—その3)

- (1) 当会社は、被保険船舶が日本国もしくは外国の法令または条約に違反する漁業（漁場からの漁獲物またはその製品の運搬を含みます。）に従事し、もしくは従事しようとしたこと、またはその事実がいかなるものであるかにかかわらずそれらの容疑に問われることによって生じた損失または費用に対しては、保険金を支払いません。
- (2) (1) の規定は、普通約款第18条（保険金をお支払いしない損害—その5）(1) ③の規定の適用を妨げるものではありません。

第13条 (保険契約の解除・自動終了)

- (1) 当会社は、保険契約者に対する書面による7日前の予告をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、英國、アメリカ合衆国、フランス共和国、ロシア連邦および中華人民共和国のうちいずれかが関与する事態を理由とする場合は、保険契約者に対する書面による72時間前の予告をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1) の規定による解除は、予告を発した日の午後12時（日本国の標準時によるものとします。）から起算して7日を経過した時、または前項のただし書きの規定による解除の場合は、予告を発した日の午後12時から起算して72時間を経過した時（いずれについても以下「予告期間満了時」といいます。）から将来に向かってその効力を生じます。
- (3) (1) の規定による解除予告を発した後であっても、予告期間満了時以前に保険料率、航路定限その他の引受条件の変更について、当会社と保険契約者の間に合意が成立した場合には、この保険契約は、予告期間満了時以後も変

更された引受条件により存続するものとします。

- (4) (1) の規定による解除予告の有無にかかわらず、次のいずれかに該当する事由が生じた場合には、その時をもって、この保険契約は自動的に終了します。
- ① 英国、アメリカ合衆国、フランス共和国、ロシア連邦および中華人民共和国のうちいずれかの間の戦争（宣戦の前後、有無を問いません。）の発生
- ② 日本国または外国の公権力による被保険船舶の強制使用
- (5) (1) から (4) までの規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合、またはこの保険契約が終了した場合には、当会社は、解除または終了した日の翌日から日割をもって計算した未経過期間に対応する保険料を返還します。

第14条（保険契約の中止）

この保険証券記載の約款タイプ（以下「約款タイプ」といいます。）が外航船の場合にのみ、この条を適用します。当会社は、第1条（保険金をお支払いする場合－稼働不能）または第2条（保険金をお支払いする場合－不稼働期間短縮のための費用）の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が当会社との間で BLOCKING AND TRAPPING ETC. WORDING (LOSS OF HIRE / LOSS OF TIME) を適用する保険契約を締結した場合において、その契約の対象となる航海中に生じた損失または費用に対しては、保険金を支払いません。ただし、被保険船舶がその航海を終了した時以降は、この規定を適用しません。

第15条（航路定限外航行）

約款タイプが外航船の場合にのみ、この条を適用します。

- (1) 被保険船舶がこの保険証券記載の航路定限の外に出る場合（以下「航路定限外航行」といいます。）においては、普通約款第22条（通知義務－その1）(1) ①ア. の規定を適用しません。
- (2) 当会社は、(1) の規定にかかわらず、次のすべての条件が満たされない場合には、航路定限外航行中に保険事故によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者または被保険者が、遅滞なく次の事項を当会社に通知すること。
- ア. 航路定限外航行を知った後、航路定限外航行の内容
- イ. 航路定限外航行中、通知内容に変更があるときはその変更内容
- ウ. 航路定限外航行終了後、確定した内容
- ② 保険契約者が、当会社の定める割増保険料を支払うこと。
- (3) (2) に規定する割増保険料の支払については、次のとおりとし、この保険契約に適用される保険料に関する特別条項（後払期日用）または保険料に関する特別条項の全部または一部がこの規定に抵触する場合は、この規定をこれらの特別条項に優先して適用します。
- ① 当会社は、この保険契約に保険料に関する特別条項（後払期日用）が適用される場合には、承諾書記載の支払期日にかかわらず、(2) ①ウ. の通知を当会社が受けた日の属する月の翌月末までの後払いを認めるものとします。
- ② この保険契約に保険料に関する特別条項が適用される場合には、承諾書記載の支払期日にかかわらず、(2) ①ウ. の通知に基づいて当会社が請求を行った日の翌日から起算して5営業日（当会社の営業日とします。）後を支払期日とみなします。

第16条（普通約款との関係）

普通約款のそれぞれの条項の全部または一部がこの特別約款に抵触する場合は、この特別約款を普通約款に優先して適用します。

13. 船舶水雷保険に適用される特別約款・条項

船舶水雷保険特別約款

(2021年4月1日改正)

第1条 (保険金をお支払いする場合)

当会社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第14条（保険金をお支払いしない損害—その1）②の規定にかかわらず、水雷の爆発またはこれとの接触によってこの保険証券記載の船舶（以下「被保険船舶」といいます。）に生じた次の損害に対して保険金を支払います。ただし、核兵器の爆発を除きます。

- ① 全損（普通約款第3条（全損）の規定によります。）
- ② 修繕費（普通約款第4条（修繕費）の規定によります。）
- ③ 共同海損分担額（普通約款第5条（共同海損分担額）の規定によります。）
- ④ 衝突損害賠償金（普通約款第6条（衝突損害賠償金）の規定によります。）
- ⑤ 船主責任損害（第2条（船主責任損害）の規定によります。）
- ⑥ 損害防止費用（普通約款第7条（損害防止費用）の規定によります。）。ただし、①から⑤までの損害を防止軽減するために支出された費用に限ります。

第2条 (船主責任損害)

この特別約款において、船主責任損害とは、次の損害をいいます。

- (1) 被保険船舶の運航、使用または管理により、この保険証券記載の被保険者（以下「被保険者」といいます。）が法律上の賠償責任（特段の規定がある場合には、契約上の責任を含みます。）を負担し、または費用を支出することによって被る損害のうち、次の表に記載する損害。ただし、被保険船舶の船長または乗組員（以下「被保険船舶乗組員」といいます。）に対する損害については、被保険船舶乗組員の送還費用を除き、(2) の規定を適用します。

約款タイプ	船主責任損害
①外航船、内航船、大型漁船	ア. 被保険船舶が加入している船主責任相互保険組合において、水雷の爆発またはこれとの接触によるものとして保険金支払の対象とされない損害。ただし、The United Kingdom Mutual Steam Ship Assurance Association (Europe) Limited（以下「U.K. Club」といいます。）が保険金支払の対象としている損害のうち、被保険船舶が加入している船主責任相互保険組合においては、水雷の爆発またはこれとの接触によるものとして保険金支払の対象とされない損害がある場合には、その損害を除きます。
	イ. 被保険船舶が、いずれの船主責任相互保険組合にも加入していない場合は、U. K. Clubにおいて水雷の爆発またはこれとの接触によるものとして保険金支払の対象とされない損害
②小型・特殊船、小型漁船	普通約款第14条（保険金をお支払いしない損害—その1）の規定により、船主責任保険特別約款、汚染損害に関する船主責任追加担保特別条項、および積荷等損害の船主責任担保特別条項において保険金支払の対象とされない損害

- (2) 被保険者が法律または労働協約、就業規則、災害補償規程もしくは雇用契約により、被保険船舶乗組員またはその遺族に対して次の責任を負担し、または費用を支出することによって被る損害。ただし、労働者災害補償保険法、船員保険法、その他日本国または外国の災害補償法令に基づく保険契約加入の有無にかかわらず、その保険契約において補償の対象となる額を差し引きます。

- ① 被保険船舶乗組員の死亡（行方不明による死亡推定を含みます。以下同様とします。）に対する責任
- ② 被保険船舶乗組員の職務上の事由による後遺障害に対する責任
- ③ 被保険船舶乗組員が職務上の事由により負傷し、または疾病にかかった場合の療養補償（日本国の船員法第89条および第90条によります。）、傷病手当、予後手当および看護のための旅費
- ④ 被保険船舶乗組員の人命救助費、遭骸搜索費、遭骸・遭骨・遺品引渡費および弔祭費
- ⑤ 被保険船舶乗組員が職務上の事由により行方不明になった場合の行方不明手当
- ⑥ 被保険船舶乗組員の所持品に対する責任
- ⑦ 被保険船舶乗組員の死亡、負傷または疾病により代人の派遣が必要となった場合、これに要した費用
- ⑧ 被保険船舶が全損となつたために失業した被保険船舶乗組員に被保険者が支払った賃金

- (3) (1) または (2) の規定によりこの特別約款において保険金支払の対象となる損害は、被保険者があらかじめ当会社の書面による同意を得て負担した損害に限ります。

第3条 (船底塗装費用)

被保険船舶が、当会社がこの特別約款において保険金を支払うべき事故（以下「保険事故」といいます。）によって被つた損傷の修繕工事（以下「保険工事」といいます。）のために、上架または入渠を必要とした場合に、船底の塗装が行われたときは、それに要した代金および費用について、当会社の対応は、次のとおりとします。

- (1) この保険証券記載の約款タイプ（以下「約款タイプ」といいます。）が外航船または大型漁船の場合に、被保険船舶の船底外板の清掃、サンドブラストその他の下地処理および塗装（船底防腐塗装および船底防汚塗装を含みます。）にかかる費用は、修繕費に含めません。ただし、次の代金および費用は、修繕費に含めます。

- ① 新替えされた船底外板部分の陸上での下地処理に要した費用およびそのショッププライマーの代金ならびに塗装費

② 新替えまたは取り外し復旧された船底外板の溶接継手部分およびその溶接により損傷した隣接船底外板部分の下地処理に要した費用

③ 曲がり直し工事により損傷した船底外板部分の下地処理に要した費用

④ ①から③までに規定する部分に対する一層目のプライマーまたは防腐塗料の代金および塗装費

⑤ ①から③までに規定する部分に対する水線塗料の代金および塗装費

(2) 約款タイプが内航船、小型・特殊船または小型漁船の場合に、次の代金および費用は、修繕費に含めます。

① 船底防汚塗料の代金および塗装費（船底清掃費を含みます。）（*）。ただし、保険工事とそれ以外の工事または検査が同時に行われた場合は、船底の損傷のあった部分についてのみ防汚塗装が行われたときを除き、その2分の1を修繕費に含めます。

② 船底防腐塗料の代金および塗装費。ただし、損傷のあった部分に対するものに限ります。

③ 水線塗料の代金および塗装費。ただし、損傷のあった部分に対するものに限ります。

（*）約款タイプが内航船の場合は別表1の額、約款タイプが小型・特殊船または小型漁船の場合は別表2の額を限度とします。

別表1

単位：円

被保険船舶の種類 料率算出に用いられたトン数	A	B	C	D	
	右記BからDのいずれにも該当しない船舶	コンテナ船、自動車専用船または自動車航送船	L.N.G. 船	双胴型の船舶	
100トン未満	400,000	500,000		800,000	
100トン以上	200トン未満	700,000	900,000	1,400,000	
200トン以上	500トン未満	1,000,000	1,200,000	1,800,000	
500トン以上	700トン未満	1,200,000	1,500,000	2,300,000	
700トン以上	1,000トン未満	1,500,000	1,800,000	2,700,000	
1,000トン以上	2,000トン未満	1,600,000	1,920,000	1,120,000	2,880,000
2,000トン以上	3,000トン未満	2,000,000	2,400,000	1,400,000	3,600,000
3,000トン以上	4,000トン未満	2,400,000	2,880,000	1,700,000	4,320,000
4,000トン以上	5,000トン未満	2,800,000	3,520,000	2,000,000	5,280,000
5,000トン以上	6,000トン未満	3,040,000	3,680,000	2,150,000	5,520,000
6,000トン以上	7,000トン未満	3,360,000	4,080,000	2,400,000	6,160,000
7,000トン以上	8,000トン未満	3,600,000	4,320,000	2,600,000	6,480,000
8,000トン以上	9,000トン未満	3,920,000	4,720,000	2,820,000	7,120,000
9,000トン以上	10,000トン未満	4,400,000	5,200,000	3,170,000	7,600,000
10,000トン以上	20,000トン未満	5,600,000	6,800,000	4,030,000	10,000,000
20,000トン以上	30,000トン未満	7,200,000	8,800,000	5,180,000	
30,000トン以上	40,000トン未満	8,800,000	10,400,000	6,340,000	
40,000トン以上	50,000トン未満	10,000,000	12,400,000	7,200,000	
50,000トン以上	60,000トン未満	11,200,000	13,600,000	8,000,000	
60,000トン以上	70,000トン未満	12,400,000	14,800,000	8,800,000	
70,000トン以上	80,000トン未満	13,600,000	16,000,000	9,600,000	
80,000トン以上	90,000トン未満	14,800,000	17,600,000	10,400,000	
90,000トン以上	100,000トン未満	15,600,000	18,800,000	11,200,000	
100,000トン以上	110,000トン未満	16,800,000		12,000,000	
110,000トン以上	120,000トン未満	18,000,000		12,800,000	
120,000トン以上	130,000トン未満	19,200,000		13,600,000	
130,000トン以上	140,000トン未満	20,000,000		14,400,000	
140,000トン以上	150,000トン未満	21,200,000		14,800,000	
150,000トン以上	160,000トン未満	22,400,000			
160,000トン以上	170,000トン未満	23,200,000			
170,000トン以上	180,000トン未満	24,400,000			
180,000トン以上	190,000トン未満	25,600,000			
190,000トン以上	200,000トン未満	26,800,000			

別表 2

単位：円

料率算出に 用いられたトン数（注）	被保険船舶の 種類	A	B	C	D	E
		右記BからE のいずれにも 該当しない船 舶	コンテナ船、 自動車専用 船または自 動車航送船	L.N.G.船	自航装置を有 しない船舶	双胴型の船舶
100トン未満	400,000	500,000			300,000	800,000
100トン以上	200トン未満	700,000	900,000		600,000	1,400,000
200トン以上	500トン未満	1,000,000	1,200,000		800,000	1,800,000
500トン以上	700トン未満	1,200,000	1,500,000		900,000	2,300,000
700トン以上	1,000トン未満	1,500,000	1,800,000		1,200,000	2,700,000
1,000トン以上	2,000トン未満	2,000,000	2,400,000		1,500,000	3,600,000
2,000トン以上	3,000トン未満	2,500,000	3,000,000		1,900,000	4,500,000
3,000トン以上	4,000トン未満	3,000,000	3,600,000		2,300,000	5,400,000
4,000トン以上	5,000トン未満	3,500,000	4,400,000		2,700,000	6,600,000
5,000トン以上	6,000トン未満	3,800,000	4,600,000		2,900,000	6,900,000
6,000トン以上	7,000トン未満	4,200,000	5,100,000		3,200,000	7,700,000
7,000トン以上	8,000トン未満	4,500,000	5,400,000		3,400,000	8,100,000
8,000トン以上	9,000トン未満	4,900,000	5,900,000		3,700,000	8,900,000
9,000トン以上	10,000トン未満	5,500,000	6,500,000		4,000,000	9,500,000
10,000トン以上	20,000トン未満	7,000,000	8,500,000		5,500,000	12,500,000
20,000トン以上	30,000トン未満	9,000,000	11,000,000		7,000,000	
30,000トン以上	40,000トン未満	11,000,000	13,000,000		8,000,000	
40,000トン以上	50,000トン未満	12,500,000	15,500,000	9,000,000	9,500,000	
50,000トン以上	60,000トン未満	14,000,000	17,000,000	10,000,000	10,500,000	
60,000トン以上	70,000トン未満	15,500,000	18,500,000	11,000,000	11,500,000	
70,000トン以上	80,000トン未満	17,000,000	20,000,000	12,000,000	12,500,000	
80,000トン以上	90,000トン未満	18,500,000	22,000,000	13,000,000	13,500,000	
90,000トン以上	100,000トン未満	19,500,000	23,500,000	14,000,000	14,500,000	
100,000トン以上	110,000トン未満	21,000,000		15,000,000		
110,000トン以上	120,000トン未満	22,500,000		16,000,000		
120,000トン以上	130,000トン未満	24,000,000		17,000,000		
130,000トン以上	140,000トン未満	25,000,000		18,000,000		
140,000トン以上	150,000トン未満	26,500,000		18,500,000		
150,000トン以上	160,000トン未満	28,000,000				
160,000トン以上	170,000トン未満	29,000,000				
170,000トン以上	180,000トン未満	30,500,000				
180,000トン以上	190,000トン未満	32,000,000				
190,000トン以上	200,000トン未満	33,500,000				

(注) 浮船渠、ケーソン用フローティングドックについては、次の算式によって算出した数値をもって料率算出に用いられたトン数とします。

全長(m) × 巾(m) × 外側壁の高さ(m) ÷ 2.832 × 0.24

第4条 (漁具および漁艇の保険の目的物からの除外)

約款タイプが小型漁船の場合にのみ、この条を適用します。

普通約款第2条 (保険の目的物の範囲) (1) の規定にかかわらず、漁具（漁労にのみ使用され、かつ、被保険船舶に固着されていないものをおいいます。）および漁艇は、保険の目的物に含まれないものとします。

第5条 (船主責任損害の保険金支払額の限度)

普通約款第10条 (保険金支払額の限度) の規定にかかわらず、第2条 (船主責任損害) に規定する損害について、当会社が支払うべき保険金の額（以下「保険金支払額」といいます。）は、1回の保険事故ごとに次のとおりとします。

(1) 第2条(1)に規定する損害およびそれにかかる損害防止費用に対する保険金支払額は、この特別約款による他の保険金(*1)とは別に、その損害の合算額にこの保険証券記載の保険金額の保険価額に対する割合を乗じた額とし、この保険証券記載の支払限度額（船主責任）を限度とします。

(2) 第2条(2)に規定する損害およびそれにかかる損害防止費用に対する保険金支払額は、この特別約款による他の保険金(*2)とは別に、被保険船舶乗組員1名あたり次の額を限度とし、普通約款第11条（一部保険の場合の保険金支払額）の規定を適用しません。

① 第2条(2) ①から③までおよび⑧の責任および費用については、これらを合算してこの保険証券記載の支払限度額（船舶乗組員に対する船主責任）

② 第2条(2)④から⑦までの責任および費用ならびに損害防止費用については、これらを合算して、(2)①による保険金とは別に、この保険証券記載の支払限度額（船舶乗組員に対する船主責任）の20%相当額

(*1) 第1条（保険金をお支払いする場合）①から④までおよび第2条(2)の損害ならびにそれらにかかる損害防止費用をいいます。

(*2) 第1条①から④までおよび第2条(1)の損害ならびにそれらにかかる損害防止費用をいいます。

第6条（保険期間の延長）

この保険契約においては、普通約款第13条（当会社の責任の始期および終期）(3)の規定を適用しません。

第7条（保険金をお支払いしない損害—その1）

当会社は、英國、アメリカ合衆国、フランス共和国、ロシア連邦および中華人民共和国のうちいずれかの間の戦争（宣戦の前後、有無を問いません。）の発生によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第8条（保険金をお支払いしない損害—その2）

当会社は、被保険船舶が日本国の公権力の命令に違反して航行した場合には、その時以後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第9条（保険契約の解除・自動終了）

(1) 当会社は、保険契約者に対する書面による7日前の予告をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、英國、アメリカ合衆国、フランス共和国、ロシア連邦および中華人民共和国のうちいずれかが関与する事態を理由とする場合は、保険契約者に対する書面による72時間前の予告をもって、この保険契約を解除することができます。

(2) (1)の規定による解除は、予告を発した日の午後12時（日本国の標準時によるものとします。）から起算して7日を経過した時、または前項のただし書きの規定による解除の場合は、予告を発した日の午後12時から起算して72時間を経過した時（いずれについても以下「予告期間満了時」といいます。）から将来に向かってその効力を生じます。

(3) (1)の規定による解除予告を発した後であっても、予告期間満了時以前に保険料率、航路定限その他の引受条件の変更について、当会社と保険契約者の間に合意が成立した場合には、この保険契約は、予告期間満了時以後も変更された引受条件により存続するものとします。

(4) (1)の規定による解除予告の有無にかかわらず、次のいずれかに該当する事由が生じた場合には、その時をもって、この保険契約は自動的に終了します。

① 英国、アメリカ合衆国、フランス共和国、ロシア連邦および中華人民共和国のうちいずれかの間の戦争（宣戦の前後、有無を問いません。）の発生

② 日本国または外国の公権力による被保険船舶の強制使用

(5) (1)から(4)までの規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合、またはこの保険契約が終了した場合には、当会社は、解除または終了した日の翌日から日割をもって計算した未経過期間に対応する保険料を返還します。

第10条（航路定限外航行）

約款タイプが外航船の場合にのみ、この条を適用します。

(1) 被保険船舶がこの保険証券記載の航路定限の外に出る場合（以下「航路定限外航行」といいます。）においては、普通約款第22条（通知義務—その1）(1)①ア. の規定を適用しません。

(2) 当会社は、(1)の規定にかかわらず、次のすべての条件が満たされない場合には、航路定限外航行中に保険事故によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者または被保険者が、遅滞なく次の事項を当会社に通知すること。

ア. 航路定限外航行を知った後、航路定限外航行の内容

イ. 航路定限外航行中、通知内容に変更があるときはその変更内容

ウ. 航路定限外航行終了後、確定した内容

② 保険契約者が、当会社の定める割増保険料を支払うこと。

(3) (2)に規定する割増保険料の支払については、次のとおりとし、この保険契約に適用される保険料に関する特別条項（後払期日用）または保険料に関する特別条項の全部または一部がこの規定に抵触する場合は、この規定をこれらの特別条項に優先して適用します。

① 当会社は、この保険契約に保険料に関する特別条項（後払期日用）が適用される場合には、承諾書記載の支払期日にかかるらず、(2)①ウ. の通知を当会社が受けた日の属する月の翌月末までの後払いを認めるものとします。

② この保険契約に保険料に関する特別条項が適用される場合には、承諾書記載の支払期日にかかるらず、(2)①ウ. の通知に基づいて当会社が請求を行った日の翌日から起算して5営業日（当会社の営業日とします。）後を支払期日とみなします。

第11条（船費保険契約等の禁止）

(1) この保険契約は、船費、利益金、増価額その他名称にかかわらず、被保険船舶について、その所有者または賃借人の被保険利益を保険の目的物とする保険契約が存在しないことを条件とします。

(2) 運送賃または用船料に対する1航海ごとの保険契約については、(1)に規定する条件を適用しません。

(3) 当会社は、(1)に規定する条件に反する事実がある場合には、その事実が発生した時以後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第12条（解撤回航時の全損金の支払制限）

(1) 被保険船舶が解撤または解撤を目的とした売却のために回航される場合において、被保険船舶がその回航のための出帆地を発航した後に全損（普通約款第3条（全損）(1)の規定によります。）となったときのこの特別約款による保険金支払額は、次のとおりとします。

- ① 被保険船舶の売却価格 (*1) またはこの保険証券記載の保険金額のいずれか低い額
② 被保険船舶について、他の船舶保険契約がある場合は、次の算式によって算出した額とこの保険証券記載の保険金額のいずれか低い額

①の売却価格 (*1) ×

$$\frac{\text{この保険証券記載の保険金額}}{\text{この保険証券記載の保険金額} + \text{他の船舶保険契約の保険金額}}$$

- (2) (1) の場合において、次の①から③までの損害のそれぞれの見積額もしくはその合算額が被保険船舶の売却価格 (*1) または保険価額のいずれか低い額を超えたときは、被保険船舶が全損となったものとみなします。

① 修繕費。ただし、被保険船舶がその回航を遂行するために必要な修繕費に限ります。

② 共同海損分担額

③ 損害防止費用。ただし、普通約款第7条（損害防止費用）(1) ①の費用で、全損または①もしくは②の損害を防止軽減するために支出された費用に限ります。

- (3) この特別約款において保険金支払の対象となる次の賠償金または費用については、(1) の規定を適用しません。

① 衝突損害賠償金

② 損害防止費用

ア. 普通約款第7条(1) ①および②の費用。ただし、普通約款第7条(1) ①の費用については、被保険船舶が全損になるおそれがある場合に、保険契約者または被保険者があらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用に限ります。

イ. 普通約款第7条(1) ③の費用のうち、同第6条（衝突損害賠償金）(1) ①または②の損害について、賠償請求の訴えが被保険者に対して提起された場合の必要または有益な訴訟費用または仲裁費用

③ 船主責任損害

- (4) 保険契約者または被保険者から、当会社に対してその回航についてあらかじめ通知がなされ、かつ、当会社の責任が軽減したと認められる場合には、当会社は、保険期間終了時に保険料を返還します (*2)。ただし、被保険船舶がその回航のための出帆地を発航した後に、保険事故による損害が生じなかったときに限ります。

(*1) その回航に先立ち当会社の承諾を得たときには、保険契約者または被保険者は、売却価格にその回航に必要な費用を含めることができます。

(*2) 返還する保険料については、別途決定します。

第13条 (普通約款との関係)

普通約款のそれぞれの条項の全部または一部がこの特別約款に抵触する場合は、この特別約款を普通約款に優先して適用します。

船舶水雷保険特別約款（作業船用）

(2021年4月1日改正)

第1条 (保険金をお支払いする場合)

- (1) 当会社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第14条（保険金をお支払いしない損害—その1）②の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によってこの保険証券記載の船舶（以下「被保険船舶」といいます。）に生じた損害に対して保険金を支払います。ただし、核兵器の爆発を除きます。

① 水雷の爆発またはこれとの接触

② 被保険船舶が浚渫、杭打ちもしくは砂利採取等の作業またはこれらに関連する作業（以下「作業」といいます。）に従事している場合に、その作業水域において生じた水上もしくは水中に停止もしくは移動中の爆弾その他の爆発物（以下「爆発物」といいます。）の爆発またはこれらの物との接触（作業に伴い、これらの爆発物の積込み、運搬、荷卸しまたは積替え中に生じたこれらの爆発物の爆発またはこれらの物との接触を含みます。）

- (2) (1) に規定する被保険船舶に生じた損害とは、次の損害に限ります。

① 全損（普通約款第3条（全損）の規定によります。）

② 修繕費（普通約款第4条（修繕費）の規定によります。）

③ 共同海損分担額（普通約款第5条（共同海損分担額）の規定によります。）

④ 衝突損害賠償金（普通約款第6条（衝突損害賠償金）の規定によります。）

⑤ 船主責任損害（第2条（船主責任損害）の規定によります。）

⑥ 損害防止費用（普通約款第7条（損害防止費用）の規定によります。）。ただし、①から⑤までの損害を防止軽減するために支出された費用に限ります。

第2条 (船主責任損害)

この特別約款において、船主責任損害とは、次の損害をいいます。

- (1) 被保険船舶の運航、使用または管理により、この保険証券記載の被保険者（以下「被保険者」といいます。）が法律上の賠償責任（特段の規定がある場合には、契約上の責任を含みます。）を負担し、または費用を支出することによって被る損害のうち、普通約款第14条（保険金をお支払いしない損害—その1）の規定により、船主責任保険特別約款、汚染損害に関する船主責任追加担保特別条項、および積荷等損害の船主責任担保特別条項において保険金支払の対象とされない損害。ただし、被保険船舶の船長または乗組員（以下「被保険船舶乗組員」といいます。）に対する損害については、被保険船舶乗組員の送還費用を除き、(2) の規定を適用します。

(2) 被保険者が法律または労働協約、就業規則、災害補償規程もしくは雇用契約により、被保険船舶乗組員またはその遺族に対して次の責任を負担し、または費用を支出することによって被る損害。ただし、労働者災害補償保険法、船員保険法、その他日本国または外国の災害補償法令に基づく保険契約加入の有無にかかわらず、その保険契約において補償の対象となる額を差し引きます。

- ① 被保険船舶乗組員の死亡（行方不明による死亡推定を含みます。以下同様とします。）に対する責任
 - ② 被保険船舶乗組員の職務上の事由による後遺障害に対する責任
 - ③ 被保険船舶乗組員が職務上の事由により負傷し、または疾病にかかった場合の療養補償（日本国の船員法第89条および第90条によります。）、傷病手当、予後手当および看護のための旅費
 - ④ 被保険船舶乗組員の人命救助費、遺骸搜索費、遺骸・遺骨・遺品引渡費および弔祭費
 - ⑤ 被保険船舶乗組員が職務上の事由により行方不明になった場合の行方不明手当
 - ⑥ 被保険船舶乗組員の所持品に対する責任
 - ⑦ 被保険船舶乗組員の死亡、負傷または疾病により代人の派遣が必要となった場合、これに要した費用
 - ⑧ 被保険船舶が全損となつたために失業した被保険船舶乗組員に被保険者が支払った賃金
- (3) (1) または (2) の規定によりこの特別約款において保険金支払の対象となる損害は、被保険者があらかじめ当会社の書面による同意を得て負担したものに限ります。

第3条（船底塗装費用）

被保険船舶が、当会社がこの特別約款において保険金を支払うべき事故（以下「保険事故」といいます。）によって被つた損傷の修繕工事（以下「保険工事」といいます。）のために、上架または入渠を必要とした場合に、船底の塗装が行われたときは、それに要した次の代金および費用は、修繕費に含めます。

- ① 船底防汚塗料の代金および塗装費（船底清掃費を含み、別表の額を限度とします。）。ただし、保険工事とそれ以外の工事または検査が同時に行われた場合は、船底の損傷のあった部分についてのみ防汚塗装が行われたときを除き、その2分の1を修繕費に含めます。
- ② 船底防腐塗料の代金および塗装費。ただし、損傷のあった部分に対するものに限ります。
- ③ 水線塗料の代金および塗装費。ただし、損傷のあった部分に対するものに限ります。

別表

単位：円

被保険船舶の種類 料率算出に用いられたトン数（注）	A	B	C	D	E
	右記BからEのいずれにも該当しない船舶	コンテナ船、自動車専用船または自動車航送船	L.N.G. 船	自航装置を有しない船舶	双胴型の船舶
100トン未満	400,000	500,000			300,000
100トン以上 200トン未満	700,000	900,000			600,000
200トン以上 500トン未満	1,000,000	1,200,000			800,000
500トン以上 700トン未満	1,200,000	1,500,000			900,000
700トン以上 1,000トン未満	1,500,000	1,800,000			1,200,000
1,000トン以上 2,000トン未満	2,000,000	2,400,000			1,500,000
2,000トン以上 3,000トン未満	2,500,000	3,000,000			1,900,000
3,000トン以上 4,000トン未満	3,000,000	3,600,000			2,300,000
4,000トン以上 5,000トン未満	3,500,000	4,400,000			2,700,000
5,000トン以上 6,000トン未満	3,800,000	4,600,000			2,900,000
6,000トン以上 7,000トン未満	4,200,000	5,100,000			3,200,000
7,000トン以上 8,000トン未満	4,500,000	5,400,000			3,400,000
8,000トン以上 9,000トン未満	4,900,000	5,900,000			3,700,000
9,000トン以上 10,000トン未満	5,500,000	6,500,000			4,000,000
10,000トン以上 20,000トン未満	7,000,000	8,500,000			5,500,000
20,000トン以上 30,000トン未満	9,000,000	11,000,000			7,000,000
30,000トン以上 40,000トン未満	11,000,000	13,000,000			8,000,000
40,000トン以上 50,000トン未満	12,500,000	15,500,000	9,000,000		9,500,000
50,000トン以上 60,000トン未満	14,000,000	17,000,000	10,000,000		10,500,000
60,000トン以上 70,000トン未満	15,500,000	18,500,000	11,000,000		11,500,000
70,000トン以上 80,000トン未満	17,000,000	20,000,000	12,000,000		12,500,000
80,000トン以上 90,000トン未満	18,500,000	22,000,000	13,000,000		13,500,000
90,000トン以上 100,000トン未満	19,500,000	23,500,000	14,000,000		14,500,000
100,000トン以上 110,000トン未満	21,000,000		15,000,000		
110,000トン以上 120,000トン未満	22,500,000		16,000,000		
120,000トン以上 130,000トン未満	24,000,000		17,000,000		
130,000トン以上 140,000トン未満	25,000,000		18,000,000		
140,000トン以上	26,500,000		18,500,000		

被保険船舶の種類 料率算出に用いられたトン数（注）	A	B	C	D	E
	右記BからEのいずれにも該当しない船舶	コンテナ船、自動車専用船または自動車航送船	L.N.G. 船	自航装置を有しない船舶	双胴型の船舶
150,000トン以上	160,000トン未満	28,000,000			
160,000トン以上	170,000トン未満	29,000,000			
170,000トン以上	180,000トン未満	30,500,000			
180,000トン以上	190,000トン未満	32,000,000			
190,000トン以上	200,000トン未満	33,500,000			

(注) 浮船渠、ケーソン用フローティングドックについては、次の算式によって算出した数値をもって料率算出に用いられたトン数とします。

$$\text{全長(m)} \times \text{巾(m)} \times \text{外側壁の高さ(m)} \div 2.832 \times 0.24$$

第4条（船主責任損害の保険金支払額の限度）

普通約款第10条（保険金支払額の限度）の規定にかかわらず、第2条（船主責任損害）に規定する損害について、当会社が支払うべき保険金の額（以下「保険金支払額」といいます。）は、1回の保険事故ごとに次のとおりとします。

(1) 第2条(1)に規定する損害およびそれにかかる損害防止費用に対する保険金支払額は、この特別約款による他の保険金(*1)とは別に、その損害の合算額にこの保険証券記載の保険金額の保険価額に対する割合を乗じた額とし、この保険証券記載の支払限度額（船主責任）を限度とします。

(2) 第2条(2)に規定する損害およびそれにかかる損害防止費用に対する保険金支払額は、この特別約款による他の保険金(*2)とは別に、被保険船舶乗組員1名あたり次の額を限度とし、普通約款第11条（一部保険の場合の保険金支払額）の規定を適用しません。

① 第2条(2)①から③までおよび⑧の責任および費用については、これらを合算してこの保険証券記載の支払限度額（船舶乗組員に対する船主責任）

② 第2条(2)④から⑦までの責任および費用ならびに損害防止費用については、これらを合算して、(2)①による保険金とは別に、この保険証券記載の支払限度額（船舶乗組員に対する船主責任）の20%相当額

(*1) 第1条（保険金をお支払いする場合）(2)①から④までおよび第2条(2)の損害ならびにそれらにかかる損害防止費用をいいます。

(*2) 第1条(2)①から④までおよび第2条(1)の損害ならびにそれらにかかる損害防止費用をいいます。

第5条（保険期間の延長）

この保険契約においては、普通約款第13条（当会社の責任の始期および終期）(3)の規定を適用しません。

第6条（保険金をお支払いしない損害ーその1）

当会社は、英國、アメリカ合衆国、フランス共和国、ロシア連邦および中華人民共和国のうちいずれかの間の戦争（宣戦の前後、有無を問いません。）の発生によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第7条（保険金をお支払いしない損害ーその2）

当会社は、被保険船舶が日本国の公権力の命令に違反して航行した場合には、その時以後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第8条（保険契約の解除・自動終了）

(1) 当会社は、保険契約者に対する書面による7日前の予告をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、英國、アメリカ合衆国、フランス共和国、ロシア連邦および中華人民共和国のうちいずれかが関与する事態を理由とする場合は、保険契約者に対する書面による72時間前の予告をもって、この保険契約を解除することができます。

(2) (1)の規定による解除は、予告を発した日の午後12時（日本国の標準時によるものとします。）から起算して7日を経過した時、または前項のただし書きの規定による解除の場合は、予告を発した日の午後12時から起算して72時間を経過した時（いずれについても以下「予告期間満了時」といいます。）から将来に向かってその効力を生じます。

(3) (1)の規定による解除予告を発した後であっても、予告期間満了時以前に保険料率、航路定限その他の引受条件の変更について、当会社と保険契約者の間に合意が成立した場合には、この保険契約は、予告期間満了時以後も変更された引受条件により存続するものとします。

(4) (1)の規定による解除予告の有無にかかわらず、次のいずれかに該当する事由が生じた場合には、その時をもって、この保険契約は自動的に終了します。

① 英国、アメリカ合衆国、フランス共和国、ロシア連邦および中華人民共和国のうちいずれかの間の戦争（宣戦の前後、有無を問いません。）の発生

② 日本国または外国の公権力による被保険船舶の強制使用

(5) (1)から(4)までの規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合、またはこの保険契約が終了した場合には、当会社は、解除または終了した日の翌日から日割をもって計算した未経過期間に対応する保険料を返還します。

第9条（船費保険契約等の禁止）

(1) この保険契約は、船費、利益金、増価額その他名称にかかわらず、被保険船舶について、その所有者または賃借人の被保険利益を保険の目的物とする保険契約が存在しないことを条件とします。

(2) 運送貨または用船料に対する1航海ごとの保険契約については、(1)に規定する条件を適用しません。

(3) 当会社は、(1)に規定する条件に反する事実がある場合には、その事実が発生した時以後に生じた損害に対しては、

保険金を支払いません。

第10条（解撤回航時の全損金の支払制限）

(1) 被保険船舶が解撤または解撤を目的とした売却のために回航される場合において、被保険船舶がその回航のための出帆地を発航した後に全損（普通約款第3条（全損）(1)の規定によります。）となったときのこの特別約款による保険金支払額は、次のとおりとします。

① 被保険船舶の売却価格（*1）またはこの保険証券記載の保険金額のいずれか低い額

② 被保険船舶について、他の船舶保険契約がある場合は、次の算式によって算出した額とこの保険証券記載の保険金額のいずれか低い額

①の売却価格（*1）×

この保険証券記載の保険金額

この保険証券記載の保険金額 + 他の船舶保険契約の保険金額

(2) (1)の場合において、次の①から③までの損害のそれぞれの見積額もしくはその合算額が被保険船舶の売却価格（*1）または保険価額のいずれか低い額を超えたときは、被保険船舶が全損となったものとみなします。

① 修繕費。ただし、被保険船舶がその回航を遂行するために必要な修繕費に限ります。

② 共同海損分担額

③ 損害防止費用。ただし、普通約款第7条（損害防止費用）(1)①の費用で、全損または①もしくは②の損害を防止軽減するために支出された費用に限ります。

(3) この特別約款において保険金支払の対象となる次の賠償金または費用については、(1)の規定を適用しません。

① 衝突損害賠償金

② 損害防止費用

ア. 普通約款第7条(1)①および②の費用。ただし、普通約款第7条(1)①の費用については、被保険船舶が全損になるおそれがある場合に、保険契約者または被保険者があらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用に限ります。

イ. 普通約款第7条(1)③の費用のうち、同第6条（衝突損害賠償金）(1)①または②の損害について、賠償請求の訴えが被保険者に対して提起された場合の必要または有益な訴訟費用または仲裁費用

③ 船主責任損害

(4) 保険契約者または被保険者から、当会社に対してその回航についてあらかじめ通知がなされ、かつ、当会社の責任が軽減したと認められる場合には、当会社は、保険期間終了時に保険料を返還します（*2）。ただし、被保険船舶がその回航のための出帆地を発航した後に、保険事故による損害が生じなかったときに限ります。

（*1）その回航に先だち当会社の承諾を得たときには、保険契約者または被保険者は、売却価格にその回航に必要な費用を含めることができます。

（*2）返還する保険料については、別途決定します。

第11条（普通約款との関係）

普通約款のそれぞれの条項の全部または一部がこの特別約款に抵触する場合は、この特別約款を普通約款に優先して適用します。

14. 船舶建造戦争保険特別約款

(2021年4月1日制定)

第1条 (保険金をお支払いする場合)

- (1) 当会社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第14条（保険金をお支払いしない損害—その1）①から④までの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって保険の目的物に生じた損害に対して、保険金を支払います。
- ① 戦争、内乱その他の変乱
 - ② 水雷、爆弾その他爆発物として使用される兵器の爆発またはこれらの物との接触。ただし、核兵器の爆発を除きます。
 - ③ 公権力によるものであると否とを問わず、拿捕、捕獲、抑留、押収または没収
 - ④ 海賊行為または強盗
- (2) (1) に規定する保険の目的物に生じた損害とは、次の損害に限ります。ただし、①および②の損害（普通約款第4条（修繕費）(7) に規定する船底損傷検査のための費用を除きます。）については、その損害の原因となった滅失または損傷が保険期間中に発生し、かつ、発見されたものに限ります。
- ① 全損（普通約款第3条（全損）の規定によります。）
 - ② 修繕費（普通約款第4条（修繕費）の規定によります。ただし、同条（6）の規定を適用しません。）
 - ③ 共同海損分担額（普通約款第5条（共同海損分担額）の規定によります。）
 - ④ 衝突損害賠償金（普通約款第6条（衝突損害賠償金）の規定によります。）
 - ⑤ 再進水費用。ただし、進水が成功しなかった場合において、その後に進水を完了するために必要な工事費用に限ります。
 - ⑥ 損害防止費用（普通約款第7条（損害防止費用）の規定によります。）。ただし、①から⑤までの損害を防止軽減するために支出された費用に限ります。

第2条 (保険の目的物の範囲)

この特別約款において、保険の目的物とは、この保険証券記載の被保険者（以下「被保険者」といいます。）が所有する次の物（発注者支給品がある場合はこれを含みます。）で、この保険証券記載の航路定限（以下「航路定限」といいます。）内に存在するものをいいます。

- ① この保険証券記載の船舶（以下「被保険船舶」といいます。）の船体、機関、電機、航海機器、属具、備品等およびこれらの造船材料
- ② 被保険船舶の建造に使用される図面、鋳型および木型
- ③ 被保険船舶の試運転、艤装、入渠または引渡しを目的とする航海に使用される燃料および潤滑油

第3条 (全損)

- (1) 被保険船舶が拿捕、捕獲、抑留、押収または没収され、継続して12か月間解放されなかった場合には、被保険者は、全損としての保険金（以下「全損金」といいます。）の支払を請求することができます。
- (2) 港、運河、湾、その他の水域が戦争、内乱その他の変乱または国防行為により封鎖された結果、被保険船舶がその水域内に継続して12か月間閉じ込められ（*）、かつ、その間使用および処分の自由が失われた場合も、(1) に規定する「被保険船舶が抑留され継続して12か月間解放されなかった場合」とみなし、被保険者は、全損金の支払を請求することができます。
- (3) (1) および (2) の場合において、普通約款第3条（全損）(2) ③の規定を適用しません。
- (*)閉じ込められた場合とは、その水域内にある被保険船舶と同じ船型または同じ喫水のすべての船舶がその水域内外に航行することができない場合をいいます。

第4条 (保険価額)

- (1) 保険価額は、造船契約代価（発注者支給品がある場合は、造船契約代価にこの価額を加算した額とします。以下同様とします。）を下回らない額とします。
- (2) 造船契約がない場合は、竣工時の船価の見積額を造船契約代価とみなして、(1) の規定を適用します。
- (3) 保険期間中にこの保険証券記載の保険価額または保険金額が変更される場合において、普通約款第30条（保険料の返還または請求—保険価額または保険金額の増減の場合）の規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率に基づき計算した保険料の差額を請求または返還するものとします。

第5条 (建造完了前の全損の判定、全損となった場合の保険価額および保険金額)

- (1) 建造完了前において、普通約款第3条（全損）(2) ①に規定する全損の判定を行うにあたっては、次の費用、利潤または価額の合算額（この保険証券記載の保険価額を限度とします。）をその規定における保険価額とみなします。
- ① 当会社がこの特別約款において保険金を支払うべき事故（以下「保険事故」といいます。）による損害が生じた時までに、第3条（保険の目的物の範囲）に規定する保険の目的物について被保険者が支出した材料費
 - ② 保険事故による損害が生じた時までの工事量に相当する工事費用（①の材料費を除きます。）
 - ③ 造船契約代価に含まれる利潤のうち、①および②の費用に割り当たるべき部分
 - ④ 保険事故による損害が生じた時に、航路定限内に存在する発注者支給品の価額
- (2) 建造完了前に保険の目的物が全損となった場合には、その時の保険価額は、(1) の規定により算出した額とし、保険金額は、次のとおりとします。

$$\text{保険金額} = (1) \text{ の規定により算出した保険価額} \times$$

$$\frac{\text{この保険証券記載の保険金額}}{\text{この保険証券記載の保険価額}}$$

第6条（船底塗装費用）

被保険船舶が、保険事故によって被った損傷の修繕工事（以下「保険工事」といいます。）のために、上架または入渠を必要とした場合に、船底の塗装が行われたときは、その損傷発生直前の状態に復旧するための次の代金および費用のうち、必要かつ妥当なものは、修繕費に含めます。

- ① 船底防汚塗料の代金および塗装費（船底清掃費を含みます。）。ただし、保険工事とそれ以外の工事または検査が同時に行われた場合は、船底の損傷のあった部分についてのみ防汚塗装が行われたときを除き、その2分の1を修繕費に含めます。
- ② 船底防腐塗料の代金および塗装費。ただし、損傷のあった部分に対するものに限ります。
- ③ 水線塗料の代金および塗装費。ただし、損傷のあった部分に対するものに限ります。

第7条（保険金支払額の限度）

- (1) この特別約款において、当会社が支払うべき保険金の額は、この特別約款によらない保険金とは別に、1回の保険事故ごとに、保険金支払の対象となる損害の合算額からこの保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とします。
- (2) (1)において、保険金支払の対象となる損害の合算額は、1回の保険事故ごとに、この保険証券記載の保険価額を限度とします。
- (3) (2)の規定にかかわらず、普通約款第10条（保険金支払額の限度）(2)①から③までの賠償金または費用については、他の保険金支払の対象となる損害とは別に、1回の保険事故ごとに、それぞれこの保険証券記載の保険価額を限度とします。
- (4) 次の損害については、(1)から(3)までの規定を適用しません。
 - ① 全損（^{（＊）}）
 - ② 普通約款第4条（修繕費）(7)に規定する船底損傷検査のための費用
 - ③ 被保険船舶が全損（^{（＊）}）となった場合の普通約款第7条（損害防止費用）(1)①および②の損害防止費用

（＊）第4条（建造完了前の全損の判定、全損となった場合の保険価額および保険金額）(1)の規定により、建造完了前に全損と判定された場合を含みます。

第8条（保険期間の延長）

この保険契約においては、普通約款第13条（当会社の責任の始期および終期）(3)の規定を適用しません。

第9条（保険契約の終了）

保険期間中であっても、被保険船舶が発注者に引き渡された場合には、その時をもってこの保険契約は終了します。

第10条（保険金をお支払いしない損害ーその1）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 日本国または被保険船舶の所有者が属している国もしくは被保険船舶が登録されている国の公権力による拿捕、捕獲、抑留、押収または没収
- ② 日本国または外国の公権力による強制使用、強制買上または検疫、貿易もしくは関税に関する法令に基づく処分
- ③ 英国、アメリカ合衆国、フランス共和国、ロシア連邦および中華人民共和国のうちいずれかの間の戦争（宣戦の前後、有無を問いません。）の発生
- ④ 盗難（第1条（保険金をお支払いする場合）(1)①、③または④のいずれかに該当する事由によって生じた盗難を除きます。）

第11条（保険金をお支払いしない損害ーその2）

当会社は、被保険船舶が日本国の公権力の命令に違反して航行した場合には、その時以後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第12条（保険契約の解除・自動終了）

- (1) 当会社は、保険契約者に対する書面による7日前の予告をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、英国、アメリカ合衆国、フランス共和国、ロシア連邦および中華人民共和国のうちいずれかが関与する事態を理由とする場合は、保険契約者に対する書面による72時間前の予告をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1)の規定による解除は、予告を発した日の午後12時（日本国標準時によるものとします。）から起算して7日を経過した時、または前項のただし書きの規定による解除の場合は、予告を発した日の午後12時から起算して72時間を経過した時（いずれについても以下「予告期間満了時」といいます。）から将来に向かってその効力を生じます。
- (3) (1)の規定による解除予告を発した後であっても、予告期間満了時以前に保険料率、航路定限その他の引受条件の変更について、当会社と保険契約者の間に合意が成立した場合には、この保険契約は、予告期間満了時以後も変更された引受条件により存続するものとします。
- (4) (1)の規定による解除予告の有無にかかわらず、次のいずれかに該当する事由が生じた場合には、その時をもって、この保険契約は自動的に終了します。
 - ① 英国、アメリカ合衆国、フランス共和国、ロシア連邦および中華人民共和国のうちいずれかの間の戦争（宣戦の前後、有無を問いません。）の発生
 - ② 日本国または外国の公権力による被保険船舶の強制使用
- (5) (1)から(4)までの規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合、またはこの保険契約が終了した場合には、当会社は、解除または終了した日の翌日から日割をもって計算した未経過期間に対応する保険料を返還します。

第13条（試運転等のための航行）

航路定限の規定にかかわらず、被保険船舶は、試運転、艤装、入渠または引渡しを目的とする場合には、この保険証券記載の造船所から次の表に記載する区域を航行することができます。

運航形態	総トン数	航行可能区域
自航	100総トン未満	水路100浬以内 (*1)
	100総トン以上 1,000総トン未満	水路750浬以内 (*1)
	1,000総トン以上	制限なし (*1)
被曳・被押航	総トン数を問いません。	水路25浬以内 (*2)

(*1) 日本国内および大韓民国への航行に限ります。

(*2) 日本国内の航行に限ります。

第14条 (普通約款との関係)

普通約款のそれぞれの条項の全部または一部がこの特別約款に抵触する場合は、この特別約款を普通約款に優先して適用します。

15. 船舶建造・修繕・修繕者工事・修繕費保険に適用される特別約款・条項

船舶建造保険特別約款

(2021年4月1日改正)

第1条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金をお支払いする場合）(1)に規定する海上危険または陸上危険によって、保険の目的物に生じた次の損害に対して保険金を支払います。ただし、①および②の損害（普通約款第4条（修繕費）(7)に規定する船底損傷検査のための費用を除きます。）については、その損害の原因となった滅失または損傷が保険期間中に発生し、かつ、発見されたものに限ります。

- ① 全損（普通約款第3条（全損）の規定によります。）
- ② 修繕費（普通約款第4条の規定によります。ただし、同条(6)の規定を適用しません。）
- ③ 共同海損分担額（普通約款第5条（共同海損分担額）の規定によります。）
- ④ 衝突損害賠償金（普通約款第6条（衝突損害賠償金）の規定によります。）
- ⑤ 再進水費用。ただし、進水が成功しなかった場合において、その後に進水を完了するために必要な工事費用に限ります。
- ⑥ 損害防止費用（普通約款第7条（損害防止費用）の規定によります。）。ただし、①から⑤までの損害を防止軽減するために支出された費用に限ります。

第2条（保険の目的物の範囲）

この特別約款において、保険の目的物とは、この保険証券記載の被保険者（以下「被保険者」といいます。）が所有する次の物（発注者支給品がある場合はこれを含みます。）で、この保険証券記載の航路定限（以下「航路定限」といいます。）内に存在するものをいいます。

- ① この保険証券記載の船舶（以下「被保険船舶」といいます。）の船体、機関、電機、航海機器、属具、備品等およびこれらの造船材料
- ② 被保険船舶の建造に使用される図面、鋳型および木型
- ③ 被保険船舶の試運転、艤装、入渠または引渡しを目的とする航海に使用される燃料および潤滑油

第3条（保険価額）

- (1) 保険価額は、造船契約代価（発注者支給品がある場合は、造船契約代価にこの価額を加算した額とします。以下同様とします。）を下回らない額とします。
- (2) 造船契約がない場合は、竣工時の船価の見積額を造船契約代価とみなして、(1)の規定を適用します。
- (3) 保険期間中にこの保険証券記載の保険価額または保険金額が変更される場合において、普通約款第30条（保険料の返還または請求一保険価額または保険金額の増減の場合）の規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率に基づき計算した保険料の差額を請求または返還するものとします。

第4条（建造完了前の全損の判定、全損となった場合の保険価額および保険金額）

- (1) 建造完了前において、普通約款第3条（全損）(2)①に規定する全損の判定を行うにあたっては、次の費用、利潤または価額の合算額（この保険証券記載の保険価額を限度とします。）をその規定における保険価額とみなします。
 - ① 当会社がこの特別約款において保険金を支払うべき事故（以下「保険事故」といいます。）による損害が生じた時までに、第2条（保険の目的物の範囲）に規定する保険の目的物について被保険者が支出した材料費
 - ② 保険事故による損害が生じた時までの工事量に相当する工事費用（①の材料費を除きます。）
 - ③ 造船契約代価に含まれる利潤のうち、①および②の費用に割り当てるべき部分
 - ④ 保険事故による損害が生じた時に、航路定限内に存在する発注者支給品の価額
- (2) 建造完了前に保険の目的物が全損となった場合には、その時の保険価額は、(1)の規定により算出した額とし、保険金額は、次のとおりとします。

$$\text{保険金額} = (1) \text{の規定により算出した保険価額} \times$$

$$\frac{\text{この保険証券記載の保険金額}}{\text{この保険証券記載の保険価額}}$$

第5条（船底塗装費用）

被保険船舶が、保険事故によって被った損傷の修繕工事（以下「保険工事」といいます。）のために、上架または入渠を必要とした場合に、船底の塗装が行われたときは、その損傷発生直前の状態に復旧するための次の代金および費用のうち、必要かつ妥当なものは、修繕費に含めます。

- ① 船底防汚塗料の代金および塗装費（船底清掃費を含みます。）。保険工事とそれ以外の工事または検査が同時に行われたときは、船底の損傷のあった部分についてのみ防汚塗装が行われたときを除き、その2分の1を修繕費に含めます。
- ② 船底防腐塗料の代金および塗装費。ただし、損傷のあった部分に対するものに限ります。
- ③ 水線塗料の代金および塗装費。ただし、損傷のあった部分に対するものに限ります。

第6条（保険金支払額の限度）

- (1) この特別約款において、当会社が支払うべき保険金の額は、この特別約款によらない保険金とは別に、1回の保険事故ごとに、保険金支払の対象となる損害の合算額からこの保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とします。
- (2) (1)において、保険金支払の対象となる損害の合算額は、1回の保険事故ごとに、この保険証券記載の保険価額を限度とします。
- (3) (2)の規定にかかわらず、普通約款第10条（保険金支払額の限度）(2)①から③までの賠償金または費用については、他の保険金支払の対象となる損害とは別に、1回の保険事故ごとに、それぞれこの保険証券記載の保険価額を限度と

します。

(4) 次の損害については、(1) から (3) までの規定を適用しません。

- ① 全損 (*)
 - ② 普通約款第4条（修繕費）(7)に規定する船底損傷検査のための費用
 - ③ 被保険船舶が全損 (*) となった場合の普通約款第7条（損害防止費用）(1)①および②の損害防止費用

(*) 第4条（建造完了前の全損の判定、全損となった場合の保険価額および保険金額）(1)の規定により、建造完了前に全損と判定された場合を含みます。

第7条（保険契約の終了）

保険期間中であっても、被保険船舶が発注者に引き渡された場合には、その時をもってこの保険契約は終了します。

第8条（保険金をお支払いしない損害）

当会社は、次の損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険の目的物に存在する材質上の欠陥 (*) によって損害が生じた場合に、その欠陥が存在する部分の損害
 - ② 設計上または仕様上の不良によって生じた保険の目的物の欠陥 (*) によって損害が生じた場合に、その欠陥が存在する部分の損害
 - ③ 設計または仕様の変更もしくは改善に必要とした費用
 - ④ 溶接不良のみが発見された場合の溶接不良部分を再溶接するために必要とした費用
 - ⑤ 地震または噴火（これらによって生じた津波および火災を含みます。）によって生じた損害
 - ⑥ 被保険船舶が木造船の場合に、工場、倉庫その他の建物内に存在する保険の目的物に生じた損害

(*) 保険契約者または被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず、発見することができなかつた欠陥に限ります。

第9条（試運転等のための航行）

航路定限の規定にかかわらず、被保険船舶は、試運転、艤装、入渠または引渡しを目的とする場合には、この保険証券記載の造船所から次の表に記載する区域を航行することができます。

運航形態	船種	総トン数	航行可能区域
自航	艦艇以外	100総トン未満	水路100浬以内 (* 1)
		100総トン以上 1,000総トン未満	水路750浬以内 (* 1)
		1,000総トン以上	制限なし (* 1)
	艦艇	総トン数を問いません。	水路750浬以内 (* 2)
被曳・被押航	船種を問いません。	総トン数を問いません。	水路25浬以内 (* 2)

(* 1) 日本国内および大韓民国への航行に限ります。

(* 2) 日本国内の航行に限ります。

第10条（普通約款との関係）

普通約款のそれぞれの条項の全部または一部がこの特別約款に抵触する場合は、この特別約款を普通約款に優先して適用します。

.....

船舶建造保險特別約款（高額艦艇用）

(2021年4月1日改正)

第1条 (保険金をお支払いする場合)

当社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金をお支払いする場合）(1)に規定する海上危険または陸上危険によって、保険の目的物に生じた次の損害に対して保険金を支払います。ただし、①および②の損害（普通約款第4条（修繕費）(7)に規定する船底損傷検査のための費用を除きます。）については、その損害の原因となった滅失または損傷が保険期間中に発生し、かつ、発見されたものに限ります。

- ① 全損（普通約款第3条（全損）の規定によります。）
 - ② 修繕費（普通約款第4条の規定によります。ただし、同条（6）の規定を適用しません。）
 - ③ 共同海損分担額（普通約款第5条（共同海損分担額）の規定によります。）
 - ④ 衝突損害賠償金（普通約款第6条（衝突損害賠償金）の規定によります。）
 - ⑤ 再進水費用。ただし、進水が成功しなかった場合において、その後に進水を完了するために必要な工事費用に限ります。
 - ⑥ 損害防止費用（普通約款第7条（損害防止費用）の規定によります。）。ただし、①から⑤までの損害を防止軽減するために支出された費用に限ります。

第2条（保険の目的物の範囲）

この特別約款において、保険の目的物とは、この保険証券記載の被保険者（以下「被保険者」といいます。）が所有する次の物（発注者支給品がある場合はこれを含みます。）で、この保険証券記載の航路定限（以下「航路定限」といいます。）内に存在するものをいいます。

- ① この保険証券記載の船舶（以下「被保険船舶」といいます。）の船体、機関、電機、航海機器、属具、備品等およびこれらの造船材料
- ② 被保険船舶の建造に使用される図面、鋳型および木型
- ③ 被保険船舶の試運転、艤装、入渠または引渡しを目的とする航海に使用される燃料および潤滑油

第3条（保険価額）

- (1) 保険価額は、造船契約代価（発注者支給品がある場合は、造船契約代価にこの価額を加算した額とします。以下同様とします。）を下回らない額とします。
- (2) 造船契約がない場合は、竣工時の船価の見積額を造船契約代価とみなして、(1) の規定を適用します。

第4条（建造完了前の全損の判定、全損となった場合の保険価額および保険金額）

- (1) 建造完了前において、普通約款第3条（全損）(2) ①に規定する全損の判定を行うにあたっては、次の費用、利潤または価額の合算額（この保険証券記載の保険価額を限度とします。）をその規定における保険価額とみなします。
 - ① 当会社がこの保険契約において保険金を支払うべき事故（以下「保険事故」といいます。）による損害が生じた時までに、第2条（保険の目的物の範囲）に規定する保険の目的物について被保険者が支出した材料費
 - ② 保険事故による損害が生じた時までの工事量に相当する工事費用（①の材料費を除きます。）
 - ③ 造船契約代価に含まれる利潤のうち、①および②の費用に割り当てられるべき部分
 - ④ 保険事故による損害が生じた時に、航路定限内に存在する発注者支給品の価額
- (2) 建造完了前に保険の目的物が全損となった場合は、(1) の規定により算出した保険価額をその時の保険金額とします。ただし、この保険証券記載の保険金額を限度とします。

第5条（船底塗装費用）

被保険船舶が、保険事故によって被った損傷の修繕工事（以下「保険工事」といいます。）のために、上架または入渠を必要とした場合に、船底の塗装が行われたときには、その損傷発生直前の状態に復旧するための次の代金および費用のうち、必要かつ妥当なものは、修繕費に含めます。

- ① 船底防汚塗料の代金および塗装費（船底清掃費を含みます。）。保険工事とそれ以外の工事または検査が同時に行われたときは、船底の損傷のあった部分についてにのみ防汚塗装が行われたときを除き、その2分の1を修繕費に含めます。
- ② 船底防腐塗料の代金および塗装費。ただし、損傷のあった部分に対するものに限ります。
- ③ 水線塗料の代金および塗装費。ただし、損傷のあった部分に対するものに限ります。

第6条（保険金支払額の限度）

- (1) この特別約款において当会社が支払うべき保険金の額（以下「保険金支払額」といいます。）は、1回の保険事故ごとに、保険金支払の対象となる損害の合算額からこの保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とします。ただし、次の損害については、この規定を適用しません。
 - ① 全損（*）
 - ② 普通約款第4条（修繕費）(7) に規定する船底損傷検査のための費用
 - ③ 被保険船舶が全損（*）となった場合の普通約款第7条（損害防止費用）(1) ①および②の損害防止費用
 - (2) 普通約款第10条（保険金支払額の限度）(2) の規定にかかわらず、保険金支払額は、いかなる場合も1回の保険事故ごとに、この保険証券記載の保険金額（支払限度額）を限度とします。
 - (3) 当会社は、普通約款第11条（一部保険の場合の保険金支払額）の規定にかかわらず、この特別約款において保険金を支払う場合には、保険金支払の対象となる損害の額にこの保険証券記載の保険金額の保険価額に対する割合を乗じないものとします。
- （*）第4条（建造完了前の全損の判定、全損となった場合の保険価額および保険金額）(1) の規定により、建造完了前に全損と判定された場合を含みます。

第7条（保険契約の終了）

保険期間中であっても、被保険船舶が発注者に引き渡された場合には、その時をもってこの保険契約は終了します。

第8条（保険金をお支払いしない損害）

当会社は、次の損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険の目的物に存在する材質上の欠陥（*）によって損害が生じた場合に、その欠陥が存在する部分の損害
 - ② 設計上または仕様上の不良によって生じた保険の目的物の欠陥（*）によって損害が生じた場合に、その欠陥が存在する部分の損害
 - ③ 設計または仕様の変更もしくは改善に必要とした費用
 - ④ 溶接不良のみが発見された場合の溶接不良部分を再溶接するために必要とした費用
 - ⑤ 地震または噴火（これらによって生じた津波および火災を含みます。）によって生じた損害
- （*）保険契約者または被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず、発見することができなかった欠陥に限ります。

第9条（試運転等のための航行）

航路定限の規定にかかわらず、被保険船舶は、試運転、艤装、入渠または引渡しを目的とする場合には、この保険証券記載の造船所から水路750浬（被曳航のときには25浬）の区域内を航行することができます。ただし、日本国内の航行に限ります。

第10条（普通約款との関係）

普通約款のそれぞれの条項の全部または一部がこの特別約款に抵触する場合は、この特別約款を普通約款に優先して適用します。

船舶の保険価額に関する特別条項

(2021年4月1日改正)

第1条

- (1) この保険証券記載の保険価額は暫定とし、次のいずれかの額を保険の目的物の確定保険価額とします。
- ① 建造契約書に「代金の中途確定に関する特約条項」が付されている契約においては、その特別条項に従い確定される契約金額と発注者により確定される官給品の価額の合算額
 - ② 建造契約書に「超過利益の返納に関する特約条項」が付されている契約においては、確定されている契約金額と発注者により確定される官給品の価額の合算額
- (2) (1) の規定により保険価額が確定されるまでは、暫定保険価額を保険の目的物の保険価額とみなします。

第2条

第1条に規定する確定保険価額がこの保険証券記載の保険価額と異なる場合は、確定保険価額をもって、この保険証券記載の保険期間の開始日に遡及して保険料を精算します。

地震危険担保特別条項（船舶建造保険用）

(2021年4月1日改正)

第1条

船舶建造保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金をお支払いする場合）を次のように読み替えます。

「第1条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、地震または噴火（これらによって生じた津波および火災を含みます。）によって、保険の目的物に生じた次の損害に対して保険金を支払います。ただし、①および②の損害（船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（修繕費）(7)に規定する船底損傷検査のための費用を除きます。）については、その損害の原因となった滅失または損傷が保険期間中に発生し、かつ、発見されたものに限ります。

- ① 全損（普通約款第3条（全損）の規定によります。）
- ② 修繕費（普通約款第4条の規定によります。ただし、同条（6）の規定を適用しません。）
- ③ 共同海損分担額（普通約款第5条（共同海損分担額）の規定によります。）
- ④ 衝突損害賠償金（普通約款第6条（衝突損害賠償金）の規定によります。）
- ⑤ 再進水費用。ただし、進水が成功しなかった場合において、その後に進水を完了するために必要な工事費用に限ります。
- ⑥ 損害防止費用（普通約款第7条（損害防止費用）の規定によります。）。ただし、①から⑤までの損害を防止軽減するために支出されたものに限ります。」

第2条

特別約款第8条（保険金をお支払いしない損害）⑤の規定を適用しません。

ストライキ危険担保特別条項

(2021年4月1日改正)

第1条

当会社は、船舶保険普通保険約款第14条（保険金をお支払いしない損害—その1）⑤から⑦までの規定にかかわらず、次の事由によって保険の目的物に生じた損害に対して、この保険証券記載の特別約款の規定に従い、保険金を支払います。

- ① ストライキ、ロックアウトその他の争議行為または争議行為参加者のそれに付随する行為
- ② テロリストその他政治的動機または害意をもって行動する者の行為
- ③ 暴動、政治的または社会的騒擾その他類似の事態

第2条

- (1) 当会社は、保険契約者に対する書面による7日前の予告をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1) の規定による解除は、予告を発した日の午後12時（日本国標準時によるものとします。）から起算して7日を経過した時（以下「予告期間満了時」といいます。）から将来に向かってその効力を生じます。
- (3) (1) の規定による解除予告を発した後であっても、予告期間満了時以前に保険料率、航路定限その他の引受条件の変更について、当会社と保険契約者の間に合意が成立した場合には、この保険契約は、予告期間満了時以後も変更された引受条件により存続するものとします。
- (4) (1) の規定による解除予告の有無にかかわらず、次のいずれかに該当する事由が生じた場合には、その時をもって、この保険契約は自動的に終了します。
- ① 英国、アメリカ合衆国、フランス共和国、ロシア連邦および中華人民共和国のうちいずれかの間の戦争（宣戦の前後、有無を問いません。）の発生

- ② 日本国または外国の公権力による被保険船舶の強制使用
(5) (1) から (4) までの規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合、またはこの保険契約が終了した場合には、当会社は、解除または終了した日の翌日から日割をもって計算した未経過期間に対応する保険料を返還します。
- ・・・・・

船舶建造者責任保険特別約款

(2021年4月1日改定)

第1条 (保険金をお支払いする場合ーその1)

- (1) 当会社は、この保険証券記載の被保険者（複数の被保険者が記載されている場合には、船舶建造者としての被保険者に限ります。以下同様とし、「被保険者」といいます。）が、この保険証券記載の船舶（「以下「被保険船舶」といいます。）の建造により、(2) に規定する法律上の損害賠償責任（以下「賠償責任」といいます。特段の規定がある場合には、契約上の責任を含みます。）を負担したことによって被る損害に対して保険金を支払います。ただし、次の①および②の条件に該当する場合に限るものとし、かつ、被保険者は、②に規定する賠償金の支払にあたり、あらかじめ当会社の書面による同意を得なければなりません。
- ① 被保険者がその賠償責任を負担する原因となった滅失、損傷、身体の障害（*）等が、この保険証券記載の保険期間中に発生し、かつ、発見されたものであること。
- ② 被保険者が負担する賠償債務の弁済としての支出（以下「賠償金」といいます。）であること。
- (2) (1) の規定により当会社が保険金を支払う損害は、被保険者が次の賠償責任を負担したことによって被る損害とします。
- ① 被保険者の使用者および下請負人（その使用者を含みます。以下同様とします）を除く人の死傷または疾病に対する賠償責任（以下「死傷疾病責任」といいます。）
- ② 他船等に与えた次の損害に対する賠償責任。ただし、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6条（衝突損害賠償金）に規定する衝突損害賠償金を除きます。
- ア. 他船に与えた損害（その他船の損傷によるその他船の使用利益の喪失を含みます。）
- イ. 他船上の積荷その他の財物に与えた損害
- ③ 港湾設備その他の固定物、移動物または海産物等の被保険船舶外に存在する財物（②に記載する他船等を除きます。）に与えた損害（それらの財物の損傷によるそれらの財物の使用利益の喪失を含みます。）に対する賠償責任
- ④ 被保険船舶内に存在する被保険者の使用者および下請負人を除く人の所持品に与えた損害に対する賠償責任
- ⑤ ②および③に記載する次の財物の船骸もしくは残骸の引揚げまたは除去を必要とした場合に、その引揚げまたは除去に要した費用に対する賠償責任。ただし、引揚げまたは除去されたそれらの財物に残存価額があるときは、その賠償責任にかかる賠償金からその額を差し引きます。
- ア. 他船
- イ. 他船上の積荷その他の財物
- ウ. 港湾設備その他の固定物、移動物または海産物等の被保険船舶外に存在する財物
- ⑥ 被保険船舶が入港、出港または港内移動する場合に生じた損害に対して、書面による曳航契約によって被保険者が負担した賠償責任。ただし、その曳航契約に定める被保険者の責任が標準的な曳航契約に比べ著しく過重であることにより、被保険者が負担した賠償責任によって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- (* 人の傷害および疾病ならびにこれらに起因する後遺障害および死亡をいいます。)

第2条 (保険金をお支払いする場合ーその2)

- (1) 当会社は、被保険船舶の建造により、被保険者が (2) に規定する費用を支出することによって被る損害に対して保険金を支払います。ただし、その費用の支出の原因となった滅失、損傷、身体の障害（*）等がこの保険証券記載の保険期間中に発生し、かつ、発見された場合に限るものとし、かつ、被保険者はその費用の支出にあたり、あらかじめ当会社の書面による同意を得なければなりません。
- (2) (1) の規定により当会社が保険金を支払う損害は、被保険者が次の費用を支出することによって被るものとします。
- ① 被保険船舶が次の者の下船のみを目的とした離路に関し、被保険者が特に負担した費用（被保険船舶の使用利益の喪失は、費用とはみなしません。）
- ア. 被保険船舶の乗船者のうちの傷病者
- イ. 密航者、難民または被保険船舶が海上で救助した者
- ② 被保険船舶が伝染病の病原体に汚染され、または汚染のおそれがあるために、検疫または伝染病予防に関する法令に基づき、被保険船舶もしくはその積荷または被保険者の使用者等について特別の防疫措置がなされた場合に、被保険者がこれに要した費用（被保険船舶の使用利益の喪失は、費用とはみなしません。）
- ③ 被保険船舶の船骸または被保険船舶の積荷その他の財物の残骸について、次の場合にその引揚げまたは除去に要した費用。ただし、引揚げまたは除去されたそれらの財物に残存価額があるときは、その引揚げまたは除去に要した費用からその額を差し引きます。
- ア. 被保険者が引揚げまたは除去を行うべき法律上の責任を負担した場合
- イ. 被保険者の所有、賃借または占有している場所からの引揚げまたは除去を必要とした場合
- (* 人の傷害および疾病ならびに、これらに起因する後遺障害および死亡をいいます。)

第3条（保険金をお支払いする場合ーその3）

当会社は、この特別約款において保険金を支払うべき事故（以下「保険事故」といいます。）が発生した場合に、保険契約者または被保険者が第1条（保険金をお支払いする場合ーその1）または第2条（保険金をお支払いする場合ーその2）に規定する損害を防止軽減するために、普通約款第7条（損害防止費用）に規定する損害防止費用を支出することによって被る損害に対して保険金を支払います。

第4条（被保険者の所有または賃借する他船等に与えた損害）

被保険船舶が被保険者の所有または賃借する他の船舶（被保険船舶の端艇を除きます。）またはその他船上の積荷その他の財物に損害を与えた場合も、第三者の所有もしくは賃借する他の船舶またはその他船上の積荷その他の財物に損害を与えたものとみなしてこの特別約款を適用するものとします。この場合において、過失の有無およびその割合ならびに損害額については、被保険者と当会社との間で協定します（*）。

（*）協定が成立しないときは、被保険者と当会社は、協議して1人の仲裁人を選任しその判断に任せます。この選任ができないときには、被保険者と当会社は、協議してそれぞれ1人の仲裁人を選任し、その2人が選任する第三の仲裁人1人を加えた3人の仲裁人の多数決による判断に従います。

第5条（保険金支払額の限度）

(1) この特別約款において当会社が支払うべき保険金の額（以下「保険金支払額」といいます。）は、この特別約款によらない保険金とは別に、1回の保険事故ごとに、次の①または②の額にこの保険証券記載の保険金額の保険価額に対する割合を乗じた額とします。

① 保険金支払の対象となる損害が死傷疾病責任のみの場合は、その損害額からこの保険証券記載の免責金額を差し引いた残額。ただし、普通約款第10条（保険金支払額の限度）の規定にかかわらず、支払限度額はこの保険証券記載の保険価額（以下「保険価額」といいます。）とし、保険価額が20億円を超える場合は20億円とします。

② 保険金支払の対象となる損害に死傷疾病責任以外の損害が含まれる場合は、死傷疾病責任の損害額（保険価額、または保険価額が20億円を超える場合は20億円を限度とします。）と死傷疾病責任以外の損害額の合算額からこの保険証券記載の免責金額を差し引いた残額。ただし、保険価額を限度とします。

(2) 船舶建造保険特別約款（以下「建造約款」といいます。）第6条（保険金支払額の限度）およびこの特別約款第5条（1）の規定にかかわらず、建造約款において保険金支払の対象となる損害と、この特別約款において保険金支払の対象となる損害が1回の保険事故によって生じた場合の保険金支払額は、1回の保険事故ごとに、次の①および②の合算額からこの保険証券記載の免責金額を差し引いた残額に、この保険証券記載の保険金額の保険価額に対する割合を乗じた額とします。

① 建造約款第6条の規定による保険金支払額。ただし、その額の算出にあたり、同条（1）の免責金額に関する規定を適用しないものとします。

② この特別約款第5条（1）の規定による保険金支払額。ただし、その額の算出にあたり、同条（1）①および②の免責金額に関する規定を適用しないものとします。

第6条（保険契約の終了）

保険期間中であっても、被保険船舶が発注者に引き渡された場合には、その時をもってこの保険契約は終了します。

第7条（保険金をお支払いしない損害）

当会社は、被保険者が次の賠償責任を負担し、または費用を支出することによって被る損害に対しては、保険金をお支払いしません。

① 被保険船舶の積荷（積込み前および荷卸し後を含みます。）その他被保険船舶が管理しもしくは作業の対象としている財物（被保険船舶が他船に曳航もしくは押航され、または他船を曳航もしくは押航している場合は、その船列内の他船および他船上の積荷その他の財物を含みます。）に与えた損害について生じた賠償責任または費用。ただし、第1条（保険金をお支払いする場合ーその1）（2）⑥の賠償責任には、この規定を適用しません。

② 正貨、地金銀、貴金属、宝石、銀行券、債券その他の流通証券およびその他類似の財物に与えた損害について生じた賠償責任または費用

③ 原因がいかなる場合でも、油、有害液体物質、廃棄物その他の汚濁物質の流出もしくは排出によって生じた賠償責任または費用。ただし、被保険船舶が進水する前に限ります。

④ 賠償責任に関して特別な約定がある場合に、その約定によって加重された賠償責任。ただし、第1条（2）⑥の賠償責任には、この規定を適用しません。

⑤ 地震または噴火（これらによって生じた津波および火災を含みます。）による損害について生じた賠償責任または費用

第8条（試運転等のための航行）

この保険証券記載の航路定限の規定にかかわらず、被保険船舶は、試運転、艤装、入渠または引渡しを目的とする場合には、この保険証券記載の造船所から次の表に記載する区域を航行することができます。

運航形態	総トン数	航行可能区域
自航	100総トン未満	水路100浬以内（*1）
	100総トン以上 1,000総トン未満	水路750浬以内（*1）
	1,000総トン以上	制限なし（*1）
被曳・被押航	総トン数を問いません。	水路25浬以内（*2）

(*1) 日本国内および大韓民国への航行に限ります。

(*2) 日本国内の航行に限ります。

第9条（普通約款との関係）

普通約款のそれぞれの条項の全部または一部がこの特別約款に抵触する場合は、この特別約款を普通約款に優先して適用します。

.....

地震危険担保特別条項（船舶建造者責任保険用）

(2021年4月1日改正)

第1条

当会社は、地震または噴火（これらによって生じた津波および火災を含みます。）によって生じた損害に対して、船舶建造者責任保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）の規定に従い、保険金を支払います。

第2条

特別約款第7条（保険金をお支払いしない損害）⑤の規定を適用しません。

.....

ストライキ危険担保特別条項（船舶建造者責任保険用）

(2021年4月1日改正)

第1条

当会社は、船舶保険普通保険約款第14条（保険金をお支払いしない損害—その1）⑤から⑦までの規定にかかわらず、次の事由によって保険の目的物に生じた損害に対して、船舶建造者責任保険特別約款の規定に従い、保険金を支払います。

- ① ストライキ、ロックアウトその他の争議行為または争議行為参加者のそれに付随する行為
- ② テロリストその他政治的動機または害意をもって行動する者の行為
- ③ 暴動、政治的または社会的騒擾その他類似の事態

第2条

- (1) 当会社は、保険契約者に対する書面による7日前の予告をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (2) (1)の規定による解除は、予告を発した日の午後12時（日本国の標準時によるものとします。）から起算して7日を経過した時（以下「予告期間満了時」といいます。）から将来に向かってその効力を生じます。
 - (3) (1)の規定による解除予告を発した後であっても、予告期間満了時以前に保険料率、航路定限その他の引受条件の変更について、当会社と保険契約者の間に合意が成立した場合には、この保険契約は、予告期間満了時以後も変更された引受条件により存続するものとします。
 - (4) (1)の規定による解除予告の有無にかかわらず、次のいずれかに該当する事由が生じた場合には、その時をもって、この保険契約は自動的に終了します。
 - ① 英国、アメリカ合衆国、フランス共和国、ロシア連邦および中華人民共和国のうちいずれかの間の戦争（宣戦の前後、有無を問いません。）の発生
 - ② 日本国または外国の公権力による被保険船舶の強制使用
-

船舶修繕保険特別約款

(2021年4月1日改正)

第1条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金をお支払いする場合）(1)に規定する海上危険または陸上危険によって、保険の目的物に生じた次の損害に対して保険金を支払います。ただし、①および②の損害（普通約款第4条（修繕費）(7)に規定する船底損傷検査のための費用を除きます。）については、その損害の原因となった滅失または損傷が保険期間中に発生し、かつ、発見されたものに限ります。

- ① 全損（普通約款第3条（全損）の規定によります。）
- ② 修繕費（普通約款第4条（修繕費）の規定によります。）
- ③ 共同海損分担額（普通約款第5条（共同海損分担額）の規定によります。）
- ④ 衝突損害賠償金（普通約款第6条（衝突損害賠償金）の規定によります。）
- ⑤ 損害防止費用（普通約款第7条（損害防止費用）の規定によります。）。ただし、①から④までの損害を防止軽減するために支出された費用に限ります。

第2条（保険の目的物の範囲）

- (1) この特別約款において、保険の目的物とは、普通約款第2条（保険の目的物の範囲）の規定による物およびこの保険証券記載の航路定限（以下「航路定限」といいます。）内に存在する次の物をいいます。
 - ① この保険証券記載の船舶（以下「被保険船舶」といいます。）から取り外された部分
 - ② この保険証券記載の被保険者（以下「被保険者」といいます。）が提供した修繕材料

(2) (1) ①に該当するもので、被保険船舶に再取り付けされない物については、再取り付けされないことが確定した時以後、保険の目的物から除外されます。

第3条 (保険価額)

(1) 保険価額は、修繕完了時の被保険船舶の価額として見積もられる額を下回らない額とします。

(2) 保険期間中にこの保険証券記載の保険価額または保険金額が変更される場合には、普通約款第30条（保険料の返還または請求－保険価額または保険金額の増減の場合）の規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率に基づき計算した保険料の差額を請求または返還するものとします。

第4条 (修繕完了前の全損の判定、全損となった場合の保険価額および保険金額)

(1) 修繕完了前において、普通約款第3条（全損）(2) ①に規定する全損の判定を行うにあたっては、次の価額または費用の合算額から、被保険船舶から取り外された部分で再取り付けされない物の価額を差し引いた残額（この保険証券記載の保険価額を限度とします。）をその規定における保険価額とみなします。

① 保険期間が開始した時における被保険船舶の価額

② 当会社がこの特別約款において保険金を支払うべき事故（以下「保険事故」といいます。）による損害が生じた時までに、被保険船舶に取り付けられた部分の価額

③ 保険事故による損害が生じた時に、航路定限内に存在する被保険者の提供した修繕材料の価額

④ 保険事故による損害が生じた時までの工事量に相当する工事費用

(2) 修繕完了前に保険の目的物が全損となった場合、その時の保険価額は(1)の規定により算出した額とし、保険金額は、次のとおりとします。

保険金額 = (1) の規定により算出した保険価額 ×

$$\frac{\text{この保険証券記載の保険金額}}{\text{この保険証券記載の保険価額}}$$

第5条 (船底塗装費用)

被保険船舶が、保険事故によって被った損傷の修繕工事（以下「保険工事」といいます。）のために、上架または入渠を必要とした場合に、船底の塗装が行われたときは、それに要した次の代金および費用は、修繕費に含めます。

① 船底防汚塗料の代金および塗装費（船底清掃費を含み、別表の額を限度とします。）。保険工事とそれ以外の工事または検査が同時に行われたときは、船底の損傷のあった部分についてのみ防汚塗装が行われたときを除き、その2分の1を修繕費に含めます。

② 船底防腐塗料の代金および塗装費。ただし、損傷のあった部分に対するものに限ります。

③ 水線塗料の代金および塗装費。ただし、損傷のあった部分に対するものに限ります。

別表

単位：円

被保険船舶の種類 料率算出に用いられたトン数（注）	A	B	C	D	E
	右記BからEのいずれにも該当しない船舶	コンテナ船、自動車専用船または自動車航送船	L.N.G.船	自航装置を有しない船舶	双胴型の船舶
100トン未満	400,000	500,000		300,000	800,000
100トン以上 200トン未満	700,000	900,000		600,000	1,400,000
200トン以上	1,000,000	1,200,000		800,000	1,800,000
500トン以上	1,200,000	1,500,000		900,000	2,300,000
700トン以上	1,500,000	1,800,000		1,200,000	2,700,000
1,000トン以上	2,000トン未満	2,400,000		1,500,000	3,600,000
2,000トン以上	3,000トン未満	3,000,000		1,900,000	4,500,000
3,000トン以上	4,000トン未満	3,600,000		2,300,000	5,400,000
4,000トン以上	5,000トン未満	4,400,000		2,700,000	6,600,000
5,000トン以上	6,000トン未満	4,600,000		2,900,000	6,900,000
6,000トン以上	7,000トン未満	5,100,000		3,200,000	7,700,000
7,000トン以上	8,000トン未満	5,400,000		3,400,000	8,100,000
8,000トン以上	9,000トン未満	5,900,000		3,700,000	8,900,000
9,000トン以上	10,000トン未満	6,500,000		4,000,000	9,500,000
10,000トン以上	20,000トン未満	8,500,000		5,500,000	12,500,000
20,000トン以上	30,000トン未満	11,000,000		7,000,000	
30,000トン以上	40,000トン未満	13,000,000		8,000,000	
40,000トン以上	50,000トン未満	15,500,000	9,000,000	9,500,000	
50,000トン以上	60,000トン未満	17,000,000	10,000,000	10,500,000	
60,000トン以上	70,000トン未満	18,500,000	11,000,000	11,500,000	
70,000トン以上	80,000トン未満	20,000,000	12,000,000	12,500,000	
80,000トン以上	90,000トン未満	22,000,000	13,000,000	13,500,000	
90,000トン以上	100,000トン未満	23,500,000	14,000,000	14,500,000	

被保険船舶の種類 料率算出に用いられたトン数(注)	A	B	C	D	E
	右記BからEのいずれにも該当しない船舶	コンテナ船、自動車専用船または自動車航送船	L.N.G.船	自航装置を有しない船舶	双胴型の船舶
100,000トン以上	110,000トン未満	21,000,000		15,000,000	
110,000トン以上	120,000トン未満	22,500,000		16,000,000	
120,000トン以上	130,000トン未満	24,000,000		17,000,000	
130,000トン以上	140,000トン未満	25,000,000		18,000,000	
140,000トン以上	150,000トン未満	26,500,000		18,500,000	
150,000トン以上	160,000トン未満	28,000,000			
160,000トン以上	170,000トン未満	29,000,000			
170,000トン以上	180,000トン未満	30,500,000			
180,000トン以上	190,000トン未満	32,000,000			
190,000トン以上	200,000トン未満	33,500,000			

(注) 浮船渠、ケーソン用フローティングドックについては、次の算式によって算出した数値をもって料率算出に用いられたトン数とします。

全長(m) × 巾(m) × 外側壁の高さ(m) ÷ 2.832 × 0.24

第6条 (保険金支払額の限度)

- (1) この特別約款において、当会社が支払うべき保険金の額は、1回の保険事故ごとに、保険金支払の対象となる損害の合算額からこの保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とします。
- (2) (1)において、保険金支払の対象となる損害の合算額は、1回の保険事故ごとに、この保険証券記載の保険価額を限度とします。
- (3) (2)の規定にかかわらず、普通約款第10条(保険金支払額の限度) (2)①から③までの賠償金または費用については、他の保険金支払の対象となる損害とは別に、1回の保険事故ごとに、それぞれこの保険証券記載の保険価額を限度とします。
- (4) 次の損害については、(1)から(3)までの規定を適用しません。

① 全損 (*)

② 普通約款第4条(修繕費)(7)に規定する船底損傷検査のための費用

③ 被保険船舶が全損(*)となった場合の普通約款第7条(損害防止費用)(1)①および②の損害防止費用

(*) 第4条(修繕完了前の全損の判定、全損となった場合の保険価額および保険金額)(1)の規定により、建造完了前に全損と判定された場合を含みます。

第7条 (保険契約の終了)

保険期間中であっても、被保険船舶の修繕が完了した場合は、その時をもってこの保険契約は終了します。

第8条 (保険金をお支払いしない損害)

当会社は、次の損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 溶接不良のみが発見された場合の溶接不良部分を再溶接するために必要とした費用
- ② 地震または噴火(これらによって生じた津波および火災を含みます。)によって生じた損害
- ③ 砲弾、水雷等の試射によって生じた損傷の修繕費
- ④ 被保険船舶が木造船の場合に、工場、倉庫その他の建物内に存在する保険の目的物に生じた損害

第9条 (試運転等のための航行)

この保険証券記載の航路定限の規定にかかわらず、被保険船舶は、試運転または艤装を目的とする場合には、この保険証券記載の造船所から水路100浬(被曳航のときには25浬)の区域内を航行することができます。

第10条 (普通約款との関係)

普通約款のそれぞれの条項の全部または一部がこの特別約款に抵触する場合は、この特別約款を普通約款に優先して適用します。

地震危険担保特別条項

(2021年4月1日改正)

当会社は、地震または噴火(これらによって生じた津波および火災を含みます。)によって生じた損害に対して、この保険証券記載の特別約款の規定に従い、保険金を支払います。

第1条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金をお支払いする場合）(1)に規定する海上危険または陸上危険によって、保険の目的物に生じた次の損害に対して保険金を支払います。ただし、①および②の損害（普通約款第4条（修繕費）(7)に規定する船底損傷検査のための費用を除きます。）については、その損害の原因となった滅失または損傷が保険期間中に発生し、かつ、発見されたものに限ります。

- ① 全損（普通約款第3条（全損）の規定によります。）
- ② 修繕費（普通約款第4条の規定によります。ただし、同条(6)の規定を適用しません。）
- ③ 共同海損分担額（普通約款第5条（共同海損分担額）の規定によります。）
- ④ 衝突損害賠償金（普通約款第6条（衝突損害賠償金）の規定によります。）
- ⑤ 再進水費用。ただし、進水が成功しなかった場合において、その後に進水を完了するために必要な工事費用に限ります。
- ⑥ 損害防止費用（普通約款第7条（損害防止費用）の規定によります。）。ただし、①から⑤までの損害を防止軽減するために支出された費用に限ります。

第2条（保険の目的物の範囲）

(1) この特別約款において、保険の目的物とは、この保険証券記載の被保険者（以下「被保険者」といいます。）が所有する次の物（発注者支給品がある場合はこれを含みます。）で、この保険証券記載の航路定限（以下「航路定限」といいます。）内に存在するものをいいます。

- ① この保険証券記載の船舶（以下「被保険船舶」といいます。）の船体、機関、電機、航海機器、属具、備品等およびこれらの修繕材料
 - ② 被保険船舶から取り外された部分
 - ③ 被保険船舶の修繕に使用される図面、鋳型および木型
 - ④ 被保険船舶の試運転、艤装、入渠または引渡しを目的とする航海に使用される燃料および潤滑油
- (2) (1) ②に該当するもので、被保険船舶に再取り付けされない物については、再取り付けされないことが確定した時以後、保険の目的物から除外されます。

第3条（保険価額）

- (1) 保険価額は、修繕完了時の被保険船舶の価額として見積もられる額を下回らない額とします。
- (2) 保険期間中にこの保険証券記載の保険価額または保険金額が変更される場合には、普通約款第30条（保険料の返還または請求－保険価額または保険金額の増減の場合）の規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率に基づき計算した保険料の差額を請求または返還するものとします。

第4条（修繕完了前の全損の判定、全損となった場合の保険価額および保険金額）

- (1) 修繕完了前において、普通約款第3条（全損）(2)①に規定する全損の判定を行うにあたっては、次の価額、費用または利潤の合算額から、被保険船舶から取り外された部分で再取り付けされない物の価額を差し引いた残額（この保険証券記載の保険価額を限度とします。）をその規定における保険価額とみなします。
 - ① 保険期間が開始した時における被保険船舶の価額
 - ② 当会社がこの特別約款において保険金を支払うべき事故（以下「保険事故」といいます。）による損害が生じた時までに、被保険船舶に取り付けられた部分の価額
 - ③ 保険事故による損害が生じた時に、航路定限内に存在する被保険者の提供した修繕材料の価額
 - ④ 保険事故による損害が生じた時までの工事量に相当する工事費用
 - ⑤ 修繕契約代価に含まれる利潤のうち、②から④までの価額または費用に割り当てるべき部分
- (2) 修繕完了前に保険の目的物が全損となった場合、その時の保険価額は(1)の規定により算出した額とし、保険金額は、次のとおりとします。

$$\text{保険金額} = (1) \text{ の規定により算出した保険価額} \times$$

$$\frac{\text{この保険証券記載の保険金額}}{\text{この保険証券記載の保険価額}}$$

第5条（船底塗装費用）

被保険船舶が、保険事故によって被った損傷の修繕工事（以下「保険工事」といいます。）のために、上架または入渠を必要とした場合に、船底の塗装が行われたときは、その損傷発生直前の状態に復旧するための次の代金および費用のうち、必要かつ妥当なものは、修繕費に含めます。

- ① 船底防汚塗料の代金および塗装費（船底清掃費を含みます。）。保険工事とそれ以外の工事または検査が同時に行われたときは、船底の損傷のあった部分についてのみ防汚塗装が行われたときを除き、その2分の1を修繕費に含めます。
- ② 船底防腐塗料の代金および塗装費。ただし、損傷のあった部分に対するものに限ります。
- ③ 水線塗料の代金および塗装費。ただし、損傷のあった部分に対するものに限ります。

第6条（保険金支払額の限度）

- (1) この特別約款において、当会社が支払うべき保険金の額は、この特別約款によらない保険金とは別に、1回の保険事故ごとに、保険金支払の対象となる損害の合算額からこの保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とします。
- (2) (1)において、保険金支払の対象となる損害の合算額は、1回の保険事故ごとに、この保険証券記載の保険価額を限度とします。
- (3) (2)の規定にかかわらず、普通約款第10条（保険金支払額の限度）(2)①から③までの賠償金または費用については、

他の保険金支払の対象となる損害とは別に、1回の保険事故ごとに、それぞれこの保険証券記載の保険価額を限度とします。

(4) 次の損害については、(1) から (3) までの規定を適用しません。

- ① 全損 (*)
- ② 普通約款第4条（修繕費）(7) に規定する船底損傷検査のための費用
- ③ 被保険船舶が全損 (*) となった場合の普通約款第7条（損害防止費用）(1) ①および②の損害防止費用
- (*) 第4条（修繕完了前の全損の判定と全損となった場合の保険価額および保険金額）(1) の規定により、建造完了前に全損と判定された場合を含みます。

第7条（保険契約の終了）

保険期間中であっても、被保険船舶が発注者に引き渡された場合には、その時をもってこの保険契約は終了します。

第8条（保険金をお支払いしない損害）

当会社は、次の損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険の目的物に存在する材質上の欠陥 (*) によって損害が生じた場合に、その欠陥が存在する部分の損害
- ② 設計上または仕様上の不良によって生じた保険の目的物の欠陥 (*) によって損害が生じた場合に、その欠陥が存在する部分の損害
- ③ 設計または仕様の変更もしくは改善に必要とした費用
- ④ 溶接不良のみが発見された場合の溶接不良部分を再溶接するために必要とした費用
- ⑤ 地震または噴火（これらによって生じた津波および火災を含みます。）によって生じた損害
- ⑥ 被保険船舶が木造船の場合に、工場、倉庫その他の建物内に存在する保険の目的物に生じた損害
- (*) 保険契約者または被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず、発見することができなかった欠陥に限ります。

第9条（試運転等のための航行）

航路定限の規定にかかわらず、被保険船舶は、試運転、艤装、入渠または引渡しを目的とする場合には、この保険証券記載の造船所から次の表に記載する日本国内の区域を航行することができます。

運航形態	総トン数	航行可能区域
自航	100総トン未満	水路100浬以内 (*1)
	100総トン以上 1,000総トン未満	水路750浬以内 (*1)
	1,000総トン以上	制限なし (*1)
被曳・被押航	総トン数を問いません。	水路25浬以内 (*2)

(*1) 日本国および大韓民国への航行に限ります。

(*2) 日本国内の航行に限ります。

第10条（保険金の分配）

被保険者は、保険金の請求を行う場合には、それが受け取るべき保険金の額について、被保険者の連署した書面をもって当会社に通知しなければなりません。

第11条（普通約款との関係）

普通約款のそれぞれの条項の全部または一部がこの特別約款に抵触する場合は、この特別約款を普通約款に優先して適用します。

船舶修繕者責任保険特別約款

(2021年4月1日改正)

第1条（保険金をお支払いする場合ーその1）

(1) 当会社は、この保険証券記載の被保険者（複数の被保険者が記載されている場合には、船舶修繕者としての被保険者に限ります。以下同様とし、「被保険者」といいます。）が、この保険証券記載の船舶（「以下「被保険船舶」といいます。）の修繕により、(2) に規定する法律上の損害賠償責任（以下「賠償責任」といいます。特段の規定がある場合には、契約上の責任を含みます。）を負担したことによって被る損害に対して保険金を支払います。ただし、次の①および②の条件に該当する場合に限るものとし、かつ、被保険者は、②に規定する賠償金の支払にあたり、あらかじめ当会社の書面による同意を得なければなりません。

- ① 被保険者がその賠償責任を負担する原因となった滅失、損傷、身体の障害 (*) 等が、この保険証券記載の保険期間中に発生し、かつ、発見されたものであること。
- ② 被保険者が負担する賠償債務の弁済としての支出（以下「賠償金」といいます。）であること。

(*) 人の傷害および疾病ならびに、これらに起因する後遺障害および死亡をいいます。

(2) (1) の規定により当会社が保険金を支払う損害は、被保険者が次の賠償責任を負担したことによって被る損害とします。

- ① 被保険者の使用人および下請負人（その使用人を含みます。以下同様とします）を除く人の死傷または疾病に対する賠償責任（以下「死傷疾病責任」といいます。）
- ② 他船等に与えた次の損害に対する賠償責任。ただし、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）

第6条（衝突損害賠償金）に規定する衝突損害賠償金を除きます。

ア. 他船に与えた損害（その他船の損傷によるその他船の使用利益の喪失を含みます。）

イ. 他船上の積荷その他の財物に与えた損害

③ 港湾設備その他の固定物、移動物または海産物等の被保険船舶外に存在する財物（②に記載する他船等を除きます。）に与えた損害（それらの財物の損傷によるそれらの財物の使用利益の喪失を含みます。）に対する賠償責任

④ 被保険船舶内に存在する被保険者の使用人および下請負人を除く人の所持品に与えた損害に対する賠償責任

⑤ ②および③に記載する次の財物の船骸もしくは残骸の引揚げまたは除去を必要とした場合に、その引揚げまたは除去に要した費用に対する賠償責任。ただし、引揚げまたは除去されたそれらの財物に残存価額があるときは、その賠償責任にかかる賠償金からその額を差し引きます。

ア. 他船

イ. 他船上の積荷その他の財物

ウ. 港湾設備その他の固定物、移動物または海産物等の被保険船舶外に存在する財物

⑥ 被保険船舶が入港、出港または港内移動する場合に生じた損害に対して、書面による曳航契約によって被保険者が負担した賠償責任。ただし、その曳航契約に定める被保険者の責任が標準的な曳航契約に比べ著しく過重であることにより、被保険者が負担した賠償責任によって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（保険金をお支払いする場合ーその2）

(1) 当会社は、被保険船舶の修繕により、被保険者が（2）に規定する費用を支出することによって被る損害に対して保険金を支払います。ただし、その費用の支出の原因となった滅失、損傷、身体の障害（*）等がこの保険証券記載の保険期間中に発生し、かつ、発見された場合に限るものとし、かつ、被保険者はその費用の支出にあたり、あらかじめ当会社の書面による同意を得なければなりません。

(2) (1)の規定により当会社が保険金を支払う損害は、被保険者が次の費用を支出することによって被るものとします。

① 被保険船舶が次の者の下船のみを目的とした離路に関し、被保険者が特に負担した費用（被保険船舶の使用利益の喪失は、費用とはみなしません。）

ア. 被保険船舶の乗船者のうちの傷病者

イ. 密航者、難民または被保険船舶が海上で救助した者

② 被保険船舶が伝染病の病原体に汚染され、または汚染のおそれがあるために、検疫または伝染病予防に関する法令に基づき、被保険船舶もしくはその積荷または被保険者の使用人等について特別の防疫措置がなされた場合に、被保険者がこれに要した費用（被保険船舶の使用利益の喪失は、費用とはみなしません。）

③ 被保険船舶の船骸または被保険船舶の積荷その他の財物の残骸について、次の場合にその引揚げまたは除去に要した費用。ただし、引揚げまたは除去されたそれらの財物に残存価額があるときは、その引揚げまたは除去に要した費用からその額を差し引きます。

ア. 被保険者が引揚げまたは除去を行うべき法律上の責任を負担した場合

イ. 被保険者の所有、賃借または占有している場所からの引揚げまたは除去を必要とした場合

(*) 人の傷害および疾病ならびにこれらに起因する後遺障害および死亡をいいます。

第3条（保険金をお支払いする場合ーその3）

当会社は、この特別約款において保険金を支払うべき事故（以下「保険事故」といいます。）が発生した場合に、保険契約者または被保険者が第1条（保険金をお支払いする場合ーその1）または第2条（保険金をお支払いする場合ーその2）に規定する損害を防止軽減するために、普通約款第7条（損害防止費用）に規定する損害防止費用を支出することによって被る損害に対して保険金を支払います。

第4条（被保険者の所有または賃借する他船等に与えた損害）

被保険船舶が被保険者の所有または賃借する他の船舶（被保険船舶の端艇を除きます。）またはその他船上の積荷その他の財物に損害を与えた場合も、第三者の所有もしくは賃借する他の船舶またはその他船上の積荷その他の財物に損害を与えたものとみなしてこの特別約款を適用するものとします。この場合において、過失の有無およびその割合ならびに損害額については、被保険者と当会社との間で協定します（*）。

(*) 協定が成立しないときは、被保険者と当会社は、協議して1人の仲裁人を選任しその判断に任せます。この選任ができないときには、被保険者と当会社は、協議してそれぞれ1人の仲裁人を選任し、その2人が選任する第三の仲裁人1人を加えた3人の仲裁人の多数決による判断に従います。

第5条（保険金支払額の限度）

(1) この特別約款において当会社が支払うべき保険金の額（以下「保険金支払額」といいます。）は、この特別約款によらない保険金とは別に、1回の保険事故ごとに、次の①または②の額にこの保険証券記載の保険金額の保険価額に対する割合を乗じた額とします。

① 保険金支払の対象となる損害が死傷疾病責任のみの場合は、その損害額からこの保険証券記載の免責金額を差し引いた残額。ただし、普通約款第10条（保険金支払額の限度）の規定にかかわらず、支払限度額はこの保険証券記載の保険価額（以下「保険価額」といいます。）とし、保険価額が20億円を超える場合は20億円とします。

② 保険金支払の対象となる損害に死傷疾病責任以外の損害が含まれる場合は、死傷疾病責任の損害額（保険価額、または保険価額が20億円を超える場合は20億円を限度とします。）と死傷疾病責任以外の損害額の合算額からこの保険証券記載の免責金額を差し引いた残額。ただし、保険価額を限度とします。

(2) 船舶修繕者工事保険特別約款（以下「修繕者工事約款」といいます。）第6条（保険金支払額の限度）およびこの特別約款第5条（1）の規定にかかわらず、修繕者工事約款において保険金支払の対象となる損害と、この特別約款

において保険金支払の対象となる損害が1回の保険事故によって生じた場合の保険金支払額は、1回の保険事故ごとに、次の①および②の合算額からこの保険証券記載の免責金額を差し引いた残額に、この保険証券記載の保険金額の保険価額に対する割合を乗じた額とします。

- ① 修繕者工事約款第6条の規定による保険金支払額。ただし、その額の算出にあたり、同条(1)の免責金額に関する規定を適用しないものとします。

② この特別約款第5条(1)の規定による保険金支払額。ただし、その額の算出にあたり、同条(1)①および②の免責金額に関する規定を適用しないものとします。

第6条（保険契約の終了）

保険期間中であっても、被保険船舶が発注者に引き渡された場合には、その時をもってこの保険契約は終了します。

第7条（保険金をお支払いしない損害）

当会社は、被保険者が次の賠償責任を負担し、または費用を支出することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険船舶の積荷（積込み前および荷卸し後を含みます。）その他被保険船舶が管理もししくは作業の対象としている財物（被保険船舶が他船に曳航もしくは押航され、または他船を曳航もしくは押航している場合に、その船列内の他船および他船上の積荷その他の財物を含みます。）に与えた損害について生じた賠償責任または費用。ただし、第1条（保険金をお支払いする場合一その1）(2)⑥の賠償責任には、この規定を適用しません。
 - ② 正貨、地金銀、貴金属、宝石、銀行券、債券その他の流通証券およびその他類似の財物に与えた損害について生じた賠償責任または費用
 - ③ 原因がいかなる場合でも、油、有害液体物質、廃棄物その他の汚濁物質の流出もしくは排出によって生じた賠償責任または費用。ただし、被保険船舶が進水する前に限ります。
 - ④ 賠償責任に関して特別な約定がある場合に、その約定によって加重された賠償責任。ただし、第1条(2)⑥の賠償責任には、この規定を適用しません。
 - ⑤ 地震または噴火（これらによって生じた津波および火災を含みます。）による損害について生じた賠償責任または費用

第8条（試運転等のための航行）

運航形態	総トン数	航行可能区域
自航	100総トン未満	水路100浬以内 (* 1)
	100総トン以上 1,000総トン未満	水路750浬以内 (* 1)
	1,000総トン以上	制限なし (* 1)
被曳・被押航	総トン数を問いません。	水路25浬以内 (* 2)

(*1) 日本国内および大韓民国への航行に限ります。

(* 2) 日本国内の航行に限ります。

第9条（普通約款との関係）

普通約款のそれぞれの条項の全部または一部がこの特別約款に抵触する場合は、この特別約款を普通約款に優先して適用します。

船舶修繕費保險特別約款

(2021年4月1日改正)

第1条（保険金をお支払いする場合）

- (1) 当会社は、この保険証券記載の船舶（以下「被保険船舶」といいます。）の修繕中に、この保険証券記載の航路定限（以下「航路定限」といいます。）内に存在する被保険船舶の修繕材料（以下「修繕材料」といいます。）が、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金をお支払いする場合）(1)に規定する海上危険または陸上危険によって、滅失した場合または損傷を被った場合には、次のいずれかの費用または利潤に対して保険金を支払います。ただし、その滅失または損傷が修繕中に発見されたときに限ります。

- ① 滅失したまたは損傷を被った修繕材料の修復が行われる場合は、その修繕費（普通約款第4条（修繕費）の規定によります。）

② 被保険船舶の修繕が中止された場合は、次の費用および利潤

ア. 当会社がこの特別約款において保険金を支払うべき事故（以下「保険事故」といいます。）発生の時までに、被保険船舶の修繕のためにこの保険証券記載の被保険者（以下「被保険者」といいます。）が支出した材料費

イ. 保険事故発生の時までの工事量に相当する工事費用。ただし、ア. の材料費を除きます。

ウ. 修繕契約代価に含まれる利潤のうち、ア. およびイ. の費用に割り当てられるべき部分

③ (1)の場合において、修繕工事契約上被保険者が登注者に対して請求することができる額があるときには、当会

社は、(1) ①または②に規定する費用または利潤からその額を差し引いたうえで、保険金を支払います。

第2条 (保険価額)

- (1) 保険価額は、修繕契約代価（代価の規定がない場合は、その見積額）を下回らない額とします。
- (2) 保険期間中にこの保険証券記載の保険価額または保険金額が変更される場合には、普通約款第30条（保険料の返還または請求－保険価額または保険金額の増減の場合）の規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率に基づき計算した保険料の差額を請求または返還するものとします。

第3条 (船底塗装費用)

被保険船舶が、保険事故によって被った損傷の修繕工事（以下「保険工事」といいます。）のために、上架または入渠を必要とした場合に、船底の塗装が行われたときは、その損傷発生直前の状態に復旧するための次の代金および費用のうち、必要かつ妥当なものは、修繕費に含めます。

- ① 船底防汚塗料の代金および塗装費（船底清掃費を含みます。）。保険工事とそれ以外の工事または検査が同時に行われたときは、船底の損傷のあった部分についてのみ防汚塗装が行われたときを除き、その2分の1を修繕費に含めます。
- ② 船底防腐塗料の代金および塗装費。ただし、損傷のあった部分に対するものに限ります。
- ③ 水線塗料の代金および塗装費。ただし、損傷のあった部分に対するものに限ります。

第4条 (免責金額の適用)

この特別約款において当会社が支払うべき保険金の額は、1回の保険事故ごとに、保険金支払の対象となる損害の合算額（この保険証券記載の保険価額を限度とします。）からこの保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とします。

第5条 (保険契約の終了)

保険期間中であっても、被保険船舶の修繕が完了した場合には、その時をもってこの保険契約は終了します。

第6条 (保険金をお支払いしない損害－その1)

当会社は、次の損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 修繕材料に存在する材質上の欠陥^(*)によって損害が生じた場合に、その欠陥が存在する部分の損害
 - ② 設計上または仕様上の不良によって生じた修繕材料の欠陥^(*)によって損害が生じた場合に、その欠陥が存在する部分の損害
 - ③ 設計または仕様の変更もしくは改善に必要とした費用
 - ④ 溶接不良のみが発見された場合の溶接不良部分を再溶接するために必要とした費用
 - ⑤ 地震または噴火（これらによって生じた津波および火災を含みます。）によって生じた損害
- (*) 保険契約者または被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず、発見することができなかつた欠陥に限ります。

第7条 (保険金をお支払いしない損害－その2)

当会社は、被保険船舶が航路定限内に到着しなかったために、被保険船舶の修繕が中止されたことによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、被保険船舶の修繕が中止された時までに被保険者が支出した第1条（保険金をお支払いする場合）(1) ①の修繕費については、この規定を適用しません。

第8条 (試運転等のための航行)

航路定限の規定にかかわらず、被保険船舶は、試運転、艤装または引渡しを目的とする場合には、この保険証券記載の造船所から水路100浬（被曳航のときには25浬）の区域内を航行することができます。

第9条 (普通約款との関係)

普通約款のそれぞれの条項の全部または一部がこの特別約款に抵触する場合は、この特別約款を普通約款に優先して適用します。

16. 船舶修繕者賠償責任保険に適用される特別約款・条項

船舶修繕者賠償責任保険特別約款（第三者賠償責任担保）

(2021年4月1日改正)

第1条（保険金をお支払いする場合ーその1）

- (1) 当会社は、この保険証券記載の被保険者（以下「被保険者」といいます。）が船舶修繕者として、次の法律上の損害賠償責任（以下「賠償責任」といいます。）を負担したことによって被る損害に対して保険金を支払います。ただし、次の①から③までの損害が、対象船舶の修繕工事期間の開始からその修繕工事期間終了後60日以内に発見されたものに限ります。
- ① 修繕工事期間中に対象船舶または積荷に与えた損害に対する賠償責任
 - ② 修繕工事の不良により修繕工事期間終了後に対象船舶または積荷に生じた損害に対する賠償責任
 - ③ 修繕工事により修繕工事期間中に生じた対象船舶および積荷以外の財物の損害に対する賠償責任
- (2) (1) の規定により、当会社が保険金を支払う損害は、被保険者が負担する賠償債務の弁済としての支出（損害賠償として損害発生直前の状態に復旧するために必要かつ妥当な費用を含みます。以下同様とし、「賠償金」といいます。）とし、その賠償金の支払にあたり、あらかじめ当会社の書面による同意を得なければなりません。
- (3) 対象船舶が被保険者の所有または賃借している船舶の場合も、対象船舶が第三者の所有または賃借している船舶であるものとみなして、(1) および (2) の規定を適用するものとします。この場合において、対象船舶、造船設備のそれぞれにおける過失の有無およびその割合ならびに損害額については、被保険者と当会社の間で協定します（*）。なお、第10条（保険金をお支払いしない損害ーその3）②の規定を適用しません。
- (* 協定が成立しないときは、被保険者と当会社は、協議して1人の仲裁人を選任しその判断に任せます。この選任ができないときには、被保険者と当会社は、協議してそれぞれ1人の仲裁人を選任し、その2人が選任する第三の仲裁人1人を加えた3人の仲裁人の多数決による判断に従います。

第2条（保険金をお支払いする場合ーその2）

- (1) 当会社は、修繕工事の不良により修繕工事期間中に対象船舶に損害が生じ、その損害を修復するために、すでに修繕工事を施工した部分の修繕が再び行われる場合には、その修繕費に対して、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（修繕費）の規定により保険金を支払います。
- (2) (1) の場合において、修繕工事契約上被保険者が発注者に対して請求することができる額があるときには、当会社は、(1) に規定する修繕費からその額を差し引いたうえで、保険金を支払います。

第3条（保険金をお支いする場合ーその3）

- 第1条（保険金をお支払いする場合ーその1）①もしくは②、または第2条（保険金をお支払いする場合ーその2）(1) に規定する損害が対象船舶に生じ、その損害の修繕工事（以下「保険工事」といいます。）のために、対象船舶の上架または入渠を必要とした場合に、船底の塗装が行われたときは、当会社は、その損害発生直前の状態に復旧するために必要かつ妥当な次の代金および費用に対して保険金を支払います。
- ① 船底防汚塗料の代金および塗装費（船底清掃費を含みます。）。ただし、保険工事とそれ以外の工事または検査が同時に行われたときは、船底の損害のあった部分についてのみ防汚塗装が行われたときを除き、当会社は、その代金および塗装費に対しては、保険金を支払いません。
 - ② 船底防腐塗料の代金および塗装費。ただし、損傷のあった部分に対するものに限ります。
 - ③ 水線塗料の代金および塗装費。ただし、損傷のあった部分に対するものに限ります。

第4条（保険金をお支払いする場合ーその4）

当会社は、この特別約款において保険金を支払うべき事故（以下「保険事故」といいます。）が発生した場合に、保険契約者または被保険者が第1条（保険金をお支払いする場合ーその1）から第3条（保険金をお支払いする場合ーその3）までに規定する損害を防止軽減するために、次の費用を支出することによって被る損害に対して保険金を支払います。

- ① 普通約款第7条（損害防止費用）(1) ①の費用。ただし、被保険者が損害を防止軽減するために必要または有益な手段を講じた後に、当会社が保険金を支払うべき損害がないことが判明した場合には、その手段を講じたことによって必要とした費用のうち、応急の処置を講じたために必要とした費用、または支出につきあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用に限ります。
- ② 普通約款第7条(1) ②または③の費用

第5条（定義）

この特別約款において、

- ① 「対象船舶」とは、この保険証券記載の船舶（船体および機関のほか、属具、備品、燃料、食料その他の消耗品で船舶内に存在するものを含みます。以下「本船」といいます。）ならびに修繕工事に関連して一時的に本船から取り外された物および新たに本船に取り付けられる物をいいます。ただし、新たに取り付けられる物のうち、
 - ア. 被保険者提供品については、修繕工事期間終了までは対象船舶の一部とみなしません。
 - イ. 発注者支給品については、修繕工事期間開始までは対象船舶の一部とみなしません。
- ② 「被保険者提供品」とは、本船に新たに取り付けられる物のうち、被保険者が提供した機関、属具その他の部品および材料をいいます。
- ③ 「積荷」とは、修繕工事期間中に本船内に積載されているか、または修繕工事に関連して一時的に本船外に搬出されている貨物その他の財物をいいます。
- ④ 「修繕工事」とは、対象船舶の修繕のために被保険者がこの保険証券記載の航路定限（*1）（以下「航路定限」

といいます。) 内において施工する対象船舶および被保険者提供品の修繕工事期間中の工事をいい、その工事に関する被保険者が航路定限内において対象船舶、積荷または被保険者提供品を管理する場合は、その管理を含みます。

⑤ 「修繕工事期間」とは、本船が修繕工事を目的としてその工事が施工される場所に到着した時から、修繕工事が完了した時、または発注者が修繕工事以外の目的で本船を修繕工事が施工される場所から移動しようとしてその実行に着手した時のいずれか早い時までをいいます。

⑥ 「被保険者提供品の欠陥」とは、次の欠陥(*2)をいいます。

ア. 被保険者提供品に存在する材質上の欠陥

イ. 設計または仕様上の不良によって生じた被保険者提供品の欠陥

ウ. 修繕工事期間が開始する以前、または被保険者提供品として特定される以前に生じた被保険者提供品の工作上の欠陥

(*1) この保険証券記載の造船所から15浬以内の水域を含みます。ただし、沖修理および出張工事については、日本国内の諸港を含みます。

(*2) 保険契約者または被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず、発見することができなかった欠陥に限ります。

第6条 (保険金支払額の限度)

普通約款第10条(保険金支払額の限度)の規定にかかわらず、この特別約款において当会社が支払うべき保険金の額(以下「保険金支払額」といいます。)は、1回の保険事故ごとに次のとおりとし、それぞれこの保険証券記載の支払限度額を限度とします。

① 第1条(保険金をお支払いする場合ーその1)、第2条(保険金をお支払いする場合ーその2)、第3条(保険金をお支払いする場合ーその3)および第4条(保険金をお支払いする場合ーその4)①に規定する損害については、その損害の合算額からこの保険証券記載の免責金額を差し引いた残額

② 第4条②に規定する損害については、その全額。ただし、①に規定する損害の合算額がこの保険証券記載の支払限度額を超える場合は、支払限度額のその合算額に対する割合をその損害額に乘じた額に限ります。

第7条 (修繕工事期間と保険期間の関係)

当会社は、次の損害によって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険期間開始前に、修繕工事期間が開始した場合は、保険期間開始前に生じた対象船舶、積荷またはそれ以外の財物の損害

② 保険期間満了時に、修繕工事期間が終了していない場合は、保険期間満了後に生じた対象船舶、積荷またはそれ以外の財物の損害

第8条 (保険金をお支払いしない損害ーその1)

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 排水、排気(煙、蒸気等を含みます。)または塵埃の発生。ただし、不測、かつ突発的な事故による場合を除きます。

② 地震または噴火(これらによって生じた津波および火災を含みます。)

③ 盗難または紛失

④ 船舶の検査または工事に関する法令が遵守されなかつことによる、本船の船倉または区画に発生した引火性ガスもしくは爆発性ガスの爆発(これによって生じた火災を含みます。)

⑤ 砲弾、水雷等の試射

第9条 (保険金をお支払いしない損害ーその2)

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担したことによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 人の死傷または疾病に対する賠償責任

② 名目にかかわらず、修繕工事の遅延による延滞料もしくは違約金の支払、本船の滯船料、運賃損失もしくは用船料損失またはこれらに類似の損失に対する賠償責任

③ 漁業権、営業権その他類似の財産権の侵害に対する賠償責任

④ 賠償責任に関して特別な約定がある場合に、その約定によって加重された賠償責任。このうち第1条(保険金をお支払いする場合ーその1)(1)①または②の賠償責任については、一般に結ばれている修繕工事契約に比べ加重された責任

第10条 (保険金をお支払いしない損害ーその3)

当会社は、第1条(保険金をお支払いする場合ーその1)(1)③の賠償責任のうち、被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担したことによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 排油によって生じた賠償責任

② 被保険者が所有または賃借する船舶(*)の衝突によって生じた賠償責任

③ 被保険者が所有、使用もしくは管理する航空機または自動車によって生じた賠償責任

④ 対象船舶および積荷を除き、被保険者が所有、占有もしくは賃借し、または船舶修繕者として使用する財物の損害に対する賠償責任

(*) 総トン数20トン以上で自航能力を有するものに限ります。

第11条 (保険金をお支払いしない損害ーその4)

当会社は、修繕工事の設計上もしくは仕様上の不良によって生じた対象船舶の欠陥(*)により対象船舶に損害が生じた場合、または被保険者提供品の欠陥(*)により修繕工事期間終了後に対象船舶に損害が生じた場合において、

その欠陥が存在する部分に対する損害に対する保険金を支払いません。

(*) 保険契約者または被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず、発見することができなかった欠陥に限ります。

第12条（試運転のための航行）

航路定限の規定にかかるわらず、本船は、試運転を目的とする場合は、この保険証券記載の造船所から水路100浬（被曳航のときは25浬）の区域内を航行することができます。

第13条（修繕未完了の損害）

被保険者が第1条（保険金をお支払いする場合ーその1）(1)①または第2条（保険金をお支払いする場合ーその2）

(1)に規定する損害の修繕を完了する以前に、発注者が本船を修繕工事が施工される場所から移動しようとしてその実行に着手した場合には、第6条（保険金支払額の限度）(1)①の規定による保険金支払額は、その時の被保険者の造船所における修繕見積額を限度とします。

第14条（普通約款との関係）

普通約款のそれぞれの条項の全部または一部がこの特別約款に抵触する場合は、この特別約款を普通約款に優先して適用します。

・・・・・

船舶修繕者賠償責任保険特別約款（第三者賠償責任不担保）

(2021年4月1日改正)

第1条（保険金をお支払いする場合ーその1）

(1) 当会社は、この保険証券記載の被保険者（以下「被保険者」といいます。）が船舶修繕者として、次の法律上の損害賠償責任（以下「賠償責任」といいます。）を負担したことによって被る損害に対して保険金を支払います。ただし、次の①または②の損害が、対象船舶の修繕工事期間の開始からその修繕工事期間終了後60日以内に発見されたものに限ります。

① 修繕工事期間中に対象船舶または積荷に与えた損害に対する賠償責任

② 修繕工事の不良により修繕工事期間終了後に対象船舶または積荷に生じた損害に対する賠償責任

(2) (1)の規定により、当会社が保険金を支払う損害は、被保険者が負担する賠償債務の弁済としての支出（損害賠償として損害発生直前の状態に復旧するために必要かつ妥当な費用を含みます。以下同様とし、「賠償金」といいます。）とし、その賠償金の支払にあたり、あらかじめ当会社の書面による同意を得なければなりません。

(3) 対象船舶が被保険者の所有または賃借している船舶の場合も、対象船舶が第三者の所有または賃借している船舶であるものとみなして、(1)および(2)の規定を適用するものとします。この場合において、対象船舶、造船設備のそれぞれにおける過失の有無およびその割合ならびに損害額については、被保険者と当会社の間で協定します（*）。

（*）協定が成立しないときは、被保険者と当会社は、協議して1人の仲裁人を選任しその判断に任せます。この選任ができないときには、被保険者と当会社は、協議してそれぞれ1人の仲裁人を選任し、その2人が選任する第三の仲裁人1人を加えた3人の仲裁人の多数決による判断に従います。

第2条（保険金をお支払いする場合ーその2）

(1) 当会社は、修繕工事の不良により修繕工事期間中に対象船舶に損害が生じ、その損害を修復するために、すでに修繕工事を施工した部分の修繕が再び行われる場合には、その修繕費に対して、船舶保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（修繕費）の規定により保険金を支払います。

(2) (1)の場合において、修繕工事契約上被保険者が発注者に対して請求することができる額があるときには、当会社は、(1)に規定する修繕費からその額を差し引いたうえで、保険金を支払います。

第3条（保険金をお支いする場合ーその3）

第1条（保険金をお支払いする場合ーその1）(1)①もしくは②、または第2条（保険金をお支払いする場合ーその2）

(1)に規定する損害が対象船舶に生じ、その損害の修繕工事（以下「保険工事」といいます。）のために、対象船舶の上架または入渠を必要とした場合に、船底の塗装が行われたときは、当会社は、その損害発生直前の状態に復旧するために必要かつ妥当な次の代金および費用に対して保険金を支払います。

① 船底防汚塗料の代金および塗装費（船底清掃費を含みます。）。ただし、保険工事とそれ以外の工事または検査が同時に行われたときは、船底の損害のあった部分についてのみ防汚塗装が行われたときを除き、当会社は、その代金および塗装費に対しては、保険金を支払いません。

② 船底防腐塗料の代金および塗装費。ただし、損傷のあった部分に対するものに限ります。

③ 水線塗料の代金および塗装費。ただし、損傷のあった部分に対するものに限ります。

第4条（保険金をお支払いする場合ーその4）

当会社は、この特別約款において保険金を支払うべき事故（以下「保険事故」といいます。）が発生した場合に、保険契約者または被保険者が第1条（保険金をお支払いする場合ーその1）から第3条（保険金をお支払いする場合ーその3）までに規定する損害を防止軽減するために、次の費用を支出することによって被る損害に対して保険金を支払います。

① 普通約款第7条（損害防止費用）(1)①の費用。ただし、被保険者が損害を防止軽減するために必要または有益な手段を講じた後に、当会社が保険金を支払うべき損害がないことが判明した場合には、その手段を講じたことによって必要とした費用のうち、応急の処置を講じたために必要とした費用、または支出につきあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用に限ります。

② 普通約款第7条(1)②または③の費用

第5条(定義)

この特別約款において、

① 「対象船舶」とは、この保険証券記載の船舶（船体および機関のほか、属具、備品、燃料、食料その他の消耗品で船舶内に存在するものを含みます。以下「本船」といいます。）ならびに修繕工事に関連して一時的に本船から取り外された物および新たに本船に取り付けられる物をいいます。ただし、新たに取り付けられる物のうち、

ア. 被保険者提供品については、修繕工事期間終了までは対象船舶の一部とみなしません。

イ. 発注者支給品については、修繕工事期間開始までは対象船舶の一部とみなしません。

② 「被保険者提供品」とは、本船に新たに取り付けられる物のうち、被保険者が提供した機関、属具その他の部品および材料をいいます。

③ 「積荷」とは、修繕工事期間中に本船内に積載されているか、または修繕工事に関連して一時的に本船外に搬出されている貨物その他の財物をいいます。

④ 「修繕工事」とは、対象船舶の修繕のために被保険者がこの保険証券記載の航路定限(*1)（以下「航路定限」といいます。）内において施工する対象船舶および被保険者提供品の修繕工事期間中の工事をいい、その工事に関連して被保険者が航路定限内において対象船舶、積荷または被保険者提供品を管理する場合は、その管理を含みます。

⑤ 「修繕工事期間」とは、本船が修繕工事を目的としてその工事が施工される場所に到着した時から、修繕工事が完了した時、または発注者が修繕工事以外の目的で本船を修繕工事が施工される場所から移動しようとしてその実行に着手した時のいずれか早い時までをいいます。

⑥ 「被保険者提供品の欠陥」とは、次の欠陥(*2)をいいます。

ア. 被保険者提供品に存在する材質上の欠陥

イ. 設計または仕様上の不良によって生じた被保険者提供品の欠陥

ウ. 修繕工事期間が開始する以前、または被保険者提供品として特定される以前に生じた被保険者提供品の工作上の欠陥

(*1) この保険証券記載の造船所から15浬以内の水域を含みます。ただし、沖修理および出張工事については、日本国内の諸港を含みます。

(*2) 保険契約者または被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず発見することができなかった欠陥に限ります。

第6条(保険金支払額の限度)

普通約款第10条(保険金支払額の限度)の規定にかかわらず、この特別約款において当会社が支払うべき保険金の額（以下「保険金支払額」といいます。）は、1回の保険事故ごとに次のとおりとし、それぞれこの保険証券記載の支払限度額を限度とします。

① 第1条(保険金をお支払いする場合ーその1)、第2条(保険金をお支払いする場合ーその2)、第3条(保険金をお支払いする場合ーその3)および第4条(保険金をお支払いする場合ーその4)①に規定する損害については、その損害の合算額からこの保険証券記載の免責金額を差し引いた残額

② 第4条②に規定する損害については、その全額。ただし、①に規定する損害の合算額がこの保険証券記載の支払限度額を超える場合は、支払限度額のその合算額に対する割合をその損害額に乘じた額に限ります。

第7条(修繕工事期間と保険期間の関係)

当会社は、次の損害によって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険期間開始前に、修繕工事期間が開始した場合は、保険期間開始前に生じた対象船舶または積荷の損害

② 保険期間満了時に、修繕工事期間が終了していない場合は、保険期間満了後に生じた対象船舶または積荷の損害

第8条(保険金をお支払いしない損害ーその1)

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 排水、排気（煙、蒸気等を含みます。）または塵埃の発生。ただし、不測、かつ突発的な事故による場合を除きます。

② 地震または噴火（これらによって生じた津波および火災を含みます。）

③ 盗難または紛失

④ 船舶の検査または工事に関する法令が遵守されなかつことによる、本船の船倉または区画に発生した引火性ガスもしくは爆発性ガスの爆発（これによって生じた火災を含みます。）

⑤ 砲弾、水雷等の試射

第9条(保険金をお支払いしない損害ーその2)

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担したことによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 人の死傷または疾病に対する賠償責任

② 名目にかかわらず、修繕工事の遅延による延滞料もしくは違約金の支払、本船の滞船料、運賃損失もしくは用船料損失またはこれらに類似の損失に対する賠償責任

③ 漁業権、営業権その他類似の財産権の侵害に対する賠償責任

④ 賠償責任に関して特別な約定がある場合に、その約定によって加重された賠償責任。このうち第1条(保険金をお支払いする場合ーその1)①または②の賠償責任については、一般に結ばれている修繕工事契約に比べ加重された責任

第10条（保険金をお支払いしない損害－その3）

当会社は、修繕工事の設計上もしくは仕様上の不良によって生じた対象船舶の欠陥^(*)により対象船舶に損害が生じた場合、または被保険者提供品の欠陥^(*)により修繕工事期間終了後に対象船舶に損害が生じた場合において、その欠陥が存在する部分に対する損害に対しては、保険金を支払いません。

(*) 保険契約者または被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず、発見することができなかった欠陥に限ります。

第11条（試運転のための航行）

航路定限の規定にかかるとおり、本船は、試運転を目的とする場合は、この保険証券記載の造船所から水路100浬（被曳航のときは25浬）の区域内を航行することができます。

第12条（修繕未完了の損害）

被保険者が第1条（保険金をお支払いする場合－その1）(1)①または第2条（保険金をお支払いする場合－その2）

(1)に規定する損害の修繕を完了する以前に、発注者が本船を修繕工事が施工される場所から移動しようとしてその実行に着手した場合には、第6条（保険金支払額の限度）(1)①の規定による保険金支払額は、その時の被保険者の造船所における修繕見積額を限度とします。

第13条（普通約款との関係）

普通約款のそれぞれの条項の全部または一部がこの特別約款に抵触する場合は、この特別約款を普通約款に優先して適用します。

・・・・・

包括契約特別条項（暫定保険料方式）

(2021年4月1日改正)

第1条（対象となる船舶）

(1) この保険契約においては、被保険者が保険期間内に修繕工事を施工するすべての船舶を対象とします。ただし、次の船舶を除きます。

① 船舶修繕者工事保険契約が締結された船舶

② 船舶修繕保険契約が締結された船舶で、被保険者が共同被保険者となっている船舶

(2) 当会社は、この保険契約において対象となる船舶のうち、海洋構造物については、試運転中に生じた損害に対する賠償責任に対しては、保険金を支払いません。

第2条（複数船舶の損害）

2隻以上の対象船舶^{(*)1} ^{(*)2}が1回の保険事故により損害を被った場合に、船舶修繕者賠償責任保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第6条（保険金支払額の限度）①および②の規定による保険金支払額については、1対象船舶ごとにそれらの規定を適用します。ただし、免責金額の控除は、1回の保険事故につき1回適用するものとします。

(*1) 特別約款第5条（定義）①の規定によります。

(*2) この条においては積荷を含みます。

第3条（保険料の精算）

この保険契約においては、この保険証券記載の保険料は暫定とし、保険期間満了（保険契約の解除の場合は、満了とみなします。）後、保険期間内のすべての対象船舶の修繕工事費合計額に基づき、当会社の定める方法により算出した確定保険料（最低保険料に関する特別条項に規定する最低保険料に達しない場合は最低保険料とします。）と暫定保険料の差額を精算するものとします。

・・・・・

包括契約特別条項（確定保険料方式）

(2021年4月1日改正)

第1条（対象となる船舶）

(1) この保険契約においては、被保険者が保険期間内に修繕工事を施工するすべての船舶を対象とします。ただし、次の船舶を除きます。

① 船舶修繕者工事保険契約が締結された船舶

② 船舶修繕保険契約が締結された船舶で、被保険者が共同被保険者となっている船舶

(2) 当会社は、この保険契約において対象となる船舶のうち、海洋構造物については、試運転中に生じた損害に対する賠償責任に対しては、保険金を支払いません。

第2条（複数船舶の損害）

2隻以上の対象船舶^{(*)1} ^{(*)2}が1回の保険事故により損害を被った場合に、船舶修繕者賠償責任保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第6条（保険金支払額の限度）(1)①および②の規定による保険金支払額については、1対象船舶ごとにそれらの規定を適用します。ただし、免責金額の控除は、1回の保険事故につき1回適用するものとします。

(*1) 特別約款第5条（定義）①の規定によります。

(*2) この条においては積荷を含みます。

超過個別契約特別条項

(2021年4月1日改正)

第1条

船舶修繕者賠償責任保険特別約款（以下「特別約款」といいます。）第6条（保険金支払額の限度）の規定にかかわらず、この特別条項による保険金支払額は、1回の保険事故ごとに次のとおりとし、それぞれこの保険証券記載の支払限度額を限度とします。

- ① 特別約款第1条（保険金をお支払いする場合—その1）、第2条（保険金をお支払いする場合—その2）、第3条（保険金をお支払いする場合—その3）および第4条（保険金をお支払いする場合—その4）①に規定する損害については、その損害の合算額がこの保険証券記載の包括契約の支払限度額と免責金額との合算額を超える場合の超過額
- ② 特別約款第4条②に規定する損害については、その損害額がこの保険証券記載の包括契約の支払限度額を超える場合の超過額

第2条

この保険契約においては、この保険証券記載の保険料率および保険料は暫定とし、保険期間満了（保険契約の解除の場合は、満了とみなします。）後、対象船舶の修繕工事費に基づき算出した確定保険料（最低保険料に関する特別条項に規定する最低保険料に達しない場合は最低保険料とします。）と暫定保険料の差額を精算するものとします。

個別契約保険料精算特別条項

(2021年4月1日改正)

この保険契約においては、この保険証券記載の保険料率および保険料は暫定とし、保険期間満了（保険契約の解除の場合は、満了とみなします。）後、対象船舶の修繕工事費に基づき算出した確定保険料（最低保険料に関する特別条項に規定する最低保険料に達しない場合は最低保険料とします。）と暫定保険料の差額を精算するものとします。

被保険者提供品担保特別条項

(2021年4月1日改正)

第1条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、修繕工事の不良により修繕工事期間中に被保険者提供品に損害が生じた場合には、船舶保険普通保険約款第4条（修繕費）の規定によるその修繕費を船舶修繕者賠償責任保険特別約款第2条（保険金をお支払いする場合—その2）(1)に規定する修繕費に追加し、その特別約款の規定に従い保険金を支払います。ただし、その損害が、対象船舶の修繕工事期間の開始からその修繕工事期間終了後60日以内に発見されたものに限ります。

第2条（修繕工事期間と保険期間の関係）

当会社は、次の損害の修繕費に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険期間開始前に、修繕工事期間が開始した場合は、保険期間開始前に生じた被保険者提供品の損害
- ② 保険期間満了時に、修繕工事期間が終了していない場合は、保険期間満了後に生じた被保険者提供品の損害

第3条（保険金をお支払いしない損害）

当会社は、次の損害の修繕費に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者提供品の欠陥(*)によって損害が生じた場合は、その欠陥の存在する部分の損害
 - ② 航路定限外において生じた被保険者提供品の損害。ただし、本船が試運転を目的としてこの保険証券記載の造船所から水路100浬（被曳航の場合は25浬）の区域内を航行する場合は、この規定を適用しません。
 - ③ 対象船舶に船舶修繕費保険契約が締結された場合に、その保険契約において保険金支払の対象となる損害
- (*) 保険契約者または被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず、発見することができなかった欠陥に限ります。

第4条（修繕未完了の損害）

被保険者が第1条（保険金をお支払いする場合）に規定する損害の修繕を完了する以前に、発注者が本船を修繕工事が施工される場所から移動しようとしてその実行に着手した場合には、第1条の規定により追加される修繕費は、その時の被保険者の造船所における修繕見積額を限度とします。

17. 航路定限

日本全沿岸

(2023年4月1日改正)

- (1) 北緯46度以南、同24度以北および東経146度45分以西、同124度以東の水域。ただし、サハリン、シベリア、朝鮮半島および遼東半島の沿岸（その河川および隣接する諸島を含みます。）を除きます。
- (2) (1) の水域内の港津と次の島嶼（以下「追加島嶼」といいます。）相互間の航行および追加島嶼相互間の航行（八重山列島相互間の航行を含みます。）
- ① 八重山列島
 - ② 沖ノ鳥島
 - ③ 南鳥島
 - ④ 択捉島
 - ⑤ 色丹島
- (3) 沖ノ鳥島を起点に水路25浬の範囲内
- (4) 南鳥島を起点に水路25浬の範囲内
-

日本全沿岸および大韓民国

(2023年4月1日改正)

- (1) 北緯46度以南、同24度以北および東経146度45分以西、同124度以東の水域。ただし、サハリン、シベリア、朝鮮半島および遼東半島の沿岸（その河川および隣接する諸島を含みます。）を除きます。
- (2) (1) の水域内の港津と次の島嶼（以下「追加島嶼」といいます。）相互間の航行および追加島嶼相互間の航行（八重山列島相互間の航行を含みます。）
- ① 八重山列島
 - ② 沖ノ鳥島
 - ③ 南鳥島
 - ④ 択捉島
 - ⑤ 色丹島
- (3) 沖ノ鳥島を起点に水路25浬の範囲内
- (4) 南鳥島を起点に水路25浬の範囲内
- (5) (1) の規定にかかわらず、北緯33度以北、同39度60分以南、東経131度以西、同124度以東の大韓民国沿岸水域を含みます。
-

近海水域（A）

(2021年4月1日改正)

- (1) 北緯46度以南、同21度以北および東経160度以西、同113度以東の水域。ただし、シベリア沿岸（その河川および隣接する諸島を含みます。）ならびに択捉島およびウルップ島を除きます。
- (2) (1) の規定にかかわらず、次の航行をすることができます。
- ① ウラジオストックおよびナホトカへの航行
 - ② 3月15日から11月14日までの間、サハリンならびにニコライエフスクおよびマゴよりウラジオストックに至るシベリア沿岸（その河川および隣接する諸島を含みます。）への航行。ただし、11月14日までに上記地域内の最後の港を航路定限内の港に向けて出帆することを条件とします。
-

近海水域（B）

(2021年4月1日改正)

- (1) 北緯46度以南、南緯11度以北および東経175度以西、同94度以東の水域。ただし、シベリア沿岸（その河川および隣接する諸島を含みます。）ならびに択捉島およびウルップ島を除きます。
- (2) (1) の規定にかかわらず、次の航行をすることができます。
- ① ウラジオストックおよびナホトカへの航行
 - ② 3月15日から11月14日までの間、サハリンならびにニコライエフスクおよびマゴよりウラジオストックに至るシベリア沿岸（その河川および隣接する諸島を含みます。）への航行。ただし、11月14日までに上記地域内の最後の港を航路定限内の港に向けて出帆することを条件とします。
-

世界水域

(2021年4月1日改正)

世界航路。ただし、次の水域を除きます。

- (1) 北アメリカ大西洋沿岸（その河川および隣接する諸島を含みます。）の次の水域
 - ① 北緯52度10分以北、西経50度以西の水域
 - ② 12月21日から4月30日までの間、セント・ローレンス湾（バトル・ハーバーとピストレ湾、レイ岬とノース岬、ホークスベリー港とマルグレーブ港およびベイ・コモーとマターンを結ぶ線により囲まれた水域）
 - ③ 12月1日から4月30日までの間、ベイ・コモーとマターンを結ぶ線以西、モントリオール以東のセント・ローレンス川
 - (2) 五大湖およびモントリオール以西（モントリオールを除きます。）のセント・ローレンス水路
 - (3) グリーンランド水域
 - (4) 西経130度50分以西の北アメリカ太平洋沿岸（その河川および隣接する諸島を含みます。）および北緯54度30分以北、西経160度以東の北太平洋水域。ただし、航路定限内の諸港間航行のために通過する場合を除きます。
 - (5) バルチック海の次の水域
 - ① 12月10日から5月25日までの間、モー（北緯63度24分）とヴァーサ（北緯63度06分）を結ぶ線以北の水域（モーおよびヴァーサを除きます。）
 - ② 12月15日から5月15日までの間、ヴィープリ（東経28度47分）とナルヴァ（東経28度12分）を結ぶ線以東の水域（ヴィープリおよびナルヴァを除きます。）
 - ③ 1月8日から5月5日までの間、ストックホルム（北緯59度20分）とターリン（北緯59度24分）を結ぶ線以北の水域（ストックホルムおよびターリンを除きます。）
 - ④ 12月28日から5月5日までの間、北緯59度以南、東経22度以東の水域
 - (6) 北緯70度以北の水域。ただし、ノルウェイ沿岸（その河川および隣接する諸島を含みます。）またはコラ湾へ往復航行する場合を除きます。
 - (7) ベーリング海
 - (8) シベリア沿岸（その河川および隣接する諸島を含みます。）および北緯46度以北、東経180度以西のアジア水域。ただし、次に記載するものを除きます。
 - ① ウラジオストックおよびナホトカ
 - ② 3月15日から11月14日までの間にサハリンならびにニコライエフスクおよびマゴよりウラジオストックに至るシベリア沿岸（その河川および隣接する諸島を含みます。）への航行。ただし、11月14日までに上記地域内の最後の港を航路定限内の港に向けて出帆することを条件とします。
 - ③ 航路定限内の諸港間航行のための通過
 - (9) ケルゲレン島およびクロセット諸島
 - (10) 南緯50度以南の水域。ただし、次に記載するものを除きます。
 - ① パタゴニア、チリおよびフォークランド諸島
 - ② 航路定限内の諸港間航行のための通過
-

瀬戸内海

(2002年3月28日改正)

八幡岬／八幡岬から359度30分2,000メートルの地点／馬島西端／村崎鼻線以東、日の御崎／蒲生田崎線以北、由良崎／鶴見崎線以北の水域

東京湾

(2021年4月1日改正)

神奈川県三崎と千葉県洲崎を結ぶ線以北の水域（城ヶ島を含みます。）

鹿児島湾

鹿児島県長崎鼻と同県立目崎を結ぶ線以北の水域

沖縄本島周辺

(2021年4月1日改正)

沖縄本島周辺。ただし、次の4線により囲まれた沖縄本島を含む水域とします。

- ① 北緯27度10分・東経128度00分と北緯26度20分・東経126度35分を結ぶ線

- ② 北緯26度20分・東経126度35分と北緯25度55分・東経127度50分を結ぶ線
 - ③ 北緯25度55分・東経127度50分と北緯26度45分・東経128度30分を結ぶ線
 - ④ 北緯26度45分・東経128度30分と北緯27度10分・東経128度00分を結ぶ線
-

平水区域第1号

千葉県富津岬から神奈川県観音崎灯台まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

.....

平水区域第2号

静岡県御浜崎から同県清水灯台まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

.....

平水区域第3号

愛知県伊良湖岬灯台から三重県神島灯台から180度2,000メートルの地点まで引いた線、同地点から同県菅島灯台まで引いた線、同灯台から同県松ヶ鼻まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

.....

平水区域第4号

三重県菅崎から同県安乗崎まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

.....

平水区域第5号

三重県城山崎から同県御座崎まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

.....

平水区域第6号

和歌山県駒崎から同県灯明崎まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

.....

平水区域第7号

和歌山県宮崎ノ鼻から同県田倉崎から236度2,000メートルの地点まで引いた線、同地点から兵庫県淡路島生石鼻まで引いた線、同島江崎灯台から330度に引いた線および陸岸により囲まれた水域

.....

平水区域第8号

兵庫県加古川口左岸突端から同県加島東端まで引いた線、同島東端から香川県小豆島大角鼻灯台まで引いた線、同灯台から同県馬ヶ鼻まで引いた線、愛媛県忽那山から山口県平郡島南東端から180度2,000メートルの地点まで引いた線、同地点から同県八島洲崎まで引いた線、同島鉢崎から同県祝島烏帽子鼻まで引いた線、同島西端から同県尾島西端まで引いた線、同島西端から同県野島南端まで引いた線、同島西端から同県三田尻中閑港築地東防波堤南灯台から137度5,200メートルの地点まで引いた線、同地点から同県丸尾崎まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

.....

平水区域第10号

(2021年4月1日改正)

山口県宇部岬港沖防波堤東灯台から90度600メートルの地点から258度20,000メートルの地点まで引いた線、同地点から180度に引いた線、福岡県八幡岬から359度30分2,000メートルの地点まで引いた線、同地点から同県馬島西端まで引いた線、同島西端から山口県村崎鼻まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

.....

平水区域第11号

愛媛県女子鼻から同県大崎灯台から290度4,000メートルの地点まで引いた線、同地点から同県嘉島宇和嘉島灯台まで引いた線、同灯台から同県戸島西端まで引いた線、同島西端から同県須下崎灯台まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第12号

大分県臼石鼻から同県関崎灯台から90度2,000メートルの地点まで引いた線、同地点から同県沖無垢島東端まで引いた線、同島東端から同県高甲岩灯台まで引いた線、同灯台から同県先ノ瀬灯台まで引いた線、同灯台から同県鶴御崎まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第13号

鹿児島県小根占崎から同県金比羅ノ鼻まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第14号

鹿児島県奄美群島奄美大島神ノ鼻から加計呂麻島カネンテ崎まで引いた線、同島西端から江仁屋離西端まで引いた線、江仁屋離西端から奄美大島曾津高崎まで引いた線、同島曾津高崎から枝手久島戸倉崎まで引いた線、同島戸倉崎から奄美大島倉木崎まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第15号

沖縄県沖縄群島沖縄島金武岬から43度5,500メートルの地点から伊計島灯台から73度1,900メートルの地点まで引いた線、同地点から浮原島東端まで引いた線、同島東端から久高島灯台から147度2,500メートルの地点まで引いた線、同地点から沖縄島知念岬まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第16号

沖縄県沖縄群島沖縄島渡久地港本部防波堤灯台から154度4,000メートルの地点から水納島灯台から248度2,200メートルの地点まで引いた線、同地点から0度2,000メートルの地点まで引いた線、同地点から68度に引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第17号

沖縄県沖縄群島沖縄島備瀬崎灯台から99度9,200メートルの地点から古宇利島北端まで引いた線、同島北端から115度に引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第18号

沖縄県慶良間列島渡嘉敷島阿波連崎から外地島南端まで引いた線、同島南端から阿嘉島南西端まで引いた線、同島南西端から屋嘉比島南端まで引いた線、同島北端から座間味島西端まで引いた線、同島北東端から渡嘉敷島北端まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第19号

沖縄県宮古列島宮古島南端から来間島南端まで引いた線、同島南西端から下地島南西端まで引いた線、同島北西端から伊良部島北端まで引いた線、同島北端から池間島北西端まで引いた線、同島北端から大神島北端まで引いた線、同島東端から宮古島ピンフ岳まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第20号

沖縄県八重山列島石垣島白保崎から黒島南端まで引いた線、同島南端から新城島（下地）南端まで引いた線、同島南西端から309度に引いた線、西表島野原崎から石垣島大崎まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第21号

沖縄県八重山列島西表島宇奈利崎西端から外離島北西端まで引いた線、同島北西端から西表島八重目崎まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第22号

鹿児島県黒之浜港西防波堤灯台から193度200メートルの地点から同県長島南端まで引いた線、同島大崎から熊本県下須島尾崎まで引いた線、同島ビシャゴ瀬ノ鼻から同県天草下島鶴崎まで引いた線、同島シラタケ鼻から長崎県瀬詰崎まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第23号

長崎県三重崎から同県野母崎まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第24号

長崎県才ノ鼻から同県崎戸島南西端まで引いた線、同島南西端から同県御床島西端まで引いた線、同島西端から同県蠣ノ浦島鶴崎まで引いた線、同島鶴崎から同県平戸島坊山崎まで引いた線、同島魚見崎から同県大瀬崎まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第24号の2

長崎県五島列島中通島入鹿鼻から若松島白崎まで引いた線、同島ビシャゴ鼻から中通島焼崎鼻まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第25号

長崎県対馬上島鴨居瀬港西防波堤灯台から82度1,000メートルの地点から黒島北端まで引いた線、同島南端から下島折瀬鼻まで引いた線、同島綱掛崎から307度に引いた線、同島郷崎から上島小松崎まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第26号

佐賀県值賀崎から同県向島北端まで引いた線、同島北端から長崎県黒島北西端まで引いた線、同島北西端から同県青島北西端まで引いた線、同島北西端から同県津崎まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第27号

福岡県串崎から佐賀県神集島北端まで引いた線、同島北端から同県加部島北端まで引いた線、同島北端から同県波戸岬まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第28号

福岡県志賀島大崎から同県西浦岬まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第29号

山口県泊崎から185度に引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第30号

山口県虎ヶ崎から同県青海島東端まで引いた線、同島北西端から同県今岬まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第31号

島根県隱岐諸島中ノ島木路ヶ崎から知夫里島東端まで引いた線、同島帶ヶ崎から西ノ島漕廻鼻まで引いた線、同島北東端から中ノ島北端まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第32号

島根県地蔵崎から鳥取県日野川口右岸突端まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第33号

京都府鷺崎から同府博奕岬まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第34号

福井県小山ノ鼻から同県鋸崎まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第35号

福井県岡崎から同県立石岬まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第36号

石川県能登小木港犬山灯台から富山県小矢部川口右岸突端まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第37号

青森県貝崎から同県明神崎まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第38号

北海道大鼻岬から同道葛登支岬まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第39号

北海道尻別川口右岸突端から同道弁慶岬まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第40号

北海道高島岬から137度に引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第40号の2

北海道野付埼灯台から249度に引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第41号

北海道末広崎から同道大黒島砂崎まで引いた線、同島南端から同道尻羽崎まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第42号

岩手県姉ヶ崎から同県閉伊崎まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第43号

岩手県小根ヶ崎から同県館ヶ崎まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第44号

岩手県七戸崎から同県長崎まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第45号

岩手県尾崎から同県馬田岬まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第46号

岩手県コオリ崎から同県碁石崎灯台まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第47号

宮城県御崎岬から同県大島陸前大島灯台から150度1,000メートルの地点まで引いた線、同地点から同県岩井崎まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第48号

宮城県白銀崎から同県出島北端まで引いた線、同島四子ノ崎から同県大貝崎まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第48号の2

宮城県渡波尾崎灯台から274度30分10,300メートルの地点まで引いた線、同地点から341度に引いた線および陸岸により囲まれた水域

平水区域第49号

宮城県宮戸島萱野崎から同県花淵崎まで引いた線および陸岸により囲まれた水域

漁船航路定限 (1)

(1990年4月1日改正)

東経94度以東、東経180度以西、北緯48度以南、南緯13度以北の太平洋およびインド洋

漁船航路定限 (2)

(2021年4月1日改正)

東経20度以東、北緯50度以南、南緯50度以北の太平洋およびインド洋。ただし、次の水域および航行を除きます。

- ① 北緯48度以北、西経135度以西の太平洋
- ② ケルゲレン島およびクロセット諸島への航行

漁船航路定限 (3)

(2021年4月1日改正)

北緯50度以南、南緯50度以北の太平洋、南緯50度以北のインド洋および北緯60度以南、南緯50度以北の大西洋。ただし、次の水域および航行を除きます。

- ① 北緯48度以北、西経135度以西の太平洋
- ② 北緯43度40分以北、西経20度以西の大西洋
- ③ バルチック海
- ④ ケルゲレン島およびクロセット諸島への航行

1 / 7 / 76

INSTITUTE WARRANTIES

1. Warranted no : ---

- (a) Atlantic Coast of North America, its rivers or adjacent islands,
 - (i) north of 52°10' N. Lat. and west of 50° W. Long. ;
 - (ii) south of 52°10' N. Lat. in the area bounded by lines drawn between Battle Harbour/Pistolet Bay; Cape Ray/Cape North ; Port Hawkesbury/Port Mulgrave and Baie Comeau/Matane, between 21st December and 30th April both days inclusive.
 - (iii) west of Baie Comeau/Matane (but not west of Montreal) between 1st December and 30th April both days inclusive.
- (b) Great Lakes or St. Lawrence Seaway West of Montreal
- (c) Greenland Waters
- (d) Pacific Coast of North America its rivers or adjacent islands north of 54°30' N. Lat., or west of 130°50' W. Long.

2. Warranted no Baltic Sea or adjacent waters east of 15° E. Long.

- (a) North of a line between Mo (63°24' N. Lat.) and Vasa (63°06' N. Lat.) between 10th December and 25th May b.d.i.
- (b) East of a line between Viipuri (Vyborg) (28°47' E. Long.) and Narva (28°12' E. Long.) between 15th December and 15th May b.d.i.
- (c) North of a line between Stockholm (59°20' N. Lat.) and Tallinn (59°24' N. Lat.) between 8th January and 5th May b.d.i.
- (d) East of 22° E. Long. and south of 59° N. Lat. between 28th December and 5th May b.d.i.

3. Warranted not North of 70° N. Lat. other than voyages direct to or from any port or place in Norway or Kola Bay.

4. Warranted no Bering Sea, no East Asian waters north of 46° N. Lat. and not to enter or sail from any port or place in Siberia except Nakhodka and/or Vladivostock.

5. Warranted not to proceed to Kerguelen and/or Croset Islands or south of 50° S. Lat., except to ports and/or places in Patagonia and/or Chile and/or Falkland Islands, but liberty is given to enter waters south of 50° S. Lat., if en route to or from ports and/or places not excluded by this warranty.

6. Warranted not to sail with Indian Coal as cargo : ---

- (a) between 1st March and 30th June, b.d.i.
- (b) between 1st July and 30th September, b.d.i., except to ports in Asia, not West of Aden or East of or beyond Singapore.

INSTITUTE WARRANTIES

WITH CLAUSE 6. DELETED

1. Warranted no : ---

- (a) Atlantic Coast of North America, its rivers or adjacent islands,
 - (i) north of $52^{\circ}10'$ N. Lat. and west of 50° W. Long. ;
 - (ii) south of $52^{\circ}10'$ N. Lat. in the area bounded by lines drawn between Battle Harbour/Pistolet Bay; Cape Ray/Cape North ; Port Hawkesbury/Port Mulgrave and Baie Comeau/Matane, between 21st December and 30th April both days inclusive.
 - (iii) west of Baie Comeau/Matane (but not west of Montreal) between 1st December and 30th April both days inclusive.
 - (b) Great Lakes or St. Lawrence Seaway West of Montreal
 - (c) Greenland Waters
 - (d) Pacific Coast of North America its rivers or adjacent islands north of $54^{\circ}30'$ N. Lat., or west of $130^{\circ}50'$ W. Long.

2. Warranted no Baltic Sea or adjacent waters east of 15° E. Long.

 - (a) North of a line between Mo ($63^{\circ}24'$ N. Lat.) and Vasa ($63^{\circ}06'$ N. Lat.) between 10th December and 25th May b.d.i.
 - (b) East of a line between Viipuri (Vyborg) ($28^{\circ}47'$ E. Long.) and Narva ($28^{\circ}12'$ E. Long.) between 15th December and 15th May b.d.i.
 - (c) North of a line between Stockholm ($59^{\circ}20'$ N. Lat.) and Tallinn ($59^{\circ}24'$ N. Lat.) between 8th January and 5th May b.d.i.
 - (d) East of 22° E. Long. and south of 59° N. Lat. between 28th December and 5th May b.d.i.

3. Warranted not North of 70° N. Lat. other than voyages direct to or from any port or place in Norway or Kola Bay.

4. Warranted no Bering Sea, no East Asian waters north of 46° N. Lat. and not to enter or sail from any port or place in Siberia except Nakhodka and/or Vladivostock.

5. Warranted not to proceed to Kerguelen and/or Croset Islands or south of 50° S. Lat., except to ports and/or places in Patagonia and/or Chile and/or Falkland Islands, but liberty is given to enter waters south of 50° S. Lat., if en route to or from ports and/or places not excluded by this warranty.

6. Warranted not to sail with Indian Coal as cargo : ---

 - (a) between 1st March and 30th June, b.d.i.
 - (b) between 1st July and 30th September, b.d.i., except to ports in Asia, not West of Aden or East of or beyond Singapore.

1 / 4 / 2010

Bering Sea and East Asian Waters Transit Clause

Notwithstanding anything contained in this Insurance to the contrary, it is hereby agreed that when on through voyages between the ports or places within the INSTITUTE WARRANTIES under the Policy, the Vessel may navigate the Bering Sea and the East Asian Waters north of 46° N. Lat. and west of 180° E. Long. provided that

- 1) the Vessel has on board the appropriate hydrographic charts corrected up to date,
 - 2) entry to Bering Sea is made through the Unimak Pass and exit west of Buldir Island or Vice Versa and
 - 3) the vessel is equipped and properly fitted with marine radar, a satellite navigator or loran, sonic depth sounding apparatus and gyro compass all fully operational and manned by qualified personnel

(In case of passing through Bering Sea, alternatively the Vessel may enter or leave through the Amchitka, Amukta or Attu Passes, but only when equipped and properly fitted with marine radar, loran or a satellite navigator, sonic depth sounding apparatus, gyro compass and a weather facsimile recorder, all fully operational and manned by qualified personnel).

18. 承諾書に適用される特別条項

保険料精算特別条項（承諾書用）

(2021年4月1日改正)

この保険契約においては、この承諾書記載の保険料率および保険料は暫定とし、保険料率が確定した後、その確定した料率に従って算出した確定保険料と暫定保険料の差額を精算するものとします。

氷による損傷修繕費不担保特別条項（承諾書用）

(2021年4月1日改正)

当会社は、被保険船舶がこの承諾書において承諾した航路定限外航行中または航路定限拡張区域航行中に氷と衝突または接触し、これによって被保険船舶が被った損傷の修繕費に対しては、保険金を支払いません。ただし、その損傷が保険事故による損害（氷との衝突または接触による損害を除きます。）を防止軽減するために生じた場合には、この規定を適用しません。

航海の条件に関する特別条項（承諾書用）

(2021年4月1日改正)

当会社は、この承諾書記載の航海の条件の全部または一部に反する事実が発生した場合には、その事実が発生した時以後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、当会社が書面により承諾したときは、この規定を適用しません。

新旧両証券にまたがる承諾特別条項

(2021年4月1日改正)

第1条

当会社は、この承諾書において承諾した事実がなくなる以前に、この保険契約の保険期間が満了した場合において、保険契約者が当会社と次のいずれかの手続きを行わないときには、この保険契約の保険期間満了後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① この保険契約の更新
- ② この承諾した事実がなくなるまでの保険期間の延長

第2条

(1) 保険契約者がこの保険契約を更新した場合には、それ以後に発生したこの承諾にかかる当会社の責任は、更新された保険契約（以下「更新保険契約」といいます。）の内容に従うものとします。

(2) 更新保険契約の内容が、この保険契約の内容に比較し、この承諾にかかる当会社の責任が増加または軽減した場合の取扱いは次のとおりとします。

- ① この承諾にかかる当会社の責任が増加した場合には、保険契約者は、さらに当会社の請求する割増保険料を支払わなければなりません。
- ② この承諾にかかる当会社の責任が軽減した場合には、当会社は、既に支払われた割増保険料の一部を返還します。

全損時等の保険料追加払特別条項（承諾書用）

(2021年4月1日制定)

第1条

当会社が次の保険金を支払う場合には、保険契約者は、この承諾の承諾期間1年に対応する割増保険料からこの承諾書記載の保険料を差し引いた残額（以下「追加払額」といいます。）を当会社に支払わなければなりません。

- ① この保険契約に次のいずれかの特別約款が適用されるときには、その特別約款による全損としての保険金

船舶保険第2種特別約款

船舶保険第2種特別約款（衝突損害賠償金付）

船舶保険第5種特別約款

船舶保険第6種特別約款

船舶戦争保険特別約款

船舶水雷保険特別約款

船舶水雷保険特別約款（作業船用）

- ② この保険契約に船費保険第1種特別約款（A）または船費保険第1種特別約款（A）（3/4RDC用）のいずれかの特別約款が適用されるときには、その特別約款第1条の規定による保険金

- ③ この保険契約に次のいずれかの特別約款が適用されるときには、その特別約款の規定によるこの保険証券記載の支払限度額に達する保険金
船主責任保険特別約款
船主責任総合保険特別約款
漁船船主責任保険特別約款
曳航者賠償責任保険特別約款
新オフハイヤー総合補償保険特別約款
 - ④ この保険契約に次のいずれかの特別約款が適用されるときには、その特別約款の規定によるこの保険証券記載の通算支払限度日数の相当額の保険金
船舶不稼働損失保険特別約款（A）
船舶不稼働損失保険特別約款（B）
船舶不稼働損失戦争保険特別約款

第2条

当会社が第1条①から④までに規定する保険金を支払う時までに、追加払額の支払がない場合には、当会社は、その保険金から追加払額を差し引きます。

.....

航路定限外航行の条件に関する特別条項（承諾書用）

(2022年4月1日制定)

当会社は、以下に規定する条件の全部または一部に反する事実が発生した場合は、その事実が発生した時以後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、当会社が書面により承諾したときは、この規定を適用しません。

- (1) 被保険船舶は、次に掲げる装置を装備していること。

 - ① 2基の独立したレーダーセット
 - ② 1つ以上の全地球航法衛星システム(米国の GPS、ロシアの GLONASS、欧州の Galileo、中国の Compass など)
 - ③ 無線トランシーバーおよび GMDSS
 - ④ 天候図ファックス記録装置、または、これに代わる気象情報および航路情報を受信するための装置
 - ⑤ 北緯70度以北を航行するときは、製造者またはその代理店が承認した緯度補正を施したジャイロコンパス

(2) (1)に規定するいずれの場合においても、すべての航行補助装置、レーダー、アルパ(自動衝突予防援助装置)、エコーサウンダー、スピードログ、ナブテックス、コンパス、クロノメーター、通信システム等が完全に作動し、有資格者によって操作されていること。

(3) 被保険船舶は、船員への最新の通知に基づいて更新された適切な航海用海図、航海指示書、無線信号のリスト、ログ信号、灯火、水先案内書を所持していること。

(4) 被保険船舶は、該当する沿岸国当局によって規定されたすべての水先案内要件、交通規制および管制を遵守すること。

19. 保険金の支払先に関する条項

保険金の支払先に関する条項（A）

- (1) 当会社は、船舶保険普通保険約款第3条（全損）に規定する全損以外の損害に対して保険金を支払う場合には、この保険証券記載の支払先に支払うものとします。
 - (2) この保険契約に基づく保険金請求権について、質権が設定されている場合には、質権者に支払うものとします。
-

保険金の支払先に関する条項（B）

- (1) 当会社は、保険金を支払う場合には、この保険証券記載の支払先に支払うものとします。
 - (2) この保険契約に基づく保険金請求権について、質権が設定されている場合には、質権者に支払うものとします。
-

保険金の支払先に関する条項（C）

- (1) 当会社は、船舶保険普通保険約款第3条（全損）に規定する全損としての保険金を支払う場合には、この保険証券記載の支払先に支払うものとします。
 - (2) (1) 以外の場合には、保険契約者に支払うものとします。
 - (3) この保険契約に基づく保険金請求権について、質権が設定されている場合には、質権者に支払うものとします。
-

保険金の支払先に関する条項（一般用）

- (1) 当会社は、船舶保険普通保険約款第3条（全損）に規定する全損としての保険金、または船舶保険普通保険約款第3条（全損）に規定する全損以外の損害に対して保険金を支払う場合には、それぞれこの保険証券記載の支払先に支払うものとします。
 - (2) この保険契約に基づく保険金請求権について、質権が設定されている場合には、質権者に支払うものとします。
-

保険金の支払先に関する条項（裸用船用）

- (1) 当会社は、船舶保険普通保険約款第3条（全損）に規定する全損としての保険金を支払う場合には、被保険者に支払うものとします。
 - (2) (1) 以外の場合には、保険契約者に支払うものとします。
 - (3) この保険契約に基づく保険金請求権について、質権が設定されている場合には、質権者に支払うものとします。
-

保険金の支払先に関する条項（共有船用）

- (1) 当会社は、船舶保険普通保険約款第3条（全損）に規定する全損としての保険金を支払う場合には、被保険者の被保険利益の割合に応じて、それぞれに直接支払うものとします。
 - (2) (1) 以外の場合には、保険契約者に支払うものとします。
 - (3) この保険契約に基づく保険金請求権について、質権が設定されている場合には、質権者に支払うものとします。
-

保険金の支払先に関する条項

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構との共有船用）

- (1) 当会社は、船舶保険普通保険約款第3条（全損）に規定する全損としての保険金を支払う場合には、被保険者の被保険利益の割合に応じて、それぞれに直接支払うものとします。
 - (2) (1) 以外の場合には、保険契約者に支払うものとします。
 - (3) 船舶保険普通保険約款第44条（未払保険料の保険金からの控除）に規定する未払込保険料の控除は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構以外の被保険者が受取るべき保険金から差し引くものとします。
 - (4) この保険契約に基づく保険金請求権について、質権が設定されている場合には、質権者に支払うものとします。
-

保険金の支払先に関する条項（船主責任総合保険用）

（2021年4月1日改正）

当会社は、保険金を支払う場合には、この保険証券記載の支払先に支払うものとします。

・・・・・

保険金の支払先に関する条項（船舶不稼働用）

- (1) 当会社は、この保険契約において保険金を支払う場合には、被保険者の被保険利益の割合に応じて支払うものとします。
 - (2) この保険契約に基づく保険金請求権について、質権が設定されている場合には、質権者に支払うものとします。
- ・・・・・

保険金の支払先に関する条項（船舶建造用）

- (1) 当会社は、船舶保険普通保険約款第3条（全損）に規定する全損としての保険金を支払う場合には、被保険者および発注者のそれぞれの持分に応じて、直接支払うものとします。
 - (2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払うものとします。
 - (3) この保険契約に基づく保険金請求権について、質権が設定されている場合には、質権者に支払うものとします。
- ・・・・・

保険金の支払先に関する条項（船舶修繕用）

- (1) 当会社は、船舶保険普通保険約款第3条（全損）に規定する全損としての保険金を支払う場合には、被保険者の被保険利益の割合に応じて、それぞれに直接支払うものとします。
 - (2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払うものとします。
 - (3) この保険契約に基づく保険金請求権について、質権が設定されている場合には、質権者に支払うものとします。
- ・・・・・

保険金の支払先に関する条項（船舶建造・船舶修繕用）

- (1) 当会社は、船舶保険普通保険約款第3条（全損）に規定する全損としての保険金を支払う場合には、被保険者の被保険利益の割合に応じて、それぞれに直接支払うものとします。
- (2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払うものとします。
- (3) この保険契約に基づく保険金請求権について、質権が設定されている場合には、質権者に支払うものとします。



お問い合わせ先

事故のご連絡・ご相談は

事故受付センター(東京海上日動安心110番)

0120-575-110

(マリン専用ダイヤル)

受付時間: 24時間365日

東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp